

第2章 オーストラリアEPAの原産地規則 （広義の総則的規定）の逐条解釈

I. 序

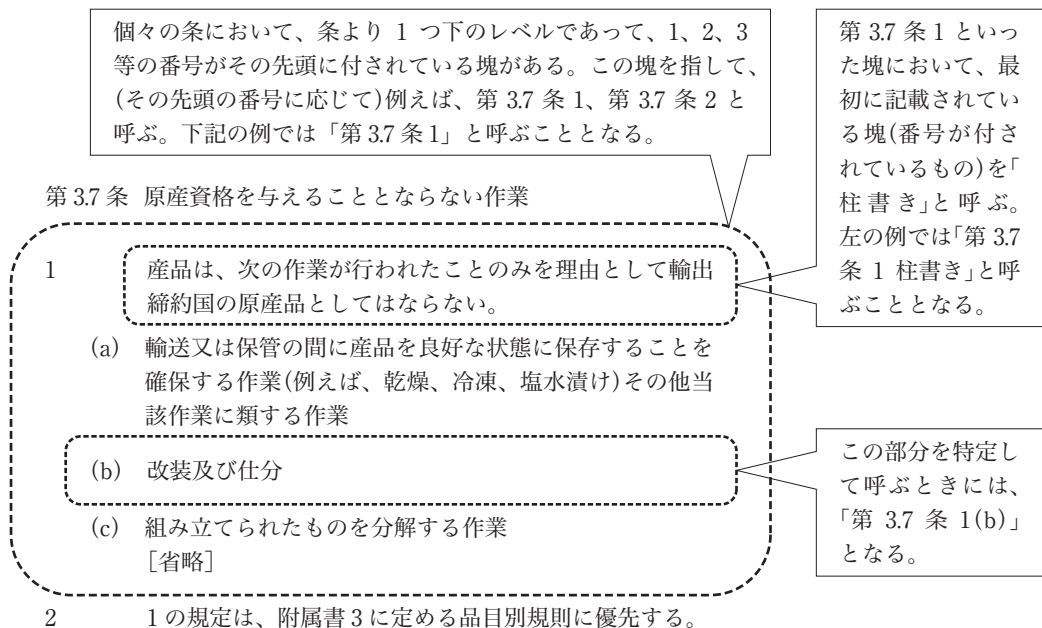
本章においては、オーストラリアEPAの第3章（原産地規則）の条文について、逐条解釈を行うこととする。

本章において用いられる「本協定」、「本EPA」、「協定（第〇条）」という表現は、特に断りがない限りは、いずれもオーストラリアEPAを指すものとする。

また、「第●条」、「附属書3」という表記も、特に断りがない限りは、それぞれ「オーストラリアEPA第●条」、「オーストラリアEPA附属書3」を指すものとする。

また、「第3.7条1」、「第3.7条1柱書き」、「第3.8条柱書き」等の表現を用いるが、その意味については、図3-2を参照のこと。

図3-2



第3.8条 積送

次のいずれかの場合には、産品は、原産品とみなさない。

この部分は、「第3.8条柱書き」と呼ぶこととなる。

- (a) 輸出締約国の区域外において引き続き生産その他の作業（輸入締約国の要件を満たすための再こん包及びラベルの貼替え、積送される貨物の分割、積卸し、蔵置並びに当該産品を良好な状態に保存するため又は輸入締約国に輸送するために必要なその他の作業であつて、産品の積替え及び一時蔵置の間に行われるものを除く。）が行われる場合
- (b) 産品が一又は二以上の第三国にある間、当該産品が当該第三国の税関管理の下に置かれていない場合

II. 逐条解釈

第3.1条 定義（Article 3.1 Definitions）

本条は、オーストラリアEPA第3章（原産地規則）における用語の定義を定める条文である。

本条に掲げる用語の定義のうち、(a) から (f)、(h) から (j) については、必要に応じてそれぞれ関連の深い条文において併せて説明を行うこととする。

以下においては、本条の柱書き、サブパラグラフ (g)（「材料」）及びサブパラグラフ (k)（「生産」）について説明を行うこととする。

用語の説明に入る前に、日本の14本のEPAの原産地規則において、どのような定義が定められているかを、概観してみよう。

14本のEPAにおけるそれら定義の比較対照表を表3-16に掲げたので、参照されたい。なお、同表においては、後述する通りメキシコEPAとNAFTAとを比較するとの観点からNAFTAにおける原産地規則に関連する定義の規定も記載した。

表3-16を見ると、以下のような事項を指摘することが可能であろう。

- ・14本のEPAにおいては、概ね共通した概念が定義されているとみなされるが、メキシコEPAに関しては、他のEPAにはない独自の定義が多く規定されていること。
- ・共通する定義に関しては、表現が微妙に異なったものが多いこと。（例えば、「権限を与えられた機関」↔「権限のある政府当局」↔「権限のある当局」、「間接材料」↔「中立的な要素」）

また、表現の微妙な違いに関しては、同表において「材料」に関し、アセアン包括、ベトナム、インドの各EPAでは“materials”、それら以外の11本のEPAにおいては“material”という表現を用いていることが見て取れる。この違いは誤植でもなんでもなく、EPAごとに表現が異なっていることの現れであることに留意されたい。（こういったレベルの差異は他にもいくつかある。）

メキシコEPAにおける定義について、ここでもう少し詳しく見てみよう。

第1部第1章第5節2.でも述べた通り、メキシコEPAにおける原産地規則の規定は、NAFTAの原産地規則の影響を強く受けたものとなっており、定義に関しても以下に述べるような影響を見て取ることが可能である。

- ・メキシコEPAにおける（原産地規則に係る）定義36のうち、21はNAFTAにおいて対応する規定が存在すること
- ・メキシコEPAにおいて定義されているが、他の13本のEPAにおいては定義されていない14の用語（下記参照）のうち、下線を付した7つの用語についてはNAFTAに対応する規定が存在すること

表3

オーストラリア	シンガポール	NAFTA	メキシコ	マレーシア	フィリピン	チリ	タイ
権限を与えられた機関 (authorised body) 第3.1条(a)	—	—	権限のある政府当局 (competent governmental authority) 第49条1(c)	権限のある政府当局 (competent governmental authority) 第27条(a)	権限のある政府当局 (competent governmental authority) 第28条(a)	権限のある当局 (competent authority) 附属書3	権限のある政府当局 (competent governmental authority) 第27条(a)
—	—	—	権限を与えられた代理人 (authorized representative) 第49条1(a)	—	—	—	—
—	—	—	—	—	—	—	—
—	—	commercial importation 第514条	商業上の輸入 (commercial importation) 第49条1(b)	—	—	—	—
税関当局 (customs authority) 第1.2条(e)	—	customs administration 第514条	税関当局 (customs authority) 第49条1(d)	税関当局 (customs authority) 第27条(b)	税関当局 (customs authority) 第28条(b)	税関当局 (customs authority) 第11条(d)	税関当局 (customs authority) 第27条(b)
関税評価協定 (Agreement on Customs Valuation) 第1.2条(b)	—	—	関税評価協定 (Customs Valuation Code) 第38条(a)	—	—	関税評価協定 (Agreement on Customs Valuation) 第11条(a)	—
—	—	determination of origin 第514条	原産品であるか否かの決定 (determination of origin) 第49条1(e)	—	—	—	—
—	—	—	直接経費 (direct overhead) 第38条(b)	—	—	—	—

-16

ブルネイ	インドネシア	アセアン包括	ベトナム	スイス	インド	ペルー
権限のある政府当局 (competent governmental authority) 第23条(a)	権限のある政府当局 (competent governmental authority) 第28条(a)	権限のある政府当局 (competent governmental authority) 附属書4第1規則(a)	権限のある政府当局 (competent governmental authority) 附属書3第1規則	権限のある政府当局 (competent governmental authority) 附属書2第1条(b)	権限のある政府当局 (competent governmental authority) 附属書3第1規則	権限のある当局(competent authority) 第28条(b)
—	—	—	—	—	—	—
—	—	—	—	—	—	発給機関 (certification body) 第38条(a)
—	—	—	—	—	—	—
税関当局 (customs authority) 第2条(b)	税関当局 (customs authority) 第2条(b)	税関当局 (customs authority) 第23条(a)	税関当局 (customs authority) 第2条(b)	税関当局 (customs authority) 附属書2第1条(c)	税関当局 (customs authority) 第3条(a)	税関当局 (customs authority) 第4条(c)
—	—	—	—	—	—	—
—	—	—	—	—	—	—
—	—	—	—	—	—	—

第3部 EPA 原産地規則（広義の総則的規定）の逐条解釈

—	—	exporter in the territory of a Party 第514条	輸出者(exporter) 第49条1(f)	輸出者(exporter) 第27条(c)	輸出者(exporter) 第28条(c)	輸出者(exporter) 第54条(a)	輸出者(exporter) 第27条(c)
—	—	—	—	—	—	—	—
当該締約国の工船 (factory ships of the Party) 第3.1条(b)	—	—	締約国の工船(factory ships of a Party) 第38条(c)	締約国の工船(factory ships of the Country) 第27条(d)	締約国の工船(factory ships of the Party) 第28条(d)	第29条(原産品(<i>Originating Goods</i>))2(g)に同旨の規定あり。	締約国の工船(factory ships of the Party) 第27条(d)
当該締約国の船舶 (vessels of the Party) 第3.1条(b)	—	—	締約国の船舶(vessels of a Party) 第38条(c)	締約国の船舶(vessels of the Country) 第27条(d)	締約国の船舶(vessels of the Party) 第28条(d)	第29条(原産品(<i>Originating Goods</i>))2(f)に同旨の規定あり。	締約国の船舶(vessels of the Party) 第27条(d)
—	—	F.O.B. 第415条	本船渡し(F.O.B.) 第38条(d)	—	—	本船渡し(F.O.B.) 第54条(b)	—
代替性のある産品 (fungible goods) 第3.1条(c)	代替性のある締約国の原産品 (fungible originating goods of a Party) 第22条(d)	fungible goods or fungible materials 第415条	代替性のある産品 (fungible goods) 第38条(e)	代替性のある締約国の原産品 (fungible originating goods of a Country) 第27条(e)	代替性のある締約国の原産品 (fungible originating goods of a Party) 第28条(e)	代替性のある産品 (fungible goods) 第54条(c)	代替性のある産品 (fungible goods) 第27条(e)
代替性のある材料 (fungible materials) 第3.1条(c)	代替性のある締約国の原産材料 (fungible originating materials of a Party) 第22条(d)	fungible goods or fungible materials 第415条	代替性のある材料 (fungible materials) 第38条(f)	代替性のある締約国の原産材料 (fungible originating materials of a Country) 第27条(e)	代替性のある締約国の原産材料 (fungible originating materials of a Party) 第28条(e)	代替性のある材料 (fungible materials) 第54条(c)	代替性のある材料 (fungible materials) 第27条(e)

輸出者(ex- porter) 第23条(b)	輸出者(ex- porter) 第28条(b)	—	輸出者(ex- porter) 第23条(b)	輸出者(ex- porter) 附属書2第 1条(d)	輸出者(ex- porter) 第23条(a)	輸出者(ex- porter) 第38条(c)
—	—	—	—	工場渡し価 額 (e x - w o r k s price) 附属書2第 1条(e)	—	—
当該締約国 の 工 船 (factory ships of the Party) 第23条(c)	当該締約国 の 工 船 (factory ships of the Party) 第28条(c)	当該締約国 の 工 船 (factory ships of the Party) 第23条(b)	当該締約国 の 工 船 (factory ships of the Party) 第23条(b)	当該締約国 の 工 船 (factory ships of the Party 附属書2第 1条(f)	当該締約国 の 工 船 (factory ships of the Party) 第23条(b)	当該締約国 の 工 船 (factory ships of the Party) 第38条(d)
当該締約国 の 船 舶 (vessels of the Party) 第23条(c)	当該締約国 の 船 舶 (vessels of the Party) 第28条(c)	当該締約国 の 船 舶 (vessels of the Party) 第23条(b)	当該締約国 の 船 舶 (vessels of the Party) 第23条(b)	当該締約国 の 船 舶 (vessels of the Party) 附属書2第 1条(f)	当該締約国 の 船 舶 (vessels of the Party) 第23条(b)	当該締約国 の 船 舶 (vessels of the Party) 第38条(d)
—	—	—	—	—	—	—
代替性のある締約国の 原 産 品 (fungible originating goods of a Party) 第23条(d)	代替性のある締約国の 原 産 品 (fungible originating goods of a Party) 第28条(d)	—	—	同一の又は 交換可能な 原産品及び 非 原 産 品 (identical and inter- changeable originating and non- originating products) 附属書2第 12条2	代替性のある締約国の 原 産 品 (fungible originating goods of a Party) 第23条(c)	代替性のある 産 品 (fungible goods) 第38条(e)
代替性のある締約国の 原 産 材 料 (fungible originating materials of a Party) 第23条(d)	代替性のある締約国の 原 産 材 料 (fungible originating materials of a Party) 第28条(d)	同一の又は 交換可能な 材 料 (i d e n - t i c a l a n d i n t e r - changeable materials) 第23条(e)	同一の又は 交換可能な 材 料 (i d e n - t i c a l a n d i n t e r - changeable materials) 第23条(e)	—	代替性のある締約国の 原 産 材 料 (fungible originating materials of a Party) 第23条(c)	代替性のある 材 料 (fungible materials) 第38条(e)

第3部 EPA 原産地規則（広義の総則的規定）の逐条解釈

一般的に認められている会計原則 (Generally Accepted Accounting Principles) 第3.1条(d)	一般的に認められている会計原則 (Generally Accepted Accounting Principles) 第22条(e)	—	一般的に認められている会計原則 (Generally Accepted Accounting Principles) 第38条(g)	一般的に認められている会計原則 (Generally Accepted Accounting Principles) 第27条(f)	一般的に認められている会計原則 (Generally Accepted Accounting Principles) 第28条(f)	一般的に認められている会計原則 (Generally Accepted Accounting Principles) 第54条(d)	一般的に認められている会計原則 (Generally Accepted Accounting Principles) 第27条(f)
—	—	—	—	—	—	—	—
—	—	identical or similar goods 第415条 identical goods 第514条	同種の産品 (identical goods) 第49条1(g)	—	—	—	—
輸入者(importer) 第3.1条(e)	—	importer in the territory of a Party 第514条	輸入者(importer) 第49条1(h)	—	輸入者(importer) 第28条(g)	輸入者(importer) 第54条(e)	輸入者(importer) 第27条(g)
間接材料(indirect materials) 第3.1条(f)	—	indirect material 第415条	間接材料(indirect material) 第38条(i)	間接材料(indirect material) 第27条(h)	間接材料(indirect material) 第28条(h)	間接材料(indirect material) 第54条(f)	間接材料(indirect material) 第27条(h)
—	—	—	間接費(indirect overhead) 第38条(j)	—	—	—	—
—	—	intermediate material 第415条、 第514条	中間材料(intermediate material) 第38条(k)	—	—	—	—
材料(material) 第3.1条(g)	材料(material) 第22条(a)	material 第415条、 第514条	材料(material) 第38条(l)	材料(material) 第27条(i)	材料(material) 第28条(i)	材料(material) 第54条(g)	材料(material) 第27条(i)
—	非原産材料(non-originating material) 第22条(b)	—	—	—	—	—	非原産材料(non-originating material) 第27条(j)
—	—	—	—	—	—	—	—

一般的に認められている会計原則 (Generally Accepted Accounting Principles) 第23条(e)	一般的に認められている会計原則 (Generally Accepted Accounting Principles) 第28条(e)	一般的に認められている会計原則 (generally accepted accounting principles) 第23条(c)	一般的に認められている会計原則 (generally accepted accounting principles) 第23条(c)	一般的に認められている会計原則 (generally accepted accounting principles) 附属書2第1条(g)	一般的に認められている会計原則 (Generally Accepted Accounting Principles) 第23条(d)	一般的に認められている会計原則 (Generally Accepted Accounting Principles) 第38条(f)
—	—	産 品 (good) 第23条(d)	産 品 (good) 第23条(d)	—	産 品 (good) 第23条(e)	—
—	—	—	—	—	—	同種の産品 (identical goods) 第38条(g)
輸入者(importer) 第23条(f)	輸入者(importer) 第28条(f)	輸入者(importer) 第23条(f)	輸入者(importer) 第23条(f)	輸入者(importer) 附属書2第1条(h)	輸入者(importer) 第23条(f)	輸入者(importer) 第38条(h)
間接材料 (indirect material) 第23条(g)	間接材料 (indirect material) 第28条(g)	間接材料 (indirect materials) 第34条2	間接材料 (indirect materials) 第34条2	附属書2第11条(中立的な要素 (<i>neutral elements</i>)) に同旨の規定あり。	間接材料 (indirect material) 第23条(g)	第51条(間接材料(<i>Indirect Materials</i>)) に同旨の規定あり。
—	—	—	—	—	—	—
—	—	—	—	—	—	—
材料(material) 第23条(h)	材料(material) 第28条(h)	材料(materials) 第23条(g)	材料(materials) 第23条(g)	材料(material) 附属書2第1条(i)	材料(materials) 第23条(h)	材料(material) 第38条(i)
—	—	—	—	非原産材料 (non-originating material) 附属書2第1条(j)	非原産材料 (non-originating material) 第23条(i)	非原産材料 (non-originating material) 第38条(j)
—	—	原 産 品 (originating good) 第23条(h)	原 産 品 (originating good) 第23条(h)	—	—	—

第3部 EPA 原産地規則（広義の総則的規定）の逐条解釈

原産材料 (originating material) 第3.1条(h)	—	—	—	締約国の原産材料 (originating material of a Country) 第27条(j)	締約国の原産材料 (originating material of a Party) 第28条(j)	締約国の原産材料 (originating material of a Party) 第54条(h)	締約国の原産材料 (originating material of a Party) 第27条(k)
輸送用及び船積み用の こん包材料及びこん包 容器(pack- ing materi- als and containers for trans- portation and ship- ment) 第3.1条(i)	—	—	船積み用に こん包する ためのこん 包材料及び こん包容器 (packing materials and con- tainers for shipment) 第38条 (m)	船積み用の こん包材料 及びこん包 容器(pack- ing materi- als and containers for ship- ment) 第27条(k)	船積み用の こん包材料 及びこん包 容器(pack- ing materi- als and containers for ship- ment) 第28条(k)	船積み用の こん包材料 及びこん包 容器(pack- ing materi- als and containers for ship- ment) 第54条(i)	船積み用の こん包材料 及びこん包 容器(pack- ing materi- als and containers for ship- ment) 第27条(l)
—	—	—	生産者の所 在地(place where the producer is located) 第38条(n)	—	—	—	—
関税上の特 恵待遇 (preferen- tial tariff treatment) 第3.1条(j)	—	preferen- tial tariff treatment 第514条	関税上の特 恵待遇 (preferen- tial tariff treatment) 第49条1 (i)	関税上の特 恵待遇 (preferen- tial tariff treatment) 第27条(l)	関税上の特 恵待遇 (preferen- tial tariff treatment) 第28条(l)	関税上の特 恵待遇 (preferen- tial tariff treatment) 第54条(j)	関税上の特 恵待遇 (preferen- tial tariff treatment) 第27条(m)
—	—	producer 第415条、 第514条	生産者 (produc- er) 第38条(o)	—	—	生産者 (produc- er) 第54条(k)	—
生産(pro- duction) 第3.1条 (k)	生産(pro- duction) 第22条(c)	production 第415条、 第514条	生産(pro- duction) 第38条(p) 第49条1 (j)	生産(pro- duction) 第22条(c)	生産(pro- duction) 第28条 (m)	生産(pro- duction) 第54条(l)	生産(pro- duction) 第27条(n)
—	—	—	—	輸入締約国 の関係当局 (relevant authority of the im- porting Country) 第43条1注 釈	—	—	—
—	—	self-pro- duced ma- terial 第415条	自己生産の 材料(self- produced material) 第38条(q)	—	—	—	—

締約国の原産材料 (originating material of a Party) 第23条(i)	締約国の原産材料 (originating material of a Party) 第28条(i)	原産材料 (originating material) 第23条(h)	原産材料 (originating material) 第23条(h)	—	原産材料 (originating material) 第23条(j)	原産材料 (originating material) 第38条(k)
船積み用の こん包材料及びこん包 容器(pack- ing materi- als and containers for ship- ment) 第23条(j)	船積み用の こん包材料及びこん包 容器(pack- ing materi- als and containers for ship- ment) 第28条(j)	輸送用及び 船積み用の こん包材料及びこん包 容器(pack- ing materi- als and containers for trans- portation and ship- ment) 第23条(i)	輸送用及び 船積み用の こん包材料及びこん包 容器(pack- ing materi- als and containers for trans- portation and ship- ment) 第23条(i)	—	—	船積み用の こん包材料及びこん包 容器(pack- ing materi- als and containers for ship- ment) 第38条(l)
—	—	—	—	—	—	—
関税上の特 恵待遇 (preferen- tial tariff treatment) 第23条(k)	関税上の特 恵待遇 (preferen- tial tariff treatment) 第28条(k)	関税上の特 恵待遇 (preferen- tial tariff treatment) 第23条(j)	関税上の特 恵待遇 (preferen- tial tariff treatment) 第23条(j)	関税上の特 恵待遇 (preferen- tial tariff treatment) 附属書2第 1条(k)	—	関税上の特 恵待遇 (preferen- tial tariff treatment) 第38条 (m)
—	—	—	—	—	—	生産者 (producer) 第38条(n)
生産(pro- duction) 第23条(l)	生産(pro- duction) 第28条(l)	生産(pro- duction) 第23条(k)	生産(pro- duction) 第23条(k)	生産(pro- duction) 附属書2第 1条(l)	生産(pro- duction) 第23条(k)	生産(pro- duction) 第38条(o)
輸入締約国 の関係当局 (relevant authority of the im- porting Party) 第40条1注 釈	—	関係当局 (relevant authority) 附属書4第 1規則(b)	—	—	—	関係当局 (relevant authority) 第38条(p)
—	—	—	—	—	—	—

第3部 EPA 原産地規則（広義の総則的規定）の逐条解釈

—	—	total cost 第415条	総費用(total cost) 第38条(r)	—	—	—	—
—	—	transaction value; 第415条、 第514条	産品の取引 価 額 (transac- tion value of a good) 第38条(s)	—	—	産品の取引 価 額 (transac- tion value of a good) 第 5 4 条 (m)	—
—	—	transaction value; 第415条、 第514条	材料の取引 価 額 (transac- tion value of a mate- rial) 第38条(t)	—	—	材料の取引 価 額 (transac- tion value of a mate- rial) 第54条(n)	—
—	—	used 第415条、 第514条	使 用 (used) 第38条(u)	—	—	—	—
—	—	—	有効な原産 地 証 明 書 (valid cer- tificate of origin) 第 4 9 条 1 (k)	—	—	—	—
—	—	—	有効な原産 地 申 告 (valid ori- gin decla- ration) 第 4 9 条 1 (l)	—	—	—	—
—	—	—	有効な原産 地 証 明 (v a l i d proof of origin) 第 4 9 条 1 (m)	—	—	—	—
—	—	value 第514条	価 額(value) 第 4 9 条 1 (n)	—	—	—	—

(注1) 用語の記載の順番は、①オーストラリアEPA第3.1条における記載順に従うものとし、②同に掲げる記載順の中に組み込んだ。

(注2) 表現は異なっても実質的に対応する用語（例：「代替性のある材料」 ↔ 「同一の又は交換可能となっていない箇所もあることに留意されたい。」）

(注3) メキシコEPA第38条 (h) に規定されている『一方又は双方の締約国の区域において完全に得 one or both Parties)』及びスイスEPA附属書2第1条 (a) に規定されている『統一システムの tem) については、記載を省略した。

(注4) 網掛けを付した規定は、一般的定義（協定全体に適用される定義）を定める条文に規定された

(注5) 「—」は、規定が存在しないことを示す。

—	—	—	—	—	—	—
—	—	—	—	—	—	—
—	—	—	—	—	—	—
—	—	—	—	—	—	—
—	—	—	—	—	—	—
—	—	—	—	—	—	—
—	—	—	—	—	—	—
—	—	—	—	—	—	—

EPAに規定されていない用語に関しては、英文表記におけるアルファベット順により①
換可能な材料」)については、同じ行に記載した。(したがって、部分的にはアルファベ
られ又は生産される産品 (goods wholly obtained or produced entirely in the Area of
「類」、「項」及び「号」] (“chapter,” “heading” and “subheading” of the Harmonized Sys-
ものである。

第3部 EPA 原産地規則（広義の総則的規定）の逐条解釈

- 権限を与えられた代理人 (authorized representative)
- 商業上の輸入 (commercial importation)
- 原産品であるか否かの決定 (determination of origin)
- 直接経費 (direct overhead)
- 間接費 (indirect overhead)
- 中間材料 (intermediate material)
- 生産者の所在地 (place where the producer is located)
- 自己生産の材料 (self-produced material)
- 総費用 (total cost)
- 使用 (used)
- 有効な原産地証明書 (valid certificate of origin)
- 有効な原産地申告 (valid origin declaration)
- 有効な原産地証明 (valid proof of origin)
- 価額 (value)

では、用語の説明を行うこととする。

[柱書き]

この章の規定の適用上、
For the purposes of this Chapter:

1. 本規定の趣旨

第3.1条に規定する定義の適用範囲を定めるものであり、すなわち、それらの定義は「この章」=第3章（第3.1条～第3.29条）の規定に適用されることを示したものである。

2. 本規定において用いられている用語等の意味

「……の適用上 (For the purposes of …)」: 本規定に続いて規定されている事項の適用範囲を定めるものである。of以降に種々の適用範囲を規定することができ、例えば、「この協定 (this Agreement)」、「この条 (this Chapter)」等がある。

なお、“For the purposes of”に対して「の適用上」という訳語が充てられていることに違和感を感じられるかもしれないが、その内容を踏まえた定型的な表現として用いられているものである。

[サブパラグラフ (g)]

(g)	「材料」とは、他の製品の生産に使用される製品をいう。
	the term “material” means a good that is used in the production of another good;

1. 本規定の趣旨

他の製品の生産に使用される製品を「材料」とであると定義するもの。

例えば、鉄鋼製のボルト（第73.18項）について考えてみよう。ボルトは、それ自体が最終製品として取引される「製品」（注）であるが、それと同時に、他の「製品」（例えば、電気冷蔵庫）の生産において、その部分品としても使用されるところ、電気冷蔵庫から見た場合、ボルトは「材料」とみなされることとなる。

すなわち、同じものが最終製品である「製品」として扱われることもあれば、「材料」として扱われることもあることとなる。

なお、「材料」の意義については、第2部第1章1.も参照されたい。

（注）本EPAにおいては、「製品」（good）の明示的な定義はないが、一般的に用いられている意味に解して差し支えないものと思われる。

日本の14本のEPAのうち、「製品」（good）の定義が定められているのは、アセアン包括EPA、ベトナムEPA及びインドEPAの3本のみである。ちなみに、アセアン包括EPAにおける「製品」の定義は以下の通りとなっている。

「製品」とは、商品、生産品、製品又は材料をいう。

“good” means any merchandise, product, article or material;

2. 本規定の沿革及び他のEPA等との比較

日本の14本のEPAにおいて「材料」の定義が最初に導入されたのは、シンガポールEPAにおいてである。

シンガポールEPAに関しては、交渉の結果、WTO非特惠原産地規則調和作業における案文の影響を受ける形で、現在の条文で合意がなされたものである。

その次のEPAであるメキシコEPAにおいては、NAFTAの規定の影響を受ける形で条文が合意され、その後のEPAにおいては、概ねメキシコEPAの条文に倣う形で規定が整備されている。

（参考）NAFTA Article 415: Definitions

material means a good that is used in the production of another good, and includes a part or an ingredient;

それでは、日本のEPA及びその関連文書における関係条文を表3-17に掲げる。

[サブパラグラフ (k)]

(k)	「生産」とは、製品を得る方法をいい、製造、組立て、加工、成育、栽培、繁殖、採掘、抽出、収穫、漁ろう、わなかけ、採集、収集、狩猟及び捕獲を含む。
	the term “production” means a method of obtaining goods including manufacturing, assembling, processing, raising, growing, breeding, mining, extracting, harvesting, fishing, trapping, gathering, collecting, hunting and capturing.

1. 本規定の趣旨

「生産」の意味について定義するもの。

最初に、「産品を得る方法」であると抽象的に規定し、その上で具体的な行為を例示的に列挙している。例示であることは「…を含む」(including ...) とあることから分かる。

なお、ここに例示されている行為を見てみると、例えば、採集 (gathering)、収集 (collecting) といった行為が含まれている。単に集めただけでも「生産」したことになるのかという疑問が生ずるかもしれないが、そういった行為も「生産」に含めることとした上で、本EPAの原産地規則は策定されているものと解される。

2. 本規定の沿革及び他のEPA等との比較分析

日本の14本のEPAにおいて「生産」の定義が最初に導入されたのは、シンガポールEPAにおいてである。

シンガポールEPAに関しては、交渉の結果、WTO非特惠原産地規則調和作業における案文の影響を受ける形で、現在の条文で合意がなされたものである。

その後のEPAにおいては、概ねシンガポールEPAの条文に倣う形で規定が整備されている。

それでは、日本のEPA及びその関連文書における関係条文を表3-18に掲げる。

表3-17

①オーストラリアEPA 第3.1条 定義 (Article 3.1 Definitions)	
(f)	「材料」とは、他の産品の生産に使用される産品をいう。 the term “material” means a good that is used in the production of another good;
②UNCTAD合意文書	
—	
③一般特惠原産地規則	
—	
④旧京都規約	
—	
⑤シンガポールEPA 第22条 第3章における用語 (Article 22 Definitions under Chapter 3)	
(a)	「材料」とは、物理的に他の産品に組み込まれ又は他の産品の生産工程において加工の対象となる成分、部品、構成要素、半組立品及び産品をいう。 the term “material” includes ingredients, parts, components, subassemblies and goods that were physically incorporated into another good or were subject to a process in the production of another good;
⑥メキシコEPA 第38条 定義 (Article 38 Definitions)	
(l)	「材料」とは、他の産品の生産に使用される産品をいう。 the term “material” means a good that is used in the production of another good;

⑦マレーシアEPA 第27条 定義（Article 27 Definitions）	
(i)	「材料」とは、他の製品の生産に使用される産品をいう。 the term “material” means a good that is used in the production of another good;
⑧フィリピンEPA 第28条 定義（Article 28 Definitions）	
(i)	「材料」とは、他の製品の生産に使用される産品をいう。 the term “material” means a good that is used in the production of another good;
⑨チリEPA 第54条 定義（Article 54 Definitions）	
(g)	「材料」とは、他の製品の生産に使用される産品をいう。 the term “material” means a good that is used in the production of another good;
⑩タイEPA 第27条 定義（Article 27 Definitions）	
(i)	「材料」とは、他の製品の生産に使用される産品をいう。 the term “material” means a good that is used in the production of another good;
⑪ブルネイEPA 第23条 定義（Article 23 Definitions）	
(h)	「材料」とは、他の製品の生産に使用される産品をいう。 “material” means a good that is used in the production of another good;
⑫インドネシアEPA 第28条 定義（Article 28 Definitions）	
(h)	「材料」とは、他の製品の生産に使用される産品をいう。 the term “material” means a good that is used in the production of another good;
⑬アセアン包括EPA 第23条 定義（Article 23 Definitions）	
(g)	「材料」とは、物又は物質であつて、産品の生産において使用され、若しくは消費され、物理的に産品に組み込まれ、又は他の産品の生産に使用されるものをいう。 “materials” means any matter or substance used or consumed in the production of a good, physically incorporated into a good, or used in the production of another good;
⑭ベトナムEPA 第23条 定義（Article 23 Definitions）	
(g)	「材料」とは、物又は物質であつて、産品の生産において使用され、若しくは消費され、物理的に産品に組み込まれ、又は他の産品の生産に使用されるものをいう。 “materials” means any matter or substance used or consumed in the production of a good, physically incorporated into a good, or used in the production of another good;
⑮スイスEPA 附属書2第1条 定義（Annex II Article I Definitions）	
(i)	「材料」とは、他の製品の生産に使用される産品をいう。 “material” means a product that is used in the production of another product;
⑯インドEPA 第26条 定義（Article 26 Definitions）	
(h)	「材料」とは、物又は物質であつて、産品の生産において消費され、物理的に産品に組み込まれ、又は他の産品の生産に使用されるものをいう。 the term “materials” means any matter or substance consumed in the production of a good, physically incorporated into a good, or used in the production of another good;
⑰ペルーEPA 第38条 定義（Article 38 Definitions）	

(i)	「材料」とは、他の製品の生産において使用される産品をいい、構成要素、成分、原材料及び部品を含む。
	The term “material” means a good that is used in the production of another good, including any components, ingredients, raw materials or parts;

表3-18

①オーストラリアEPA 第3.1条 定義 (Article 3.1 Definitions)	
(k)	「生産」とは、産品を得る方法をいい、製造、組立て、加工、成育、栽培、繁殖、採掘、抽出、収穫、漁ろう、わなかけ、採集、収集、狩猟及び捕獲を含む。
	the term “production” means a method of obtaining goods including manufacturing, assembling, processing, raising, growing, breeding, mining, extracting, harvesting, fishing, trapping, gathering, collecting, hunting and capturing.
②UNCTAD合意文書	
—	
③一般特惠原産地規則	
—	
④旧京都規約	
—	
⑤シンガポールEPA 第22条 第3章における用語 (Article 22 Definitions under Chapter 3)	
(c)	「生産」とは、産品を得る方法をいい、製造、生産、組立て、加工、成育、栽培、繁殖、採掘、抽出、収穫、漁ろう、わなかけ、採集、収集、狩猟及び捕獲を含む。
	the term “production” means methods of obtaining goods including manufacturing, producing, assembling, processing, raising, growing, breeding, mining, extracting, harvesting, fishing, trapping, gathering, collecting, hunting and capturing;
⑥メキシコEPA 第38条 定義 (Article 38 Definitions)	
(p)	「生産」とは、産品を得る方法をいい、製造、組立て、加工、栽培、採掘、収穫、漁ろう及び狩猟を含む。
	the term “production” means methods of obtaining goods including manufacturing, assembling, processing, growing, mining, harvesting, fishing, and hunting;
⑦マレーシアEPA 第27条 定義 (Article 27 Definitions)	
(m)	「生産」とは、産品を得る方法をいい、製造、組立て、加工、成育、栽培、繁殖、採掘、抽出、収穫、漁ろう、わなかけ、採集、収集、狩猟及び捕獲を含む。
	the term “production” means methods of obtaining goods including manufacturing, assembling, processing, raising, growing, breeding, mining, extracting, harvesting, fishing, trapping, gathering, collecting, hunting and capturing.
⑧フィリピンEPA 第28条 定義 (Article 28 Definitions)	
(m)	「生産」とは、産品を得る方法をいい、製造、組立て、加工、成育、栽培、繁殖、採掘、抽出、収穫、漁ろう、わなかけ、採集、収集、狩猟及び捕獲を含む。
	the term “production” means methods of obtaining goods including manufacturing, assembling, processing, raising, growing, breeding, mining, extracting, harvesting, fishing, trapping, gathering, collecting, hunting and capturing.

⑨チリEPA 第54条 定義 (Article 54 Definitions)	
(l)	「生産」とは、産品を得る方法をいい、製造、組立て、加工、成育、栽培、繁殖、採掘、抽出、収穫、漁ろう、わなかけ、採集、収集、狩猟及び捕獲を含む。
	the term “production” means methods of obtaining goods including manufacturing, assembling, processing, raising, growing, breeding, mining, extracting, harvesting, fishing, trapping, gathering, collecting, hunting and capturing;
⑩タイEPA 第27条 定義 (Article 27 Definitions)	
(n)	「生産」とは、産品を得る方法をいい、製造、組立て、加工、成育、栽培、繁殖、採掘、抽出、収穫、漁ろう、わなかけ、採集、収集、狩猟及び捕獲を含むが、これらに限定されない。
	the term “production” means methods of obtaining goods including but not limited to manufacturing, assembling, processing, raising, growing, breeding, mining, extracting, harvesting, fishing, trapping, gathering, collecting, hunting and capturing.
⑪ブルネイEPA 第23条 定義 (Article 23 Definitions)	
(l)	「生産」とは、産品を得る方法をいい、製造、組立て、加工、成育、栽培、繁殖、採掘、抽出、収穫、漁ろう、わなかけ、採集、収集、狩猟及び捕獲を含む。
	“production” means a method of obtaining goods including manufacturing, assembling, processing, raising, growing, breeding, mining, extracting, harvesting, fishing, trapping, gathering, collecting, hunting and capturing.
⑫インドネシアEPA 第28条 定義 (Article 28 Definitions)	
(l)	「生産」とは、産品を得る方法をいい、製造、組立て、加工、成育、栽培、繁殖、採掘、抽出、収穫、漁ろう、わなかけ、採集、収集、狩猟及び捕獲を含む。
	the term “production” means a method of obtaining goods including manufacturing, assembling, processing, raising, growing, breeding, mining, extracting, harvesting, fishing, trapping, gathering, collecting, hunting and capturing.
⑬アセアン包括EPA 第23条 定義 (Article 23 Definitions)	
(k)	「生産」とは、産品を得る方法をいい、栽培、採掘、収穫、成育、繁殖、抽出、採集、収集、捕獲、漁ろう、わなかけ、狩猟、製造、加工及び組立てを含む。
	“production” means methods of obtaining a good including growing, mining, harvesting, raising, breeding, extracting, gathering, collecting, capturing, fishing, trapping, hunting, manufacturing, processing or assembling.
⑭ベトナムEPA 第23条 定義 (Article 23 Definitions)	
(k)	「生産」とは、産品を得る方法をいい、栽培、採掘、収穫、成育、繁殖、抽出、採集、収集、捕獲、漁ろう、わなかけ、狩猟、製造、加工及び組立てを含む。
	“production” means methods of obtaining a good including growing, mining, harvesting, raising, breeding, extracting, gathering, collecting, capturing, fishing, trapping, hunting, manufacturing, processing, or assembling.
⑮スイスEPA 附属書2第1条 定義 (Annex II Article I Definitions)	
(l)	「生産」とは、産品を得る方法をいい、製造、組立て、加工、成育、栽培、繁殖、採掘、抽出、収穫、漁ろう、わなかけ、採集、収集、狩猟及び捕獲を含む。
	“production” means a method of obtaining products including manufacturing, assembling, processing, raising, growing, breeding, mining, extracting, harvesting, fishing, trapping, gathering, collecting, hunting and capturing.

⑩インドEPA 第26条 定義 (Article 26 Definitions)	
(k)	「生産」とは、産品を得る方法をいい、製造、組立て、加工、成育、栽培、繁殖、採掘、抽出、収穫、漁ろう、わなかけ、採集、収集、狩猟及び捕獲を含む。
	the term “production” means a method of obtaining goods including manufacturing, assembling, processing, raising, growing, breeding, mining, extracting, harvesting, fishing, trapping, gathering, collecting, hunting and capturing.
⑪ペルーEPA 第38条 定義 (Article 38 Definitions)	
(o)	「生産」とは、産品を得る方法をいい、栽培、成育、抽出、採取、採集、繁殖、採掘、収穫、漁ろう、わなかけ、捕獲、収集、狩猟、製造、加工及び組立てを含む。
	The term “production” means a method of obtaining goods including growing, raising, extracting, picking, gathering, breeding, mining, harvesting, fishing, trapping, capturing, collecting, hunting, manufacturing, processing and assembling; and

第3.2条 原産品（Article 3.2 Originating Goods）

この協定の適用上、次のいずれかの産品であって、この章に規定する他の全ての関連する要件を満たすものは、締約国の原産品とする。
For the purposes of this Agreement, a good shall qualify as an originating good of a Party if it:
(a) 当該締約国において完全に得られる産品であって、次条に定めるもの is wholly obtained in the Party, as provided for in Article 3.3;
(b) 当該締約国の原産材料のみから当該締約国において完全に生産される産品 is produced entirely in the Party exclusively from originating materials of the Party;
(c) 一又は二以上の生産者によって一方又は双方の締約国において完全に各工程が行われた結果として第3.4条の要件を満たす産品であって、当該産品の生産の最終工程（第3.7条に規定する作業を除く。）が輸出締約国において行われたもの satisfies the requirements of Article 3.4 as a result of processes performed entirely in one or both Parties by one or more producers, and the last process of production of the good, other than the operations provided for in Article 3.7, was performed in the exporting Party; or
(d) この章の規定に基づいて原産品とされるその他の産品 otherwise qualifies as an originating good under this Chapter, and meets all other applicable requirements of this Chapter.

1. 本条の趣旨

本条は、オーストラリアEPAにおける「締約国の原産品」の定義を、原産地規則章（第3章）において定義を定める第3.1条に規定する替わりに、同条とは独立した1つの条として定めるものである。

本条においては、締約国の原産品は次の4つのカテゴリーに分けられる旨を規定している。
すなわち、

- ①締約国において完全に得られ又は生産される産品であって、本協定第3.3条に該当するもの（本条において「完全生産品」と呼ぶ。なお、他のEPA等においても、ここで定義される産品に対応する産品のことを「完全生産品」と呼ぶ。）、
- ②締約国において完全に生産される産品であって、締約国の原産材料のみから生産されるもの（本書において「原産材料のみから生産される産品」と呼ぶ。）、
- ③非原産材料を用いて一方又は双方の締約国において完全に生産される産品であって、本協定の附属書2に定める品目別規則を満たすもの（以下、本条において「実質的変更基準を満たす産品」と呼ぶ。なお、他のEPA等においても、ここで定義される産品に対応する産品のことを「実質的変更基準を満たす産品」と呼ぶ。）、
- ④原産地規則章（第3章）の規定に基づいて原産品とされるその他の産品の4つである。

表3-19

	「原産品とは何であるか」を定める中核規定	詳細規定
完全生産品	第3.2条(a)	第3.3条
原産材料のみから生産される製品	第3.2条(b)	—
実質的変更基準を満たす製品	第3.2条(c)	附属書2（品目別規則） 第3.4条（非原産材料を使用して生産される製品） 第3.5条（原産資格割合）
その他の製品	第3.2条(d)	

なお、上記の「完全生産品」については第3.3条の解説において、「原産材料のみから生産される製品」については下記3.（2）において、「実質的変更基準を満たす製品」については第2章において、それぞれ詳述する。

オーストラリアEPAにおいては、まず第3.2条において「原産品とは何であるか」という定義を定めるとともに、当該定義中の①から③までの3つのカテゴリーのうち、「完全生産品」に関しては第3.3条に、また、「実質的変更基準を満たす製品」に関しては第3.4条、第3.5条及び附属書2において、詳細な規定をそれぞれ定めるという構造となっている（表3-19参照）。この観点からは第3.2条は原産品についての中核的な規定として位置付けられると言える。

2. 本条において用いられている用語等の意味

「この協定の適用上（For the purposes of this Agreement）」：本条において定義されている「原産品」という概念の適用範囲を定めている。本EPAにおいて「原産品」という用語が用いられている場合には、この定義に従うことを明確にしたものである。なお、本EPA全体に適用される定義を定めた第1.2条の(o)において、「原産品」に係る定義が規定されている⁶⁸⁾が、これは本EPAのユーザーにとっての分かり易さを確保することを目的としたものと解される。

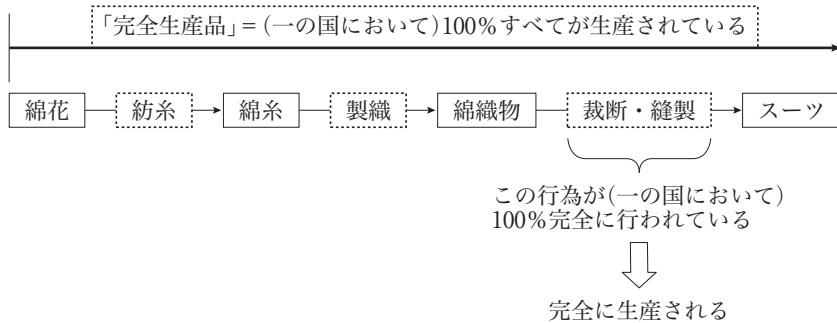
「この章に規定する他の全ての関連する要件（all other applicable requirements of this Chapter）」：「この章」とは、第3章（原産地規則）であり、第3.1条から第3.29条までの条文が含まれる。ここで言う「他の全ての関連する要件」とは、それらの条文中の原産地基準⁶⁹⁾に係る規定のうち、関連するものと解される。具体的には、第3.7条（原産資格を与えることとならない作業）が代表的な例であるが、その他に第3.4条3～5（「僅少の非原産材料」）、第3.5条（原産資格割合の算定）、第3.6条（累積）、第3.9条（組み立ててないか又は分解してある製品）、第3.10条（代替性のある製品及び材料）、第3.11条（間接材

68) 第1.2条(o)においては、以下のように規定されている。

「原産品」とは、第3章（原産地規則）の規定に従って原産品とされる製品をいう。
the term “originating good” means a good which qualifies as an originating good under the provisions of Chapter 3 (Rules of Origin);

69) 第1部第2章第1節参照。

図3-3



料)、第3.12条（附属品、予備部品及び工具）及び第3.13条（こん包材料及びこん包容器）のうち、当該製品の生産に当たり実際に関連のあるものを指す。

「締約国（a Party）」：本協定においては明示的な定義は定められていないが、日本及びオーストラリアのいずれか片方を指すことは明白であろう。

「原産材料（originating materials）」：第3.1条(h)において、以下のように定義されている。

「原産材料」とは、この章の規定に従って原産品とされる材料をいう。

the term “originating material” means a material that qualifies as originating in accordance with the provisions of this Chapter;

「当該締約国において完全に生産される（is produced entirely in the Party）」（サブパラグラフ(b)）：「完全に生産される」という概念については、本協定において明確な定義はないものの、ここで考察を行ってみる。

例えば、綿織物のスーツを考えてみよう。

このスーツの生産過程においては、種々の「加工」又は「組立て」の工程が存在する（図3-3参照）。それらの「加工」又は「組立て」という一つの行為（図3-3の例で言えば、「紡糸」、「製織」、「裁断・縫製」）が、すべて完全に（一の締約国において）行われることを「完全に生産される」と解することが可能であろう。

更に、これらの一連の工程（「紡糸」→「製織」→「裁断・縫製」）のうちの一部について完全に（一の締約国において）行われるということも考えられよう。例えば、非原産の綿織物を裁断・縫製してスーツを生産する工程について考えてみると、

「非原産の綿織物を使用してオーストラリアにおいて完全に生産されるスーツ」

とは、

「非原産の綿織物を裁断・縫製してスーツを生産する」という一連の行為が100% 完全にオーストラリアにおいて行われたもの

を指し、

「裁断・縫製」という一連の行為の途中の一部の過程（例えば、ポケットの縫付けだけ）を第三国（例えば、マレーシア）に輸送してそこで行ったようなものは含まないという趣旨と解される。

なお、もし仮にオーストラリアにおいて綿花から綿糸を生産し、その後のスーツに至るまでのすべての生産工程（布地の部分のみならず、ボタン・縫い糸・タグ等についても、それらの原材料からのすべての生産工程）がオーストラリアで行われたとすれば、サブパラグラフ(b)又は(c)ではなく、サブパラグラフ(a)（締約国において完全に得られる産品）の適用を受けることになるかと解される。（ただし、これは概念的にはそのように考えることが可能であるというだけであり、現実的にこのような事例が生ずることは考えにくいものと思われる。）

3. 本条の解釈

(1) サブパラグラフ(a)の意味

このサブパラグラフに該当するものは、上記の1.において述べた通り「完全生産品」と呼ばれるものであり、その定義は第3.3条に規定されている。

なお、本サブパラグラフ及び第3.3条の適用により、締約国の原産品と認められる場合には、本協定に基づく原産地証明書の対応する欄に「WO」⁷⁰⁾と記入することとなる。

(2) サブパラグラフ(b)の意味

このサブパラグラフに該当するものは、上記の1.において述べた通り「原産材料のみから生産される産品」と呼ばれるものであり、日本の原産地規則においてこの概念を最初に明示的に規定したのは、メキシコEPA（2004年9月署名）⁷¹⁾である。

このサブパラグラフには、原産材料（そのうちのいずれか1つは、その生産工程において非原産材料を用いているもの）のみから生産された産品が含まれる。

これは、原産材料のみから生産された最終的な産品は——その国の原産品という資格を有する材料（＝原産材料）のみから、その国において完全に生産されたものであることから——当然のことながら原産品と認められるものと考えられるところ、その当然のことを確認的に規定したものと解される。

しかしながら、図3-4を見てみると、R1もR2もいずれも非原産材料から製造されているところ、非原産材料R3～R6から製造する工程も合わせて考えると、結局のところ下記サブパラグラフ(c)に規定する産品と何ら変わりはなく、わざわざこのような規定を定める意義に乏しいのではないかと、との指摘もあり得よう。

この点について、以下に考察してみる。

図3-4の事例において、最終産品Aの生産者Pの立場に立ってみる。Pにとって分かり得ることは、せいぜいのところ、自分が使用した材料R1及びR2が原産材料である、ということぐらいであると考えられる。したがって、仮にR1及びR2それぞれの生産者から、当該R1・R2の製造工程の詳細について情報提供がなされなければ、非原産材料が使用されているかいないかということを生産者Pが知り得る手段はないこととなり、その結果として、原産品であるか

70) 「WO」は、Wholly Obtainedの略称であると解される。

71) 下記5. (1)で述べるとおり、メキシコEPAの前に策定された当初のシンガポールEPA（2002年1月署名）においてはこの概念は規定されていなかったが、改正シンガポールEPA（2007年3月署名）においてこの概念が導入されている。

図3-4

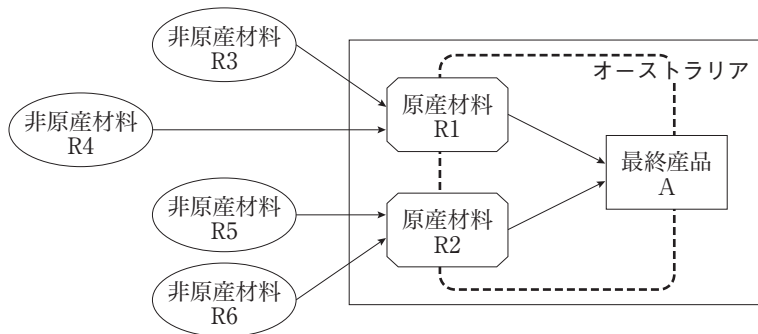
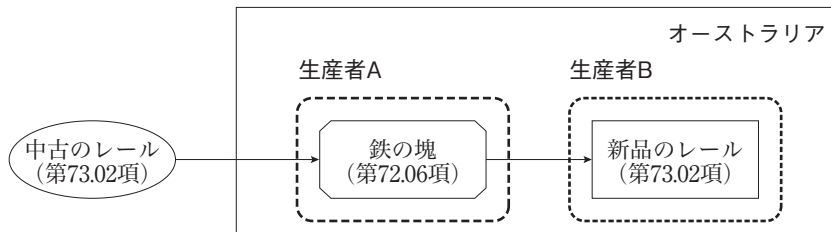


図3-5



ないかの判断が困難となり得る。「原産材料のみから生産される製品」という概念は、そのような場合においても、最終製品Aが原産品の資格を獲得するということを保証する意味を有するものである。

このように説明すると、「原産材料のみから生産される製品」と「実質的変更基準を満たす製品」との区別がつきにくく感じられるかもしれない。すなわち、「原産材料のみから生産される製品」という概念を導入するまでもなく、非原産材料が——1次材料レベルであるかないかを問わず——生産工程のどこかで用いられたら「実質的変更基準を満たす製品」とみなすこととすれば足りるのではないかと疑問も湧くことと思うが、この点については、図3-5に掲げる仮想的な事例を用いて考察してみる。

その前に図3-4に戻ってみよう。

R1及びR2のいずれもが原産材料（原産品）であるということは、
R3・R4→R1という製造工程において、R1の品目別規則及び関連するすべての要件を、
R5・R6→R2という製造工程において、R2の品目別規則及び関連するすべての要件を、
それぞれ満たしているということを意味する。

しかしながら、非原産材料と最終製品とを比較する工程——すなわち、R3・R4・R5・R6→Aという工程——を考えてみた場合、R3・R4・R5・R6のいずれもが、最終製品Aの品目別規則及び関連する要件を満たしているという保証はない。

図3-5において、生産者Aは非原産である中古のレールを輸入し、それを溶かして鉄の塊を生産し、生産者Bは生産者Aから当該鉄の塊を購入し、新品のレールを生産するものとする。また、鉄の塊及びレールに係る品目別規則はそれぞれ、「他の項の材料からの変更」とであると仮定する。

この場合において、

- (i) 「中古のレール→鉄の塊」という工程は、品目別規則（＝「他の項の材料からの変更」）を満たしているが、
- (ii) 「非原産材料→最終産品」という工程（すなわち、「中古のレール→新品のレール」という工程）は、工程の前後で項番号が同一であることから、品目別規則（＝「他の項の材料からの変更」）を満たしていないこととなる。

しかしながら、この新品のレールは、当然のことながらオーストラリアの原産品と認められるべきものと考えられるところ、このようなケースを救済することを目的として、本概念が導入されているものと解される。

なお、本サブパラグラフの適用により、締約国の原産品と認められる場合には、本協定に基づく原産地証明書の対応する欄に「PE」⁷²⁾と記入されることとなる。

(3) サブパラグラフ(c)の意味

このサブパラグラフに該当するものは、上記の1.において述べた通り「実質的変更基準を満たす産品」と呼ばれるものである。

実質的変更基準とは、

『ある国においてどのような生産が行われたら、当該国の原産品と認められることとなるかを示す基準』

ということが可能である。（実質的変更基準の詳細については第2部第2章第1節1.を参照のこと。）

しかしながら、実質的変更基準がどのようなものとなるかについては、当然のことながら個々の産品ごとに異なり得るものであり、各品目ごとに規定する必要があるであろう。そのようにして、実質的変更基準が何であるかを個々の品目ごとに策定し（品目別規則）、それを附属書2に規定している。

この附属書2の品目別規則を満たす産品が、本サブパラグラフに云う「第3.4条の要件を満たす産品」であり、これに「生産の最終工程が輸出締約国において行われること」（サブパラグラフ(c)）及び「この章に規定する他の全ての関連する要件を満たすもの」（第3.2条柱書き）という要件が付加され、これらをいずれも満たした場合に締約国の原産品と認められることとなる。

なお、このサブパラグラフ及び品目別規則等の適用により、締約国の原産品と認められる場合には、本協定に基づく原産地証明書の対応する欄に「PSR」⁷³⁾と記入することとなる。

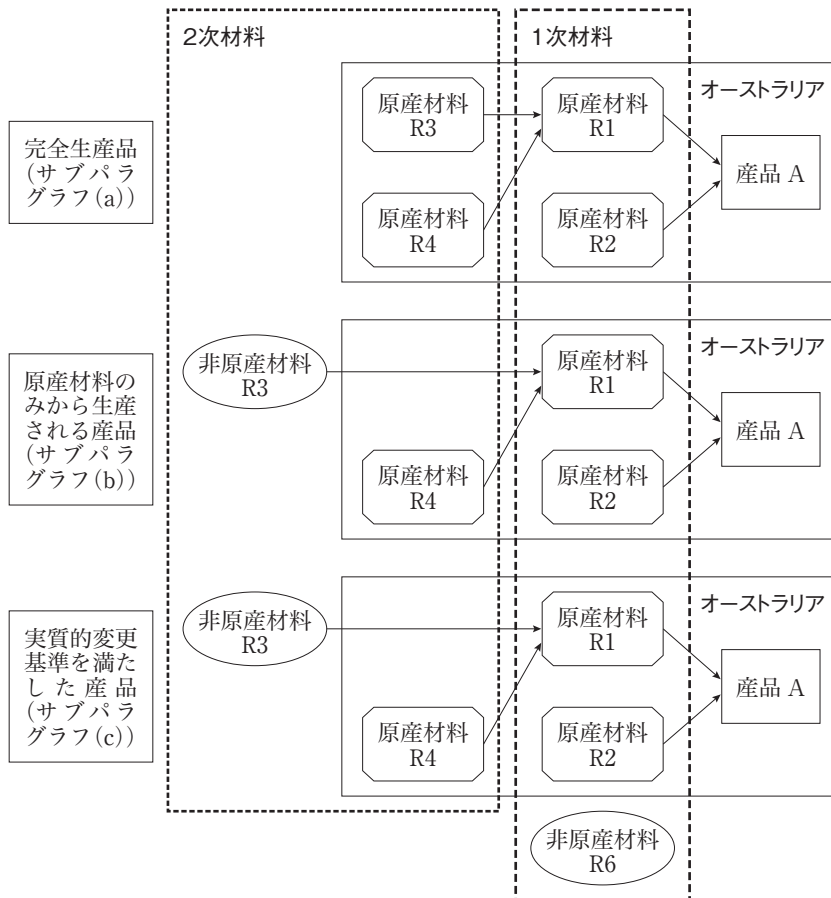
(4) サブパラグラフ(d)の意味

サブパラグラフ(a)から(c)までで、原産品となるか否かについての判断は十分に可能と考えられるが、それらでは掬い切れないものに対するセーフティ・ネット的なものとして規定されているものと解される。なお、US-オーストラリアFTA（2004年5月署名）第5.1条(d)にお

72) 「PE」は、Produced Exclusively from originating materialsの略称であると解される。

73) 「PSR」は、Product-Specific Rulesの略称であると解される。

図3-6



いて

A good that otherwise qualifies as an originating good under this Chapter or Chapter 4
 （この章又は第4章の規定に基づいて原産品とされるその他の産品）（和文：筆者による仮訳）
 と規定されているところ、この影響を受けていることも考えられる。

(5) サブパラグラフ(a)からサブパラグラフ(c)までの間の相違点

サブパラグラフ(a)から(c)までにおいて3つのカテゴリーの産品が提示されているが、これらの間にどのような違いがあるかを以下に考察してみる。

まず、サブパラグラフ(a)に該当する産品（いわゆる「完全生産品」）に関しては、農水産品・鉱物性生産品等の、自然界に存在し、又は自然界において成育するものを、我々人間が何らかの手段を通じて取得するものが太宗を占めている。「完全生産品」のうち、何か別の産品を材料とし、それに加工等を行って得られるものは、本協定第3.3条(g)、(i)(i)⁷⁴ 又は(j)に掲

74) 第40条(i)(i)には、加工作業の過程で得られるくずが含まれるところ、ここではそのようなくずを意図している。

げるものにほぼ限定されるものと思われる。これらの産品（すなわち、第3.3条(g)、(i)(i)又は(i)に掲げるもの）については、概念的には、その材料を1次材料、2次材料、・・・と、遡ることが可能であろう。仮に1次材料、2次材料、・・・と遡ることが可能である場合には、どこまで遡って行ったとして非原産材料は現れず、すなわち、100% すべてが1の国（この場合はオーストラリア）において生産されたものであることが「完全生産品」に該当する条件となる。

サブパラグラフ(b)、すなわち「原産材料のみから生産される産品」とは、1次材料はすべて原産材料であるが、2次材料、3次材料・・・と、遡って行くとどこかで必ず非原産材料が1つは現れるものを指す。（したがって1次材料のうち少なくとも1つは、完全生産品ではなく実質の変更が加えられた産品ということとなる。）

サブパラグラフ(c)、すなわち「実質の変更基準を満たす産品」とは、1次材料の少なくとも1つは非原産材料であるものを指す。

以上を図示すると、図3-6の通りとなる。

なお、この3者（「完全生産品」、「原産材料のみから生産される産品」、「実質の変更基準を満たす産品」）を定めた規定に関して、ルールの適用に当たっての優先順位⁷⁵⁾があるかないかについては、協定上は明示的な規定はない。ただし、適用対象・適用領域は明らかに異なっている。

4. 関連する国内法令等の概要

(1) 関税法等の法律においては、特に関連規定は定められておらず、関税法第3条の規定に基づき、本協定の規定が直接適用されている⁷⁶⁾。

(2) 関税法基本通達68-5-2

『各協定における原産品認定基準及び積送基準の具体的規定については、関税法第3条ただし書の規定により直接適用されるが、業務の参考とするため、当該規定の一覧表を別途事務連絡する。』

上記の通り、本通達においては、本EPAの規定が直接適用される旨を確認するとどまっている。

5. 本条の沿革及び他のEPA等との比較分析

(1) 本条全体について

オーストラリアEPA第3.2条に対応する日本のEPA及びその関連文書における関係条文を表3-20に掲げるので、以下の説明の参考とされたい。また、EU-韓国FTA、US-韓国FTA及びNAFTAにおける対応条文も表3-21に掲げるので、併せて参考にさせていただきたい。

なお、日本のEPAにおける関連規定のうち特殊なものについては、下記6.を参照されたい。

UNCTAD合意文書において、「完全生産品」及び「実質の変更基準を満たす産品」に係る

75) 例えば、まず(a)の適用可能性を追求し、適用が可能でなければ(b)、(b)も適用可能でない場合には(c)というように、順番に適用するということ

76) 関税法第3条の規定については、第5部第1章第1節8. の解説を参照のこと。

規定が盛り込まれている。このUNCTAD合意文書の内容を反映して策定された日本の一般特惠原産地規則においても同様に、当該両者に該当する規定が定められている。

次に日本のEPAを見てみると、当初のシンガポールEPA（2002年1月署名）においては、日本の一般特惠原産地規則に倣う形で条文が策定されている。

メキシコEPAにおいては、NAFTA第401条に沿った形で⁷⁷⁾メキシコEPA第22条1(a)から(d)までの規定が策定された。このうち(a)が完全生産品、(b)が原産材料のみから生産される産品、(c)が実質的変更基準を満たす産品に、それぞれ対応する内容となっている。

メキシコEPAの次に署名されたマレーシアEPAにおいては、メキシコEPA第22条1のうち、(a)から(c)までを採用して条文が策定された。これが日本のEPAにおいて原産品の定義を定める規定の標準的なスタイルとなり、それ以降のEPAにおいては、5本目のチリEPA（2007年3月署名）及び12本目のインド（2010年2月署名）を除き、このスタイルが踏襲されている⁷⁸⁾。

なお、チリEPAにおいては、メキシコEPAのスタイルを採用しており、またインドEPAにおいては、UNCTAD合意文書のスタイル（＝完全生産品＋実質的変更基準を満たす産品）が採用されている。

上記の3つのカテゴリーが日本のEPA及びその関連文書においてどの条文に規定されているかを表3-22に掲げる。

この表より、「原産材料のみから生産される産品」が規定されているものと、規定されていないものとの2つのグループに分かれることが見て取れる。更に前者は、「原産材料のみから生産される産品」と「実質的変更基準を満たす産品」のいずれを先に規定するかによって、2つのグループに分けられる。

「原産材料のみから生産される産品」に係る規定が存在しないものは、インドEPAを除くと、いずれも1970年代前半に策定されたものであり、その観点からは、当該概念は相対的に新しいものではないかということが推定される。

この点を他国のFTAにおいて確認するとこの観点から、これらの規定の存否の状況を表3-23に掲げる。もちろん、この表はすべてのFTAを網羅するものではないが、大まかな傾向としては、

- ・ NAFTAで最初に用いられた後、それ以降のアメリカ大陸諸国が締結するFTAにおいて採用され、
- ・ ヨーロッパ諸国が締結しているFTA、東南アジア・南アジア諸国が締結しているFTAでは新旧を問わずほとんど採用されていない

ということが指摘され得る。

「実質的変更基準を満たす産品」に関しては、各EPAにおいていくつかの満たすべき要件が定められている。それをマレーシアEPA第28条1(c)を例に挙げて見てみると、満たすべき要

77) 規定の行い方に相違点はいくつかあるが、大きな違いの1つとしては、「原産材料のみから生産される産品」に係るサブパラグラフが、「実質的変更基準を満たす産品」に係るサブパラグラフの後に規定されているという点が挙げられる。条文については、表3-20参照。

78) 改正シンガポールEPA（2007年3月署名）においても、このスタイルを採用する形で第23条に改正が施された。

表3-20

② UNCTAD 合意文書 (Agreed Conclusions)	
7. (i) Goods should be considered to have originated in a particular preference-receiving country if they have been produced in that country either wholly or by substantial transformation from the materials and/or components used in production;	
産品が、一の特恵受益国において完全に生産され、又は、使用される材料若しくは構成要素から実質的変更により生産される場合には、当該国において原産資格を獲得したとみなされるべきである。	(和文：筆者による仮訳)
③ 一般特惠原産地規則 (関税暫定措置法施行令第26条)	
法第8条の2第1項又は第3項に規定する原産地とは、次の各号に掲げる物品の区分に応じ当該各号に規定する国又は地域（以下「原産地」という。）をいう。	
1 一の国又は地域（法第8条の2第1項又は第3項に規定する国又は地域をいう。以下この条において同じ。）において完全に生産された物品として財務省令で定める物品	
2 一の国又は地域において、前号に掲げる物品以外の物品をその原料又は材料の全部又は一部としてこれに実質的な変更を加えるものとして財務省令で定める加工又は製造により生産された物品	
④ 旧京都規約 附属書D.1 原産地規則に関する附属書 (Annex D.1 Annex concerning rules of origin)	
2.	Standard
2	標準規定
Goods produced wholly in a given country shall be taken as originating in that country.	
特定の国において完全に生産された物品については、当該国を原産国と認める。	
(第2文以下省略)	
3.	Standard
3	標準規定
Where two or more countries have taken part in the production of the goods, the origin of the goods shall be determined according to the substantial transformation criterion.	
2以上の国が物品の生産に参加した場合には、当該物品の原産地は、実質的変更基準により決定する。	
⑤ シンガポールEPA 第23条 原産品 (Article 23 Originating Goods)	
1 この協定の適用上、締約国において完全に得られ又は生産された産品は、当該締約国の原産品として扱う。次に掲げる産品は、締約国において完全に得られ又は生産された産品とする。	
For the purposes of this Agreement, goods wholly obtained or produced entirely in a Party shall be treated as originating goods of that Party. The following goods shall be considered as being wholly obtained or produced entirely in a Party:	
[(a)~(l)省略]	
2 この協定の適用上、締約国の原産材料のみから当該締約国の領域において完全に生産される産品は、当該締約国の原産品として扱う。	
For the purposes of this Agreement, goods which are produced entirely in the territory of a Party exclusively from originating materials of the Party shall be treated as originating goods of that Party.	
3 この協定の適用上、締約国において十分な変更が加えられた産品は、当該締約国の原産品として扱う。附属書II Aに定める品目別規則を満たす産品は、締約国において十分な変更が加えられた産品とする。	

For the purposes of this Agreement, goods which have undergone sufficient transformation in a Party shall be treated as originating goods of that Party. Goods which satisfy the product-specific rules provided for in Annex II A shall be considered as goods to which sufficient transformation has been carried out in a Party.	
⑥メキシコEPA 第22条 原産品 (Article 22 Originating Goods)	
1	この章に別段の定めがある場合を除くほか、次のいずれかの産品は、原産品とする。
	Except as otherwise provided for in this Chapter, a good shall be an originating good where:
(a)	第38条に定める一方又は双方の締約国の区域において完全に得られ又は生産される産品
	the good is wholly obtained or produced entirely in the Area of one or both Parties, as defined in Article 38;
(b)	一方又は双方の締約国の区域において原産材料のみから完全に生産される産品
	the good is produced entirely in the Area of one or both Parties exclusively from originating materials;
(c)	非原産材料を使用して一方又は双方の締約国の区域において完全に生産される産品であつて、附属書4に定める要件及びこの章の他のすべての関連する要件を満たすもの
	the good satisfies the requirements set out in Annex 4, as well as all other applicable requirements of this Chapter, when the good is produced entirely in the Area of one or both Parties using non-originating materials; or
(d)	一方又は双方の締約国の区域において完全に生産される産品（統一システムの第61類から第63類までの産品を除く。）であつて、その生産に使用される一又は二以上の非原産材料について次のいずれかの理由により関連する関税分類の変更が行われないもの。ただし、附属書4に別段の定めがある場合を除くほか、次条の規定に従って決定される当該産品の域内原産割合が50%以上であり、かつ、当該産品がこの章の他のすべての関連する要件を満たすことを条件とする。
	except for a good provided for in Chapters 61 through 63 of the Harmonized System, the good is produced entirely in the Area of one or both Parties, but one or more of the non-originating materials that are used in the production of the good does not undergo an applicable change in tariff classification because:
(i)	当該産品が、組み立ててないか又は分解してある状態で締約国に輸入される場合であっても、統一システムの解釈に関する通則2(a)の規定に従って組み立てられた産品として分類されること。
	the good was imported into a Party in an unassembled or a disassembled form but was classified as an assembled good pursuant to Rule 2(a) of the General Rules for the Interpretation of the Harmonized System; or
(ii)	当該産品の関税分類の項において、当該産品自体及びその部品の双方について規定し、これらについて明示的に記述しており、かつ、当該項が関税分類の号に細分されていないこと、又は当該産品の関税分類の号において、当該産品自体及びその部品の双方について規定し、かつ、これらについて明示的に記述していること。
	the heading for the good provides for and specifically describes both the good itself and its parts and is not further subdivided into subheadings, or the subheading for the good provides for and specifically describes both the good itself and its parts; provided that the regional value content of the good, determined in accordance with Article 23, is not less than 50 percent, unless otherwise provided for in Annex 4, and that the good satisfies all other applicable requirements of this Chapter.

⑦マレーシアEPA 第28条 原産品 (Article 28 Originating Goods)	
1	この章に別段の定めがある場合を除くほか、次のいずれかの産品は、締約国の原産品とする。 Except as otherwise provided for in this Chapter, a good shall qualify as an originating good of a Country where:
(a)	当該締約国の領域において完全に得られ、又は生産される産品であつて、2に定めるもの the good is wholly obtained or produced entirely in the territory of the Country, as defined in paragraph 2 of this Article;
(b)	当該締約国の原産材料のみから当該締約国の領域において完全に生産される産品 the good is produced entirely in the territory of the Country exclusively from originating materials of the Country; or
(c)	非原産材料を使用して当該締約国の領域において完全に生産される産品であつて、附属書2に定める品目別規則及びこの章の他のすべての関連する要件を満たすもの the good satisfies the product specific rules set out in Annex 2, as well as all other applicable requirements of this Chapter, when the good is produced entirely in the territory of the Country using non-originating materials.
⑧フィリピンEPA 第29条 原産品 (Article 29 Originating Goods)	
1	この章に別段の定めがある場合を除くほか、次のいずれかの産品は、締約国の原産品とする。 Except as otherwise provided for in this Chapter, a good shall qualify as an originating good of a Party where:
(a)	当該締約国において完全に得られ、又は生産される産品であつて、2に定めるもの the good is wholly obtained or produced entirely in the Party, as defined in paragraph 2 below;
(b)	当該締約国の原産材料のみから当該締約国において完全に生産される産品 the good is produced entirely in the Party exclusively from originating materials of the Party; or
(c)	非原産材料を使用して当該締約国において完全に生産される産品であつて、附属書2に定める品目別規則及びこの章の他のすべての関連する要件を満たすもの the good satisfies the product specific rules set out in Annex 2, as well as all other applicable requirements of this Chapter, when the good is produced entirely in the Party using nonoriginating materials.
⑨チリEPA 第29条 原産品 (Article 29 Originating Goods)	
1	この章に別段の定めがある場合を除くほか、次のいずれかの産品は、締約国の原産品とする。 Except as otherwise provided for in this Chapter, a good shall qualify as an originating good of a Party where:
(a)	当該締約国において完全に得られ、又は生産される産品であつて、2に定めるもの the good is wholly obtained or produced entirely in the Party, as defined in paragraph 2;
(b)	当該締約国の原産材料のみから当該締約国において完全に生産される産品 the good is produced entirely in the Party exclusively from originating materials of the Party;
(c)	非原産材料を使用して当該締約国において完全に生産される産品であつて、附属書2に定める品目別規則及びこの章の他のすべての関連する要件を満たすもの

the good is produced entirely in the Party using non-originating materials, provided that the good satisfies the product specific rules set out in Annex 2, as well as all other applicable requirements of this Chapter; or
(d) 当該締約国において完全に生産される產品（統一システムの第61類から第63類までの產品を除く。）であって、その生産に使用される1又は2以上の非原産材料について次のいずれかの理由により関連する関税分類の変更が行われないもの。ただし、附属書2に別段の定めがある場合を除くほか、次条の規定に従って決定される当該產品の原産資格割合が、45%以上（同条1(a)に規定する計算式を用いる場合）又は30%以上（同条1(b)に規定する計算式を用いる場合）であり、かつ、当該產品がこの章の他のすべての関連する要件を満たすことを条件とする。
except for a good provided for in Chapters 61 through 63 of the Harmonized System, the good is produced entirely in the Party, but one or more of the non-originating materials that are used in the production of the good do not undergo an applicable change in tariff classification because:
(i) 当該產品が、組み立てていないか又は分解してある状態で当該締約国に輸入される場合であっても、統一システムの解釈に関する通則2(a)の規定に従って組み立てられた產品として分類されること。
the good is imported into the Party in an unassembled or disassembled form but is classified as an assembled good pursuant to Rule 2(a) of the General Rules for the Interpretation of the Harmonized System; or
(ii) 当該產品の関税分類の項において、当該產品自体及びその部品の双方について規定し、これらについて明示的に記述しており、かつ、当該項が関税分類の号に細分されていないこと、又は当該產品の関税分類の号において、当該產品自体及びその部品の双方について規定し、かつ、これらについて明示的に記述していること。
the heading for the good provides for and specifically describes both the good itself and its parts and is not further subdivided into subheadings, or the subheading for the good provides for and specifically describes both the good itself and its parts, provided that the qualifying value content of the good, determined in accordance with Article 30, is not less than 45 percent when the method referred to in subparagraph 1(a) of Article 30 is used or 30 percent when the method referred to in subparagraph 1(b) of Article 30 is used, unless otherwise provided for in Annex 2, and that the good satisfies all other applicable requirements of this Chapter.
⑩タイEPA 第28条 原産品 (Article 28 Originating Goods)
1 この章に別段の定めがある場合を除くほか、次のいずれかの產品は、締約国の原産品とする。
Except as otherwise provided for in this Chapter, a good shall qualify as an originating good of a Party where:
(a) 当該締約国において完全に得られ、又は生産される產品であって、2に定めるもの
the good is wholly obtained or produced entirely in the Party, as defined in paragraph 2 below;
(b) 当該締約国の原産材料のみから当該締約国において完全に生産される產品
the good is produced entirely in the Party exclusively from originating materials of the Party; or
(c) 非原産材料をその全部又は一部につき使用して当該締約国において完全に生産される產品であって、附属書2に定める品目別規則及びこの章の他のすべての関連する要件を満たすもの

第3部 EPA 原産地規則（広義の総則的規定）の逐条解釈

the good satisfies the product specific rules set out in Annex 2, as well as all other applicable requirements of this Chapter, when the good is produced entirely in the Party using non-originating materials in whole or in part.	
⑪ブルネイEPA 第24条 原産品 (Article 24 Originating Goods)	
1	この章に別段の定めがある場合を除くほか、次のいずれかの産品は、締約国の原産品とする。 Except as otherwise provided for in this Chapter, a good shall qualify as an originating good of a Party where:
(a)	当該締約国において完全に得られ、又は生産される産品であつて、2に定めるもの the good is wholly obtained or produced entirely in the Party, as defined in paragraph 2;
(b)	当該締約国の原産材料のみから当該締約国において完全に生産される産品 the good is produced entirely in the Party exclusively from originating materials of the Party; or
(c)	非原産材料を使用して当該締約国において完全に生産される産品であつて、附属書2に定める品目別規則及びこの章の他のすべての関連する要件を満たすもの the good satisfies the product specific rules set out in Annex 2, as well as all other applicable requirements of this Chapter, when the good is produced entirely in the Party using non-originating materials.
⑫インドネシアEPA 第29条 原産品 (Article 29 Originating Goods)	
1	この章に別段の定めがある場合を除くほか、次のいずれかの産品は、締約国の原産品とする。 Except as otherwise provided for in this Chapter, a good shall qualify as an originating good of a Party where:
(a)	当該締約国において完全に得られ、又は生産される産品であつて、2に定めるもの the good is wholly obtained or produced entirely in the Party, as defined in paragraph 2;
(b)	当該締約国の原産材料のみから当該締約国において完全に生産される産品 the good is produced entirely in the Party exclusively from originating materials of the Party; or
(c)	非原産材料を使用して当該締約国において完全に生産される産品であつて、附属書2に定める品目別規則及びこの章の他のすべての関連する要件を満たすもの the good satisfies the product specific rules set out in Annex 2, as well as all other applicable requirements of this Chapter, when the good is produced entirely in the Party using nonoriginating materials.
⑬アセアン包括EPA 第24条 原産品 (Article 24 Originating Goods)	
この協定の適用上、次のいずれかの産品であつて、この章に規定する他のすべての関連する要件を満たすものは、締約国の原産品とする。 For the purposes of this Agreement, a good shall qualify as an originating good of a Party if it:	
(a)	当該締約国において完全に得られ、又は生産される産品であつて、次条に定めるもの is wholly obtained or produced entirely in the Party as provided for in Article 25;
(b)	非原産材料を使用する場合には、第26条に定める要件を満たすもの satisfies the requirements of Article 26 when using non-originating materials; or
(c)	一又は二以上の締約国の原産材料のみから当該締約国において完全に生産される産品

is produced entirely in the Party exclusively from originating materials of one or more of the Parties,
and meets all other applicable requirements of this Chapter.
⑭ベトナムEPA 第24条 原産品 (Article 24 Originating Goods)
この協定の適用上、次のいずれかの産品であつて、この章に規定する他のすべての関連する要件を満たすものは、締約国の原産品とする。
For the purposes of this Agreement, a good shall qualify as an originating good of a Party if it:
(a) 当該締約国において完全に得られ、又は生産される産品であつて、次条に定めるもの
is wholly obtained or produced entirely in the Party as provided for in Article 25;
(b) 非原産材料を使用する場合には、第26条に定める要件を満たすもの
satisfies the requirements of Article 26 when using non-originating materials; or
(c) 当該締約国の原産材料のみから当該締約国において完全に生産される産品
is produced entirely in the Party exclusively from originating materials of the Party,
and meets all other applicable requirements of this Chapter.
⑮スイスEPA 附属書2第2条 原産品 (Annex II Article II Originating Products)
この協定の適用上、次に掲げる産品は、締約国の原産品とする。
For the purposes of this Agreement, the following products shall be considered as originating products of a Party:
(a) 当該締約国の関税地域において完全に得られる産品であつて、次条に定めるもの
products wholly obtained in the customs territory of the Party, as defined in Article III of this Annex;
(b) 当該締約国の関税地域において非原産材料を使用して得られる産品。ただし、当該非原産材料について、当該関税地域において、この附属書の第4条に規定する十分な作業又は加工が行われている場合に限る。
products obtained in the customs territory of the Party using non-originating materials, provided that such materials have undergone sufficient working or processing in the customs territory of the Party within the meaning of Article IV of this Annex; and
(c) この附属書の規定に従つて当該締約国の原産品となる材料のみから、当該締約国の関税地域において得られる産品
products obtained in the customs territory of the Party exclusively from materials that qualify as originating products of the Party pursuant to this Annex.
⑯インドEPA 第27条 原産品 (Article 27 Originating Goods)
この協定に別段の定めがある場合を除くほか、次のいずれかの産品は、締約国の原産品とする。
Except as otherwise provided for in this Agreement, a good shall qualify as an originating good of a Party where:
(a) 当該締約国において完全に得られ、又は生産される産品であつて、次条に定めるもの
the good is wholly obtained or produced entirely in the Party, as provided for in Article 28; or

第3部 EPA 原産地規則（広義の総則的規定）の逐条解釈

(b) 当該締約国において完全には得られず、又は生産されない産品であつて、第29条に定める要件を満たすもの
the good is not wholly obtained or produced in the Party, provided that the good satisfies the requirements of Article 29.
⑰ペルーEPA 第39条 原産品 (Article 39 Originating Goods)
この協定の適用上、次のいずれかの産品であつて、この章に規定する他の全ての関連する要件を満たすものは、締約国の原産品とする。
For the purposes of this Agreement, a good shall qualify as an originating good of a Party where:
(a) 当該締約国において完全に得られ、又は生産される産品であつて、次条に定めるもの
the good is wholly obtained or produced entirely in the Party, as provided for in Article 28; or
(b) 当該締約国の原産材料のみから当該締約国において完全に生産される産品たるもの
the good is produced entirely in the Party exclusively from originating materials of the Party; or
(c) 非原産材料を使用して当該締約国において完全に生産される産品であつて、附属書3に定める品目別規則（関税分類の変更、原産資格割合又は特定の製造若しくは加工作業に関する要件を満たすことを求める規則）を満たすもの
the good satisfies the product specific rules (change in tariff classification, qualifying value content or specific manufacturing or processing operation) set out in Annex 3, when the good is produced entirely in the Party using non-originating materials, and meets all other applicable requirements of this Chapter.

表3-21

○EU-韓国FTA Protocol Article 2 Originating products
For the purpose of a preferential tariff treatment the following products shall be considered as originating in a Party:
(a) products wholly obtained in a Party within the meaning of Article 4;
(b) products obtained in a Party incorporating materials which have not been wholly obtained there, provided that such materials have undergone sufficient working or processing in the Party concerned within the meaning of Article 5; or
(c) products obtained in a Party exclusively from materials that qualify as originating pursuant to this Protocol.
○US-韓国FTA ARTICLE 6.1: ORIGINATING GOODS
Except as otherwise provided in this Chapter, each Party shall provide that a good is originating where it is:
(a) a good wholly obtained or produced entirely in the territory of one or both of the Parties;
(b) produced entirely in the territory of one or both of the Parties and
(i) each of the non-originating materials used in the production of the good undergoes an applicable change in tariff classification specified in Annex 4-A (Specific Rules of Origin for Textile or Apparel Goods) or Annex 6-A, or

(ii)	the good otherwise satisfies any applicable regional value content or other requirements specified in Annex 4-A or Annex 6-A,
	and the good satisfies all other applicable requirements of this Chapter; or
(c)	produced entirely in the territory of one or both of the Parties exclusively from originating materials.
○NAFTA Article 401: Originating Goods	
	Except as otherwise provided in this Chapter, a good shall originate in the territory of a Party where:
a)	the good is wholly obtained or produced entirely in the territory of one or more of the Parties, as defined in Article 415;
b)	each of the non-originating materials used in the production of the good undergoes an applicable change in tariff classification set out in Annex 401 as a result of production occurring entirely in the territory of one or more of the Parties, or the good otherwise satisfies the applicable requirements of that Annex where no change in tariff classification is required, and the good satisfies all other applicable requirements of this Chapter;
c)	the good is produced entirely in the territory of one or more of the Parties exclusively from originating materials; or
d)	except for a good provided for in Chapters 61 through 63 of the Harmonized System, the good is produced entirely in the territory of one or more of the Parties but one or more of the non-originating materials provided for as parts under the Harmonized System that are used in the production of the good does not undergo a change in tariff classification because
(i)	the good was imported into the territory of a Party in an unassembled or a disassembled form but was classified as an assembled good pursuant to General Rule of Interpretation 2(a) of the Harmonized System, or
	each of the non-originating materials used in the production of the good undergoes an applicable change in tariff classification specified in Annex 4-A (Specific Rules of Origin for Textile or Apparel Goods) or Annex 6-A, or
(ii)	the heading for the good provides for and specifically describes both the good itself and its parts and is not further subdivided into subheadings, or the subheading for the good provides for and specifically describes both the good itself and its parts,
	provided that the regional value content of the good, determined in accordance with Article 402, is not less than 60 percent where the transaction value method is used, or is not less than 50 percent where the net cost method is used, and that the good satisfies all other applicable requirements of this Chapter.

表3-22

		「完全生産品」	「原産材料のみから生産される産品」	「実質的変更基準を満たす産品」	(特別な規定)
UNCTAD合意文書	1970年12月作成	7.(i)	—	7.(i)	—
一般特惠原産地規則	1971年8月施行	第8条1	—	第8条2	—
旧京都規約附属書D.1	1974年6月追加	2.	—	3.	—
シンガポールEPA	2002年2月署名	第23条1	第23条2	第23条3	—

第3部 EPA 原産地規則（広義の総則的規定）の逐条解釈

メキシコEPA	2004年9月署名	第22条1(a)	第22条1(b)	第22条1(c)	第22条1(d)
マレーシアEPA	2005年12月署名	第28条1(a)	第28条1(b)	第28条1(c)	—
フィリピンEPA	2006年9月署名	第29条1(a)	第29条1(b)	第29条1(c)	—
チリEPA	2007年3月署名	第29条1(a)	第29条1(b)	第29条1(c)	第29条1(d)
タイEPA	2007年4月署名	第28条1(a)	第28条1(b)	第28条1(c)	—
ブルネイEPA	2007年6月署名	第24条1(a)	第24条1(b)	第24条1(c)	—
インドネシアEPA	2007年8月署名	第29条1(a)	第29条1(b)	第29条1(c)	—
アセアン包括EPA	2008年4月署名	第24条(a)	第24条(c)	第24条(b)	—
ベトナムEPA	2008年12月署名	第24条(a)	第24条(c)	第24条(b)	—
スイスEPA	2009年2月署名	附属書2第2条(a)	附属書2第2条(c)	附属書2第2条(b)	—
インドEPA	2010年2月署名	第27条(a)	—	第27条(b)	—
ペルーEPA	2011年5月署名	第39条(a)	第39条(b)	第39条(c)	—
オーストラリアEPA	2014年7月署名	第3.2条(a)	第3.2条(b)	第3.2条(c)	第3.2条(d)

件として以下の4つが規定されている。

- ①非原産材料を使用すること、
- ②締約国において完全に生産されること、
- ③附属書2に定める品目別規則を満たすこと、及び
- ④他のすべての関連する要件を満たすこと

これらの4つの要件に関して、日本のEPA、他国のFTA等においてどのように規定しているか（又は、規定していないか）を表3-24においてまとめてみる。

これを見ると、極めて大まかな傾向として以下のようなことが指摘され得る。

- ①使用する材料に関する要件：ヨーロッパ諸国が締結しているFTAでは「完全生産品以外の産品」、アメリカ大陸諸国が締結しているFTAでは「非原産材料」、アジア諸国が締結しているFTAでは要件なし、という傾向が見て取れる。
 - ③満たすべき基本的要件：ヨーロッパ諸国が締結しているFTAでは「十分な作業又は加工を経ること」、アメリカ大陸諸国が締結しているFTAでは「●●に規定する要件を満たすこと」、アジア諸国が締結しているFTAでは「●●に基づき資格を有する（eligible）こと」、という傾向が見て取れる。
 - ④他の規定との関係性：ヨーロッパ諸国が締結しているFTA及びアジア諸国が締結しているFTAにおいては要件なし、アメリカ大陸諸国が締結しているFTAでは「他のすべての関連する要件を満たすこと」、という傾向が見て取れる。
- なお、②の生産の様態・行われる場所については、後述する。

(2) 用いられている用語等について

「産品 (a good)」：「産品 (a good)」に対応する用語として、異なるものを用いているEPA等があるところ、表3-25において比較をしてみる。同表を見ると、ヨーロッパ諸国が締結しているFTA及び東南アジア・南アジア諸国が締結しているFTAにおいては、a good/goodsではなく、productsを愛好する様子が伺える。

表3-23

		「完全生産品」	「原産材料の みから生産 される産品」	「実質的変更基 準を満たす産 品」	(特別な規 定等)
ヤウンデ・ルール	1966年7月施行	第1条1(a)	—	第1条1(b)	—
第1次ロメ協定	1975年3月署名	第1条1(a)	—	第1条1(b)	—
EEC-スイスFTA	1973年1月発効	第1条1(a)	—	第1条1(b)	—
EEA	1994年1月発効	第4議定書第2 条1(a)	—	第4議定書第2 条1(b)	—
EU-メキシコFTA	2000年7月発効	附属書3第2条 1(a)	—	附属書3第2条 1(b)	—
EU-韓国FTA	2010年10月署名	議定書第2条 1(a)	議定書第2 条1(c)	議定書第2条 1(b)	—
US-イスラエルFTA	1985年9月発効	附属書3 1(a)	—	(附属書3 1(a))	—
US-カナダFTA	1989年1月発効	第301条1	—	第301条2	—
NAFTA	1994年1月発効	第401条a)	第401条c)	第401条b)	第401条d)
US-チリFTA	2004年1月発効	第4.1条(a)	第4.1条(c)	第4.1条(b)	—
US-韓国FTA	2007年6月署名	第6.1条(a)	第6.1条(c)	第6.1条(b)	—
US-オーストラリアFTA	2004年5月署名	第5.1条(a)	第5.1条(c)	第5.1条(b)	第5.1条(d)
オーストラリア-タイFTA		第402条1(a)	—	第402条1(b)	—
シンガポール-NZ FTA	2000年11月署名	第5条1(a)	—	第5条1(b)	—
AFTA	(2004年時点)	第1規則(a)	—	第1規則(b)	—
AANZ FTA		第2条1(a)	第2条1(c)	第2条1(b)	—
アセアン-中国FTA	2004年11月署名	附属書3第2規 則(a)	—	附属書3第2規 則(b)	—
アセアン-韓国FTA	2006年8月署名	附属書3第2規 則1(a)	—	附属書3第2規 則1(b)	—
インド-スリランカFTA	2000年3月発効	附属書C 5(a)	—	附属書C 5(b)	—
アセアン-インドFTA	2009年8月署名	附属書2第2規 則(a)	—	附属書2第2規 則(b)	—
SAFTA	2006年1月発効	附属書4第4規 則(a)	—	附属書4第4規 則(b)	—

表3-24

		該当条文	使用する材 料に係る要 件 (①)	「生産」に 対応する表 現 (②)	生産が行わ れる場所 (②)	満たすべき 基本的要件 (③)	他の規定と の 関 係 性 (④)
UNCTAD 合意文書	1970年12 月作成	7(i)	なし	produced	in that country	なし	なし
旧京都規約 附属書D.1	1974年6月 追加	3.	なし	(produc- tion)	—	なし	なし
ヤウンデ・ ルール	1966年7月 施行	第1条2(b)	完全生産品 以外の産品 を使用	obtained	in an Associated State	〇〇に規定 する十分な 作業又は加 工を経るこ と	輸入国まで (●条に規 定する) 直 接運送され ること

第3部 EPA 原産地規則（広義の総則的規定）の逐条解釈

第1次ロメ協定	1975年3月署名	第1条1(b)	完全生産品以外の産品を使用	obtained	in one or more ACP States	〇〇に規定する十分な作業又は加工を経ること	なし
EEC-スイスFTA	1973年1月発効	第1条2(b)	完全生産品以外の産品を使用	obtained	in Switzerland	〇〇に規定する十分な作業又は加工を経ること	なし
EEA	1994年1月発効	第2条1(b)	完全生産品でない材料を使用	obtained	(in the EEA)	〇〇に規定する十分な作業又は加工を経ること	なし
EU-メキシコFTA	2000年7月発効	第2条1(b)	完全生産品でない材料を使用	obtained	(in the Community)	〇〇に規定する十分な作業又は加工を経ること	なし
EU-韓国FTA	2010年10月署名	第2条(b)	完全生産品でない材料を使用	obtained	(in a Party)	〇〇に規定する十分な作業又は加工を経ること	なし
US-イスラエルFTA	1985年9月発効	附属書14	なし	trans-formed	(in a party)	製品又は材料が、新しい、かつ、異なった製品に実質的に変更されること	なし
US-カナダFTA	1989年1月発効	第301条2	なし	trans-formed	(in the territory of either Party or both Parties)	〇〇に規定する要件を満たすこと	●●に規定する他の条件を満たすこと
NAFTA	1994年1月発効	第401条b)	非原産材料を使用	なし	(in the territory of one or more of the Parties)	〇〇に規定する関連する要件を満たすこと	この章に規定する他のすべての関連する要件を満たすこと

第2章 オーストラリアEPAの原産地規則（広義の総則的規定）の逐条解釈

US-チリ FTA	2004年1月 発効	第4.1条1(b)	非原産材料 を使用	produced entirely	(in the territory of one or both of the Parties)	〇〇に規定 する関連す る要件を満 たすこと	この章に規 定する他の すべての関 連する要件 を満たすこ と
US-韓国 FTA	2007年6月 署名	第6.1条1(b)	非原産材料 を使用	produced entirely	(in the territory of one or both of the Parties)	〇〇に規定 する関連す る要件を満 たすこと	この章に規 定する他の すべての関 連する要件 を満たすこ と
US-オース トラリア FTA		第5.1条1(b)	非原産材料 を使用	produced entirely	(in the territory of one or both of the Parties)	〇〇に規定 する関連す る要件を満 たすこと	〇〇に規定 する他のす べての関連 する要件を 満たすこと
オーストラ リア-タイ FTA		第402条 1(b)	なし	processes performed entirely	(in the territory of one or both of the Parties)	〇〇に規定 する適用可 能な要件を 満たすこと	なし
シンガポ ール-NZ FTA	2000年11 月署名	第2節2	なし	partly manufac- tured	(in that Party)	生産工程の 最後の工程 が当該国で 行われ、かつ、付加価値基準を満たすこと	なし
AFTA	(2004年 時 点)	第1規則(b)	なし	not wholly produced or obtained	(in the exporting Member State)	〇〇に基づ き資格を有 する (eligi- ble) こと	なし
AANZ FTA		第2条1(b)	なし	not wholly produced or obtained	(in a Party)	〇〇に規定 する要件を 満たすこと	なし
アセアン- 中国FTA	2004年11 月署名	第2規則(b)	なし	not wholly produced or obtained	なし	〇〇に基づ き資格を有 する (eligi- ble) こと	なし
アセアン- 韓国FTA	2006年8月 署名	第2規則 1(b)	なし	not wholly obtained or produced	in the terri- tory of the exporting Party	〇〇に基づ き資格を有 する (eligi- ble) こと	なし
インドス リランカ FTA	2000年3月 発効	附属書C 5(b)	なし	not wholly produced or obtained	in the terri- tory of the exporting Contract- ing Party	〇〇に基づ き資格を有 する (eligi- ble) こと	なし

第3部 EPA 原産地規則（広義の総則的規定）の逐条解釈

アセアン インド FTA	2009年8月 署名	第2規則(b)	なし	not wholly produced or obtained	in the exporting Party	〇〇に基づ き資格を有 する (eligi- ble) こと	なし
SAFTA	2006年1月 発効	第4規則(b)	なし	not wholly produced or obtained	in the terri- tory of the exporting Contract- ing State	〇〇に基づ き資格を有 する (eligi- ble) こと	なし
シンガポ ールEPA	2002年2月 署名	第23条3	非原産材料 を使用	なし	in a Party	十分な変更 を経ること 品目別規則 を満たせば 十分な変更 が行われた とみなす	なし
メキシコ EPA	2004年9月 署名	第22条1(c)	非原産材料 を使用	produced entirely	(in the Area of one or both Parties)	〇〇に規定 する要件を 満たすこと	この章に規 定する他の すべての関 連する要件 を満たすこ と
マレーシア EPA	2005年12 月署名	第28条1(c)	非原産材料 を使用	produced entirely	(in the territory of the Coun- try)	〇〇に規定 する品目別 規則を満た すこと	この章に規 定する他の すべての関 連する要件 を満たすこ と
フィリピン EPA	2006年9月 署名	第29条1(c)	非原産材料 を使用	produced entirely	(in the Party)	〇〇に規定 する品目別 規則を満た すこと	この章に規 定する他の すべての関 連する要件 を満たすこ と
チリEPA	2007年3月 署名	第29条1(c)	非原産材料 を使用	produced entirely	(in the Party)	〇〇に規定 する品目別 規則を満た すこと	この章に規 定する他の すべての関 連する要件 を満たすこ と
タイEPA	2007年4月 署名	第28条1(c)	非原産材料 を使用	produced entirely	(in the Party)	〇〇に規定 する品目別 規則を満た すこと	この章に規 定する他の すべての関 連する要件 を満たすこ と

第2章 オーストラリアEPAの原産地規則（広義の総則的規定）の逐条解釈

ブルネイ EPA	2007年6月 署名	第24条1(c)	非原産材料 を使用	produced entirely	(in the Party)	〇〇に規定 する品目別 規則を満た すこと	この章に規 定する他の すべての関 連する要件 を満たすこ と
インドネシ アEPA	2007年8月 署名	第29条1(c)	非原産材料 を使用	produced entirely	(in the Party)	〇〇に規定 する品目別 規則を満た すこと	この章に規 定する他の すべての関 連する要件 を満たすこ と
アセアン包 括EPA	2008年4月 署名	第24条(b)	非原産材料 を使用	なし	なし	〇〇に規定 する要件を 満たすこと	この章に規 定する他の すべての関 連する要件 を満たすこ と
ベトナム EPA	2008年12 月署名	第24条(b)	非原産材料 を使用	なし	なし	〇〇に規定 する要件を 満たすこと	この章に規 定する他の すべての関 連する要件 を満たすこ と
スイス EPA	2009年2月 署名	附 属 書2第 2条(b)	非原産材料 を使用	obtained	(in the customs territory of the Party)	〇〇に規定 する十分な 作業又は加 工を経るこ と	なし
インド EPA	2010年2月 署名	第27条(b)	非原産材料 を使用	not wholly obtained or produced	(in the Party)	〇〇に規定 する要件を 満たすこと	なし
ペルー EPA	2011年5月 署名	第39条(c)	非原産材料 を使用	produced entirely	(in the Party)	〇〇に規定 する品目別 規則を満た すこと	この章に規 定する他の すべての関 連する要件 を満たすこ と
オーストラ リアEPA	2014年7月 署名	第3.2条(c)	非原産材料 を使用	processes performed entirely (produc- tion)	(in one or both Parties)	〇〇に規定 する品目別 規則を満た すこと	この章に規 定する他の 全ての関連 する要件を 満たすこと

「当該締約国において完全に得られ、又は生産される (is wholly obtained or produced entirely in the Party)」(サブパラグラフ(a))：日本のEPA、他国のFTA等におけるこの表現に関連する規定の比較を表3-26において行う。同表を見ると、

表3-25

UNCTAD 合意文書	1970年12月作成	goods		
旧京都規約附属書D.1	1974年6月追加	goods		
ヤウンデ・ルール	1966年7月施行		products	
第1次ロメ協定	1975年3月署名		products	
EEC-スイスFTA	1973年1月発効		products	
EEA	1994年1月発効		products	
EU-メキシコFTA	2000年7月発効		products	
EU-韓国FTA	2010年10月署名		products	
US-イスラエルFTA	1985年9月発効			article
US-カナダFTA	1989年1月発効	goods		
NAFTA	1994年1月発効	a good		
US-チリFTA	2004年1月発効	a good		
US-韓国FTA	2007年6月署名	a good		
US-オーストラリアFTA	2004年5月署名	a good		
オーストラリア-タイFTA	2004年7月署名	goods		
シンガポール-NZ FTA	2000年11月署名	goods		
AFTA	(2004年時点)		products	
AANZ FTA	2009年2月署名	a good		
アセアン-中国FTA	2004年11月署名		products	
アセアン-韓国FTA	2006年8月署名	goods		
インド-スリランカFTA	2000年3月発効		products	
アセアン-インドFTA	2009年8月署名		products	
SAFTA	2006年1月発効		products	
シンガポールEPA	2002年2月署名	goods		
メキシコEPA	2004年9月署名	a good		
マレーシアEPA	2005年12月署名	a good		
フィリピンEPA	2006年9月署名	a good		
チリEPA	2007年3月署名	a good		
タイEPA	2007年4月署名	a good		
ブルネイEPA	2007年6月署名	a good		
インドネシアEPA	2007年8月署名	a good		
アセアン包括EPA	2008年4月署名	a good		
ベトナムEPA	2008年12月署名	a good		
スイスEPA	2009年2月署名		products	
インドEPA	2010年2月署名	a good		
ペルーEPA	2011年5月署名	a good		
オーストラリアEPA	2014年7月署名	a good		

表3-26

		該当条文		生産が行われる場所
UNCTAD 合意文書	1970年12月作成	7.(i)	produced in that country ... wholly	
旧京都規約附属書D.1	1974年6月追加	附属書D1 2.	produced wholly	in a given country
ヤウンデ・ルール	1966年7月施行	第1条2a)	wholly obtained	in an Associated State

第1次ロメ協定	1975年3月署名	第2条	wholly obtained	in one or more ACP States
EEC-スイスFTA	1973年1月発効	第1条2(a)	wholly obtained	in Switzerland
EEA	1994年1月発効	第2条1(a)	wholly obtained	in the EEA
EU-メキシコFTA	2000年7月発効	第2条2(a)	wholly obtained	in Mexico
EU-韓国FTA	2010年10月署名	第2条(a)	wholly obtained	in a Party
US-イスラエルFTA	1985年9月発効	附属書3 1(a)	wholly the growth, product, or manufac- ture	of a party
US-カナダFTA	1989年1月発効	第301条1	wholly obtained or produced	in the territory of either Party or both Parties
NAFTA	1994年1月発効	第401条a)	wholly obtained or produced entirely	in the territory of one or more of the Parties
US-チリFTA	2004年1月発効	第4.1条1(a)	wholly obtained or produced entirely	in the territory of one or both of the Parties
US-韓国FTA	2007年6月署名	第6.1条(a)	wholly obtained or produced entirely	in the territory of one or both of the Parties
US-オーストラリア FTA	2004年5月署名	第5.1条(a)	wholly obtained or produced entirely	in the territory of one or both of the Parties
オーストラリア-タイ FTA	2004年7月署名	第402条1(a)	wholly obtained goods of that Party	(goods of that Party)
シンガポール-NZ FTA	2000年11月署名	附属書1 Section 1 柱書き	wholly produced or obtained entirely	in that Party
AFTA	(2004年時点)	第1規則(a)	wholly produced or obtained	in the exporting Member State
AANZ FTA	2009年2月署名	第2条1(a)	wholly produced or obtained	in a Party
アセアン-中国FTA	2004年11月署名	第2規則(a)	wholly obtained or produced	in a Party
アセアン-韓国FTA	2006年8月署名	第2規則1(a)	wholly obtained or produced	in the exporting Member State
インド-スリランカ FTA	2000年3月発効	附属書3 5(a)	wholly produced or obtained	in the territory of the exporting Contracting Party
アセアン-インド FTA	2009年8月署名	第2規則(a)	wholly obtained or produced	in the exporting Party
SAFTA	2006年1月発効	第4規則(a)	wholly produced or obtained	in the territory of the exporting Contracting State
シンガポールEPA	2002年2月署名	第23条1柱 書き	wholly obtained or produced entirely	in a Party
メキシコEPA	2004年9月署名	第22条1(a)	wholly obtained or produced entirely	in the Area of one or both Parties

第3部 EPA 原産地規則（広義の総則的規定）の逐条解釈

マレーシアEPA	2005年12月署名	第28条1(a)	wholly obtained or produced entirely	in the territory of the Country
フィリピンEPA	2006年9月署名	第29条1(a)	wholly obtained or produced entirely	in the Party
チリEPA	2007年3月署名	第29条1(a)	wholly obtained or produced entirely	in the Party
タイEPA	2007年4月署名	第28条1(a)	wholly obtained or produced entirely	in the Party
ブルネイEPA	2007年6月署名	第24条1(a)	wholly obtained or produced entirely	in the Party
インドネシアEPA	2007年8月署名	第29条1(a)	wholly obtained or produced entirely	in the Party
アセアン包括EPA	2008年4月署名	第24条(a)	wholly obtained or produced entirely	in the Party
ベトナムEPA	2008年12月署名	第24条(a)	wholly obtained or produced entirely	in the Party
スイスEPA	2009年2月署名	附属書2第2条(a)	wholly obtained	in the customs territory of the Party
インドEPA	2010年2月署名	第27条(a)	wholly obtained or produced entirely	in the Party
ペルーEPA	2011年5月署名	第39条(a)	wholly obtained or produced entirely	in the Party
オーストラリアEPA	2014年7月署名	第3.2条(a)	wholly obtained	in the Party

- ・黎明期（UNCTAD合意文書、旧京都規約）においては、produced wholly という表現が使用されている、
 - ・ヨーロッパ諸国が締結しているFTAにおいては、一貫してwholly obtained という表現が用いられている、
 - ・US-カナダFTAにおいては、それら2者の折衷であるかのようなwholly obtained or produced という表現が採用され、その後継者であるNAFTAにおいては当該表現にentirelyが付加され、その後のアメリカ大陸諸国が締結しているFTAはNAFTAに倣っている、
 - ・東南アジア、南アジア諸国が締結しているFTAにおいては、NAFTAの影響を受けたと思われるwholly produced or obtained（又は動詞の位置が逆転したもの。ただしentirelyは採用されていない。）が用いられている、
- ということが見て取れる。

日本のEPAに関しては、当初のシンガポールEPA（2002年1月署名）第23条1においてNAFTAに倣うような形でwholly obtained or produced entirely in a Party という表現で規定され、その後の日本のEPAにおいては、（ヨーロッパ諸国が締結しているFTAの規定の影響を強く受けているスイスEPAを除き）この表現が採用されている。ただし、obtainedとproducedを併記する必然性があるのかという点については、以下のような理由により若干の疑問も残らないではない。すなわち、「得られる（obtained）」、「生産される

(produced)」については明示的な定義はないものの、後者の派生語である「生産 (production)」については13本のEPAのいずれにも定義が定められており、それらの定義の中で最初のものである当初のシンガポールEPA（2002年1月署名）第22条(c)を見てみると、

「生産」とは、産品を得る方法をいい、製造、生産、組立て、加工、成育、栽培、繁殖、採掘、抽出、収穫、漁ろう、わなかけ、採集、収集、狩猟及び捕獲を含む。

the term “production” means methods of obtaining goods including manufacturing, producing, assembling, processing, raising, growing, breeding, mining, extracting, harvesting, fishing, trapping, gathering, collecting, hunting and capturing;

と規定されており、他のEPAもこれとほぼ同一の内容の定義となっている。この中で直接的な定義を行う箇所において、「産品を得る方法 (methods of obtaining)」という表現が用いられ、ここでobtainが現れているところ、意味が重複しているとも解され得ることによる⁷⁹⁾。これに対しては、もちろん、分かり易さや明確化を確保するとの観点からobtainを敢えて記載しているという解釈は十分に可能と考えられる。

なおentirelyについては、NAFTA以降のアメリカ大陸諸国が締結しているFTA及び日本のEPA（スイスEPAを除く。）において採用されている。

「原産材料のみから当該締約国において完全に生産される (is produced entirely in the Party exclusively from originating materials)」(サブパラグラフ(b))：日本のEPA、他国のFTA等におけるこの表現に関連する規定の比較を表3-27において行う。同表を見ると、NAFTAにおいて用いられた規定が、実質的にほぼ同一のまま、他のFTA等において採用されていることが見て取れる。

表3-27

		該当条文	規定（生産が行われる場所に係る部分を斜体で示す。）	生産が行われる場所
UNCTAD合意文書	1970年12月作成	—	—	—
旧京都規約附属書D.1	1974年6月追加	—	—	—
ヤウンデ・ルール	1966年7月施行	—	—	—
第1次ロメ協定	1975年3月署名	—	—	—
EEC-スイスFTA	1973年1月発効	—	—	—
EEA	1994年1月発効	—	—	—
EU-メキシコFTA	2000年7月発効	—	—	—
EU-韓国FTA	2010年10月署名	第2条 (c)	obtained <i>in a Party</i> exclusively from materials that qualify as originating pursuant to this Protocol	(in a Party)

79) NAFTAにおいては、第415条にてproduction means growing, mining, harvesting, fishing, trapping, hunting, manufacturing, processing or assembling a good;と定義しており、obtainとの重複は見られない。

第3部 EPA 原産地規則（広義の総則的規定）の逐条解釈

US-イスラエル FTA	1985年9月 発効	—	—	—
US-カナダFTA	1989年1月 発効	—	—	—
NAFTA	1994年1月 発効	第401条 c)	produced entirely <i>in the territory of one or more of the Parties</i> exclusively from originating materials	(in the territory of one or more of the Parties)
US-チリ FTA	2004年1月 発効	第4.1条1 (c)	produced entirely <i>in the territory of one or both of the Parties</i> exclusively from originating materials.	(in the territory of one or both of the Parties)
US-韓国 FTA	2007年6月 署名	第6.1条 (c)	produced entirely <i>in the territory of one or both of the Parties</i> exclusively from originating materials	(in the territory of one or both of the Parties)
US-オーストラリ ア FTA	2004年5月 署名	第5.1条 (c)	produced entirely <i>in the territory of one or more of the Parties</i> exclusively from originating materials	(in the territory of one or both of the Parties)
オーストラリア-タ イ FTA	2004年7月 署名	—	—	—
シンガポール-NZ FTA	2000年11 月署名	—	—	—
AFTA	(2004年時 点)	—	—	—
AANZ FTA	2009年2月 署名	第2条1 (c)	produced in a Party exclusively from originating materials from one or more of the Parties	(in a Party)
アセアン-中国 FTA	2004年11 月署名	—	—	—
アセアン-韓国 FTA	2006年8月 署名	—	—	—
インド-スリランカ FTA	2000年3月 発効	—	—	—
アセアン-インド FTA	2009年8月 署名	—	—	—
SAFTA	2006年1月 発効	—	—	—
シンガポール EPA	2002年2月 署名	第23条2	produced entirely <i>in the territory of a Party</i> exclusively from originating materials of the Party	(in the territory of a Party)
メキシコ EPA	2004年9月 署名	第22条1 (b)	produced entirely <i>in the Area of one or both Parties</i> exclusively from originating materials	(in the Area of one or both Parties)
マレーシア EPA	2005年12 月署名	第28条1 (b)	produced entirely <i>in the territory of the Country</i> exclusively from originating materials of the Country	(in the territory of the Country)
フィリピン EPA	2006年9月 署名	第29条1 (b)	produced entirely <i>in the Party</i> exclusively from originating materials of the Party	(in the Party)

チリEPA	2007年3月 署名	第29条1 (b)	produced entirely <i>in the Party</i> exclusively from originating materials of the Party	(in the Party)
タイEPA	2007年4月 署名	第28条1 (b)	produced entirely <i>in the Party</i> exclusively from originating materials of the Party	(in the Party)
ブルネイEPA	2007年6月 署名	第24条1 (b)	produced entirely <i>in the Party</i> exclusively from originating materials of the Party	(in the Party)
インドネシアEPA	2007年8月 署名	第29条1 (b)	produced entirely <i>in the Party</i> exclusively from originating materials of the Party	(in the Party)
アセアン包括EPA	2008年4月 署名	第24条 (b)	produced entirely <i>in the Party</i> exclusively from originating materials of one or more of the Parties	(in the Party)
ベトナムEPA	2008年12 月署名	第24条 (b)	produced entirely <i>in the Party</i> exclusively from originating materials of the Party	(in the Party)
スイスEPA	2009年2月 署名	附属書2第 2条 (c)	obtained <i>in the customs territory of the Party</i> exclusively from materials that qualify as originating products of the Party pursuant to this Annex	(in the customs territory of the Party)
インドEPA	2010年2月 署名	—	—	—
ペルーEPA	2011年5月 署名	第39条 (b)	produced entirely <i>in the Party</i> exclusively from originating materials of the Party	(in the Party)
オーストラリアEPA	2014年7月 署名	第3.2条 (b)	produced entirely <i>in the Party</i> exclusively from originating materials of the Party;	(in the Party)

「非原産材料を使用して（using non-originating materials）」：本フレーズはNAFTAにおける規定の影響を受けてメキシコEPAにおいて採用され（即ちシンガポールEPAには規定はない。）、その後の日本のEPAにおいても、インドEPA及びオーストラリアEPAを除いて採用されている。

6. 他のEPAの条文の解説

(1) メキシコEPA第22条1(d)及びチリEPA第29条1(d)について

メキシコEPA第22条1(d)及びチリEPA第29条1(d)は、ほぼ同旨の内容の規定となっているところ、メキシコEPA第22条1(d)について解説を加える。

1	この章に別段の定めがある場合を除くほか、次のいずれかの産品は、原産品とする。 Except as otherwise provided for in this Chapter, a good shall be an originating good where:
---	--

(d) 一方又は双方の締約国の区域において完全に生産される産品（統一システムの第61類から第63類までの産品を除く。）であって、その生産に使用される一又は二以上の非原産材料について次のいずれかの理由により関連する関税分類の変更が行われないもの。ただし、附属書4に別段の定めがある場合を除くほか、次条の規定に従って決定される当該産品の域内原産割合が50%以上であり、かつ、当該産品がこの章の他のすべての関連する要件を満たすことを条件とする。
except for a good provided for in Chapters 61 through 63 of the Harmonized System, the good is produced entirely in the Area of one or both Parties, but one or more of the non-originating materials that are used in the production of the good does not undergo an applicable change in tariff classification because:
(i) 当該産品が、組み立ててないか又は分解してある状態で締約国に輸入される場合であっても、統一システムの解釈に関する通則2(a)の規定に従って組み立てられた産品として分類されること。
the good was imported into a Party in an unassembled or a disassembled form but was classified as an assembled good pursuant to Rule 2(a) of the General Rules for the Interpretation of the Harmonized System; or
(ii) 当該産品の関税分類の項において、当該産品自体及びその部品の双方について規定し、これらについて明示的に記述しており、かつ、当該項が関税分類の号に細分されていないこと、又は当該産品の関税分類の号において、当該産品自体及びその部品の双方について規定し、かつ、これらについて明示的に記述していること。
the heading for the good provides for and specifically describes both the good itself and its parts and is not further subdivided into subheadings, or the subheading for the good provides for and specifically describes both the good itself and its parts; provided that the regional value content of the good, determined in accordance with Article 23, is not less than 50 percent, unless otherwise provided for in Annex 4, and that the good satisfies all other applicable requirements of this Chapter.

① 本規定の趣旨

関税分類変更基準⁸⁰⁾を満たさない非原産材料があつたとしても、域内原産割合⁸¹⁾（チリEPAにおいては、原産資格割合⁸²⁾）が所定の値以上である場合には、原産品としての資格を与えるというものである。

メキシコEPA第22条1(c)の対象となり得る産品のうち、関税分類変更基準を満たさないものに対する救済措置としての性格を有するものと言ひ得ることから、1(c)が適用されないと判断された後に、その適用可能性を追求するものと解される。

② 本規定において用いられている用語等の意味

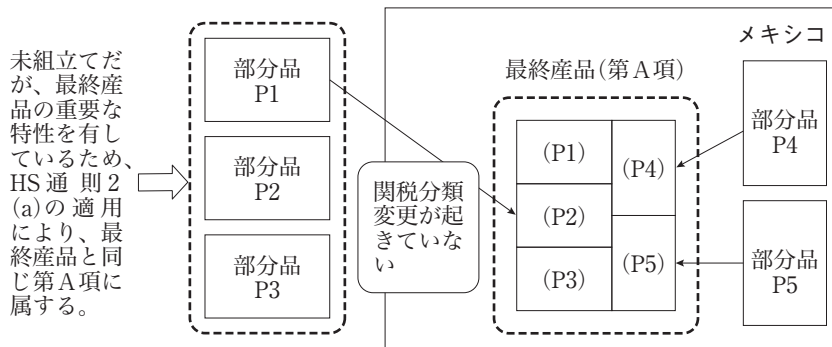
「附属書4に別段の定めがある場合を除くほか、・・・当該産品の域内原産割合が、50%以

80) 第2部第2章第1節2. 参照

81) 第2部第2章第3節1. (3)参照

82) 第2部第2章第3節1. (3)参照

図3-7



上・・・であり（provided that the regional value content of the good, ..., is not less than 50 percent, unless otherwise provided for in Annex 4, ...）」（サブパラグラフ(d)柱書き）：メキシコEPA附属書4（品目別規則）において、域内原産割合（他のEPAにおける原産資格割合に相当）に関して50%以外の数値が定められている場合には、当該数値を用いることとし、そうでない場合には、域内原産割合として50%という数値を用いることとなる。

例えば、第8703.21号から第8703.90号においては、65%という数値が定められており、仮に同号の產品にこの1(d)の規定を適用とした場合には、65%という数値を用いることとなる。（ただし、それらの号の產品に、1(d)の規定が実際に適用されるかどうかは別問題である。）

「統一システムの解釈に関する通則2(a) (Rule 2(a) of the General Rules for the Interpretation of the Harmonized System)」（サブパラグラフ(d)(i)）：「統一システムの解釈に関する通則」とは、HS条約附属書（HS品目表）の冒頭において、HS品目表の解釈の一般原則を定めたもの。そのうち、ここで引用されている2(a)の規定は以下のとおりである。

『各項に記載するいずれかの物品には、未完成の物品で、完成した物品としての重要な特性を提示の際に有するものを含むものとし、また、完成した物品（この2の原則により完成したもののみならず未完成の物品を含む。）で、提示の際に組み立ててないもの及び分解してあるものを含む。』

「部品 (parts)」（サブパラグラフ(d)(ii)）：ここにいう「部品」とは、機械、器具、家具等の「製品」に用いられる一般的な意味での部品を指しており、化学品（例えば、HS第28類又は第29類の產品）のようなものは含まないものと解される。

③ 本規定の解釈

イ. サブパラグラフ(d)(i)

本規定は、オーストラリアEPA第3.9条1に定める「組み立ててないか又は分解してある產品」の概念に対応するものであるところ、詳細については第3.9条1の解説を参照のこと。

どのような事例が考えられるかということを、図3-7を用いて考察してみる。

(i) 今、非原産材料は、それら自体は組み立てられていないものの（HS通則2(a)の規定に

より）組み立てられた物品として分類されるものとする。この場合、非原産材料の全体は、最終製品とHS分類が同一となるため、当該最終製品に関しては、関税分類変更基準を満たさないこととなる。

(ii) しかしながら、メキシコ国内で付加される価値が極めて高価なため、域内原産割合が50%超となるものとする。

(iii) このような場合には、(d)(i)の規定に基づき、関税分類変更基準を満たさない本品もメキシコEPA上の原産品となる。

ロ. サブパラグラフ(d)(ii)

このサブパラグラフは、

「当該製品の関税分類の項において、当該製品自体及びその部品の双方について規定し、これらについて明示的に記述しており、かつ、当該項が関税分類の号に細分されていないこと」

という部分と、

「当該製品の関税分類の号において、当該製品自体及びその部品の双方について規定し、かつ、これらについて明示的に記述していること」

という部分とが、「又は」で結ばれているという構造となっている。

まずは前段の「当該製品の関税分類の項において、当該製品自体及びその部品の双方について規定し、これらについて明示的に記述しており、かつ、当該項が関税分類の号に細分されていないこと」という部分について、HS第96.17項＝第9617.00号（魔法瓶その他の真空容器（ケース入りのものに限る。）及びその部分品⁸³⁾（ガラス製の内部容器を除く。））を用いて具体的に考えてみる。

この場合において、下記のような読替えが可能となる。

当該製品（＝魔法瓶）の関税分類の項（＝第96.17項）において、当該製品自体（＝魔法瓶）及びその部品（＝魔法瓶の部品）の双方について規定し「魔法瓶・・・及びその部分品・・・」と規定されており、この要件を満たしている]、これらについて明示的に記述しており[明示的に記述しており、この要件も満たしている]、かつ、当該項が関税分類の号に細分されていない[「第96.17項」は「第9617.00号」であり、号に細分されていないことから、この要件も満たしている] こと

今、第96.17項の品目別規則が「他の項の材料からの変更」であると仮定する⁸⁴⁾。

輸入した非原産材料P1と国内で生産された原産材料P2とを用いて、メキシコ国内で最終産品である魔法瓶の完成品を生産したとする。（図3-8）

この場合において、P1は品目別規則を満たしていない（これは、たまたま部分品の所属区分と、製品の所属区分とが全く同一であるためである。）ことから、当該魔法瓶の完成品をメ

83) HS条約においては、partsに原則として「部分品」という訳語をあてているのに対し、メキシコEPAを含む各EPAにおいては、partsには「部品」という訳語をあてている。本書においては、協定の条文（和文）を引用する場合には、当該協定における表記をそのまま用いることとしているため、この「部品」と「部分品」のように、一見すると整合性を欠いた記述となる場合があることに留意されたい。

84) 実際の品目別規則は、ここに掲げたものと異なっており、ここに掲げた規則はあくまで説明のための仮想的なものである。

図3-8

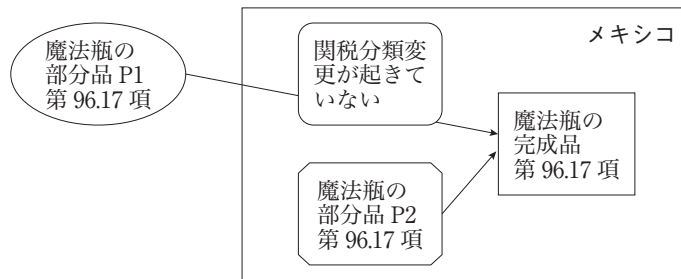
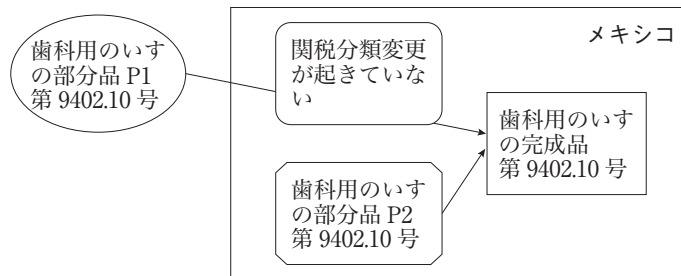


図3-9



キシコEPA上の原産品として認定することはできない。

しかしながら、上述のようなケースにおいても、メキシコEPA上の原産品であるP2の価額やメキシコ国内における生産コストが高く、よって域内原産割合が50%以上となるのであれば、当該魔法瓶の完成品をメキシコEPA上の原産品として認定するというのが、本規定の趣旨である。

次に後段の「当該製品の関税分類の号において、当該製品自体及びその部品の双方について規定し、かつ、これらについて明示的に記述していること」という部分について考えてみる。

例としては、HS第9402.10号（歯科用又は理髪用のいすその他これに類するいす及びこれらの部分品）を用いることとする。

この場合において、下記のような読替えが可能となる。

当該製品（＝歯科用のいす）の関税分類の号（＝第9402.10号）において、当該製品自体（＝歯科用のいす）及びその部品（＝歯科用のいすの部分品）の双方について規定し 「「歯科用・・・のいす・・・及びこれらの部分品」と規定されており、この要件を満たしている」、かつ、これらについて明示的に記述している 「明示的に記述しており、この要件も満たしている」 こと

今、第9402.10号の品目別規則が「他の号の材料からの変更」とであると仮定する⁸⁵⁾。

輸入した非原産材料P1と国内で生産された原産材料P2とを用いて、メキシコ国内で最終産品である歯科用のいすの完成品を生産したとする。（図3-9）

この場合において、P1は品目別規則を満たしていない（これは、たまたま部分品の所属区

85) 実際の品目別規則規則は、ここに掲げたものと異なっており、ここに掲げた規則はあくまで説明のための仮想的なものである。

分と、製品の所属区分とが全く同一であるためである。）ことから、当該歯科用のいすの完成品をメキシコEPA上の原産品として認定することはできない。

しかしながら、上述のようなケースにおいても、メキシコEPA上の原産品であるP2の価額やメキシコ国内における生産コストが高く、よって域内原産割合が50%以上となるのであれば、当該歯科用のいすの完成品をメキシコEPA上の原産品として認定するというのが、本規定の趣旨である。

なお、このサブパラグラフ及び品目別規則等の適用により、原産品と認められる場合には、本EPAに基づく原産地証明書の第8欄に「D」と記入されることとなる。

④ 本規定の沿革

本規定は、NAFTAの第401条d)（条文については、表3-21参照）と同旨であり、NAFTAの強い影響を受けているものと解される。

(2) アセアン包括EPA第24条(c)について

この協定の適用上、次のいずれかの産品であつて、この章に規定する他のすべての関連する要件を満たすものは、締約国の原産品とする。
For the purposes of this Agreement, a good shall qualify as an originating good of a Party if it:
(c) 一又は二以上の締約国の原産材料のみから当該締約国において完全に生産される産品
is produced entirely in the Party exclusively from originating materials of one or more of the Parties,
and meets all other applicable requirements of this Chapter.

① 本規定の趣旨

本規定は、例えばオーストラリアEPA第3.2条(b)に対応するものであり、一の締約国において原産材料のみから生産される産品は、当該締約国の原産品とするという規定である。ただし、他のEPAはいずれも二国間の協定であるのに対し、アセアン包括EPAの締約国は11カ国であることから、それに応じた所要の調整を図ることとし、生産の元となる原産材料についての要件を緩和して複数の締約国の原産材料からの生産を認めたものである。

なお、本サブパラグラフの適用により、締約国の原産品と認められる場合には、アセアン包括EPAに基づく原産地証明書の第8欄に「PE」と記入されることとなる。

② 本規定の解釈

本規定は、上述のとおり、他の二国間EPAの原産地規則において規定されている「原産材料のみから生産される産品」という概念を定めたものであるが、それに加えて、同様に他の二国間EPAにおいて規定されているモノの累積⁸⁶⁾の概念も一部含んだものとなっている。

86) 詳細については、第2部第3章1. (3)参照。

この点について以下に詳述する。（なお、以下の説明においては、一部において第2部第3章2.(5)の【補足2-7】と重複していることを予めお断り申し上げる。）

本規定が当てはまるパターンとして、例えば、以下の3つが想定される。

イ．最終産品Pの生産国（A国：締約国）の原産材料（R1～R3）のみから生産される場合（図3-10）

ロ．最終産品Qの生産国（A国：締約国）の原産材料（R4～R5）及び他の締約国（B国）の原産品（R6）のみから生産される場合（図3-11）

ハ．最終産品Sの生産国（A国：締約国）とは異なる締約国（B国及びC国）の原産品（それぞれR7、R8）のみから生産される場合（図3-12）

ここで、従来の二国間EPAにおける「原産材料のみから生産される産品」の規定の代表として、マレーシアEPA第28条1(b)を見てみよう。

同規定においては、

当該締約国の原産材料のみから当該締約国の領域において完全に生産される産品と規定されており、上記の3つのパターンのうち、図3-10のパターンのみを含むものとなる。残る2つのパターン（図3-11及び図3-12）に関しては、二国間EPAよりは締約国数が多いアセアン包括EPAだからこそ成り立つパターンであることは容易に理解できよう。

そして、この残る2つのパターンは、いずれも他の締約国の原産品は自国の原産材料とみなすのと同等の考え方であり、二国間EPAの下での「モノの累積」の概念に対応するものであるということが可能であろう。（ただし、図3-12のように「他の締約国」は2以上にわたり得ることから、二国間EPAの下での「モノの累積」の概念と完全にイコールであるという訳ではないことに留意する必要がある。また、第24条(c)を規定したことにより、第29条は原産材料と非原産材料とを使用して生産した産品が原産品であるかないかを判断する際にのみ有効となる規定であり、従来の二国間EPAにおける累積の規定（例えば、マレーシアEPA第29条1）よりも適用対象が限定されることとなる。）

なお、図3-13のように、他の締約国の原産品（R9～R10）のみからではなく、非原産材料（R11）も最終産品Tの生産に使用される場合には、この第24条(c)は適用されず、第24条(b)の適用が可能であるか否かを確認することとなる。

更に、別の観点からの考察を以下に加えてみる。

まず、二国間EPAにおける累積の規定の代表としてマレーシアEPA第29条1を取り上げてみる。

- 1 産品が一方の締約国の原産品であるか否かを決定するに当たり、当該一方の締約国の領域において当該産品を生産するための材料として使用される他方の締約国の原産品は、当該一方の締約国の原産材料とみなすことができる。

これに該当する事例として、例えば、図3-14が考えられよう。

図3-14の上段の事例と下段の事例の違いは、非原産材料を使用しているかないかという点のみである。

上段の事例においては、非原産材料R3が産品Aに係る品目別規則を満たしている場合には、第29条（累積）+第28条1(c)（+附属書2の品目別規則）

図3-10

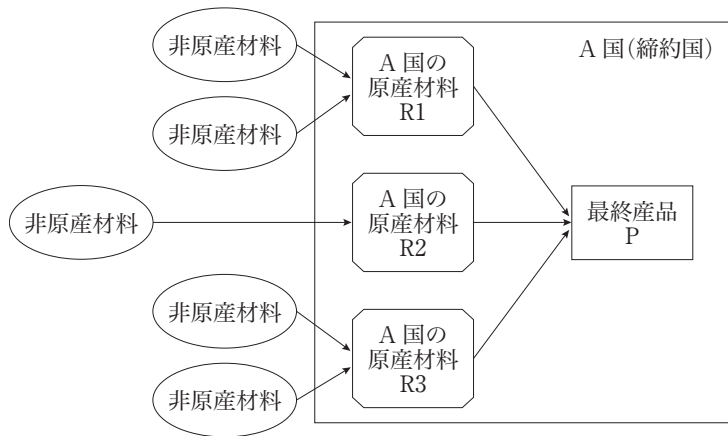


図3-11

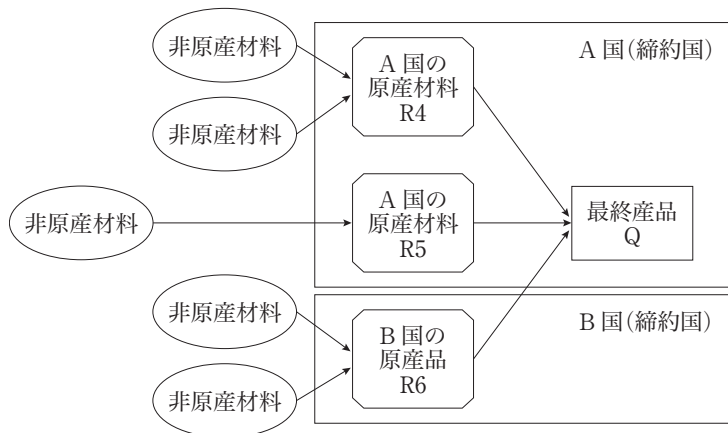


図3-12

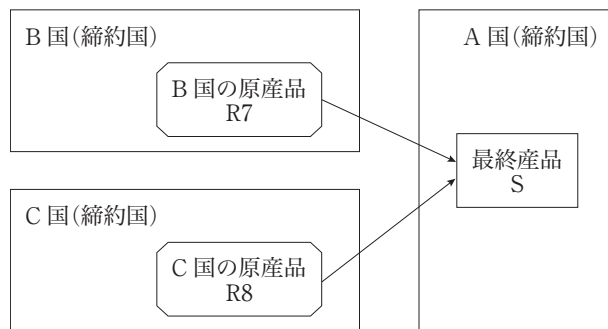


図3-13

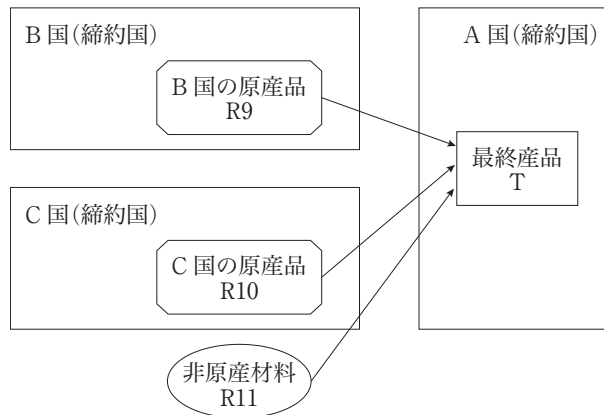
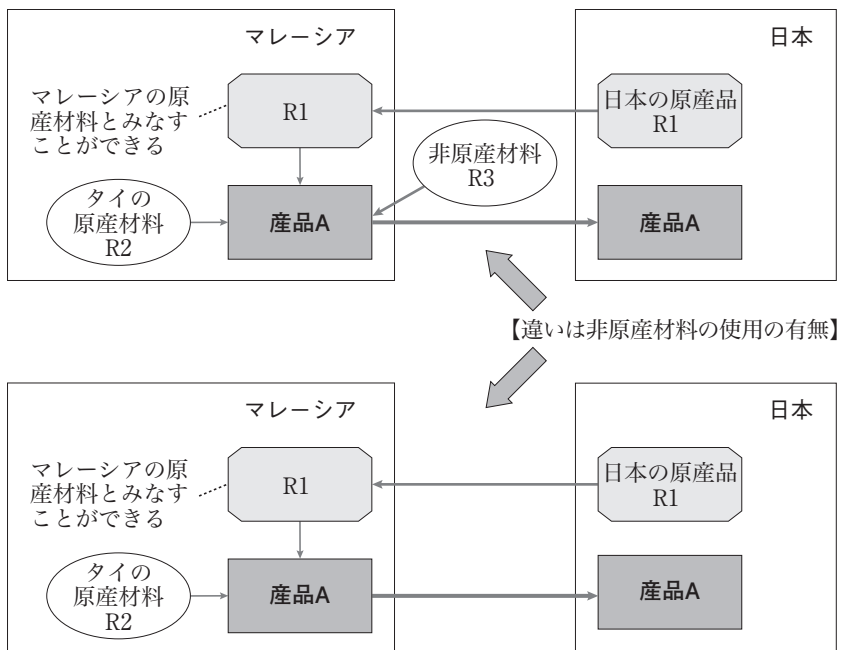


図3-14



を根拠として、製品AをマレーシアEPAの下でのマレーシア原産品と認めることとなる。

一方、下段の事例においては、

第29条（累積）+ 第28条1(b)

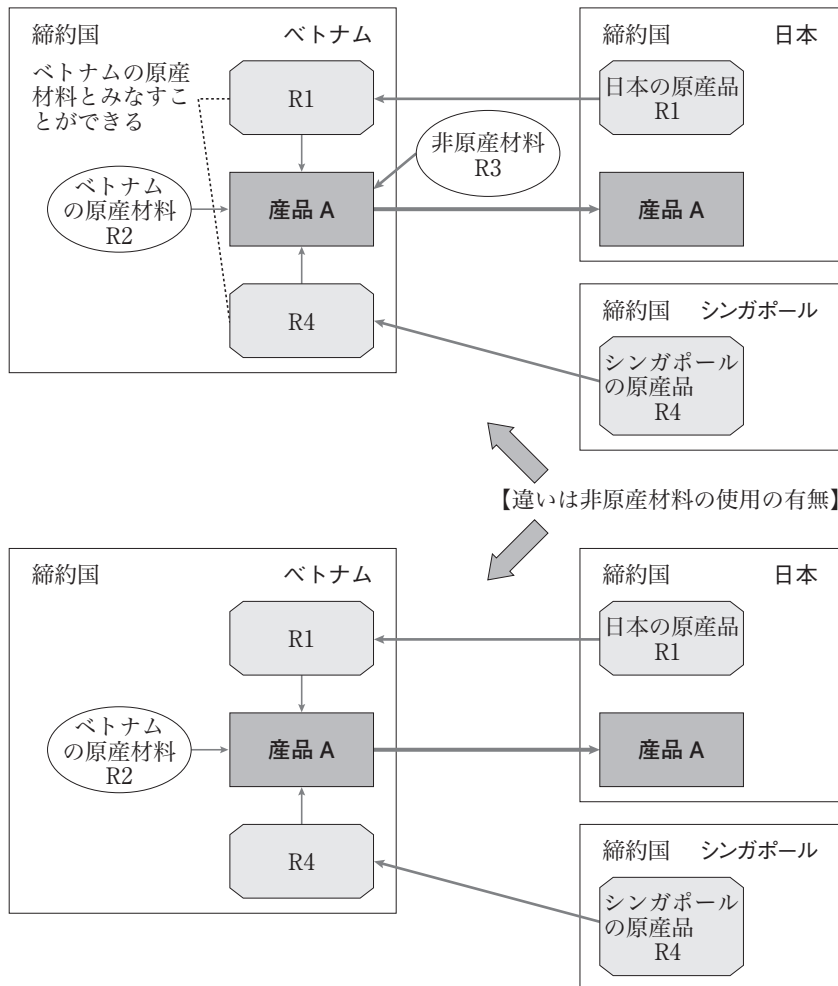
を根拠として、製品AをマレーシアEPAの下でのマレーシア原産品と認めることとなる。

では、アセアン包括EPAの下ではどうなるであろうか。

同様に図3-15の事例を取り上げてみる。

こちら、上段の事例と下段の事例の違いは、非原産材料を使用しているかいないかという点のみである。

図3-15



まず、アセアン包括EPA第29条（累積）の規定は以下のとおりである。

締約国の原産材料であって、他の締約国において製品を生産するために使用されたものについては、当該製品を完成させるための作業又は加工が行われた当該他の締約国の原産材料とみなす。

さて、上述のマレーシアEPAの下での事例（図3-14）に倣って考察すると、図3-15の上段の事例において非原産材料R3が製品Aに係る品目別規則を満たしている場合には、

第29条（累積）+第24条(b)（+第26条（+附属書2の品目別規則））

を根拠として⁸⁷⁾、製品AをASEAN包括EPAの下でのベトナム原産品と認めることとなる。

一方、下段の事例においては、

第29条（累積）+第24条(c)

87) 製品Aの関税分類が何であるかによって、第29条以外の根拠規定が異なることとなる。すなわち、どの品目であるかにより、①第24条(b)+第26条1(a)、②第24条(b)+第26条1(b)、③第24条(b)+第26条2+附属書2の品目別規則のいずれかが根拠規定となる。

を根拠として、産品Aをアセアン包括EPAの下でのベトナム原産品と認めることとなると考えたいところであるが、慎重に検討してみよう。

まず、同EPA第24条(c)を再度確認してみる。

この協定の適用上、次のいずれかの産品であって、この章に規定する他のすべての関連する要件を満たすものは、締約国の原産品とする。

(c)一又は二以上の締約国の原産材料のみから当該締約国において完全に生産される産品

この規定においては「一又は二以上の締約国の原産材料のみから」とあるところ、日本の原産品R1及びシンガポールの原産品R4に関しては、「二以上の締約国の原産材料」に該当することから、第29条（累積）を適用してベトナムの原産材料とみなすまでもなく、第24条(c)を適用することにより、実質的にベトナムの原産材料と同等の資格を獲得することが可能となる。

すなわち、図3-15下段の事例においては、

第24条(c)

を根拠として、産品Aをアセアン包括EPAの下でのベトナム原産品と認めることとなることになる。

以上より、アセアン包括EPA第24条(c)は、

『相手締約国の原産品は自国の原産材料とみなす』

という二国間EPAの累積（＝「モノ」の累積）の概念の一部を包含しているということが可能となり得る。

(3) インドEPA第27条(b)について

この協定に別段の定めがある場合を除くほか、次のいずれかの産品は、締約国の原産品とする。
Except as otherwise provided for in this Agreement, a good shall qualify as an originating good of a Party where:
(b) 当該締約国において完全には得られず、又は生産されない産品であって、第29条に定める要件を満たすもの
the good is not wholly obtained or produced in the Party, provided that the good satisfies the requirements of Article 29.

① 本規定の趣旨

本規定は、例えばオーストラリアEPA第3.2条(c)に対応するものであり、インドEPA第29条に定める要件（いわゆる実質的変更基準）を満たす産品は、当該締約国の原産品とするという規定である。ただし、他のEPAとは規定の構造が若干異なっている。

すなわち、他のEPAにおいては、『締約国において（完全に）生産される産品』のうち『〇〇に定める要件を満たすもの』を当該締約国の原産品と定義しているのに対し、インドEPAにおいては、『締約国において完全には得られず、又は生産されない産品』のうち、『第29条に定める要件を満たすもの』を当該締約国の原産品と定義している（図3-16参照）。結果的には、他のEPAと同旨の規定となっている。

図3-16

締約国において完全に得られ又は生産される製品	締約国において完全に生産される製品（原産材料のみを使用するもの）	締約国において完全に生産される製品（非原産材料を使用するもの）	その他
第3.3条に定めるもの 第3.2条(a)に該当する製品	第3.2条(b)に該当する製品	第3.4条の要件を満たし、かつ、生産の最終工程が輸出締約国で行われるもの 第3.2条(c)に該当する製品	
その他	オーストラリアEPA	その他	

締約国において完全に得られ又は生産される製品	その他（＝締約国において完全には得られず、又は生産されない製品）
第28条に定めるもの 第27条(a)に該当する製品	第29条に定める要件を満たすもの 第27条(b)に該当する製品
その他	その他 インドEPA

② 本規定の沿革

本規定においては、「完全には得られず、又は生産されない（not wholly obtained or produced）」という特徴的な表現が用いられている。

このフレーズは、表3-24を見て分かる通り、NAFTA及びヨーロッパ諸国が締結しているFTA等ではなく、アセアン諸国、インドが締結しているFTAに見られる表現であり、後者のアジア諸国が締結しているFTAの規定の影響を受けているものと推測される。

第3.3条 完全に得られる産品（Article 3.3 Wholly Obtained Goods）

前条(a)の規定の適用上、次に掲げる産品は、締約国において完全に得られる産品とする。	
For the purposes of subparagraph(a) of Article 3.2, the following goods shall be considered as being wholly obtained in a Party:	
(a) 生きている動物であつて、当該締約国の区域内（当該締約国の領海外の海を除く。）において生まれ、かつ、成育されたもの	
live animals born and raised in the Area of the Party, excluding the sea outside the territorial sea of the Party;	
(b) 当該締約国の区域内（当該締約国の領海外の海を除く。）において、狩猟、わなかけ、漁ろう、採集又は捕獲により得られる動物	
animals obtained from hunting, trapping, fishing, gathering or capturing in the Area of the Party, excluding the sea outside the territorial sea of the Party;	
(c) 当該締約国の区域内において生きている動物から得られる産品	
goods obtained from live animals in the Area of the Party;	
(d) 当該締約国の区域内において収穫され、採取され、又は採集される植物、菌類及び藻類	
plants, fungi and algae, harvested, picked or gathered in the Area of the Party;	
(e) 当該締約国の区域内（当該締約国の領海外の海底又はその下を除く。）から抽出され、又は得られる鉱物その他の天然の物質（(a)から(d)までに規定するものを除く。）	
minerals and other naturally occurring substances, not included in subparagraphs(a) through(d), extracted or taken from the Area of the Party, excluding the seabed or subsoil beneath the seabed outside the territorial sea of the Party;	
(f) 当該締約国の船舶により、両締約国の領海外の海から得られる水産物その他の産品	
goods of sea-fishing and other goods taken by vessels of the Party from the sea outside the territorial sea of the Parties;	
(g) 当該締約国の工船上で(f)に規定する産品から生産される産品	
goods produced on board factory ships of the Party from the goods referred to in subparagraph(f);	
(h) 当該締約国又は当該締約国の者により、当該締約国の領海外の海底又はその下から得られる産品。ただし、当該締約国が、国際法に基づき、当該海底又はその下を開発する権利を有することを条件とする。	
goods taken by the Party or a person of the Party from the seabed or subsoil beneath the seabed outside the territorial sea of the Party, provided that the Party has rights to exploit such seabed or subsoil in accordance with international law;	
(i) 当該締約国において収集される産品であつて、本来の目的を果たすことができず、回復又は修理が不可能であり、かつ、処分又は原材料の回収にのみ適するもの	
articles collected in the Party which can no longer perform their original purpose nor are capable of being restored or repaired and which are fit only for disposal or for the recovery of raw materials;	
(j) 当該締約国における製造若しくは加工の作業又は消費から生ずるくず及び廃品であつて、処分又は原材料の回収にのみ適するもの	

scrap and waste derived from manufacturing or processing operations or from consumption in the Party and fit only for disposal or for the recovery of raw materials;
(k) 本来の目的を果たすことができず、かつ、回復又は修理が不可能な産品から、当該締約国において回収される原材料
raw materials recovered in the Party from articles which can no longer perform their original purpose nor are capable of being restored or repaired; and
(l) 当該締約国の区域内において(a)から(k)までに規定する産品のみから得られ、又は生産される産品
goods obtained or produced in the Area of the Party exclusively from the goods referred to in subparagraphs(a)through(k).

1. 本条の趣旨

本条は、第3.2条(a)に規定する「完全に得られる産品」（いわゆる「完全生産品」）の定義を定めるものである。

なお、オーストラリアEPAには存在しないものの、他のEPAの一部の品目別規則においては「完全に得られ、又は生産される産品であること」を条件として規定したものがある。例えば、ペルーEPAの第2525.30号において、

『第2525.30号の産品が第40条に定める締約国において完全に得られ、又は生産される産品であること。』

という規則が定められている。

この種類の規則がどのEPAのどの品目について規定されているかを一覧すると、表3-28の通りとなる。

同表より、

- ①この種の規定が設けられていないEPAは、アセアン包括、ベトナム、スイス及びオーストラリアの4本であること、及び、
- ②インドEPAは、この種の規定が設けられている他のEPAとは異なり、HS第1類から第24類までの太宗においてこの規定を設けていることが見て取れる。

2. 本条において用いられている用語等の意味

3. 本条の解釈

本条は、多くのサブパラグラフから構成されているところ、用語等の意味及び規定の解釈については、個々のサブパラグラフごとに行うこととし、以下の6.において記載する。

4. 関連する国内法令等の概要

- (1) 関税法等の法律においては、特に関連規定は定められておらず、関税法第3条の規定に基づき、本EPAの規定が直接適用されている。

(2) 関税法基本通達68-5-2

『各協定における原産品認定基準及び積送基準の具体的規定については、関税法第3条ただし書の規定により直接適用されるが、業務の参考とするため、当該規定の一覧表を別途事務連絡する。』

本通達においては、本協定の規定が直接適用される旨を確認するとどまっており、特に補足的な規定は設けられていない。

5. 本条の沿革及び他のEPA等との比較分析

本条の骨格となる事項はUNCTAD合意文書において既に形成されており、その規定を踏まえる形で、日本の一般特恵原産地規則における規定が策定されている。

一般特恵原産地規則の規定は、シンガポール以降の各EPAに引き継がれており、各EPAの規定は、基本的には同じ内容となっているが、サブパラグラフの順序、表現等に若干の違いが存在する。

この違いの詳細については下記の6.において見ることとするが、ここでは、サブパラグラフの対応関係について、表3-29において見ることとする。なお、同表には、14本のEPAの他に、UNCTAD合意文書、旧京都規約及び一般特恵原産地規則についても掲げる。

表3-29を見ると、微細な差異はあるものの、大まかには3つのグループに分かれると言えよう。

即ち、

- ①シンガポール、マレーシア、フィリピン、タイ、ブルネイ、インドネシア、スイス、インド及びオーストラリアのグループ、
- ②アセアン包括及びベトナムのグループ、
- ③(i)UNCTAD合意文書・一般特恵原産地規則・旧京都規約のグループ
(ii)メキシコ・チリのグループ。

なお、ペルーの規定は基本的には上記のグループ①に属するが、サブパラグラフ(i)(i)及び(i)(ii)はグループ③(ii)に対応していると言える。

これだけを見ると、メキシコEPA及びチリEPAはUNCTAD合意文書等の影響を強く受けているように見えるが、他の規定等を見るとメキシコEPAはNAFTAの強い影響を受けていると言いうことが可能であろう。

また第三国間同士のFTAについても同様の比較を表3-30において行う。同表を見ると、大まかには、以下のようなことが指摘され得よう。

- ①ヨーロッパ諸国が締結しているFTAはヤウンデ・ルールを基礎としつつ、少しずつ改訂されている様子が伺える。
- ②アメリカ大陸諸国が締結しているFTAに関しては、ヤウンデ・ルール又は旧京都規約に類似するUS—カナダFTAを出発点とし、NAFTAでくず・廃品等に係る改訂が加わり、その後はNAFTAの規定を引き継いでいる様子が伺える。（ただし、US—韓国に関しては、一部にアセアン諸国が締結しているFTAの影響が伺える。）

表3

HS のバー ジョン	EPA	リ ア E P A	オ ー ス ト ラ	ル E P A	シ ン ガ ポ ー	P A メ キシ コ E	E P A マ レー シア	E P A フ ィ リ ピ ン	チ リ E P A
		2012	2002	2002	2002	2002	2002	2002	2002
HS 番号									
01.01-01.06									
02.01-02.10									
03.01-03.07									
04.01-04.10									
05.01-05.11									
06.01-06.04									
07.01-07.14									
08.01-08.14									
0901.11-0902.20									
09.03-09.10									
10.01-10.08									
1101.00-1102.20									
11.03-11.09									
12.01-12.14									
13.01-13.02									
14.01-14.04									
15.01-15.22									
1601.00-1604.19									
1604.30-1605.10									
1605.30-1605.40									
1605.90 Of cuttle fish and squid:									
17.01-17.04									
18.01-18.06									
19.01-19.05									
20.01-20.09									
2101.12									
2101.30-2105.00									
22.01-22.06									
22.08-22.09									
23.01-23.09									
24.01-24.03									
2501.00									
2517.20								○	○
2525.30								○	○
26.18-26.19								○	○
26.20-26.21								○	○
2710.91-2710.99				○				○	○
2844.50									
2906.11									

[illegible]

第3部 EPA 原産地規則（広義の総則的規定）の逐条解釈

2918.14-2918.15							
2940.00							
3006.80			○	○		○	○
3006.92							
3502.11-3502.19							
35.05							
3809.10							
3824.60							
38.25			○	○	○	○	○
39.15						○	
40.04			○			○	○
4601.29							
4601.94							
4602.19							
47.07						○	○
50.01-50.03						(50.03)	
51.01-51.03						(51.03)	(51.03)
52.01-52.03						(52.02)	(52.02)
53.01-53.02							
55.05							○
63.09-63.10			○			○	(63.10)
70.01						○	
71.12			○			○	○
72.04						○	○
74.04			○	○		○	○
75.03			○			○	○
76.02			○			○	○
78.02			○			○	○
79.02			○			○	○
80.02			○			○	○
8101.97			○			○	○
8102.97			○			○	○
8103.30			○			○	○
8104.20			○			○	○
8105.30			○			○	○
8107.30			○			○	○
8108.30			○			○	○
8109.30			○			○	○
8110.20			○			○	○
8112.13			○			○	○
8112.22			○			○	○
8112.30			○			○	
8112.52			○			○	○
8548.10			○			○	○

第2章 オーストラリアEPAの原産地規則（広義の総則的規定）の逐条解釈

[illegible]

表3-

		成育した 動物	狩猟等で得 た動物	動物から得 た産品	収穫された 植物
UNCTAD 合意文書		(c)	(e)	(d)	(b)
旧京都規約附属書D.1	2.	(c)	—	(d)	(b)
一般特恵原産地規則	関税暫定措置法施行規則第 8条	3	5	4	2
シンガポールEPA	第23条1	(a)	(b)	(c)	(d)
メキシコEPA	第38条(h)	(iii)	(iv)	—	(ii)
マレーシアEPA	第28条2	(a)	(b)	(c)	(d)
フィリピンEPA	第29条2	(a)	(b)	(c)	(d)
チリEPA	第29条2	(c)	(d)	(e)	(b)
タイEPA	第28条2	(a)	(b)	(c)	(d)
ブルネイEPA	第24条2	(a)	(b)	(c)	(d)
インドネシアEPA	第29条2	(a)	(b)	(c)	(d)
アセアン包括EPA	第25条	(b)	(d)	(c)	(a)
ベトナムEPA	第25条	(b)	(d)	(c)	(a)
スイスEPA	附属書2第3条	(a)	(b)	(c)	(d)
インドEPA	第28条	(a)	(b)	(c)	(d)
ペルーEPA	第40条	(a)	(c)	(b)	(d)
オーストラリアEPA	第3.3条	(a)	(b)	(c)	(d)

表3-

		生育した 動物	狩猟等で 得た動物	動物から 得た産品	収穫され た植物	鉱物
UNCTAD 合意文書		(c)	(e)	(d)	(b)	(a)
旧京都規約附属書D.1	2.	(c)	—	(d)	(b)	(a)
ヤウンデ・ルール	第2条	c)	e)	d)	b)	a)
第1次ロメ協定	第2条	(c)	(e)	(d)	(b)	(a)
EEC-スイスFTA	第4条	(c)	(e)	(d)	(b)	(a)
EEA	第4条1	(c)	(e)	(d)	(b)	(a)
EU-メキシコFTA	第4条1	(c)	(e)	(d)	(b)	(a)
EU-韓国FTA	第4条1	(c)	(e)(i)(ii)	(d)	(b)	(a)
US-イスラエルFTA	—	—	—	—	—	—
US-カナダFTA	第304条	c)	—	—	b)	a)
NAFTA	第415条	c)	d)	—	b)	a)
US-チリFTA	第4.18条	(c)	(d)	—	(b)	(a)
US-韓国FTA	第6.22条	(b)	(d)	(c)	(a)	(e)
US-オーストラリアFTA	第5.18条5	(c)	(d)	—	(b)	(a)
オーストラリア-タイFTA	第401条	(iii)	(v)	(iv)	(ii)	(i)
シンガポール-NZ FTA	附属書1第1節	c)	e)	d)	b)	a)
AFTA（2004年時点）	第2規則	(c)	(e)	(d)	(b)	(a)
AANZ FTA	第3条	(b)	(d)	(c)	(a)	(e)

29

鉱物	海から得た水産物	工船での生産品	海底等から得た産品	収集される産品（原材料回収用）	生産くず	回収される原材料	左記から得られる産品
(a)	(f)	(g)	—	(h)	(i)	—	(j)
(a)	(f)	(g)	(h)	(ij)	(ij)	—	(k)
1	6	7	—	8	9	—	10
(e)	(f)	(g)	(h)	(i)	(j)	(k)	(l)
(i)	(v)	(vi)	(vii)	[(viii) (BB)]	(viii) (AA)	—	(ix)
(e)	(f)	(g)	(h)	(i)	(j)	(k)	(l)
(e)	(f)	(g)	(h)	(i)	(j)	(k)	(l)
(a)	(f)	(g)	(h)	[(i)(ii)]	(i)(i)	—	(j)
(e)	(f)	(g)	(h)	(i)	(j)	(k)	(l)
(e)	(f)	(g)	(h)	(i)	(j)	(k)	(l)
(e)	(f)	(g)	(h)	(i)	(j)	(k)	(l)
(e)	(g)	(h)	(f)	(i)	(j)	—	(k)
(e)	(g)	(h)	(f)	(i)	(j)	—	(k)
(e)	(f)	(g)	(h)	(i)	(j)	(k)	(l)
(e)	(f)	(g)	(h)	(i)	(j)	(k)	(l)
(e)	(f)	(g)	(h)	[(i)(ii)]	(i)(i)	—	(j)
(e)	(f)	(g)	(h)	(i)	(j)	(k)	(l)

30

海から得た水産物	工船での生産品	海底等から得た産品	収集される産品（原材料回収用）	生産時のくず	回収される原材料産品	宇宙で得られた産品	左記から得られる産品
(f)	(g)	—	(h)	(i)	—	—	(j)
(f)	(g)	(h)	(ij)		—	—	(k)
f)	—	—	g)		—	—	h)
(f)	(g)	—	(h)	(i)	—	—	(j)
(f)	(g)	—	(h)	(i)	—	—	(j)
(f)	(g)	(j)	(h)	(i)	—	—	(k)
(f)	(g)	(j)	(h)	(i)	—	—	(k)
(f)	(g)	(h)	(i)	(j)	—	—	(k)
—	—	—	—	—	—	—	—
d)	e)	f)	h)		—	g)	i)
e)	f)	g)	[i) (ii)]	i) (i)	—	h)	j)
(e)	(f)	(g)	[(i)(ii)]	(i)(i)	[(j)]	(h)	(k)
(f)	(g)	(h)	[(j)(ii)]	(j)(i)	[(k)]	(i)	—
(e)	(f)	(g)	[(i) (ii)]	(i)(i)	[(j)]	(h)	(k)
(vi)	(vii)	(viii)	(ix)		—	—	(x)
f)	g)	h)	—	i)	j)	—	k)
(f)	(g)	—	(h)	(i)	—	—	(j)
(f)	(g)	(h)	(i) (ii)	(i)(i)	—	—	(j)

アセアン-中国FTA	第3規則	(b)	(d)	(c)	(a)	(e)
アセアン-韓国FTA	第3規則	(b)	(d)	(c)	(a)	(e)
インド-スリランカFTA	Annexure C 6.	c.	e.	d.	b.	a.
アセアン-インドFTA	第3規則	(b)	(d)	(c)	(a)	(e)
SAFTA	第5規則	(c)	(e)	(d)	(b)	(a)

③アセアン諸国が締結しているFTAに関しては、

イ. AFTAはヤウンデ・ルール、UNCTAD合意文書等の初期のルールの系譜にある様子が伺えるが、

ロ. それ以外は、独自の構成となっている。なお、アセアン-韓国及びAANZは、一部にNAFTAの影響が伺える。

6. サブパラグラフごとの条文の意味及び比較

(1)タイトル及び柱書き

①オーストラリアEPA 第3.3条 完全に得られる産品 (Article 3.3 Wholly Obtained Goods)
前条(a)の規定の適用上、次に掲げる産品は、締約国において完全に得られる産品とする。
For the purposes of subparagraph(a)of Article 3.2, the following goods shall be considered as being wholly obtained in a Party:

① 本規定の趣旨

本規定の後に続けて記載されているリスト中の産品が、第3.3条に規定する「完全に得られ、又は生産される産品」であることを定義するものである。

② 本規定において用いられる用語等の意味

「…において完全に得られる (wholly obtained in)」：オーストラリアEPAにおいては、「得られる (obtained)」という表現を用いているが、他のEPA等においてどのような表現を用いているかを見てみよう。

UNCTAD合意文書においては、「…において完全に生産された (wholly produced in)」、また旧京都規約においては「…において完全に生産された (produced wholly in)」とあり、いずれもobtained及びentirelyは規定されていない。

一方、シンガポールEPAにおいては、wholly obtained or produced entirely inとなっているが、これは、同EPAの交渉過程にてシンガポール側より最初に提示のあった条文案において当該文言⁸⁸⁾が含まれており、それが交渉の結果採用されたことによる。これ以降の各EPA（除くスイスEPA）においては、シンガポールEPAに倣った形でwholly obtained or produced entirely inを採用している。

88) この文言そのものは、NAFTA第415条に規定されており、その影響を受けているとも解される。

(g)	(h)	(f)	(i)	—	—	—	(j)
(g)	(h)	(f)	[(k)(ii)]	(k)(i)	[(j)]	(i)	(l)
f.	g.	j.	h.	i.	—	—	k.
(g)	(h)	(f)	(i)	—	—	—	(j)
(f)	(g)	(j)	—	(i)	(h)		(k)

なお、スイスEPAにおいては、「…において完全に得られる (wholly obtained in)」という文言となっているが、これは、EFTA（スイスが加盟国となっている。）が締結しているFTAにおける文言⁸⁹⁾に倣ったものと解される。

③ 本概念の規定位置について

- 14本のEPAにおいて本規定に係る概念がどこに定められているかを見てみると、
- ・原産品とは何であるかを定義する条文の中の1つのパラグラフとして定めているものが7本（シンガポール、マレーシア、フィリピン、チリ、タイ、ブルネイ、インドネシア）、
 - ・独立した条文として定めているものが5本（アセアン包括、ベトナム、スイス、インド、ペルー、オーストラリア）、
 - ・定義を定める条文中に定義の1つとして定めているものが1本（メキシコ）
- という構成となっている。

④ 他のEPA等における対応条文等

表3-31

②UNCTAD合意文書（WHOLLY PRODUCED GOODS）	
The following products shall be regarded as wholly produced in a preference-receiving country:	
次の産品は、一の特恵受益国において完全に生産されたものとみなす。 (和文：筆者による仮訳)	
③一般特恵原産地規則	
関税暫定措置法施行令第26条	
法第8条の2第1項又は第3項に規定する原産地とは、次の各号に掲げる物品の区分に応じ当該各号に規定する国又は地域（以下「原産地」という。）をいう。	
1	一の国又は地域（法第8条の2第1項又は第3項に規定する国又は地域をいう。以下この条において同じ。）において完全に生産された物品として財務省令で定める物品
関税暫定措置法施行規則第8条	
令第26条第1項第1号（原産地の意義）に規定する財務省令で定める物品は、次に掲げる物品とする。	

89) 例えば、EFTA—シンガポールFTA（2003年1月1日発効）のAnnex I, Article 2(a)において products wholly obtained in a Party within the meaning of Article 4; (下線強調：筆者)と規定されている。

④旧京都規約 附属書D.1 原産地規則に関する附属書（Annex D.1 Annex concerning rules of origin）	
2.	Standard
Goods produced wholly in a given country shall be taken as originating in that country. 特定の国において完全に生産された物品については、当該国を原産国と認める。	
The following only shall be taken to be produced wholly in a given country: 次の物品に限り、特定の国において完全に生産されたものと認める。	
⑤シンガポールEPA 第23条 原産品（Article 23 Originating Goods）	
1	この協定の適用上、締約国において完全に得られ又は生産された産品は、当該締約国の原産品として扱う。次に掲げる産品は、締約国において完全に得られ又は生産された産品とする。
	For the purposes of this Agreement, goods wholly obtained or produced entirely in a Party shall be treated as originating goods of that Party. The following goods shall be considered as being wholly obtained or produced entirely in a Party:
⑥メキシコEPA 第38条 定義（Article 38 Definitions）	
	この章の規定の適用上、
	For the purposes of this Chapter:
	(h) 「一方又は双方の締約国の区域において完全に得られ又は生産される産品」とは、次のものをいう。
	the term “goods wholly obtained or produced entirely in the Area of one or both Parties” means:
⑦マレーシアEPA 第28条 原産品（Article 28 Originating Goods）	
2	1(a)の規定の適用上、次に掲げる産品は、締約国の領域において完全に得られ、又は生産される産品とする。
	For the purposes of subparagraph 1(a) of this Article, the following goods shall be considered as being wholly obtained or produced entirely in the territory of a Country:
⑧フィリピンEPA 第29条 原産品（Article 29 Originating Goods）	
2	1(a)の規定の適用上、次に掲げる産品は、締約国において完全に得られ、又は生産される産品とする。
	For the purposes of subparagraph 1(a) above, the following goods shall be considered as being wholly obtained or produced entirely in a Party:
⑨チリEPA 第29条 原産品（Article 29 Originating Goods）	
2	1(a)の規定の適用上、次に掲げる産品は、締約国において完全に得られ、又は生産される産品とする。
	For the purposes of subparagraph 1(a), the following goods shall be considered as being wholly obtained or produced entirely in a Party:
⑩タイEPA 第28条 原産品（Article 28 Originating Goods）	
2	1(a)の規定の適用上、次に掲げる産品は、締約国において完全に得られ、又は生産される産品とする。
	For the purposes of subparagraph 1(a) above, the following goods shall be considered as being wholly obtained or produced entirely in a Party:

⑪ブルネイEPA 第24条 原産品 (Article 24 Originating Goods)	
2	1(a)の規定の適用上、次に掲げる産品は、締約国において完全に得られ、又は生産される産品とする。
	For the purposes of subparagraph 1(a), the following goods shall be considered as being wholly obtained or produced entirely in a Party:
⑫インドネシアEPA 第29条 原産品 (Article 29 Originating Goods)	
2	1(a)の規定の適用上、次に掲げる産品は、締約国において完全に得られ、又は生産される産品とする。
	For the purposes of subparagraph 1(a), the following goods shall be considered as being wholly obtained or produced entirely in a Party:
⑬アセアン包括EPA 第25条 完全に得られ、又は生産される産品 (Article 25 Goods Wholly Obtained or Produced)	
	前条(a)の規定の適用上、次に掲げる産品は、締約国において完全に得られ、又は生産される産品とする。
	For the purposes of paragraph(a)of Article 24, the following shall be considered as wholly obtained or produced entirely in a Party:
⑭ベトナムEPA 第25条 完全に得られ、又は生産される産品 (Article 25 Goods Wholly Obtained or Produced)	
	前条(a)の規定の適用上、次に掲げる産品は、締約国において完全に得られ、又は生産される産品とする。
	For the purposes of paragraph(a)of Article 24, the following shall be considered as wholly obtained or produced entirely in a Party:
⑮スイスEPA 附属書2第3条 完全に得られる産品 (Annex II Article III Wholly Obtained Products)	
	前条(a)の規定の適用上、次に掲げる産品は、締約国の関税地域において完全に得られる産品とする。
	For the purposes of subparagraph(a)of Article II of this Annex, the following shall be considered as wholly obtained in the customs territory of a Party:
⑯インドEPA 第28条 完全に得られ、又は生産される産品 (Article 28 Wholly Obtained or Produced Goods)	
	前条(a)の規定の適用上、次に掲げる産品は、締約国において完全に得られ、又は生産される産品とする。
	For the purposes of subparagraph(a)of Article 27, the following goods shall be considered as being wholly obtained or produced in a Party:
⑰ペルーEPA 第40条 完全に得られる産品 (Article 40 Wholly Obtained Goods)	
	前条(a)の規定の適用上、次に掲げる産品は、締約国において完全に得られ、又は生産される産品とする。
	For the purposes of subparagraph(a)of Article 39, the following goods shall be considered as wholly obtained or produced entirely in a Party:

(2)オーストラリアEPA第3.3条(a)

①オーストラリアEPA 第3.3条	
(a)	生きている動物であって、当該締約国の区域内（当該締約国の領海外の海を除く。）において生まれ、かつ、成育されたもの live animals born and raised in the Area of the Party, excluding the sea outside the territorial sea of the Party;

① 本規定の趣旨

締約国において生まれ、かつ、育ったペット・家畜等の動物であって生きているもの（例えば、犬、猫、牛、鶏、錦鯉）は、当該締約国の原産品であると認定するもの。

単に生まれただけ、又は、育っただけでは、この要件を満たさないことに留意する必要がある。

② 本規定において用いられている用語等の意味

「動物（animals）」：本EPAにおいては、「動物」の定義は定められておらず、一般的な解釈に拠ることになるものと思われる。なお、アセアン包括EPA及びベトナムEPAにおいては、いずれも第25条(b)の注釈において「動物」の定義が定められている。

「区域（Area）」：本EPAの第1.2条(d)において、以下のように規定されている。

『「区域」とは、

(i)オーストラリアについては、オーストラリア連邦であって、次の(A)に規定する海外地域を除き、(B)に規定する区域を含む。

(A)ノーフォーク島地域、クリスマス島地域、ココス（キーリング）諸島地域、アッシュモア及びカーティア諸島地域、ハード島及びマクドナルド諸島地域並びにさんご海諸島地域以外の全ての海外地域

(B)国際法に基づいてオーストラリアが主権的権利又は管轄権を行使するオーストラリアの領海、接続水域、排他的経済水域及び大陸棚

(ii)日本国については、日本国の領域並びにその領海の外側に位置する区域（海底及びその下を含む。）であって、日本国が国際法及び日本国の法令に基づき主権的権利又は管轄権を行使する全てのものをいう。

注釈 この(d)の規定は、国際法に基づく両締約国の権利及び義務（1982年12月10日にモンテゴ・ベイで作成された海洋法に関する国際連合条約に基づく権利及び義務を含む。）に影響を及ぼすものではない。』

(d) the term “Area” means:

(i) for Australia, the Commonwealth of Australia:

excluding all external territories other than the Territory of Norfolk Island, the Territory of Christmas Island, the Territory of Cocos (Keeling) Islands, the Territory of Ashmore and Cartier Islands, the Territory of Heard Island

and McDonald Islands, and the Coral Sea Islands Territory; and including Australia's territorial sea, contiguous zone, exclusive economic zone and continental shelf, over which Australia exercises sovereign rights or jurisdiction in accordance with international law; and

- (ii) for Japan, the territory of Japan, and all the area beyond its territorial sea, including the sea-bed and subsoil thereof, over which Japan exercises sovereign rights or jurisdiction in accordance with international law and the laws and regulations of Japan;

Note: Nothing in this subparagraph shall affect the rights and obligations of the Parties under international law, including those under the United Nations Convention on the Law of the Sea done at Montego Bay on 10 December 1982.

「当該締約国の区域内（当該締約国の領海外の海を除く。）（in the Area of the Party, excluding the sea outside the territorial sea of the Party）」：ここにいう「当該締約国」を仮にオーストラリアとした場合にどのように解されるかを見てみよう。

「当該締約国の区域内（当該締約国の領海外の海を除く。）」＝「オーストラリアの区域内（オーストラリアの領海外の海を除く。）」となり、したがって「オーストラリアの区域内」の海に関しては、オーストラリアの領海のみとなる（上記の第1.2条(d)(i)(B)においては、海として、領海、接続水域及び排他的経済水域の3つが記載されているが、これらのうち接続水域及び排他的経済水域が除外されることとなる。）。

「生育された（raised）」：締約国においてどれだけの期間生育されれば⁹⁰⁾ この要件を満たすことになるかという点については、明示的な規定はないところ、今後の運用において解釈が積み重ねられることになるものと思われる。

③ 他のEPA等における対応条文等

表3-32

②UNCTAD合意文書（WHOLLY PRODUCED GOODS）	
(c)	live animals born and raised there;
	生きている動物であって、当該国において生まれ、かつ、育成されたもの (和文：筆者による仮訳)

90) この第3.3条に規定する「完全に得られる産品」のカテゴリーには属するものではないが、例えば、ペルーEPA附属書3において規定されている品目別規則のうち、第3類の注釈において育成期間に関して以下のような規定が定められている。

『第3類のシュリンプ及びブローン（リトペナエウス・バナメイ）、…（中略）…への適用上、これらの産品が稚魚又は幼生の段階で輸入されるものであって次の要件を満たす場合には、当該産品への関税分類の変更を必要としない。

(a)シュリンプ及びブローン（リトペナエウス・バナメイ）については、非原産材料である稚魚又は幼生の個体の体長が、輸入の時点において1.5cmを超えず、かつ、当該稚魚又は幼生が締約国において少なくとも2箇月間育成されること。（後略）』

③一般特惠原産地規則（関税暫定措置法施行規則第8条）	
3	一の国又は地域において生まれ、かつ、成育した動物（生きているものに限る。）
④旧京都規約 附属書D.1	
2.	Standard
(c)	live animals born and raised in that country; 当該国において生まれかつ飼育された生きている動物
⑤シンガポールEPA 第23条1	
(a)	生きている動物であつて、当該締約国の領域において生まれ、かつ、成育されたもの live animals born and raised in the territory of that Party;
⑥メキシコEPA 第38条(h)	
(iii)	生きている動物であつて、一方又は双方の締約国の区域において生まれ、かつ、成育されたもの live animals born and raised in the Area of one or both Parties;
⑦マレーシアEPA 第28条2	
(a)	生きている動物であつて、当該締約国の領域において生まれ、かつ、成育されたもの live animals born and raised in the territory of the Country;
⑧フィリピンEPA 第29条2	
(a)	生きている動物であつて、当該締約国において生まれ、かつ、成育されたもの live animals born and raised in the Party;
⑨チリEPA 第29条2	
(c)	生きている動物であつて、当該締約国において生まれ、かつ、成育されたもの live animals born and raised in the Party;
⑩タイEPA 第28条2	
(a)	生きている動物であつて、当該締約国において生まれ、かつ、成育されたもの live animals born and raised in the Party;
⑪ブルネイEPA 第24条2	
(a)	生きている動物であつて、当該締約国において生まれ、かつ、成育されたもの live animals born and raised in the Party;
⑫インドネシアEPA 第29条2	
(a)	生きている動物であつて、当該締約国において生まれ、かつ、成育されたもの live animals born and raised in the Party;
⑬アセアン包括EPA 第25条	
(b)	生きている動物であつて、当該締約国において生まれ、かつ、成育されたもの live animals born and raised in the Party;
	注釈 この(b)及び(c)の規定の適用上、「動物」とは、すべての動物（哺乳類、鳥類、魚、甲殻類、軟体動物、爬虫類、細菌及びウィルスを含む。）をいう。
	Note: For the purposes of paragraphs(b)and(c), the term “animals” covers all animal life, including mammals, birds, fish, crustaceans, molluscs, reptiles, bacteria and viruses.

⑭ベトナムEPA 第25条	
(b)	生きている動物であつて、当該締約国において生まれ、かつ、成育されたもの live animals born and raised in the Party; 注釈 この(b)及び(c)の規定の適用上、「動物」とは、すべての動物（哺乳類、鳥類、魚、甲殻類、軟体動物、爬虫類、細菌及びウイルスを含む。）をいう。 Note: For the purposes of paragraphs(b)and(c), the term “animals” covers all animal life, including mammals, birds, fish, crustaceans, molluscs, reptiles, bacteria, and viruses.
⑮スイスEPA 附属書2第3条	
(a)	生きている動物であつて、当該締約国の関税地域において生まれ、かつ、成育されるもの live animals born and raised in the customs territory of the Party;
⑯インドEPA 第28条	
(a)	生きている動物であつて、当該締約国において生まれ、かつ、成育されたもの live animals born and raised in the Party;
⑰ペルーEPA 第40条	
(a)	生きている動物であつて、当該締約国において生まれ、かつ、成育されたもの live animals, born and raised in the Party;

④ 他のEPA等において用いられている用語等の意味

(a)シンガポールEPA第23条1(a)

「当該締約国の領域（the territory of that Party）」：シンガポールEPAにおいては、明示的な定義はない。

(b)メキシコEPA第38条(h)(iii)

「区域（the Area）」：メキシコEPA第2条1(a)において以下のように規定されている。

(a)	「区域」とは、 the term “Area” means: メキシコ合衆国（以下「メキシコ」という。）については、次のものをいう。 with respect to the United Mexican States (hereinafter referred to as “Mexico”): (i) 連邦の州及び連邦区 the States of the Federation and the Federal District; (ii) 隣接する海域にある島（礁及び州島を含む。） the islands, including the reefs and keys, in adjacent seas; (iii) 太平洋に位置するグアダルーペ島及びレビジャヒヘド諸島 the islands of Guadalupe and Revillagigedo situated in the Pacific Ocean; (iv) 大陸棚並びに(ii)及び(iii)に規定する島、州島及び礁の海面下の棚状の土地 the continental shelf and the submarine shelf of such islands, keys and reefs; (v) 国際法に基づく領海の水域及びその内側の海域 the waters of the territorial seas, in accordance with international law, and its interior maritime waters; (vi) 国際法に基づく領域の上にある空域
-----	--

the space located above the national territory, in accordance with international law; and

- (vii) メキシコの領海の外側に位置する区域で、メキシコが海洋法に関する国際連合条約（その改正を含む。以下同じ。）を含む国際法及び国内法に基づき海底及びその下並びに海底及びその下にある天然資源について権利を行使することができる区域

any areas beyond the territorial seas of Mexico within which, in accordance with international law, including the United Nations Convention on the Law of the Sea, as may be amended, and its domestic law, Mexico may exercise rights with respect to the seabed and subsoil and their natural resources;

日本国については、次のものをいう。

and with respect to Japan:

- (viii) 日本国の領域（国際法に基づき日本国の主権の下にある領土、内水及び領海並びにそれらの上にある空域）

the territory of Japan which means the land areas, internal waters, and territorial seas and the airspace above such areas, waters and seas, under the sovereignty of Japan in accordance with international law; and

- (ix) 日本国の領海の外側に位置する区域で、日本国が海洋法に関する国際連合条約を含む国際法及び国内法に基づき海底及びその下並びに海底及びその下にある天然資源について権利を行使することができる区域

any areas beyond the territorial seas of Japan within which, in accordance with international law, including the United Nations Convention on the Law of the Sea, as may be amended, and its domestic law, Japan may exercise rights with respect to the seabed and subsoil and their natural resources.

この(a)の規定は、海洋法に関する国際連合条約に基づく締約国の権利及び義務に影響を及ぼすものではない。

Nothing in this subparagraph shall affect the rights and obligations of the Parties under the United Nations Convention on the Law of the Sea, as may be amended;

(c)マレーシアEPA第28条2(a)

「当該締約国の領域（the territory of the Country）」：第2部第5章1. 参照。

(d)スイスEPA附属書2第3条(a)

「当該締約国の関税地域（the customs territory of the Party）」：スイスEPA本体の第3条(b)において以下のように規定されている。

『締約国の「関税地域」とは、当該締約国の関税法令が施行されている領域をいう。スイスの関税地域は、1923年3月29日のスイス連邦とリヒテンシュタイン公国との間の関税同盟条約が有効である限り、リヒテンシュタイン公国の領域を含む。（“customs territory” of a Party means the territory with respect to which the customs laws of the Party are in force. The customs territory of Switzerland includes the territory of the Principality of Liechtenstein, as long as the Customs Union Treaty of 29 March 1923 between the Swiss Confederation and the Principality of Liechtenstein remains in force;）』

(3)オーストラリアEPA第3.3条(b)

①オーストラリアEPA 第3.3条	
(b)	当該締約国の区域内（当該締約国の領海外の海を除く。）において、狩猟、わなかけ、漁ろう、採集又は捕獲により得られる動物
	animals obtained from hunting, trapping, fishing, gathering or capturing in the Area of the Party, excluding the sea outside the territorial sea of the Party;

① 本規定の趣旨

締約国の山野において捕獲した野生動物、川又は領海内で採捕した魚等が含まれる。サブパラグラフ(a)には生きているもののみが含まれるのに対し、本サブパラグラフには死んだもの（例えば、生鮮の魚）も含まれる。

② 本規定において用いられている用語等の意味

「当該締約国の区域内（当該締約国の領海外の海を除く。）（in the Area of the Party, excluding the sea outside the territorial sea of the Party）」：上記の（2）②における説明を参照のこと。なお、ここで除外される「(区域内の) 領海外の海」（＝接続水域及び排他的経済水域）から得た動物については、サブパラグラフ(h)の対象となる。

③ 他のEPA等における対応条文等

表3-33

②UNCTAD合意文書（WHOLLY PRODUCED GOODS）	
(e)	products obtained by hunting or fishing conducted there;
	当該国において、狩猟又は漁ろうにより得られた産品（和文：筆者による仮訳）
③一般特惠原産地規則（関税暫定措置法施行規則第8条）	
5	一の国又は地域において狩猟又は漁ろうにより得られた物品
④旧京都規約 附属書D.1	
2.	Standard
(e)	products obtained from hunting or fishing conducted in that country;
	当該国において行われた狩猟又は漁業によって得られた産品
⑤シンガポールEPA 第23条1	
(b)	当該締約国の領域において狩猟、わなかけ、漁ろう、採集又は捕獲により得られた動物
	animals obtained by hunting, trapping, fishing, gathering or capturing in the territory of that Party;
⑥メキシコEPA 第38条(h)	
(iv)	一方又は双方の締約国の区域において狩猟又は漁ろうにより得られる産品
	goods obtained from hunting or fishing in the Area of one or both Parties;
⑦マレーシアEPA 第28条2	
(b)	当該締約国の領域において狩猟、わなかけ、漁ろう、採集又は捕獲により得られる動物

第3部 EPA 原産地規則（広義の総則的規定）の逐条解釈

	animals obtained by hunting, trapping, fishing, gathering or capturing in the territory of the Country;
⑧フィリピンEPA 第29条2	
(b)	当該締約国において狩猟、わなかけ、漁ろう、採集又は捕獲により得られる動物
	animals obtained by hunting, trapping, fishing, gathering or capturing in the Party;
⑨チリEPA 第29条2	
(d)	当該締約国において狩猟、わなかけ又は漁ろうにより得られる産品
	goods obtained from hunting, trapping or fishing in the Party;
⑩タイEPA 第28条2	
(b)	当該締約国において狩猟、わなかけ、漁ろう、採集又は捕獲により得られる動物
	animals obtained by hunting, trapping, fishing, gathering or capturing in the Party;
⑪ブルネイEPA 第24条2	
(b)	当該締約国において狩猟、わなかけ、漁ろう、採集又は捕獲により得られる動物
	animals obtained by hunting, trapping, fishing, gathering or capturing in the Party;
⑫インドネシアEPA 第29条2	
(b)	当該締約国において狩猟、わなかけ、漁ろう、採集又は捕獲により得られる動物
	animals obtained by hunting, trapping, fishing, gathering or capturing in the Party;
⑬アセアン包括EPA 第25条	
(d)	当該締約国において行われる狩猟、わなかけ、漁ろう、採集又は捕獲により得られる産品
	goods obtained from hunting, trapping, fishing, gathering or capturing conducted in the Party;
⑭ベトナムEPA 第25条	
(d)	当該締約国において行われる狩猟、わなかけ、漁ろう、採集又は捕獲により得られる産品
	goods obtained from hunting, trapping, fishing, gathering, or capturing conducted in the Party;
⑮スイスEPA 附属書2第3条	
(b)	当該締約国の関税地域において、狩猟、わなかけ、漁ろう、採集又は捕獲により得られる動物
	animals obtained by hunting, trapping, fishing, gathering or capturing in the customs territory of the Party;
⑯インドEPA 第28条	
(b)	当該締約国において狩猟、わなかけ、漁ろう、採集又は捕獲により得られる動物
	animals obtained by hunting, trapping, fishing, gathering or capturing in the Party;
⑰ペルーEPA 第40条	
(c)	当該締約国において狩猟、わなかけ、漁ろう（当該締約国の基線内で行われるものに限る。）又は捕獲により得られる産品
	goods obtained by hunting, trapping, fishing conducted within the baselines, or capturing in the Party;

④ 他のEPA等において用いられている用語等の意味

○ペルーEPA第40条(c)

「基線（baseline）」：領海、排他的経済水域等の幅を測定するための起算点となる線。線の引き方により、通常基線⁹¹⁾、直線基線、群島基線に分けられる。なお、「基線内で行われるもの」という条件が付されていることから、基線の外から領海の中で行われる漁ろうにより得られた魚は本サブパラグラフの対象とはならず、サブパラグラフ(f)によりカバーされる。一方、その他のEPAにおいてこのサブパラグラフ(c)に対応する規定（例えば、シンガポールEPA第23条1(b)）では、領海内で採捕された魚を含むものと解されることとなり、この点がペルーEPAとは異なっている。

(4)オーストラリアEPA第3.3条(c)

①オーストラリアEPA 第3.3条	
(c)	当該締約国の区域内において生きている動物から得られる産品
	goods obtained from live animals in the Area of the Party;

① 本規定の趣旨

締約国において、生きている動物から得られる産品（例えば、鶏卵、牛乳、はちみつ、羊毛等）は、当該締約国の原産品であると認定するもの。

なお、生きていない動物から採取したものは本サブパラグラフではなく、下記のサブパラグラフ(j)に含まれる。

② 本規定において用いられている用語等の意味

「動物（animals）」：上記の（2）②における説明を参照のこと。

③ 他のEPA等における対応条文等

表3-34

②UNCTAD合意文書（WHOLLY PRODUCED GOODS）	
(d)	products obtained there from live animals;
	当該国において、生きている動物から得られた産品（和文：筆者による仮訳）
③一般特惠原産地規則（関税暫定措置法施行規則第8条）	
4	一の国又は地域において動物（生きているものに限る。）から得られた物品

91) 海洋法に関する国際連合条約の第5条において、以下のように規定されている。

『第5条 通常の基線

この条約に別段の定めがある場合を除くほか、領海の幅を測定するための通常の基線は、沿岸国が公認する大縮尺海図に記載されている海岸の低潮線とする。』

直線基線及び群島基線については、それぞれ同条約第6条及び第7条を参照のこと。

第3部 EPA 原産地規則（広義の総則的規定）の逐条解釈

④旧京都規約 附属書D.1	
2.	Standard
(d)	products obtained from live animals in that country; 当該国において、生きている動物から得られた産品
⑤シンガポールEPA 第23条1	
(c)	当該締約国の領域において生きている動物から得られた産品 goods obtained from live animals in the territory of that Party;
⑥メキシコEPA	
—	
⑦マレーシアEPA 第28条2	
(c)	当該締約国の領域において生きている動物から得られる産品 goods obtained from live animals in the territory of the Country;
⑧フィリピンEPA 第29条2	
(c)	当該締約国において生きている動物から得られる産品 goods obtained from live animals in the Party;
⑨チリEPA 第29条2	
(e)	当該締約国において生きている動物から得られる産品 goods obtained from live animals in the Party;
⑩タイEPA 第28条2	
(c)	当該締約国において生きている動物から得られる産品 goods obtained from live animals in the Party;
⑪ブルネイEPA 第24条2	
(c)	当該締約国において生きている動物から得られる産品 goods obtained from live animals in the Party;
⑫インドネシアEPA 第29条2	
(c)	当該締約国において生きている動物から得られる産品 goods obtained from live animals in the Party;
⑬アセアン包括EPA 第25条2	
(c)	当該締約国において生きている動物から得られる産品 goods obtained from live animals in the Party;
⑭ベトナムEPA 第25条2	
(c)	当該締約国において生きている動物から得られる産品 goods obtained from live animals in the Party;
⑮スイスEPA 附属書2第3条	
(c)	当該締約国の関税地域において生きている動物から得られる産品 products obtained from live animals in the customs territory of the Party;
⑯インドEPA 第28条2	
(c)	当該締約国において生きている動物から得られる産品

goods obtained from live animals in the Party;
⑰ペルーEPA 第40条
(b) 当該締約国において生きている動物から得られる産品
goods obtained from live animals in the Party;

(5)オーストラリアEPA第3.3条(d)

①オーストラリアEPA 第3.3条
(d) 当該締約国の区域内において収穫され、採取され、又は採集される植物、菌類及び藻類
plants, fungi and algae, harvested, picked or gathered in the Area of the Party;

① 本規定の趣旨

締約国の区域内で得られた小麦、リンゴ、キノコ、海藻等の植物、菌類及び藻類が含まれる。「収穫」等の行為が当該締約国において行われることが条件となっている。

なお、種子等が当該締約国の原産品であることまで要求するものではない。したがって、例えば、輸入した（非原産品である）小麦の種子を締約国において播種し、それから収穫された小麦は、当該収穫を行った締約国の原産品と認められる。

② 本規定において用いられている用語等の意味

「植物 (plants)」：本EPAにおいては、「植物」の定義は定められておらず、一般的な解釈に拠ることになるものと思われるが、菌類及び藻類は別途記載されていることから、それらは含まないものと解される。なお、アセアン包括EPA及びベトナムEPAにおいては、いずれも第25条(a)の注釈において「植物」の定義が定められているが、それらはいずれも「植物」には、海草及び菌類を含むとしている。

③ 他のEPA等における対応条文等

表3-35

②UNCTAD合意文書 (WHOLLY PRODUCED GOODS)
(b) vegetable products harvested there;
当該国において、収穫された植物性産品 (和文：筆者による仮訳)
③一般特惠原産地規則 (関税暫定措置法施行規則第8条)
2 一の国又は地域において収穫された植物性生産品
④旧京都規約 附属書D.1
2. Standard
(b) vegetable products harvested or gathered in that country;
当該国において収穫され又は採集された植物性産品

⑤シンガポールEPA 第23条1	
(d)	当該締約国の領域において収穫され、採取され又は採集された植物及び植物性生産品 plants and plant products harvested, picked or gathered in the territory of that Party;
⑥メキシコEPA 第38条(h)	
(ii)	一方又は双方の締約国の区域において収穫される植物性生産品 vegetable goods harvested in the Area of one or both Parties;
⑦マレーシアEPA 第28条2	
(d)	当該締約国の領域において収穫され、採取され、又は採集される植物及び植物性生産品 plants and plant products harvested, picked or gathered in the territory of the Country;
⑧フィリピンEPA 第29条2	
(d)	当該締約国において収穫され、採取され、又は採集される植物及び植物性生産品 plants and plant products harvested, picked or gathered in the Party;
⑨チリEPA 第29条2	
(b)	当該締約国において収穫される植物性生産品 vegetable goods harvested in the Party;
⑩タイEPA 第28条2	
(d)	当該締約国において収穫され、採取され、又は採集される植物及び植物性生産品 plants and plant products harvested, picked or gathered in the Party;
⑪ブルネイEPA 第24条2	
(d)	当該締約国において収穫され、採取され、又は採集される植物及び植物性生産品 plants and plant products harvested, picked or gathered in the Party;
⑫インドネシアEPA 第29条2	
(d)	当該締約国において収穫され、採取され、又は採集される植物及び植物性生産品 plants and plant products harvested, picked or gathered in the Party;
⑬アセアン包括EPA 第25条	
(a)	当該締約国において栽培され、かつ、収穫され、採取され、又は採集される植物及び植物性生産品 plant and plant products grown and harvested, picked or gathered in the Party;
	注釈 この(a)の規定の適用上、「植物」とは、すべての植物（果実、花、野菜、樹木、海草、菌類及び生きている植物を含む。）をいう。
	Note: For the purposes of this paragraph, the term “plant” refers to all plant life, including fruit, flowers, vegetables, trees, seaweed, fungi and live plants.
⑭ベトナムEPA 第25条	
(a)	当該締約国において栽培され、かつ、収穫され、採取され、又は採集される植物及び植物性生産品 plant and plant products grown and harvested, picked, or gathered in the Party;
	注釈 この(a)の規定の適用上、「植物」とは、すべての植物（果実、花、野菜、樹木、海草、菌類及び生きている植物を含む。）をいう。

Note: For the purposes of this paragraph, the term “plant” refers to all plant life, including fruit, flowers, vegetables, trees, seaweed, fungi, and live plants.	
⑮スイスEPA 附属書2第3条	
(d)	当該締約国の関税地域において収穫され、採取され、又は採集される植物及び植物性生産品
	plants or plant products harvested, picked or gathered in the customs territory of the Party;
⑯インドEPA 第28条	
(d)	当該締約国において収穫され、採取され、又は採集される植物及び植物性生産品
	plants and plant products harvested, picked or gathered in the Party;
注釈	この(d)の規定の適用上、「植物」とは、全ての植物（果実、花、野菜、樹木、海草、菌類及び生きている植物を含む。）をいう。
Note: For the purposes of this subparagraph, the term “plant” refers to all plant life, including fruit, flowers, vegetables, trees, seaweed, fungi and live plants.	
⑰ペルーEPA 第40条	
(d)	当該締約国において収穫され、採取され、又は採集される植物及び植物性生産品
	plants and plant products harvested, picked or gathered in the Party;

(6)オーストラリアEPA第3.3条(e)

オーストラリアEPA 第3.3条	
(e)	当該締約国の区域内（当該締約国の領海外の海底又はその下を除く。）から抽出され、又は得られる鉱物その他の天然の物質（(a)から(d)までに規定するものを除く。）
	minerals and other naturally occurring substances, not included in subparagraphs(a)through(d), extracted or taken from the Area of the Party, excluding the seabed or subsoil beneath the seabed outside the territorial sea of the Party;

① 本規定の趣旨

締約国において採掘され、又は、得られた原油、鉄鉱石、岩塩、氷、水等の鉱物性物質が含まれる。なお、大陸棚から採掘される鉱産物は、本サブパラグラフではなく、サブパラグラフ(h)に含まれる。

本規定において、「((a)から(d)までに規定するものを除く。)」という条件が付されているのは、その直前にある「その他の天然の物質（other naturally occurring substances）」という句の意味するところが幅広いものであり、(a)から(d)までの動植物由来の産品も含み得ると解し得ることから、それらの産品との区分の明確化を図ることを目的とするものである。

② 本規定において用いられている用語等の意味

「当該締約国の区域内（当該締約国の領海外の海底又はその下を除く。）（in the Area of the Party, excluding the seabed or subsoil beneath the seabed outside the territorial sea of the Party）」：ここにいう「当該締約国」を仮にオーストラリアとした場合にどのように

解されるかを見てみよう。

「当該締約国の区域内（当該締約国の領海外の海底又はその下を除く。）」＝「オーストラリアの区域内（オーストラリアの領海外の海底又はその下を除く。）」となり、したがって「オーストラリアの区域」の内、オーストラリアの大陸棚が除外されることとなる。なお、ここで除外される大陸棚から得た鉱物等については、サブパラグラフ(h)の対象となる。

③ 他のEPA等における対応条文等

表3-36

②UNCTAD合意文書（WHOLLY PRODUCED GOODS）	
(a)	Mineral products extracted from its soil or from its sea-bed;
	当該国の土壌又は海底から抽出された鉱物性産品 (和文：筆者による仮訳)
③一般特惠原産地規則（関税暫定措置法施行規則第8条）	
1	一の国又は地域（法第8条の2第1項又は第3項に規定する国又は地域をいう。以下同じ。）において採掘された鉱物性生産品
④旧京都規約 附属書D.1	
2.	Standard
(a)	mineral products extracted from its soil, from its territorial waters or from its sea-bed;
	当該国の土壌、領水又は海底から採取された鉱物性産品
⑤シンガポールEPA 第23条1	
(e)	当該締約国の領域において抽出され又は採掘された鉱物その他の天然の物質 ((a)から(d)までに規定するものを除く。)
	minerals and other naturally occurring substances, not included in sub-paragraphs(a)through(d)above, extracted or taken in the territory of that Party;
⑥メキシコEPA 第38条(h)	
(i)	一方又は双方の締約国の区域において採取される鉱物性生産品
	mineral goods extracted in the Area of one or both Parties;
⑦マレーシアEPA 第28条2	
(e)	当該締約国の領域において抽出され、又は得られる鉱物その他の天然の物質 ((a)から(d)までに規定するものを除く。)
	minerals and other naturally occurring substances, not included in subparagraphs(a)through(d), extracted or taken in the territory of the Country;
⑧フィリピンEPA 第29条2	
(e)	当該締約国において抽出され、又は得られる鉱物その他の天然の物質 ((a)から(d)までに規定するものを除く。)
	minerals and other naturally occurring substances, not included in subparagraphs(a)through(d)above, extracted or taken in the Party;
⑨チリEPA 第29条2	
(a)	当該締約国において抽出される鉱物性生産品
	mineral goods extracted in the Party;

⑩ タイ EPA 第28条2	
(e)	当該締約国において抽出され、又は得られる鉱物その他の天然の物質（(a)から(d)までに規定するものを除く。）
	minerals and other naturally occurring substances, not included in subparagraphs(a)through(d)above, extracted or taken in the Party;
⑪ ブルネイ EPA 第24条2	
(e)	当該締約国において抽出され、又は得られる鉱物その他の天然の物質（(a)から(d)までに規定するものを除く。）
	minerals and other naturally occurring substances, not included in subparagraphs(a), (b), (c)and(d), extracted or taken in the Party;
⑫ インドネシア EPA 第29条2	
(e)	当該締約国において抽出され、又は得られる鉱物その他の天然の物質（(a)から(d)までに規定するものを除く。）
	minerals and other naturally occurring substances, not included in subparagraphs(a)through(d), extracted or taken in the Party;
⑬ アセアン包括EPA 第25条	
(e)	当該締約国の土壌、水域、海底又はその下において抽出され、又は得られる鉱物その他の天然の物質（(a)から(d)までに規定するものを除く。）
	minerals and other naturally occurring substances, not included in paragraphs(a)through(d), extracted or taken from soil, waters, seabed or beneath the seabed of the Party;
⑭ ベトナム EPA 第25条	
(e)	当該締約国の土壌、水域、海底又はその下において抽出され、又は得られる鉱物その他の天然の物質（(a)から(d)までに規定するものを除く。）
	minerals and other naturally occurring substances, not included in paragraphs(a)through(d), extracted or taken from soil, waters, seabed or beneath the seabed of the Party;
⑮ スイスEPA 附属書2第3条	
(e)	当該締約国の関税地域において抽出され、又は得られる鉱物その他の天然の物質（(a)から(d)までに規定するものを除く。）
	minerals and other naturally occurring substances, which are not included in subparagraphs(a)to(d), extracted or taken in the customs territory of the Party;
⑯ インド EPA 第28条	
(e)	当該締約国において抽出され、又は得られる鉱物その他の天然の物質（(a)から(d)までに規定するものを除く。）
	minerals and other naturally occurring substances, not included in subparagraphs(a)through(d), extracted or taken in the Party;
⑰ ペルー EPA 第40条	
(e)	当該締約国において抽出され、又は得られる鉱物その他の天然の物質（(a)から(d)までに規定するものを除く。）
	minerals and other naturally occurring substances not included in subparagraphs(a)through(d)extracted or taken in the Party;

表3-37

	extract	take
UNCTAD合意文書	○	—
旧京都規約	採取する	—
シンガポールEPA	抽出する	採掘する
メキシコEPA	採取する	—
マレーシアEPA	抽出する	得る
フィリピンEPA	抽出する	得る
チリEPA	抽出する	—
タイEPA	抽出する	得る
ブルネイEPA	抽出する	得る
インドネシアEPA	抽出する	得る
アセアン包括EPA	抽出する	得る
ベトナムEPA	抽出する	得る
スイスEPA	抽出する	得る
インドEPA	抽出する	得る
ペルーEPA	抽出する	得る
オーストラリアEPA	抽出する	得る

④ 他のEPA等において用いられている用語等の意味

(a) 鉱物性生産品を取得する行為を表す動詞

各EPAの和文を見ると「採取する」、「抽出する」、「採掘する」及び「得る」の4種類の用語が用いられているが、英文を見るとextract及びtakeの2種類のみ用いられている。その対応関係を表3-37において比較してみると、マレーシアEPA以降、extract＝抽出する、take＝得るという対応関係が定着していることが見て取れる。

(b) 鉱物性生産品を取得する場所

鉱物性生産品を取得する場所に係る要件に関しては、(i)アセアン包括EPA及びベトナムEPAと、(ii)それ以外の12本のEPAとでは若干の差がある。

すなわち、アセアン包括EPA及びベトナムEPAにおいては、「(締約国の) 土壌、水域、海底又はその下」から取得するという構造になっている。これは、東南アジア・南アジア諸国が締結しているFTAの影響を受けている⁹²⁾との推測も成り立つが、更に遡れば、UNCTAD合意文書等のルールの影響も想定されよう。

一方、上記の2本のEPAを除く12本のEPAにおいては、「(その) 締約国」から取得するという構造となっている。なお、一部のEPAにおいては、当該EPAの構成上の観点から、「区域」、「領域」、「関税地域」といった用語が付加されている。(表3-38参照)

92) 例えば、AFTA（2004年時点）においては、Mineral products extracted from its soil, its water or its seabed;（下線強調：筆者）と規定されており、同様の構造となっている。

表3-38

	和文			英文
UNCTAD 合意文書	(当該国	の土壌又は海底	から)	from its soil or from its sea-bed
旧京都規約	当該国	の土壌、領水又は海底	から	from its soil, from its territorial waters or from its sea-bed
シンガポールEPA	当該締約国の領域		において	in the territory of that Party
メキシコEPA	一方又は双方の締約国の区域		において	in the Area of one or both Parties
マレーシアEPA	当該締約国の領域		において	in the territory of the Country
フィリピンEPA	当該締約国		において	in the Party
チリEPA	当該締約国		において	in the Party
タイEPA	当該締約国		において	in the Party
ブルネイEPA	当該締約国		において	in the Party
インドネシアEPA	当該締約国		において	in the Party
アセアン包括EPA	当該締約国	の土壌、水域、海底又はその下	において	from soil, waters, seabed or beneath the seabed of the Party
ベトナムEPA	当該締約国	の土壌、水域、海底又はその下	において	from soil, waters, seabed or beneath the seabed of the Party
スイスEPA	当該締約国の関税地域		において	in the customs territory of the Party
インドEPA	当該締約国		において	in the Party
ペルーEPA	当該締約国		において	in the Party
オーストラリアEPA	当該締約国の区域内(…を除く。)		から	from the Area of the Party, excluding…

(7)オーストラリアEPA第3.3条(f)

①オーストラリアEPA 第3.3条	
(f)	当該締約国の船舶により、両締約国の領海外の海から得られる水産物その他の産品 goods of sea-fishing and other goods taken by vessels of the Party from the sea outside the territorial sea of the Parties;

① 本規定の趣旨

締約国の船舶により、海から採取された魚、海藻等が含まれる。

② 本規定において用いられている用語等の意味

「締約国の船舶 (vessels of the Party)」：本EPA第3.1条(b)において定義が定められている。

詳しくは下記 (9) を参照。

「領海（the territorial sea）」：本EPAにおいては、明示的な定義がないところ、国際法に基づき解釈することとなる。

海洋に関する代表的な国際法である国連海洋法条約第3条において、「いずれの国も、この条約の定めるところにより決定される基線から測定して12海里を超えない範囲でその領海の幅を定める権利を有する。（Every State has the right to establish the breadth of its territorial sea up to a limit not exceeding 12 nautical miles, measured from baseline determined in accordance with this Convention.）」と規定されている。なお、領海及び接続水域に関する法律第1条において、「我が国の領海は、基線からその外側12海里の線（その線が基線から測定して中間線を超えているときは、その超えている部分については、中間線（我が国と外国との間で合意した中間線に代わる線があるときは、その線）とする。）までの海域とする。」旨が規定されている。

③ 他のEPA等における対応条文等

表3-39

② UNCTAD 合意文書（WHOLLY PRODUCED GOODS）	
(f)	products of sea fishing and other marine products taken from the sea by its vessels; ¹
	当該国の船舶により、海から得られた水産物その他の海洋産品（注） （和文：筆者による仮訳）
1	The developing countries requested the inclusion of products of chartered vessels and chartered factory ships. The preference-giving countries agreed that, if additional wholly produced products are clearly identified during the periodic review, they will be added to the list at that time.
注	開発途上国は、チャーターされた船舶及び工船により得られた産品を含めることを要請した。特惠付与国は、定期的な見直しの過程において追加的な完全生産品について明確に同定できるのであれば、その時点においてそれらをリストに加えることで合意した。 （和文：筆者による仮訳）
③ 一般特惠原産地規則（関税暫定措置法施行規則第8条）	
6	一の国又は地域の船舶により公海並びに本邦の排他的経済水域の海域及び外国の排他的経済水域の海域で採捕された水産物
④ 旧京都規約 附属書 D.1	
2.	Standard
(f)	products obtained by maritime fishing and other products taken from the sea by a vessel of that country;
	当該国の船舶により、海洋漁業によって得られた産品及び海から取得されたその他の産品
⑤ シンガポール EPA 第23条1	
(f)	当該締約国の領海外において、次のすべての条件を満たす船舶により海から得られた水産物その他の産品
	goods of sea-fishing and other goods taken from the sea, outside the territorial sea of that Party, by vessels;

(i)	当該締約国において登録されていること。
	which are registered in that Party;
(ii)	当該締約国の旗を掲げて航行すること。
	which sail under the flag of that Party;
(iii)	いずれかの締約国若しくは両締約国の国民又は法人（注）（いずれかの締約国の領域に本店を有する法人であって、代表者、役員会の長及び当該役員会の構成員の過半数がいずれかの締約国又は両締約国の国民であり、かつ、いずれかの締約国若しくは両締約国の国民又は法人が51%以上の持分を所有しているものに限る。）が51%以上の持分を所有していること。
	which are owned to an extent of at least 51 per cent by nationals of either Party or both Parties, and/or by a juridical person (Note) with its head office in the territory of either Party, of which the representatives, chairman of the board of directors, and the majority of the members of such board are nationals of either Party or both Parties, and of which at least 51 per cent of the equity interest is owned by nationals and/or juridical persons of either Party or both Parties; and
(iv)	船長、上級乗組員及び乗組員の総数の75%以上がいずれかの締約国若しくは両締約国又は東南アジア諸国連合の加盟国である第三国の国民であること。
	of which at least 75 per cent of the total of the master, officers and crew are nationals of either Party or both Parties or non-Parties which are member countries of the Association of Southeast Asian Nations;
注	(f)及び(g)の規定の適用上、「法人」とは、営利目的であるかないか、また、民間の所有であるか政府の所有であるかを問わず、関係の法律に基づいて適正に設立され又は組織される法定の事業体（社団、信託、組合、合併企業、個人企業及び団体を含む。）をいう。
Note:	For the purposes of sub-paragraphs(f)and(g), the term “juridical person” means any legal entity duly constituted or otherwise organised under applicable law, whether for profit or otherwise, and whether privately-owned or governmentally-owned, including any corporation, trust partnership, joint venture, sole proprietorship or association.
⑥メキシコEPA 第38条(h)	
(v)	締約国の船舶により、当該締約国の領海外の海から得られる魚介類その他の水産品
	fish, shellfish and other marine species taken by vessels of a Party from the sea outside the territorial seas of the Party;
⑦マレーシアEPA 第28条2	
(f)	当該締約国の船舶により、いずれの締約国の領海にも属しない海から得られる水産物その他の産品
	goods of sea-fishing and other goods taken by vessels of the Country from the sea outside the territorial sea of a Country;
⑧フィリピンEPA 第29条2	
(f)	当該締約国の船舶により、いずれの締約国の領海にも属しない海から得られる水産物その他の産品
	goods of sea-fishing and other goods taken by vessels of the Party from the sea outside the territorial sea of a Party;

⑨チリ EPA 第29条2	
(f)	次のすべての要件を満たす船舶により、両締約国の領海の外側に位置する海から得られる魚介類その他の水産品
	fish, shellfish and other marine species taken from the sea beyond the territorial seas of the Parties by vessels;
(i)	当該締約国において登録されていること。 which are registered or recorded in the Party;
(ii)	当該締約国の旗を掲げて航行すること。 which sail under the flag of the Party;
(iii)	当該締約国の国民又は企業（当該締約国に本店を有する企業であって、代表者、役員会の長及び当該役員会の構成員の過半数が当該締約国の国民であり、かつ、当該締約国の国民又は企業が50%以上の持分を所有しているものに限る。）が50%以上の持分を所有していること。 which are owned to an extent of at least 50 percent by nationals of the Party, or by an enterprise with its head office in the Party, of which the representatives, chairman of the board of directors, and the majority of the members of such board are nationals of the Party, and of which at least 50 percent of the equity interest is owned by nationals or enterprises of the Party;
(iv)	船長及び上級乗組員のすべてが当該締約国の国民であること。 of which the master and officers are all nationals of the Party; and
(v)	乗組員の75%以上が当該締約国の国民であること。 of which at least 75 percent of the crew are nationals of the Party;
注釈1	国際法（海洋法に関する国際連合条約を含む。）に基づく両締約国の権利及び義務を害することなく、この(f)の規定は、この(f)に規定する船舶により他方の締約国の排他的経済水域から得られる魚介類その他の水産品については、適用しない。
Note 1:	Without prejudice to the rights and obligations of the Parties under international law, including those under the United Nations Convention on the Law of the Sea, subparagraph(f) shall not apply to fish, shellfish and other marine species taken from the exclusive economic zone of the other Party by the vessels referred to in that subparagraph.
注釈2	この(f)(iii)から(v)までの規定の要件は、漁業及び養殖業に関する一般法（法第18892号）経過規定第10条の規定に基づき1991年6月30日の前にチリにおいて登録された船舶並びに同法及び他のチリの法律の関連規定に基づき登録されたその承継船舶については、適用しない。
Note 2:	The requirements of subparagraphs(f)(iii)through(v) shall not apply to vessels registered or recorded in Chile prior to June 30, 1991, provided for in Transitional Article 10 of the consolidated text of the Law 18.892, General Law on Fisheries and Aquiculture (<i>Artículo 10 Transitorio del texto refundido, coordinado y sistematizado de la Ley 18.892, Ley General de Pesca y Acuicultura</i>), and their successor vessels registered or recorded in accordance with that Law and other relevant provisions of Chilean law.
⑩タイ EPA 第28条2	
(f)	当該締約国の船舶により、両締約国の領海外の海から得られる水産物その他の産品

	goods of sea-fishing and other goods taken by vessels of the Party from the sea outside the territorial seas of the Parties;
⑪ブルネイEPA 第24条2	
(f)	当該締約国の船舶により、両締約国の領海外の海から得られる水産物その他の製品
	goods of sea-fishing and other goods taken by vessels of the Party from the sea outside the territorial sea of the Parties;
⑫インドネシアEPA 第29条2	
(f)	当該締約国の船舶により、他方の締約国に属しない海から得られる水産物その他の製品
	goods of sea-fishing and other goods taken by vessels of the Party from the sea outside the other Party;
⑬アセアン包括EPA 第25条	
(g)	当該締約国の船舶により、全締約国の領海外から得られる水産物その他の海洋からの生産品
	goods of sea-fishing and other marine products taken by vessels of the Party from outside the territorial sea of any Party;
⑭ベトナムEPA 第25条	
(g)	当該締約国の船舶により、両締約国の領海外から得られる水産物その他の海洋からの生産品
	goods of sea-fishing and other marine products taken by vessels of the Party from outside the territorial seas of the Parties;
⑮スイスEPA 附属書2第3条	
(f)	当該締約国の船舶により、両締約国の領海外の海から得られる水産物その他の製品
	products of sea-fishing and other products taken by vessels of the Party from the sea outside the territorial seas of the Parties;
⑯インドEPA 第28条	
(f)	当該締約国の船舶により、両締約国の領海外の海から得られる水産物その他の製品
	goods of sea-fishing and other goods taken by vessels of the Party from the sea outside the territorial seas of the Parties;
⑰ペルーEPA 第40条	
(f)	当該締約国の船舶により、海から得られる水産物その他の製品
	goods of sea-fishing and other goods taken from the sea by vessels of the Party;
注釈1	この章の規定の適用上、一方の締約国の船舶により他方の締約国の基線から200海里までの海から得られる水産物その他の製品は、他方の締約国の原産品とする。
Note 1:	For the purposes of this Chapter, goods of sea-fishing and other goods taken from the sea by vessels of a Party within 200 nautical miles from the baselines of the other Party shall be regarded as originating goods of the latter Party.
注釈2	この章のいかなる規定も、海洋法の諸問題に関するそれぞれの締約国の立場を害するものとみなしてはならない。
Note 2:	Nothing in this Chapter shall be deemed to prejudice the positions of the respective Parties with respect to matters relating to the law of the sea.

表3-40

	和文	英文
UNCTAD 合意文書	海から得られた水産物その他の海洋産品（筆者による仮訳）	products of sea fishing and other marine products
旧京都規約	海洋漁業によって得られた産品及び海から取得されたその他の産品	products obtained by maritime fishing and other products taken from the sea
シンガポールEPA	水産物その他の産品	goods of sea-fishing and other goods
メキシコEPA	魚介類その他の水産品	fish, shellfish and other marine species
マレーシアEPA	水産物その他の産品	goods of sea-fishing and other goods
フィリピンEPA	水産物その他の産品	goods of sea-fishing and other goods
チリEPA	魚介類その他の水産品	fish, shellfish and other marine species
タイEPA	水産物その他の産品	goods of sea-fishing and other goods
ブルネイEPA	水産物その他の産品	goods of sea-fishing and other goods
インドネシアEPA	水産物その他の産品	goods of sea-fishing and other goods
アセアン包括EPA	水産物その他の海洋からの生産品	goods of sea-fishing and other marine products
ベトナムEPA	水産物その他の海洋からの生産品	goods of sea-fishing and other marine products
スイスEPA	水産物その他の産品	products of sea-fishing and other products
インドEPA	水産物その他の産品	goods of sea-fishing and other goods
ペルーEPA	水産物その他の産品	goods of sea-fishing and other goods
オーストラリアEPA	水産物その他の産品	goods of sea-fishing and other goods

④ 他のEPA等において用いられている用語等の意味

(a)ペルーEPA第40条(f)

締約国の船舶により、海から採取された魚、海藻等が含まれる。

ただし、注釈1の規定により、例えば日本の船舶が、ペルーの基線から200海里以内の海から採捕した魚等は日本の原産品ではなくペルーの原産品となる。

また、注釈2の規定において、海洋法に関する各締約国の立場は害されない旨が明示されているところ、例えば、海洋法に関する国際連合条約⁹³⁾（以下、本書においては「国連海洋法条約」と記す。）に関する日本の立場は害されないことが確保されている。

(b)船舶が海から得るもの

船舶が海から得るものについては、カバーする範囲は同じであるものの、表現に微妙な差異があるところ、表3-40で比較してみる。

同表を見ると、14本のEPAのうち、(i)メキシコEPA及びチリEPAと(ii)それら以外の12本のEPAとでは、構造が違っていることが見てとれよう。

93) 平成8年7月12日条約第6号。概要については、<https://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/kaiyo/law.html>を、和文テキストについては、<http://www.ioc.u-tokyo.ac.jp/~worldjpn/documents/texts/mt/19821210.T1J.html>等を、英文テキストについては、http://www.un.org/depts/los/convention_agreements/texts/unclos/content.htmをそれぞれ参照のこと。（上述のウェブサイトはいずれも2020年12月21日閲覧）

表3-41

	和文	英文
UNCTAD合意文書	海	the sea
旧京都規約	海洋漁業によって得られた产品及 び海から取得されたその他の産品	products obtained by maritime fishing and other products taken from the sea
シンガポールEPA	当該締約国の領海外において…海 から	from the sea, outside the territorial sea of that Party
メキシコEPA	当該締約国の領海外の海から	from the sea outside the territorial seas of the Party
マレーシアEPA	いずれの締約国の領海にも属しな い海から	from the sea outside the territorial sea of a Country
フィリピンEPA	いずれの締約国の領海にも属しな い海から	from the sea outside the territorial sea of a Party
チリEPA	両締約国の領海の外側に位置する 海から	from the sea beyond the territorial seas of the Parties
タイEPA	両締約国の領海外の海から	from the sea outside the territorial seas of the Parties
ブルネイEPA	両締約国の領海外の海から	from the sea outside the territorial sea of the Parties
インドネシアEPA	他方の締約国に属しない海から	from the sea outside the other Party
アセアン包括EPA	全締約国の領海外から	from outside the territorial sea of any Party
ベトナムEPA	両締約国の領海外から	from outside the territorial seas of the Parties
スイスEPA	両締約国の領海外の海から	from the sea outside the territorial seas of the Parties
インドEPA	両締約国の領海外の海から	from the sea outside the territorial seas of the Parties
ペルーEPA	海から	from the sea
オーストラリアEPA	両締約国の領海外の海から	from the sea outside the territorial sea of the Parties

(c)船舶等が魚等を採捕する場所

船舶等が魚等を採捕する場所に係る要件に関しては、14本のEPAにおいては、表現にかなりのバリエーションが存在することが見て取れる（表3-41参照）。これらはいずれも交渉結果を反映したものである。

(d)「両締約国」(“Parties”) (チリEPA、タイEPA、ブルネイEPA、ベトナムEPA、スイスEPA、インドEPA、オーストラリアEPA)

上述の表3-41を見ると、チリEPA、タイEPA、ブルネイEPA、ベトナムEPA、スイスEPA、インドEPA及びオーストラリアEPAにおいて、(the) “Parties” に「両締約国」という訳語を当てていることが見て取れる。

単数形の“Party”は「(1) 締約国」であり、その複数形である (the) “Parties”とは、バ

表3-42

	規定場所	和文	英文
チリEPA	第11条(o)	「両締約国」とは、日本国及びチリをいい、……。	the term “Parties” means Japan and Chile and……;
タイEPA	前文（第1文）	日本国及びタイ王国（以下「両締約国」という。）	Japan and the Kingdom of Thailand (hereinafter referred to in this Agreement as “the Parties”),
ブルネイEPA	第2条(f)	「両締約国」とは、日本国及びブルネイ・ダルサラーム国をいい、……。	“Parties” means Japan and Brunei Darussalam and……; and
ベトナムEPA	第2条(f)	「両締約国」とは、日本国及びベトナムをいい、……。	“Parties” means Japan and Viet Nam, and……; and
スイスEPA	前文（第1文）	日本国及びスイス連邦（以下「スイス」といい、日本国及びスイスを「両締約国」という。）	Japan and the Swiss Confederation (hereinafter referred to as “Switzerland”), hereinafter referred to as “the Parties”,
インドEPA	第3条(a)	「両締約国」とは、日本国及びインドをいい、……。	the term “Parties” means Japan and India and……;
オーストラリアEPA		—	

イのEPAにおいては2つある締約国の両者を指すことは明らかであり、その観点から「両締約国」という訳語を当てているのは自然なものと解される。

なお、上述の7本のEPAのうちオーストラリアEPAを除く6本のEPAにおいては、「両締約国」の定義規定が定められているところ、表3-42にまとめてみる。

(8)オーストラリアEPA第3.3条(g)

①オーストラリアEPA 第3.3条	
(g)	当該締約国の工船上で(f)に規定する産品から生産される産品
	goods produced on board factory ships of the Party from the goods referred to in subparagraph(f);

① 本規定の趣旨

締約国の工船上において、海から採捕した魚を原料として生産される冷凍フィレ、すり身等が含まれる。

なお、それらの産品を生産する際の工船の位置については規定されていないことから、工船が公海上にいたとしても、当該工船が属する締約国の原産品と認められるものと解される。

② 本規定において用いられている用語等の意味

「締約国の工船（factory ships of the Party）」：本EPA第3.1条(b)において定義が定められている。詳しくは下記（9）を参照。

③ 他のEPA等における対応条文等

表3-43

②UNCTAD合意文書（WHOLLY PRODUCED GOODS）	
(g)	products made on board its factory ships exclusively from products referred to in paragraph (f) above; ¹
	当該国の工船上において、(f) に規定する產品のみから製造された產品（注） （和文：筆者による仮訳）
1	The developing countries requested the inclusion of products of chartered vessels and chartered factory ships. The preference-giving countries agreed that, if additional wholly produced products are clearly identified during the periodic review, they will be added to the list at that time.
注	開発途上国は、チャーターされた船舶及び工船により得られた產品を含めることを要請した。特惠付与国は、定期的な見直しの過程において追加的な完全生産品について明確に同定できるのであれば、その時点においてそれらをリストに加えることで合意した。 （和文：筆者による仮訳）
③一般特惠原産地規則（関税暫定措置法施行規則第8条）	
7	一の国又は地域の船舶において前号に掲げる物品のみを原料又は材料として生産された物品
④旧京都規約 附属書D.1 2.	
2.	Standard
(g)	products obtained aboard a factory ship of that country solely from products of the kind covered by paragraph (f) above;
	当該国の工船上において、(f)の規定が適用される種類の產品のみから得られた產品
⑤シンガポールEPA 第23条1	
(g)	当該締約国の領海外において、次のすべての条件を満たす工船の船上において得られ、又は生産された產品（(f)に規定する產品から生産された產品に限る。）
	goods obtained or produced on board factory ships, outside the territorial sea of that Party:
(i)	当該締約国において登録されていること。
	which are registered in that Party;
(ii)	当該締約国の旗を掲げて航行すること。
	which sail under the flag of that Party;
(iii)	いずれかの締約国若しくは両締約国の国民又は法人（いずれかの締約国の領域に本店を有する法人であって、代表者、役員会の長及び当該役員会の構成員の過半数がいずれかの締約国又は両締約国の国民であり、かつ、いずれかの締約国若しくは両締約国の国民又は法人が51%以上の持分を所有しているものに限る。）が51%以上の持分を所有していること。

第3部 EPA 原産地規則（広義の総則的規定）の逐条解釈

	which are owned to an extent of at least 51 per cent by nationals of either Party or both Parties, and/or by a juridical person with its head office in the territory of either Party, of which the representatives, chairman of the board of directors, and the majority of the members of such board are nationals of either Party or both Parties, and of which at least 51 per cent of the equity interest is owned by nationals and/or juridical persons of either Party or both Parties; and
(iv)	船長、上級乗組員及び乗組員の総数の75%以上がいずれかの締約国若しくは両締約国又は東南アジア諸国連合の加盟国である第三国の国民であること。
	of which at least 75 per cent of the total of the master, officers and crew are nationals of either Party or both Parties or non-Parties which are member countries of the Association of Southeast Asian Nations, provided that these goods are manufactured from goods referred to in sub-paragraph(f)above”;
⑥メキシコEPA 第38条(h)	
(vi)	締約国の工船上において(v)に規定する産品から生産される産品
	goods produced on board factory ships of a Party from the goods referred to in subparagraph(v);
⑦マレーシアEPA 第28条2	
(g)	当該締約国の領海外における当該締約国の工船上において(f)に規定する産品から生産される産品
	goods produced on board factory ships of the Country outside the territorial sea of the Country from the goods referred to in subparagraph(f);
⑧フィリピンEPA 第29条2	
(g)	当該締約国の工船上において(f)に規定する産品から生産される産品
	goods produced on board factory ships of the Party from the goods referred to in subparagraph(f)above;
⑨チリEPA 第29条2	
(g)	次のすべての要件を満たす工船の船上において(f)に規定する産品から生産される産品
	goods produced from the goods referred to in subparagraph(f)on board factory ships;
(i)	当該締約国において登録されていること。
	which are registered or recorded in the Party;
(ii)	当該締約国の旗を掲げて航行すること。
	which sail under the flag of the Party;
(iii)	当該締約国の国民又は企業（当該締約国に本店を有する企業であって、代表者、役員会の長及び当該役員会の構成員の過半数が当該締約国の国民であり、かつ、当該締約国の国民又は企業が50%以上の持分を所有しているものに限る。）が50%以上の持分を所有していること。
	which are owned to an extent of at least 50 percent by nationals of the Party, or by an enterprise with its head office in the Party, of which the representatives, chairman of the board of directors, and the majority of the members of such board are nationals of the Party, and of which at least 50 percent of the equity interest is owned by nationals or enterprises of the Party;

(iv)	船長及び上級乗組員のすべてが当該締約国の国民であること。
	of which the master and officers are all nationals of the Party; and
(v)	乗組員の75%以上が当該締約国の国民であること。
	of which at least 75 percent of the crew are nationals of the Party;
注釈	この(g)(iii)から(v)までの規定の要件は、漁業及び養殖業に関する一般法（法第18892号）経過規定第10条の規定に基づき1991年6月30日の前にチリにおいて登録された工船並びに同法及び他のチリの法律の関連規定に基づき登録されたその承継船舶については、適用しない。
Note:	The requirements of subparagraphs(g) (iii) through(v) shall not apply to factory ships registered or recorded in Chile prior to June 30, 1991, provided for in Transitional Article 10 of the consolidated text of the Law 18.892, General Law on Fisheries and Aquiculture (<i>Artículo 10 Transitorio del texto refundido, coordinado y sistematizado de la Ley 18.892, Ley General de Pesca y Acuicultura</i>), and their successor vessels registered or recorded in accordance with that Law and other relevant provisions of Chilean law.
⑩タイEPA 第28条2	
(g)	当該締約国の工船上において(f)に規定する産品から生産される産品
	goods produced on board factory ships of the Party from the goods referred to in subparagraph(f) above;
⑪ブルネイEPA 第24条2	
(g)	当該締約国の領海外における当該締約国の工船上において(f)に規定する産品から生産される産品
	goods produced on board factory ships of the Party, outside the territorial sea of the Party from the goods referred to in subparagraph(f);
⑫インドネシアEPA 第29条2	
(g)	他方の締約国外における当該締約国の工船上において(f)に規定する産品から生産される産品
	goods produced on board factory ships of the Party outside the other Party from the goods referred to in subparagraph(f);
⑬アセアン包括EPA 第25条	
(h)	当該締約国の工船上において(g)に規定する産品のみから加工され、又は生産される産品
	goods processed and/or made on board factory ships of the Party exclusively from products referred to in paragraph(g);
⑭ベトナムEPA 第25条	
(h)	当該締約国の工船上において(g)に規定する産品のみから加工され、又は生産される産品
	goods processed and/or made on board factory ships of the Party exclusively from products referred to in paragraph(g);
⑮スイスEPA 附属書2第3条	
(g)	両締約国の領海外において、当該締約国の工船上で(f)に規定する産品から生産される産品

	products produced on board factory ships of the Party, outside the territorial seas of the Parties, from the products referred to in subparagraph(f);
⑯インドEPA 第28条	
(g)	両締約国の領海外における当該締約国の工船上において(f)に規定する産品から生産される産品
	goods produced on board factory ships of the Party, outside the territorial seas of the Parties from the goods referred to in subparagraph(f);
⑰ペルーEPA 第40条	
(g)	当該締約国の工船上で(f)に規定する産品から生産される産品
	goods produced on board factory ships of the Party from the goods referred to in subparagraph(f);

(9)船舶・工船の定義

サブパラグラフ(f)及び(g)に出て来た「船舶」及び「工船」の定義についてここで確認してみる。

我が国の原産地規則において、最初に「船舶」の定義が現れたのは、一般特惠原産地規則である。一般特惠原産地規則における「一の国又は地域の船舶」の定義は、現在関税暫定措置法基本通達8の2-3の(2)において規定されており、大まかに言えば、①その国に登録されていること、②その国の国旗を掲げて航行すること、③船の持ち分に係る条件を満たすこと、④船長・高級船員・船員の国籍の構成に係る条件を満たすことの4項目から構成されている。なお、これらの4項目は日本が一般特惠制度を導入する際に、当時のEECが途上国に対して適用していた特惠原産地規則（ヤウンデ・ルール）における「船舶」及び「工船」の定義を参考として策定したものである⁹⁴⁾。

シンガポールEPA以降の各EPAにおいては、いずれも上記の規定に沿った形で定義が策定されているが、③及び④については、交渉の結果により、数字が微妙に異なったものとなっている。ただし、オーストラリアEPAにおいては、④の代わりに特別な規定が定められている。

なお、シンガポールEPA及びチリEPAにおいては、本概念は原産品の定義を規定する条文（それぞれ、第23条及び第29条）中の「完全に得られ又は生産される産品」の定義の一部として規定されているのに対し、残りの12本のEPAにおいては、原産地規則章の用語の定義を定める条（オーストラリアEPAであれば第3.1条）の中の1つの項目として規定されている。

表3-44

①オーストラリアEPA第3.1条 定義 (Article 3.1 Definitions)	
(b)	「当該締約国の工船」又は「当該締約国の船舶」とは、それぞれ、次の(i)から(iii)までの全ての要件を満たす工船又は船舶をいう。 the term “factory ships of the Party” or “vessels of the Party” respectively means factory ships or vessels which:
(i)	当該締約国において登録されていること。

94) 「特惠関税の実務」（特惠関税研究会著 1991年日本関税協会発行）P.68

	are registered in the Party;
(ii)	当該締約国の旗を掲げて航行すること。 sail under the flag of the Party; and
(iii)	次のいずれかの条件を満たすこと。 meet one of the following conditions:
(A)	両締約国の国民が50%以上の持分を所有していること。 they are at least 50 per cent owned by the nationals of the Parties;
(B)	当該締約国に本店及び主たる営業所を有する法人が所有していること。 they are owned by a juridical person which has its head office and its principal place of business in the Party; or
(C)	当該締約国の区域内においてのみ裸用船契約に基づいて操業する許可を当該締約国政府によって与えられていること。 they are authorised by the Government of the Party to operate under a bare boat charter contract only in the Area of the Party;
②UNCTAD 合意文書	
—	
③一般特惠原産地規則（関税暫定措置法基本通達8の2-3）	
法第8条の2第1項又は第3項に規定する原産地の意義については、令第26条及び規則第8条に規定されているが、これらの規定における用語の意義及び取扱いについては、次による。	
(2)	規則第8条第6号及び第7号に規定する「一の国又は地域の船舶」とは、次の要件のすべてに該当する船舶をいうものとする。
イ	特惠受益国に登録されていること。
ロ	特惠受益国の国旗を掲げて航行していること。
ハ	特惠受益国、その国民又は当該特惠受益国に本店又は主たる事務所を有する法人が50%以上の持分を有すること。ただし、法人の場合にあつては、当該法人の代表者、役員会の長及びその構成員の過半数が当該特惠受益国の国民であり、かつ、合名会社、合資会社又は有限会社にあつては、その資本の額又は出資の総額の2分の1以上が当該特惠受益国又は当該特惠受益国の公法人若しくは国民により所有されていること。
ニ	船長及び高級船員が、すべて当該特惠受益国の国民で構成されていること。
ホ	船員の75%以上が当該特惠受益国の国民で構成されていること。
④旧京都規約	
—	
⑤シンガポールEPA 第23条1	
(f)	当該締約国の領海外において、次のすべての条件を満たす船舶により海から得られた水産物その他の産品 goods of sea-fishing and other goods taken from the sea, outside the territorial sea of that Party, by vessels:
(g)	当該締約国の領海外において、次のすべての条件を満たす工船の船上において得られ、又は生産された産品（(f)に規定する産品から生産された産品に限る。）

第3部 EPA 原産地規則（広義の総則的規定）の逐条解釈

	goods obtained or produced on board factory ships, outside the territorial sea of that Party;
(i)	当該締約国において登録されていること。
	which are registered in that Party;
(ii)	当該締約国の旗を掲げて航行すること。
	which sail under the flag of that Party;
(iii)	いずれかの締約国若しくは両締約国の国民又は法人（いずれかの締約国の領域に本店を有する法人であつて、代表者、役員会の長及び当該役員会の構成員の過半数がいずれかの締約国又は両締約国の国民であり、かつ、いずれかの締約国若しくは両締約国の国民又は法人が51% 以上の持分を所有しているものに限る。）が51% 以上の持分を所有していること。
	which are owned to an extent of at least 51 per cent by nationals of either Party or both Parties, and/or by a juridical person with its head office in the territory of either Party, of which the representatives, chairman of the board of directors, and the majority of the members of such board are nationals of either Party or both Parties, and of which at least 51 per cent of the equity interest is owned by nationals and/or juridical persons of either Party or both Parties; and
(iv)	船長、上級乗組員及び乗組員の総数の75% 以上がいずれかの締約国若しくは両締約国又は東南アジア諸国連合の加盟国である第三国の国民であること。
	of which at least 75 per cent of the total of the master, officers and crew are nationals of either Party or both Parties or non-Parties which are member countries of the Association of Southeast Asian Nations, provided that these goods are manufactured from goods referred to in sub-paragraph(f)above”;
⑥メキシコEPA 第38条 定義（Article 38 Definitions）	
(c)	「締約国の工船」及び「締約国の船舶」とは、それぞれ次のすべての条件を満たす工船及び船舶をいう。
	the term "factory ships of a Party" and "vessels of a Party" respectively means factory ships and vessels;
(i)	当該締約国において登録されていること。
	which are registered in the Party;
(ii)	当該締約国の旗を掲げて航行すること。
	which sail under the flag of that Party;
(iii)	当該締約国の国民又は企業（当該締約国に本店を有する企業であつて、経営者又は代表者、役員会の長及び当該役員会の構成員の過半数が当該締約国の国民であるものに限る。当該企業が組合又は有限会社である場合には、さらに、資本の額の少なくとも半分が当該締約国若しくは当該締約国の公的機関又は当該締約国の国民若しくは企業に属するものに限る。）が50% 以上の持分を所有していること。

	which are owned to an extent of at least 50 percent by nationals of that Party, or by an enterprise with its head office in that Party, of which the managers or representatives, chairman of the board of directors or the supervisory board, and the majority of the members of such boards are nationals of that Party, and of which, in addition, in the case of partnerships or limited companies, at least half the capital belongs to that Party or to public bodies or nationals or enterprises of that Party;
(iv)	船長及び上級乗組員のすべてが当該締約国の国民であること。
	of which the master and officers are all nationals of that Party; and
(v)	乗組員の75% 以上が当該締約国の国民であること。
	of which at least 75 percent of the crew are nationals of that Party;
⑦マレーシアEPA 第27条 定義 (Article 27 Definitions)	
(d)	「締約国の工船」及び「締約国の船舶」とは、それぞれ、次のすべての条件を満たす工船及び船舶をいう。
	the terms “factory ships of the Country” and “vessels of the Country” respectively mean factory ships and vessels;
(i)	当該締約国において登録されていること。
	which are registered in the Country;
(ii)	当該締約国の旗を掲げて航行すること。
	which sail under the flag of the Country;
(iii)	当該締約国の国民又は法人（当該締約国の領域に本店を有する法人であって、代表者、役員会の長及び当該役員会の構成員の過半数が当該締約国の国民であり、かつ、当該締約国の国民又は法人が51% 以上の持分を所有しているものに限る。）が51% 以上の持分を所有していること。
	which are owned to an extent of at least 51 percent by nationals of the Country, or by a juridical person with its head office in the territory of the Country, of which the representatives, chairman of the board of directors, and the majority of the members of such board are nationals of the Country, and of which at least 51 percent of the equity interest is owned by nationals or juridical persons of the Country; and
(iv)	船長、上級乗組員及び乗組員の総数の75% 以上が両締約国又は東南アジア諸国連合の加盟国である第三国の国民であること。
	of which at least 75 percent of the total of the master, officers and crew are nationals of the Countries or third States which are member countries of the ASEAN;
⑧フィリピンEPA 第28条 定義 (Article 28 Definitions)	
(d)	「締約国の工船」及び「締約国の船舶」とは、それぞれ、次のすべての条件を満たす工船及び船舶をいう。
	the term “factory ships of the Party” and “vessels of the Party” respectively means factory ships and vessels;
(i)	当該締約国において登録されていること。
	which are registered in the Party;
(ii)	当該締約国の旗を掲げて航行すること。

第3部 EPA 原産地規則（広義の総則的規定）の逐条解釈

	which sail under the flag of the Party;
(iii)	当該締約国の国民又は法人（当該締約国に本店を有する法人であって、代表者、役員会の長及び当該役員会の構成員の過半数が当該締約国の国民であり、かつ、当該締約国の国民又は法人が60%以上の持分を所有しているものに限る。）が60%以上の持分を所有していること。
	which are owned to an extent of at least sixty (60) percent by nationals of the Party, or by a juridical person with its head office in the Party, of which the representatives, chairman of the board of directors, and the majority of the members of such boards are nationals of the Party, and of which at least sixty (60) percent of the equity interest is owned by nationals or juridical persons of the Party;
(iv)	船長及び上級乗組員のすべてが当該締約国の国民であること。
	of which the master and officers are all nationals of the Party; and
(v)	乗組員の75%以上が当該締約国の国民であること。
	of which at least seventy five (75) percent of the crew are nationals of the Party;
⑨チリ EPA 第29条2	
(f)	次のすべての要件を満たす船舶により、両締約国の領海の外側に位置する海から得られる魚介類その他の水産品
	fish, shellfish and other marine species taken from the sea beyond the territorial seas of the Parties by vessels:
(g)	次のすべての要件を満たす工船の船上において(f)に規定する産品から生産される産品
	goods produced from the goods referred to in subparagraph(f) on board factory ships:
(i)	当該締約国において登録されていること。
	which are registered or recorded in the Party;
(ii)	当該締約国の旗を掲げて航行すること。
	which sail under the flag of the Party;
(iii)	当該締約国の国民又は企業（当該締約国に本店を有する企業であって、代表者、役員会の長及び当該役員会の構成員の過半数が当該締約国の国民であり、かつ、当該締約国の国民又は企業が50%以上の持分を所有しているものに限る。）が50%以上の持分を所有していること。
	which are owned to an extent of at least 50 percent by nationals of the Party, or by an enterprise with its head office in the Party, of which the representatives, chairman of the board of directors, and the majority of the members of such board are nationals of the Party, and of which at least 50 percent of the equity interest is owned by nationals or enterprises of the Party;
(iv)	船長及び上級乗組員のすべてが当該締約国の国民であること。
	of which the master and officers are all nationals of the Party; and
(v)	乗組員の75%以上が当該締約国の国民であること。
	of which at least 75 percent of the crew are nationals of the Party;

注釈1	国際法（海洋法に関する国際連合条約を含む。）に基づく両締約国の権利及び義務を害することなく、この(f)の規定は、この(f)に規定する船舶により他方の締約国の排他的経済水域から得られる魚介類その他の水産品については、適用しない。
Note 1:	Without prejudice to the rights and obligations of the Parties under international law, including those under the United Nations Convention on the Law of the Sea, subparagraph(f) shall not apply to fish, shellfish and other marine species taken from the exclusive economic zone of the other Party by the vessels referred to in that subparagraph.
注釈2	この(f)(iii)から(v)までの規定の要件は、漁業及び養殖業に関する一般法（法第18892号）経過規定第10条の規定に基づき1991年6月30日の前にチリにおいて登録された船舶並びに同法及び他のチリの法律の関連規定に基づき登録されたその承継船舶については、適用しない。
Note 2:	The requirements of subparagraphs(f)(iii)through(v) shall not apply to vessels registered or recorded in Chile prior to June 30, 1991, provided for in Transitional Article 10 of the consolidated text of the Law 18.892, General Law on Fisheries and Aquiculture (<i>Artículo 10 Transitorio del texto refundido, coordinado y sistematizado de la Ley 18.892, Ley General de Pesca y Acuicultura</i>), and their successor vessels registered or recorded in accordance with that Law and other relevant provisions of Chilean law.
⑩タイEPA 第27条 定義（Article 27 Definitions）	
(d)	「締約国の工船」及び「締約国の船舶」とは、それぞれ、次のすべての条件を満たす工船及び船舶をいう。
	the terms “factory ships of the Party” and “vessels of the Party” respectively mean factory ships and vessels:
(i)	当該締約国において登録されていること。
	which are registered in the Party;
(ii)	当該締約国の旗を掲げて航行すること。
	which sail under the flag of the Party;
(iii)	当該締約国の国民又は法人（当該締約国に本店を有する法人であって、代表者、役員会の長及び当該役員会の構成員の過半数が当該締約国の国民であり、かつ、当該締約国の国民又は法人が50%以上の持分を所有しているものに限る。）が50%以上の持分を所有していること。
	which are owned to an extent of at least 50 per cent by nationals of the Party, or by a juridical person with its head office in the Party, of which the representatives, chairman of the board of directors, and the majority of the members of such board are nationals of the Party, and of which at least 50 per cent of the equity interest is owned by nationals or juridical persons of the Party; and
(iv)	船長、上級乗組員及び乗組員の総数の75%以上が両締約国又は東南アジア諸国連合の加盟国である第三国の国民であること。
	of which at least 75 per cent of the total of the master, officers and crew are nationals of the Parties or non-Parties which are member countries of the Association of Southeast Asian Nations (hereinafter referred to in this Agreement as “ASEAN”);

⑪ブルネイ EPA 第23条 定義 (Article 23 Definitions)	
(c)	当該締約国の工船」又は「当該締約国の船舶」とは、それぞれ、次のすべての条件を満たす工船又は船舶をいう。
	“factory ships of the Party” or “vessels of the Party” respectively means factory ships or vessels;
(i)	当該締約国において登録されていること。
	which are registered in the Party;
(ii)	当該締約国の旗を掲げて航行すること。
	which sail under the flag of the Party;
(iii)	両締約国の国民又は法人（いずれかの締約国に本店を有する法人であって、代表者、役員会の長及び当該役員会の構成員の過半数が両締約国の国民であり、かつ、
	which are owned to an extent of at least 50 percent by nationals of the Parties, or by a juridical person with its head office in either Party, of which the representatives, chairman of the board of directors, and the majority of the members of such board are nationals of the Parties, and which is owned by:
(A)	両締約国の国民若しくは法人が50% 以上の持分を所有しているもの又は、
	nationals or juridical persons of the Parties to an extent of at least 50 percent; or
(B)	両締約国の国民若しくは法人が、東南アジア諸国連合の加盟国である第三国の国民若しくは法人とともに、75% 以上の持分を所有しているものに限り。）が50% 以上の持分を所有していること。
	nationals or juridical persons of the Parties, together with nationals or juridical persons of one of the non-Parties which are member countries of the Association of Southeast Asian Nations (hereinafter referred to in this Agreement as “ASEAN”), to an extent of at least 75 percent; and
(iv)	船長、上級乗組員及び乗組員の総数の75% 以上が両締約国又は東南アジア諸国連合の加盟国である第三国の国民であること。
	of which at least 75 percent of the total of the master, officers and crew are nationals of the Parties or non-Parties which are member countries of the ASEAN;
⑫インドネシア EPA 第28条 定義 (Article 28 Definitions)	
(c)	「当該締約国の工船」又は「当該締約国の船舶」とは、それぞれ、次のすべての条件を満たす工船又は船舶をいう。
	the term “factory ships of the Party” or “vessels of the Party” respectively means factory ships or vessels;
(i)	当該締約国において登録されていること。
	which are registered in the Party;
(ii)	当該締約国の旗を掲げて航行すること。
	which sail under the flag of the Party;

(iii)	両締約国の国民又は法人（いずれかの締約国に本店を有する法人であって、代表者、役員会の長及び当該役員会の構成員の過半数が両締約国の国民であり、かつ、両締約国の国民又は法人が50%以上の持分を所有しているものに限る。）が50%以上の持分を所有していること。
	which are owned to an extent of at least 50 percent by nationals of the Parties, or by a juridical person with its head office in either Party, of which the representatives, chairman of the board of directors, and the majority of the members of such board are nationals of the Parties, and of which at least 50 percent of the equity interest is owned by nationals or juridical persons of the Parties; and
(iv)	船長、上級乗組員及び乗組員の総数の75%以上が両締約国の国民であること。
	of which at least 75 percent of the total of the master, officers and crew are nationals of the Parties;
⑬アセアン包括EPA 第23条 定義（Article 23 Definitions）	
(b)	「当該締約国の工船」又は「当該締約国の船舶」とは、それぞれ、次のすべての条件を満たす工船又は船舶をいう。
	“factory ships of the Party” or “vessels of the Party” respectively means factory ships or vessels;
(i)	当該締約国において登録されていること。
	which are registered in the Party;
(ii)	当該締約国の旗を掲げて航行すること。
	which sail under the flag of the Party;
(iii)	一又は二以上の締約国の国民又は法人（いずれかの締約国に本店を有する法人であって、代表者、役員会の長及び当該役員会の構成員の過半数が一又は二以上の締約国の国民であり、かつ、一又は二以上の締約国の国民又は法人が50%以上の持分を所有しているものに限る。）が50%以上の持分を所有していること。
	which are owned to an extent of at least fifty (50) per cent by nationals of one or more of the Parties, or by a juridical person with its head office in a Party, of which the representatives, chairman of the board of directors, and the majority of the members of such board are nationals of one or more of the Parties, and of which at least fifty (50) per cent of the equity interest is owned by nationals or juridical persons of one or more of the Parties; and
(iv)	船長、上級乗組員及び乗組員の総数の75%以上が一又は二以上の締約国の国民であること。
	of which at least seventy-five (75) per cent of the total of the master, officers and crew are nationals of one or more of the Parties;
⑭ベトナムEPA 第23条 定義（Article 23 Definitions）	
(b)	「当該締約国の工船」又は「当該締約国の船舶」とは、それぞれ、次のすべての条件を満たす工船又は船舶をいう。
	“factory ships of the Party” or “vessels of the Party” respectively means factory ships or vessels;
(i)	当該締約国において登録されていること。
	which are registered in the Party;

第3部 EPA 原産地規則（広義の総則的規定）の逐条解釈

(ii)	当該締約国の旗を掲げて航行すること。 which sail under the flag of the Party;
(iii)	両締約国の国民又は法人（いずれかの締約国に本店を有する法人であって、代表者、役員会の長及び当該役員会の構成員の過半数が両締約国の国民であり、かつ、両締約国の国民又は法人が50%以上の持分を所有しているものに限る。）が50%以上の持分を所有していること。 which are owned to an extent of at least 50 percent by nationals of the Parties, or by a juridical person with its head office in either Party, of which the representatives, chairman of the board of directors, and the majority of the members of such board are nationals of the Parties, and of which at least 50 percent of the equity interest is owned by nationals or juridical persons of the Parties; and
(iv)	船長、上級乗組員及び乗組員の総数の75%以上が両締約国又は東南アジア諸国連合の構成国である第三国の国民であること。 of which at least 75 percent of the total of the master, officers, and crew are nationals of the Parties or non-Parties which are Member States of the Association of Southeast Asian Nations (hereinafter referred to in this Agreement as “ASEAN”);
⑮スイスEPA 附属書2第1条 定義 (Annex II Article I Definitions)	
(f)	「当該締約国の工船」又は「当該締約国の船舶」とは、それぞれ次のすべての条件を満たす工船又は船舶をいう。 “factory ships of the Party” or “vessels of the Party” respectively means factory ships or vessels;
(i)	当該締約国の関税地域において登録されていること。 which are registered in the customs territory of the Party;
(ii)	当該締約国の旗を掲げて航行すること。 which sail under the flag of the Party;
(iii)	両締約国の国民又は法人（いずれかの締約国の関税地域に本店を有する法人であって、代表者、役員会の長及び当該役員会の構成員の過半数が両締約国の国民であり、かつ、両締約国の国民又は法人が50%以上の持分を所有しているものに限る。）が50%以上の持分を所有していること。 which are owned to an extent of at least 50 per cent by nationals of the Parties, or by a juridical person with its head office in the customs territory of either Party, of which the representatives, chairman of the board of directors, and the majority of the members of such board are nationals of the Parties, and of which at least 50 per cent of the equity interest is owned by nationals or juridical persons of the Parties;
(iv)	船長及び上級乗組員のすべてが両締約国の国民であること。 of which the master and officers are all nationals of the Parties; and
(v)	乗組員の75%以上が両締約国の国民であること。 of which at least 75 per cent of the crew are nationals of the Parties;
⑯インドEPA 第26条 定義 (Article 26 Definitions)	

(b)	「当該締約国の工船」又は「当該締約国の船舶」とは、それぞれ、次の全ての条件を満たす工船又は船舶をいう。
	the term “factory ships of the Party” or “vessels of the Party” respectively means factory ships or vessels;
(i)	当該締約国において登録されていること。
	which are registered in the Party;
(ii)	当該締約国の旗を掲げて航行すること。
	which sail under the flag of the Party;
(iii)	両締約国の国民又は法人（いずれかの締約国に本店を有する法人であって、代表者、役員会の長及び当該役員会の構成員の過半数が両締約国の国民であり、かつ、両締約国の国民又は法人が50%以上の持分を所有しているものに限る。）が50%以上の持分を所有していること。
	which are owned to an extent of at least 50 percent by nationals of the Parties, or by a juridical person with its head office in either Party, of which the representatives, chairman of the board of directors, and the majority of the members of such board are nationals of the Parties, and of which at least 50 percent of the equity interest is owned by nationals or juridical persons of the Parties;
(iv)	船長及び上級乗組員の総数の50%以上が両締約国の国民であること。
	of which at least 50 percent of the total of the master and officers are nationals of the Parties; and
(v)	乗組員の25%以上が両締約国の国民であること。
	of which at least 25 percent of the crew are nationals of the Parties;
⑰ペルーEPA 第38条 定義 (Article 38 Definitions)	
(d)	「当該締約国の工船」又は「当該締約国の船舶」とは、それぞれ、次の(i)から(iii)までの全ての要件を満たす工船又は船舶をいう。
	The term “factory ships of the Party” or “vessels of the Party” respectively, means factory ships or vessels which:
(i)	当該締約国において登録されていること。
	are registered in the Party;
(ii)	当該締約国の旗を掲げて航行すること。
	sail under the flag of the Party; and
(iii)	次のいずれかの条件を満たすこと。
	meet one of the following conditions:
(A)	両締約国の国民が50%以上の持分を所有していること。
	they are at least 50 percent owned by nationals of the Parties; or
(B)	いずれかの締約国に本店及び主たる営業所を有する法人であって、第三国において登録されている工船又は船舶を有していないものが所有していること。
	they are owned by a juridical person which has its head office and its principal place of business in either Party and which does not own any vessel or ship registered in a non-Party;

(10) オーストラリアEPA第3.3条(h)

①オーストラリアEPA 第3.3条	
(h)	当該締約国又は当該締約国の者により、当該締約国の領海外の海底又はその下から得られる産品。ただし、当該締約国が、国際法に基づき、当該海底又はその下を開発する権利を有することを条件とする。
	goods taken by the Party or a person of the Party from the seabed or subsoil beneath the seabed outside the territorial sea of the Party, provided that the Party has rights to exploit such seabed or subsoil in accordance with international law;

① 本規定の趣旨

締約国の外の海底から掘削用機により掘削して得られた原油等が含まれる。この場合において、国際法（いわゆる「ジュネーブ海洋法4条約⁹⁵⁾」、国連海洋法条約等を含むものと解される⁹⁶⁾。）に基づき、当該締約国が、当該海底又はその下を開発する権利を有することが条件となる。

② 本規定において用いられている用語等の意味

「締約国の領海外の海底又はその下（the seabed or subsoil beneath the seabed outside the territorial sea of the Party）」：「領海外」の海域は、接続水域、排他的経済水域及び公海（更に進めば他国の排他的経済水域等になる。）に区分され、これらのうち、接続水域及び排他的経済水域の海底及びその下が、概ね大陸棚に相当することとなる。

「当該締約国が、国際法に基づき、当該海底又はその下を開発する権利を有する（the Party has rights to exploit such seabed or subsoil in accordance with international law）」：国連海洋法条約第77条1において、『沿岸国は、大陸棚を探索し及びその天然資源を開発するため、大陸棚に対して主権的権利を行使する。』と規定されており、締約国の大陸棚の天然資源の開発に関与に関しては、当該締約国が権利を有するものと解される。

③ 他のEPA等における対応条文等

表3-45

② UNCTAD 合意文書
—
③ 一般特惠原産地規則
— 97)

95) 「領海及び接続水域に関する条約」（1964年発効）、「公海に関する条約」（1962年発効）、「漁業及び公海の生物資源の保存に関する条約」（1964年発効）、「大陸棚に関する条約」（1966年発効）。これら4条約の制度を統合・発展させたものが国連海洋法条約であり、国連海洋法条約の締約国間においては、4条約より国連海洋法条約の方が優先される（国連海洋法条約第311条1）。

96) アセアン-韓国FTAのRule 3サブパラグラフ(f)の注釈2において“International law” in sub-paragraph-(f) of Rule 3 refers to generally accepted international law such as the United Nations Convention on the Law of the Sea. という規定がある。

97) 一般特惠原産地規則においては、オーストラリアEPAの第3.3条(h)に直接対応する明文規定はない。た

④旧京都規約 附属書D.1	
(h)	products extracted from marine soil or subsoil outside that country's territorial waters, provided that the country has sole rights to work that soil or subsoil;
	当該国の領水外の海底の土壌又は下層土から採取された産品。ただし、当該国が当該土壌又は当該下層土の開発について専有権を有することを条件とする。
⑤シンガポールEPA 第23条1	
(h)	海洋法に関する国際連合条約に従い、当該締約国の領海外の海底又はその地下から得られた産品
	goods taken from the sea bed or subsoil beneath the sea bed outside the territorial sea of that Party, in accordance with the provisions of the United Nations Convention on the Law of the Sea;
⑥メキシコEPA 第38条(h)	
(vii)	締約国又は当該締約国の者により、当該締約国の領海外の海底又はその下から得られる産品。ただし、当該締約国が当該海底を開発する権利を有することを条件とする。
	goods taken by a Party or a person of a Party from the seabed or beneath the seabed outside territorial seas of the Party, provided that the Party has rights to exploit such seabed;
⑦マレーシアEPA 第28条2	
(h)	当該締約国の領海外の海底又はその下から得られる産品。ただし、当該締約国が、海洋法に関する国際連合条約に基づき、当該海底又はその下を開発する権利を有することを条件とする。
	goods taken from the seabed or subsoil beneath the seabed outside the territorial sea of the Country, provided that the Country has rights to exploit such seabed or subsoil in accordance with the provisions of the United Nations Convention on the Law of the Sea;
⑧フィリピンEPA 第29条2	
(h)	当該締約国の領海外の海底又はその下から得られる産品。ただし、当該締約国が、国内法令及び国際法に基づき、当該海底又はその下について権利を有することを条件とする。
	goods taken from the seabed or subsoil beneath the seabed outside the territorial sea of the Party, provided that the Party has rights over such seabed or subsoil in accordance with its laws and regulations and international law;
注釈	この(h)の規定は、海洋法に関する国際連合条約を含む国際法に基づく両締約国の権利及び義務に影響を及ぼすものではない。
Note:	Nothing in this subparagraph shall affect the rights and obligations of the Parties under international law, including those under the United Nations Convention on the Law of the Sea.

だし、関税暫定措置法施行規則第8条第1号（「一の国又は地域（法第8条の2第1項又は第3項に規定する国又は地域をいう。以下同じ。）において採掘された鉱物性生産品」）が対応するという解釈（この場合、「一の国」にはその大陸棚も含まれると解することとなる。）が可能とも考えられよう。

⑨チリEPA 第29条2	
(h)	当該締約国又は当該締約国の自然人若しくは企業により、当該締約国の領海外の海底又はその下から得られる産品。ただし、当該締約国が当該海底又はその下を開発する権利を有することを条件とする。
	goods taken by the Party or a natural person or enterprise of the Party from the seabed or subsoil beneath the seabed outside the territorial sea of the Party, provided that the Party has rights to exploit such seabed or subsoil;
⑩タイEPA 第28条2	
(h)	当該締約国の領海外の海底又はその下から得られる産品。ただし、当該締約国が当該海底又はその下を開発する権利を有することを条件とする。
	goods taken from the seabed or subsoil beneath the seabed outside the territorial sea of the Party, provided that the Party has rights to exploit such seabed or subsoil;
⑪ブルネイEPA 第24条2	
(h)	当該締約国の領海外の海底又はその下から得られる産品。ただし、当該締約国が、1982年12月10日にモンテゴ・ベイで作成された海洋法に関する国際連合条約に基づき、当該海底又はその下を開発する権利を有することを条件とする。
	goods taken from the sea-bed or subsoil beneath the sea-bed outside the territorial sea of the Party, provided that the Party has rights to exploit such sea-bed or subsoil in accordance with the provisions of the United Nations Convention on the Law of the Sea, done at Montego Bay, December 10, 1982;
⑫インドネシアEPA 第29条2	
(h)	当該締約国外の海底又はその下から得られる産品。ただし、当該締約国が、当該海底又はその下を開発する権利を有することを条件とする。
	goods taken from the sea-bed or subsoil beneath the sea-bed outside the Party, provided that the Party has rights to exploit such sea-bed or subsoil;
⑬アセアン包括EPA 第25条	
(f)	当該締約国の領水外の水域、海底又はその下から得られる産品。ただし、当該締約国が、自国の国内法令及び国際法に基づき、当該水域、海底又はその下を開発する権利を有することを条件とする。
	goods taken from the waters, seabed or beneath the seabed outside the territorial waters of the Party, provided that the Party has the rights to exploit such waters, seabed and beneath the seabed in accordance with its laws and regulations and international law;
注釈	この協定のいかなる規定も、海洋法に関する国際連合条約を含む国際法に基づく全締約国の権利及び義務に影響を及ぼすものではない。
Note:	Nothing in this Agreement shall affect the rights and obligations of the Parties under international law, including those under the United Nations Convention on the Law of the Sea.
⑭ベトナムEPA 第25条	
(f)	当該締約国の領水外の水域、海底又はその下から得られる産品。ただし、当該締約国が、自国の国内法令及び国際法に基づき、当該水域、海底又はその下を開発する権利を有することを条件とする。

	goods taken from the waters, seabed or beneath the seabed outside the territorial waters of the Party, provided that the Party has the rights to exploit such waters, seabed and beneath the seabed in accordance with its laws and regulations and international law;
注釈	この協定のいかなる規定も、海洋法に関する国際連合条約を含む国際法に基づく両締約国の権利及び義務に影響を及ぼすものではない。
Note:	Nothing in this Agreement shall affect the rights and obligations of the Parties under international law, including those under the United Nations Convention on the Law of the Sea.
⑮スイスEPA 附属書2第3条	
(h)	当該締約国の領海外の海底又はその下から得られる産品。ただし、当該締約国が、1982年12月10日にモンテゴ・ベイで作成された海洋法に関する国際連合条約に基づき、当該海底又はその下を開発する権利を有することを条件とする。
	products taken from the sea-bed or subsoil thereof outside the territorial sea of the Party, provided that the Party has rights to exploit such sea-bed or subsoil under the provisions of the United Nations Convention on the Law of the Sea, done at Montego Bay on 10 December 1982;
⑯インドEPA 第28条	
(h)	当該締約国の領海外の海底又はその下から得られる産品。ただし、当該締約国が、1982年12月10日にモンテゴ・ベイで作成された海洋法に関する国際連合条約に基づき、当該海底又はその下を開発する権利を有することを条件とする。
	goods taken from the sea-bed or subsoil beneath the sea-bed outside the territorial sea of the Party, provided that the Party has rights to exploit such sea-bed or subsoil in accordance with the provisions of the United Nations Convention on the Law of the Sea, done at Montego Bay, December 10, 1982;
⑰ペルーEPA 第40条	
(h)	当該締約国の外の海底又はその下から抽出され、又は得られる産品。ただし、当該締約国が、国際法に基づき、当該海底又はその下を開発する権利を有することを条件とする。
	goods taken or extracted from the seabed or beneath the seabed outside the Party, provided that the Party has rights to exploit such seabed or subsoil in accordance with international law;

(11)オーストラリアEPA第3.3条(i)

①オーストラリアEPA 第3.3条	
(i)	当該締約国において収集される産品であって、本来の目的を果たすことができず、回復又は修理が不可能であり、かつ、処分又は原材料の回収にのみ適するもの
	articles collected in the Party which can no longer perform their original purpose nor are capable of being restored or repaired and which are fit only for disposal or for the recovery of raw materials;

① 本規定の趣旨

例えば、内部の部分品等はまだ再利用が可能であるが、走行が完全に不能となった廃自動車であって、締約国において収集されるものが含まれる。

② 本規定の沿革

本規定はUNCTAD合意文書のサブパラグラフ(h)にその原型が現れている。

これを受けて、一般特惠原産地規則において同種の規定が採用されている。

シンガポールEPAにおいては、一般特惠原産地規則に倣う形で本規定が採用され、それ以降の各EPA（メキシコ／チリ／ペルーの各EPAを除く。）においても、同様に採用されている。

NAFTA第415条においては、本規定に対応する規定は存在しないことから、NAFTAの強い影響を受けているメキシコEPAにおいては本規定は採用されていない。チリEPA及びペルーEPAもNAFTA及びメキシコEPAの規定の影響を受け、本規定は存在しない。

③ 他のEPA等における対応条文等

表3-46

② UNCTAD合意文書（WHOLLY PRODUCED GOODS）	
(h)	used articles fit only for the recovery of raw materials, provided that they have been collected there;
	原材料の回収のみに適する使用済みの産品であって、当該国において収集されるもの (和文：筆者による仮訳)
③ 一般特惠原産地規則（関税暫定措置法施行規則第8条）	
8	一の国又は地域において収集された使用済みの物品で原料又は材料の回収用のみに適するもの
④ 旧京都規約	
	—
⑤ シンガポールEPA 第23条1	
(i)	当該締約国の領域において収集された産品であって、当該領域において本来の目的を果たすことができず、回復又は修理が不可能であり、かつ、処分又は部品若しくは原材料の回収のみに適するもの
	articles collected in the territory of that Party which can no longer perform their original purpose in its territory nor are capable of being restored or repaired and which are fit only for disposal or for the recovery of parts or raw materials;
⑥ メキシコEPA	
	—
⑦ マレーシアEPA 第28条2	
(i)	当該締約国の領域において収集される産品であって、当該領域において本来の目的を果たすことができず、回復又は修理が不可能であり、かつ、処分又は部品若しくは原材料の回収のみに適するもの
	articles collected in the territory of the Country which can no longer perform their original purpose in the territory of the Country nor are capable of being restored or repaired and which are fit only for disposal or for the recovery of parts or raw materials;

⑧フィリピンEPA 第29条2	
(i)	当該締約国において収集される産品であつて、当該締約国において本来の目的を果たすことができず、回復又は修理が不可能であり、かつ、処分又は部品若しくは原材料の回収のみに適するもの
	articles collected in the Party which can no longer perform their original purpose in the Party nor are capable of being restored or repaired and which are fit only for disposal or for the recovery of parts or raw materials;
⑨チリEPA	
—	
⑩タイEPA 第28条2	
(i)	当該締約国において収集される産品であつて、当該締約国において本来の目的を果たすことができず、回復又は修理が不可能であり、かつ、処分又は部品若しくは原材料の回収のみに適するもの
	articles collected in the Party which can no longer perform their original purpose in the Party nor are capable of being restored or repaired and which are fit only for disposal or for the recovery of parts or raw materials;
⑪ブルネイEPA 第24条2	
(i)	当該締約国において収集される産品であつて、当該締約国において本来の目的を果たすことができず、回復又は修理が不可能であり、かつ、処分又は部品若しくは原材料の回収のみに適するもの
	articles collected in the Party which can no longer perform their original purpose in the Party nor are capable of being restored or repaired and which are fit only for disposal or for the recovery of parts or raw materials;
⑫インドネシアEPA 第29条2	
(i)	当該締約国において収集される産品であつて、当該締約国において本来の目的を果たすことができず、回復又は修理が不可能であり、かつ、処分又は部品若しくは原材料の回収のみに適するもの
	articles collected in the Party which can no longer perform their original purpose in the Party nor are capable of being restored or repaired and which are fit only for disposal or for the recovery of parts or raw materials;
⑬アセアン包括EPA 第25条	
(i)	当該締約国において収集される産品であつて、当該締約国において本来の目的を果たすことができず、又は回復若しくは修理が不可能であり、かつ、処分、部品若しくは原材料の回収又は再利用のみに適するもの
	articles collected in the Party which can no longer perform their original purpose or be restored or repaired, and are fit only for disposal, for the recovery of parts or raw materials, or for recycling purposes;
⑭ベトナムEPA 第25条	
(i)	当該締約国において収集される産品であつて、当該締約国において本来の目的を果たすことができず、又は回復若しくは修理が不可能であり、かつ、処分、部品若しくは原材料の回収又は再利用のみに適するもの

articles collected in the Party which can no longer perform their original purpose or be restored or repaired, and are fit only for disposal, for the recovery of parts or raw materials, or for recycling purposes;	
⑮スイスEPA 附属書2第3条	
(i)	当該締約国の関税地域において収集される産品であつて、当該関税地域において本来の目的を果たすことができず、回復又は修理が不可能であり、かつ、処分又は部品若しくは原材料の回収のみに適するもの
articles collected in the customs territory of the Party which can no longer perform their original purpose in the customs territory of the Party nor are capable of being restored or repaired and which are fit only for disposal or for the recovery of parts or raw materials;	
⑯インドEPA 第28条	
(i)	当該締約国において収集される産品であつて、当該締約国において本来の目的を果たすことができず、回復又は修理が不可能であり、かつ、処分又は部品若しくは原材料の回収のみに適するもの
articles collected in the Party which can no longer perform their original purpose in the Party nor are capable of being restored or repaired and which are fit only for disposal or for the recovery of parts or raw materials;	
⑰ペルーEPA	
—	

(12)オーストラリアEPA第3.3条(i)

①オーストラリアEPA 第3.3条	
(j)	当該締約国における製造若しくは加工の作業又は消費から生ずるくず及び廃品であつて、処分又は原材料の回収のみに適するもの
scrap and waste derived from manufacturing or processing operations or from consumption in the Party and fit only for disposal or for the recovery of raw materials;	

① 本規定の趣旨

締約国における製造又は加工作業の過程において得られた、金属の削りくずや製造ミスで生じた不良品等の廃品及びくず並びに消費の結果くず又は廃品となったもの（空き瓶、空き缶等）であつて、原材料の回収に適するもの（すなわち、それらの廃品及びくず自体が原材料として再度使用する、又は、原材料を取り出すことに適するもの）が含まれる。

② 本規定の沿革及び他のEPA等との比較

本規定の一部については、UNCTAD合意文書のサブパラグラフ(i)にその原型が現れており、これを受けて、一般特惠原産地規則において同種の規定が採用されている。

しかしながら、それらの規則においては、「消費の結果生ずるくず及び廃品」(*)に対応する規定は存在していない。（なお、旧京都規約2.(ij)には(*)の原型が現れている。）

シンガポールEPAの交渉過程においては、シンガポール側からの案文やNAFTA第415条

表3-47

用途 由来元	処分に適するもの	原材料の回収に適するもの	その他のもの
製造若しくは加工作業から生ずるもの	シンガポール、マレーシア、フィリピン、タイ、ブルネイ、インドネシア、アセアン包括、ベトナム、スイス、インド		—
	—	ペルー	
		メキシコ、チリ（生産（production）から生ずるもの）	
消費から生ずるもの	シンガポール、マレーシア、フィリピン、タイ、ブルネイ、インドネシア、アセアン包括、ベトナム、スイス、インド		—
締約国において収集される中古の製品から生ずるもの	—	メキシコ チリ ペルー	—

等の規定を考慮しつつ検討が行われ、「消費の結果生ずるくず及び廃品」に対応する規定が加えられた。それ以降の各EPAにおいても、同様に採用されている。ただし、メキシコEPA、チリEPA及びペルーEPA（この3本のEPAを、この項において「グループA」と呼ぶ。）においては、NAFTA第415条の規定の影響を強く受けた形式となっている。

さて、14本のEPAにおける規定の仕方をEPAごとに比較してみると、微妙に異なっているところ、表3-47において整理してみる。

まず、「くず及び廃品」の由来元が、「製造若しくは加工作業から生ずるもの」（*1）と「消費から生ずるもの」（*2）の2つに大きく分けられている。ただしこの分け方は、グループAを除いた残り11本のEPA（以下、この項において「グループB」）における分け方であることに留意されたい。グループAに関しては、（*1）に対応するのは、「製造若しくは加工作業から生ずるもの」（ペルー）及び「生産から生ずるもの」（メキシコ、チリ）、また、（*2）に対応するのは、「締約国において収集される中古の製品から生ずるもの」となっている。

また、用途に関して、グループBにおいては、「処分又は原材料の回収にのみ適するもの」という条件が付されているが、グループAに関しては、由来元及び国によって用途が異なっていることが見て取れる。

③ 他のEPA等における対応条文等

表3-48

② UNCTAD合意文書（WHOLLY PRODUCED GOODS）	
(i)	waste and scrap resulting from manufacturing operations conducted there;
	当該国において行われた製造作業の結果生じたくず （和文：筆者による仮訳）
③ 一般特惠原産地規則（関税暫定措置法施行規則第8条）	
9	一の国又は地域において行なわれた製造の際に生じたくず

④旧京都規約 附属書D.1 2.	
2.	Standard
(ij)	scrap and waste from manufacturing and processing operations, and used articles, collected in that country and fit only for the recovery of raw materials;
	製造作業及び加工作業から生じたくず並びに中古品であって、当該国において集められ、かつ、原材料の回収にのみ適しているもの
⑤シンガポールEPA 第23条1	
(j)	当該締約国の領域における製造若しくは加工作業又は消費から生じたくず及び廃品であって、処分又は原材料の回収のみに適するもの
	scrap and waste derived from manufacturing or processing operations or from consumption in the territory of that Party and fit only for disposal or for the recovery of raw materials;
⑥メキシコEPA 第38条(h)	
(viii)	次の(AA)又は(BB)から生じ又は得られる廃品及びくず waste and scrap derived from:
(AA)	一方又は双方の締約国の区域における生産 production in the Area of one or both Parties; or
(BB)	中古の產品であって、一方又は双方の締約国の区域において収集されるもの。ただし、当該產品が原材料の回収のみに適するものであることを条件とする。 used goods collected in the Area of one or both Parties, provided such goods are fit only for the recovery of raw materials; or
⑦マレーシアEPA 第28条2	
(j)	当該締約国の領域における製造若しくは加工作業又は消費から生ずるくず及び廃品であって、処分又は原材料の回収のみに適するもの
	scrap and waste derived from manufacturing or processing operations or from consumption in the territory of the Country and fit only for disposal or for the recovery of raw materials;
⑧フィリピンEPA 第29条2	
(j)	当該締約国における製造若しくは加工作業又は消費から生ずるくず及び廃品であって、処分又は原材料の回収のみに適するもの
	scrap and waste derived from manufacturing or processing operations or from consumption in the Party and fit only for disposal or for the recovery of raw materials;
⑨チリEPA 第29条2	
(i)	次の(i)又は(ii)から生じ、又は得られる廃品及びくず waste and scrap derived from:
(i)	当該締約国における生産 production in the Party; or
(ii)	中古の產品であって、当該締約国において収集されるもの。ただし、当該產品が原材料の回収のみに適するものであることを条件とする。

	used goods collected in the Party, provided that such goods are fit only for the recovery of raw materials; and
⑩ タイ EPA 第28条2	
(j)	当該締約国における製造若しくは加工作業又は消費から生ずるくず及び廃品であつて、処分又は原材料の回収のみに適するもの
	scrap and waste derived from manufacturing or processing operations or from consumption in the Party and fit only for disposal or for the recovery of raw materials;
⑪ ブルネイ EPA 第24条2	
(j)	当該締約国における製造若しくは加工作業又は消費から生ずるくず及び廃品であつて、処分又は原材料の回収のみに適するもの
	scrap and waste derived from manufacturing or processing operations or from consumption in the Party and fit only for disposal or for the recovery of raw materials;
⑫ インドネシア EPA 第29条2	
(j)	当該締約国における製造若しくは加工作業又は消費から生ずるくず及び廃品であつて、処分又は原材料の回収のみに適するもの
	scrap and waste derived from manufacturing or processing operations or from consumption in the Party and fit only for disposal or for the recovery of raw materials;
⑬ アセアン包括EPA 第25条	
(j)	当該締約国における製造若しくは加工作業（採掘、農業、建設、精製、焼却及び下水処理作業を含む。）又は消費から生ずるくず及び廃品であつて、処分又は原材料の回収のみに適するもの
	scrap and waste derived from manufacturing or processing operations, including mining, agriculture, construction, refining, incineration and sewage treatment operations, or from consumption, in the Party, and fit only for disposal or for the recovery of raw materials; and
⑭ ベトナム EPA 第25条	
(k)	当該締約国における製造若しくは加工作業（採掘、農業、建設、精製、焼却及び下水処理作業を含む。）又は消費から生ずるくず及び廃品であつて、処分又は原材料の回収のみに適するもの
	scrap and waste derived from manufacturing or processing operations, including mining, agriculture, construction, refining, incineration and sewage treatment operations, or from consumption, in the Party, and fit only for disposal or for the recovery of raw materials; and
⑮ スイス EPA 附属書2第3条	
(j)	当該締約国の関税地域における製造若しくは加工作業又は消費から生ずるくず及び廃品であつて、処分又は原材料の回収のみに適するもの
	scrap and waste derived from manufacturing or processing operations or from consumption in the customs territory of the Party and which are fit only for disposal or for the recovery of raw materials;

⑯インドEPA 第28条	
(j)	当該締約国における製造若しくは加工作業又は消費から生ずるくず及び廃品であつて、処分又は原材料の回収のみに適するもの
	scrap and waste derived from manufacturing or processing operations or from consumption in the Party and fit only for disposal or for the recovery of raw materials;
①ペルーEPA 第40条	
(i)	次の(i)又は(ii)から生じ、又は得られる廃品及びくず。ただし、当該廃品及びくずが原材料の回収にのみ適するものであることを条件とする。
	waste and scrap derived from:
(i)	当該締約国における製造又は加工作業
	manufacturing or processing operations conducted in the Party; or
(ii)	当該締約国において収集される中古の産品
	used goods collected in the Party,
	provided that such waste and scrap are fit only for the recovery of raw materials; and

(13)オーストラリアEPA第3.3条(k)

①オーストラリアEPA 第3.3条	
(k)	本来の目的を果たすことができず、かつ、回復又は修理が不可能な産品から、当該締約国において回収される原材料
	raw materials recovered in the Party from articles which can no longer perform their original purpose nor are capable of being restored or repaired; and

① 本規定の趣旨

例えば、上記の（11）に該当する走行不能な廃自動車から、締約国において回収される部品又は原材料が含まれる。

② 本規定の沿革

本規定はWTOで行われている非特惠原産地規則調和作業の影響を受けている。同調和作業の暫定合意の中に本規定に対応する規定が盛り込まれており、それを踏まえてシンガポールEPAにおいて本規定が採用された。

それ以降の各EPA（メキシコ／チリ／ペルーの各EPAを除く。）においても、同様に採用されている。

③ 他のEPA等における対応条文等

表3-49

② UNCTAD 合意文書	
—	
③ 一般特惠原産地規則	
—	
④ 旧京都規約	
—	
⑤ シンガポールEPA 第23条1	
(k)	本来の目的を果たすことができず、かつ、回復又は修理が不可能な産品から、当該締約国の領域において回収された部品又は原材料
	parts or raw materials recovered in the territory of that Party from articles which can no longer perform their original purpose nor are capable of being restored or repaired; and
⑥ メキシコEPA	
—	
⑦ マレーシアEPA 第28条2	
(k)	本来の目的を果たすことができず、かつ、回復又は修理が不可能な産品から、当該締約国の領域において回収される部品又は原材料
	parts or raw materials recovered in the territory of the Country from articles which can no longer perform their original purpose nor are capable of being restored or repaired; and
⑧ フィリピンEPA 第29条2	
(k)	本来の目的を果たすことができず、かつ、回復又は修理が不可能な産品から、当該締約国において回収される部品又は原材料
	parts or raw materials recovered in the Party from articles which can no longer perform their original purpose nor are capable of being restored or repaired; and
⑨ チリEPA	
—	
⑩ タイEPA 第28条2	
(k)	本来の目的を果たすことができず、かつ、回復又は修理が不可能な産品から、当該締約国において回収される部品又は原材料
	parts or raw materials recovered in the Party from articles which can no longer perform their original purpose nor are capable of being restored or repaired; and
⑪ ブルネイEPA 第24条2	
(k)	本来の目的を果たすことができず、かつ、回復又は修理が不可能な産品から、当該締約国において回収される部品又は原材料
	parts or raw materials recovered in the Party from articles which can no longer perform their original purpose nor are capable of being restored or repaired; and

⑫インドネシアEPA 第29条2	
(k)	本来の目的を果たすことができず、かつ、回復又は修理が不可能な産品から、当該締約国において回収される部品又は原材料
	parts or raw materials recovered in the Party from articles which can no longer perform their original purpose nor are capable of being restored or repaired; and
⑬アセアン包括EPA	
—	
⑭ベトナムEPA 第25条	
(j)	本来の目的を果たすことができず、かつ、回復又は修理が不可能な産品から、当該締約国において回収される部品又は原材料
	parts or raw materials recovered in the Party from articles which can no longer perform their original purpose nor are capable of being restored or repaired;
⑮スイスEPA 附属書2第3条	
(k)	本来の目的を果たすことができず、かつ、回復又は修理が不可能な産品から、当該締約国の関税地域において回収される部品又は原材料
	parts or raw materials recovered in the customs territory of the Party from articles which can no longer perform their original purpose nor are capable of being restored or repaired; and
⑯インドEPA 第28条	
(k)	本来の目的を果たすことができず、かつ、回復又は修理が不可能な産品から、当該締約国において回収される部品又は原材料
	parts or raw materials recovered in the Party from articles which can no longer perform their original purpose nor are capable of being restored or repaired; and
⑰ペルーEPA	
—	

④ 他のEPA等との比較

上述のとおり、本規定はペルー／メキシコ／チリの各EPAにおいては存在しないが、その他、アセアン包括EPAにおいても規定されていない。なお、原産地規則に関してはアセアン包括EPAの規定と実質的にほぼ同一と言っても良いベトナムEPAには本規定が存在しており、アセアン包括EPAとの数少ない相違点の1つである。

(14)オーストラリアEPA第3.3条(1)

①オーストラリアEPA 第3.3条	
(1)	当該締約国の区域内において(a)から(k)までに規定する産品のみから得られ、又は生産される産品
	goods obtained or produced in the Area of the Party exclusively from the goods referred to in subparagraphs(a)through(k).

① 本規定の趣旨

上述のサブパラグラフ(a)から(i)までに掲げた産品のみから生産されるものが含まれ、例えば、締約国において収穫されたサトウキビ（サブパラグラフ(d)により当該締約国の原産品と認められる。）から締約国の領域内において生産した砂糖が含まれる。

② 本規定の沿革

本規定はUNCTAD合意文書のサブパラグラフ(j)にその原型が現れている。

これを受けて、一般特惠原産地規則において同種の規定が採用されている。

シンガポールEPAにおいては、一般特惠原産地規則に倣う形で本規定が採用され、それ以降の各EPAにおいても、同様に採用されている。

③ 他のEPA等における対応条文等

表3-50

② UNCTAD合意文書（WHOLLY PRODUCED GOODS）	
(j)	goods produced there exclusively from the products referred to in paragraphs (a) to (i) above.
	(a)から(i)までに掲げる産品のみから生産された物品（和文：筆者による仮訳）
③ 一般特惠原産地規則（関税暫定措置法施行規則第8条）	
10	一の国又は地域において前各号に掲げる物品のみを原料又は材料として生産された物品
④ 旧京都規約 附属書D.1	
2.	Standard
(k)	goods produced in that country solely from the products referred to in paragraphs (a) to (ij) above.
	当該国において(a)から (ij) までに掲げる産品のみから生産された物品
⑤ シンガポールEPA 第23条1	
(1)	当該締約国の領域において(a)から(k)までに規定する産品のみから得られ又は生産された産品
	goods obtained or produced in the territory of that Party solely from goods referred to in subparagraphs (a) through (k) above.
⑥ メキシコEPA 第38条(h)	
(ix)	一方又は双方の締約国の区域において専ら(i)から(Ⅳ)までに規定する産品又はそれらの派生物から生産される産品（いずれの段階で生産されるものであるかを問わない。）
	goods produced in the Area of one or both Parties exclusively from goods referred to in subparagraphs (i) through (Ⅳ), or from their derivatives, at any stage of production;
⑦ マレーシアEPA 第28条2	
(1)	当該締約国の領域において(a)から(k)までに規定する産品のみから得られ、又は生産される産品
	goods obtained or produced in the territory of the Country exclusively from the goods referred to in subparagraphs (a) through (k).

⑧フィリピンEPA 第29条2	
(1)	当該締約国において(a)から(k)までに規定する産品のみから得られ、又は生産される産品
	goods obtained or produced in the Party exclusively from the goods referred to in subparagraphs (a) through (k) above.
⑨チリEPA 第29条2	
(j)	当該締約国において専ら(a)から(i)までに規定する産品又はそれらの派生物から生産される産品（いずれの段階で生産されるものであるかを問わない。）
	goods produced in the Party exclusively from the goods referred to in subparagraphs (a) through (i), or from their derivatives, at any stage of production.
⑩タイEPA 第28条2	
(1)	当該締約国において(a)から(k)までに規定する産品のみから得られ、又は生産される産品
	goods obtained or produced in the Party exclusively from the goods referred to in subparagraphs (a) through (k) above.
⑪ブルネイEPA 第24条2	
(1)	当該締約国において(a)から(k)までに規定する産品のみから得られ、又は生産される産品
	goods obtained or produced in the Party exclusively from the goods referred to in subparagraphs (a), (b), (c), (d), (e), (f), (g), (h), (i), (j) and (k).
⑫インドネシアEPA 第29条2	
(1)	当該締約国において(a)から(k)までに規定する産品のみから得られ、又は生産される産品
	goods obtained or produced in the Party exclusively from the goods referred to in subparagraphs (a) through (k).
⑬アセアン包括EPA 第25条	
(k)	当該締約国において(a)から(j)までに規定する産品のみから得られ、又は生産される産品
	goods obtained or produced in the Party exclusively from goods referred to in paragraphs (a) through (j).
⑭ベトナムEPA 第25条	
(1)	当該締約国において(a)から(k)までに規定する産品のみから得られ、又は生産される産品
	goods obtained or produced in the Party exclusively from goods referred to in paragraphs (a) through (k).
⑮スイスEPA 附属書2第3条	
(1)	当該締約国の関税地域において(a)から(k)までに規定する産品のみから得られる産品
	products obtained in the customs territory of the Party exclusively from products referred to in subparagraphs (a) to (k).
⑯インドEPA 第28条	
(1)	当該締約国において(a)から(k)までに規定する産品のみから得られ、又は生産される産品

	goods obtained or produced in the Party exclusively from the goods referred to in subparagraphs (a) through (k).
⑰ペルーEPA 第40条	
(j)	当該締約国において(a)から(i)までに規定する産品のみから得られ、又は生産される産品
	goods obtained or produced in the Party exclusively from the goods referred to in subparagraphs (a) through (i).

第3.4条 非原産材料を使用して生産される産品

(Article 3.4 Goods Produced Using Non-originating Materials)

○本条の趣旨

第3.2条(c)において『一又は二以上の生産者によって一方又は双方の締約国において完全に各工程が行われた結果として第3.4条の要件を満たす産品であって・・・』と規定されているところ、その要件を規定するものである。

なお、本条3から5までの規定は、他の多くのEPAにおいて「僅少の非原産材料」と呼ばれる規定に対応するものとなっている。

第3.4条1

1	第3.2条(c)の規定の適用上、産品は、附属書2（品目別規則）に定める適用可能な品目別規則に合致する場合には、締約国の原産品とする。
	For the purposes of subparagraph (c) of Article 3.2, a good shall qualify as an originating good of a Party if it satisfies the applicable product specific rule set out in Annex 2 (Product Specific Rules).

1. 本規定の趣旨

本規定は、本協定の附属書2に規定する品目別規則を満たす場合には、実質的変更が行われたものとして、原産品とみなすとするものである。

2. 本規定において用いられている用語等の意味

「第3.2条(c)の規定の適用上 (For the purposes of subparagraph (c) of Article 3.2)」：本条の適用範囲が第3.2条(c)であることを定めている。すなわち、第3.2条(a)や(b)には適用されないこととなる。

「適用可能な品目別規則 (the applicable product specific rule)」：附属書2にはHS第1類から第97類までの数多くの品目に係る規則が定められているが、それらの中で、原産品であるかないかを判定しようとしている産品に対応する規則を意味するものと解される。

3. 本規定の解釈

本規定は、上記1.で述べたとおり、品目別規則を満たす産品については原産品とする旨を定めたものであるが、この概念の規定方法について説明を加える。

本規定は、例えばマレーシアEPAで言えば、第28条1(c)の

『非原産材料を使用して当該締約国の領域において完全に生産される産品であって、附属書2に定める品目別規則及びこの章の他のすべての関連する要件を満たすもの』のうち、『附属書2に定める品目別規則・・・を満たすもの』という部分に対応するものとなっており、同1(c)のそれ以外の部分に関しては、第3.2条(c)が対応している。(図3-17参照)

図3-17

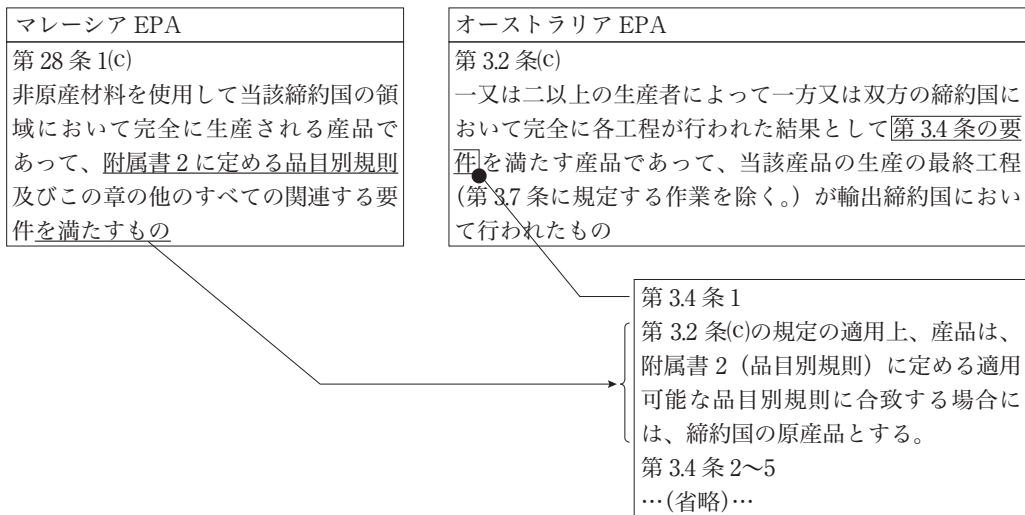
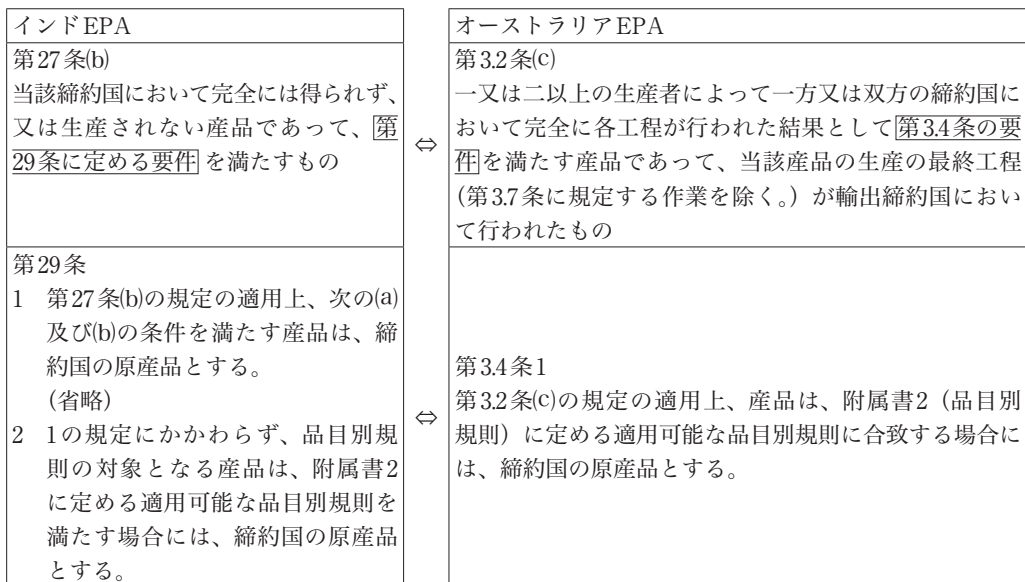


図3-18



このマレーシアEPAと同様の対応の仕方となっているものは、シンガポールEPA第23条、メキシコEPA第27条1(c)、フィリピンEPA第28条1(c)、チリEPA第29条1(c)、タイEPA第28条1(c)、ブルネイEPA第24条1(c)、インドネシアEPA第29条1(c)、ペルーEPA第39条(c)が挙げられる。

一方、インドEPAにおいては、インドEPA第27条(b)⇔オーストラリアEPA第3.2条(c)及びインドEPA第29条⇔オーストラリアEPA第3.4条1という対応関係が成立している。（図3-18参照）

インドEPAと同様の対応の仕方となっているものは、アセアン包括EPA第26条（1及び）

2、ベトナムEPA第26条（1及び）2、スイスEPA附属書2第4条（1及び）2である。

4. 関連する国内法令等の概要

(1) 関税法等の法律においては、特に関連規定は定められておらず、関税法第3条の規定に基づき、本規定が直接適用されている。

(2) 関税法基本通達68—5—2

『各協定における原産品認定基準及び積送基準の具体的規定については、関税法第3条ただし書の規定により直接適用されるが、業務の参考とするため、当該規定の一覧表を別途事務連絡する。』

上記の通り、本通達においては、本協定の規定が直接適用される旨を確認するにとどまっており、特に補足的な規定を設けることはしていない。

5. 本規定の沿革及び他のEPA等との比較

オーストラリアEPA第3.4条1に対応する日本のEPA及びその関連文書における関係条文を表3-51に掲げる（なお、同表においては、インドEPAで言えば第27条(b)のように、本規定（第3.4条1）に間接的に関係する規定も併せて掲げていることに留意されたい。）。また、EU-韓国FTA、US-韓国FTA及びNAFTAにおける対応条文も表3-52に併せて掲げる。

メキシコEPAにおいては、NAFTAを踏襲する形で、第22条1(c)において『附属書4（品目別規則）に定める要件及び…を満たすものを原産品とする』旨を規定しており、これ以降のEPAにおいては、メキシコEPAを踏襲する形で規定が策定されている。

アセアン包括EPA（2008年4月署名）においては、第24条(b)において『第26条に定める要件を満たすものは原産品である』旨を規定するとともに、第26条2において『附属書2に品目別規則が定められている品目については（同条1の規定にかかわらず）原産品と認められる』旨を規定している。これは、交渉の時点でアセアン側が有していたFTAの規定（下記参照）を踏まえた形の条文案がアセアン側より提示され、交渉の結果そのスタイルが採用されたものである。

そして、これ以降のEPAにおいては、概ねアセアン包括EPAに倣った形で規定が策定されている（ただし、ペルーEPAはアセアン包括EPA以前のスタイルとなっており、これはメキシコEPA・チリEPAの影響を受けたものと解される。）

（参考）

アセアン-インドFTA（2003年10月締結）においては、Rule 2(b)において『Rule 4から6までのいずれかを満たす場合には原産品と認められる』旨を規定するとともに、Rule 6において『Appendix Bの品目別規則を満たす場合には（Rule 4の規定にかかわらず）原産品と認められる』旨を規定している。

また、アセアン-中国FTA（2004年11月署名）及びアセアン-韓国FTA（2006年8月署名）においても同様の規定が定められている。

なお、アセアンのルールではないが、インド-スリランカFTA（2000年3月署名）において

表3-51

① オーストラリアEPA 第3.4条 非原産材料を使用して生産される産品 (Article 3.4 Goods Produced Using Non-originating Materials)	
1	第3.2条(c)の規定の適用上、産品は、附属書2(品目別規則)に定める適用可能な品目別規則に合致する場合には、締約国の原産品とする。 For the purposes of subparagraph (c) of Article 3.2, a good shall qualify as an originating good of a Party if it satisfies the applicable product specific rule set out in Annex 2 (Product Specific Rules).
② UNCTAD 合意文書	
—	
③ 一般特惠原産地規則 (関税暫定措置法施行令第26条)	
法第8条の2第1項又は第3項に規定する原産地とは、次の各号に掲げる物品の区分に応じ当該各号に規定する国又は地域（以下「原産地」という。）をいう。	
1	一の国又は地域（法第8条の2第1項又は第3項に規定する国又は地域をいう。以下この条において同じ。）において完全に生産された物品として財務省令で定める物品
2	一の国又は地域において、前号に掲げる物品以外の物品をその原料又は材料の全部又は一部としてこれに実質的な変更を加えるものとして財務省令で定める加工又は製造により生産された物品
③ 一般特惠原産地規則 (関税暫定措置法施行規則第9条第1項)	
令第26条第1項第2号に規定する財務省令で定める加工又は製造は、法第8条の2第1項又は第3項の規定の適用を受けようとする物品の該当する関税定率法別表の番号の項が当該物品の原料又は材料（令第26条の規定により当該物品を生産した国又は地域が原産地とされる物品（別表において「原産品」という。）以外のもの（以下この条及び別表において「非原産品」という。）に限る。）の該当する同表の番号の項と異なることとなる加工又は製造（別表の中欄に掲げる物品にあつては、それぞれ同表の下欄に掲げる加工又は製造）とする。ただし、輸送又は保存のための乾燥、冷凍、塩水漬けその他これらに類する操作、単なる切断、選別、瓶、箱その他これらに類する包装容器に詰めること、改裝、仕分け、製品又は包装にマークを付け又はラベルその他の表示を張り付け若しくは添付すること、非原産品の単なる混合、単なる部分品の組立て及びセットにすること並びにこれらから成る操作を除く。	
④ 旧京都規約	
—	
⑤ シンガポールEPA 第23条 原産品 (Article 23 Originating Goods)	
3	この協定の適用上、締約国において十分な変更が加えられた産品は、当該締約国の原産品として扱う。附属書II Aに定める品目別規則を満たす産品は、締約国において十分な変更が加えられた産品とする。 For the purposes of this Agreement, goods which have undergone sufficient transformation in a Party shall be treated as originating goods of that Party. Goods which satisfy the product-specific rules provided for in Annex II A shall be considered as goods to which sufficient transformation has been carried out in a Party.
⑥ メキシコEPA 第22条 原産品 (Article 22 Originating Goods)	
1	この章に別段の定めがある場合を除くほか、次のいずれかの産品は、原産品とする。 Except as otherwise provided for in this Chapter, a good shall be an originating good where:

第3部 EPA 原産地規則（広義の総則的規定）の逐条解釈

	(c) 非原産材料を使用して一方又は双方の締約国の区域において完全に生産される産品であつて、附属書4に定める要件及びこの章の他のすべての関連する要件を満たすもの
	the good satisfies the requirements set out in Annex 4, as well as all other applicable requirements of this Chapter, when the good is produced entirely in the Area of one or both Parties using non-originating materials; or
	⑦マレーシアEPA 第28条 原産品 (Article 28 Originating Goods)
1	この章に別段の定めがある場合を除くほか、次のいずれかの産品は、締約国の原産品とする。
	Except as otherwise provided for in this Chapter, a good shall qualify as an originating good of a Country where:
	(c) 非原産材料を使用して当該締約国の領域において完全に生産される産品であつて、附属書2に定める品目別規則及びこの章の他のすべての関連する要件を満たすもの
	the good satisfies the product specific rules set out in Annex 2, as well as all other applicable requirements of this Chapter, when the good is produced entirely in the territory of the Country using non-originating materials.
	⑧フィリピンEPA 第29条 原産品 (Article 29 Originating Goods)
1	この章に別段の定めがある場合を除くほか、次のいずれかの産品は、締約国の原産品とする。
	Except as otherwise provided for in this Chapter, a good shall qualify as an originating good of a Party where:
	(c) 非原産材料を使用して当該締約国において完全に生産される産品であつて、附属書2に定める品目別規則及びこの章の他のすべての関連する要件を満たすもの
	the good satisfies the product specific rules set out in Annex 2, as well as all other applicable requirements of this Chapter, when the good is produced entirely in the Party using nonoriginating materials.
	⑨チリEPA 第29条 原産品 (Article 29 Originating Goods)
1	この章に別段の定めがある場合を除くほか、次のいずれかの産品は、締約国の原産品とする。
	Except as otherwise provided for in this Chapter, a good shall qualify as an originating good of a Party where:
	(c) 非原産材料を使用して当該締約国において完全に生産される産品であつて、附属書2に定める品目別規則及びこの章の他のすべての関連する要件を満たすもの
	the good is produced entirely in the Party using non-originating materials, provided that the good satisfies the product specific rules set out in Annex 2, as well as all other applicable requirements of this Chapter; or
	⑩タイEPA 第28条 原産品 (Article 28 Originating Goods)
1	この章に別段の定めがある場合を除くほか、次のいずれかの産品は、締約国の原産品とする。
	Except as otherwise provided for in this Chapter, a good shall qualify as an originating good of a Party where:
	(c) 非原産材料をその全部又は一部につき使用して当該締約国において完全に生産される産品であつて、附属書2に定める品目別規則及びこの章の他のすべての関連する要件を満たすもの

	the good satisfies the product specific rules set out in Annex 2, as well as all other applicable requirements of this Chapter, when the good is produced entirely in the Party using non-originating materials in whole or in part.
⑪ブルネイEPA 第24条 原産品 (Article 24 Originating Goods)	
1	この章に別段の定めがある場合を除くほか、次のいずれかの産品は、締約国の原産品とする。
	Except as otherwise provided for in this Chapter, a good shall qualify as an originating good of a Party where:
(c)	非原産材料を使用して当該締約国において完全に生産される産品であって、附属書2に定める品目別規則及びこの章の他のすべての関連する要件を満たすもの
	the good satisfies the product specific rules set out in Annex 2, as well as all other applicable requirements of this Chapter, when the good is produced entirely in the Party using non-originating materials.
⑫インドネシアEPA 第29条 原産品 (Article 29 Originating Goods)	
1	この章に別段の定めがある場合を除くほか、次のいずれかの産品は、締約国の原産品とする。
	Except as otherwise provided for in this Chapter, a good shall qualify as an originating good of a Party where:
(c)	非原産材料を使用して当該締約国において完全に生産される産品であって、附属書2に定める品目別規則及びこの章の他のすべての関連する要件を満たすもの
	the good satisfies the product specific rules set out in Annex 2, as well as all other applicable requirements of this Chapter, when the good is produced entirely in the Party using nonoriginating materials.
⑬アセアン包括EPA 第24条 原産品 (Article 24 Originating Goods)	
	この協定の適用上、次のいずれかの産品であって、この章に規定する他のすべての関連する要件を満たすものは、締約国の原産品とする。
	For the purposes of this Agreement, a good shall qualify as an originating good of a Party if it:
(b)	非原産材料を使用する場合には、第26条に定める要件を満たすもの
	satisfies the requirements of Article 26 when using non-originating materials; or and meets all other applicable requirements of this Chapter.
⑬アセアン包括EPA 第26条 完全には得られず、又は生産されない産品 (Article 26 Goods Not Wholly Obtained or Produced)	
1	第24条(b)の規定の適用上、次に掲げる産品は、締約国の原産品とする。
	For the purposes of paragraph(b)of Article 24, a good shall qualify as an originating good of a Party if:
(a)	次条に定める計算式を用いて算定する当該産品の域内原産割合（以下「RVC」という。）が40%以上の産品であって、生産の最終工程が当該締約国において行われたもの
	the good has a regional value content (hereinafter referred to as “RVC”), calculated using the formula set out in Article 27, of not less than forty (40) per cent, and the final process of production has been performed in the Party; or

(b)	当該製品の生産に使用されたすべての非原産材料について、当該締約国において統一システムの関税分類の変更（以下「CTC」という。）であって4桁番号の水準におけるもの（すなわち、項の変更）が行われた製品
	all non-originating materials used in the production of the good have undergone in the Party a change in tariff classification (hereinafter referred to as “CTC”) at the 4-digit level (i.e. a change in tariff heading) of Harmonized System.
注釈	この(b)の規定の適用上、「統一システム」とは、附属書2に定める品目別規則において用いられているものをいう。製品が当該締約国の原産品であるか否かを決定するに当たり、各締約国は、当該製品の輸出者がこの(a)又は(b)の規定のいずれを用いるかについて決定することを認める。
	Note: For the purposes of this subparagraph, “Harmonized System” is that on which the product specific rules set out in Annex 2 are based. Each Party shall permit the exporter of the good to decide whether to use subparagraph(a)or(b)when determining whether the good qualifies as an originating good of the Party.
2	1の規定にかかわらず、品目別規則の対象となる製品は、附属書2に定める適用可能な品目別規則を満たす場合には、原産品とする。品目別規則がRVCに基づく原産地規則、CTCに基づく原産地規則、特定の製造若しくは加工作業が行われること又はこれらのいずれかのものの組合せを選択することを規定する場合には、製品が締約国の原産品であるか否かを決定するに当たり、各締約国は、当該製品の輸出者がいずれの規則を用いるかについて決定することを認める。
	Notwithstanding paragraph 1, a good subject to product specific rules shall qualify as an originating good if it satisfies the applicable product specific rules set out in Annex 2. Where a product specific rule provides a choice of rules from a RVC-based rule of origin, a CTC-based rule of origin, a specific manufacturing or processing operation, or a combination of any of these, each Party shall permit the exporter of the good to decide which rule to use in determining whether the good qualifies as an originating good of the Party.
⑭ベトナムEPA 第24条 原産品 (Article 24 Originating Goods)	
	この協定の適用上、次のいずれかの製品であって、この章に規定する他のすべての関連する要件を満たすものは、締約国の原産品とする。
	For the purposes of this Agreement, a good shall qualify as an originating good of a Party if it:
(b)	非原産材料を使用する場合には、第26条に定める要件を満たすもの
	satisfies the requirements of Article 26 when using non-originating materials; or and meets all other applicable requirements of this Chapter.
⑭ベトナムEPA 第26条 完全には得られず、又は生産されない製品 (Article 26 Goods Not Wholly Obtained or Produced)	
1	第24条(b)の規定の適用上、次に掲げる製品は、締約国の原産品とする。
	For the purposes of paragraph (b) of Article 24, a good shall qualify as an originating good of a Party if:
(a)	次条に定める計算式を用いて算定する当該製品の原産資格割合（以下この協定において「LVC」という。）が40%以上の製品であって、生産の最終工程が当該締約国において行われたもの

	the good has a local value content (hereinafter referred to in this Agreement as “LVC”), calculated using the formula set out in Article 27, of not less than 40 percent, and the final process of production has been performed in the Party; or
(b)	当該製品の生産に使用されたすべての非原産材料について、当該締約国において統一システムの関税分類の変更（以下この協定において「CTC」という。）であって4桁番号の水準におけるもの（すなわち、項の変更）が行われた製品
	all non-originating materials used in the production of the good have undergone in the Party a change in tariff classification (hereinafter referred to in this Agreement as “CTC”) at the 4-digit level (i.e. a change in tariff heading) of Harmonized System.
注釈	この(b)の規定の適用上、「統一システム」とは、附属書2に定める品目別規則において用いられているものをいう。
	Note: For the purposes of this paragraph, “Harmonized System” is that on which the product specific rules set out in Annex 2 are based.
2	1の規定にかかわらず、品目別規則の対象となる製品は、附属書2に定める適用可能な品目別規則を満たす場合には、原産品とする。品目別規則がLVCに基づく原産地規則、CTCに基づく原産地規則、特定の製造若しくは加工作業が行われること又はこれらのいずれかのものの組合せを選択することを規定する場合には、製品が締約国の原産品であるか否かを決定するに当たり、各締約国は、当該製品の輸出者がいずれの規則を用いるかについて決定することを認める。
	Notwithstanding paragraph 1, a good subject to product specific rules shall qualify as an originating good if it satisfies the applicable product specific rules set out in Annex 2. Where a product specific rule provides a choice of rules from an LVC-based rule of origin, a CTC-based rule of origin, a specific manufacturing or processing operation, or a combination of any of these, each Party shall permit the exporter of the good to decide which rule to use in determining whether the good qualifies as an originating good of the Party.
⑮スイスEPA 附属書2第2条 原産品 (Annex II Article II Originating Products)	
	この協定の適用上、次に掲げる製品は、締約国の原産品とする。
	For the purposes of this Agreement, the following products shall be considered as originating products of a Party:
(b)	当該締約国の関税地域において非原産材料を使用して得られる製品。ただし、当該非原産材料について、当該関税地域において、この附属書の第4条に規定する十分な作業又は加工が行われている場合に限る。
	products obtained in the customs territory of the Party using non-originating materials, provided that such materials have undergone sufficient working or processing in the customs territory of the Party within the meaning of Article IV of this Annex; and
⑮スイスEPA 附属書2第4条 十分に作業又は加工される製品 (Annex II Article IV Sufficiently Worked or Processed Products)	
1	この附属書の第2条(b)の規定の適用上、非原産材料を使用して得られる製品であって、次のいずれかのものは、締約国の原産品とする。
	For the purposes of subparagraph (b) of Article II of this Annex, a product obtained using non-originating materials shall be considered as an originating product of a Party, if:
(a)	当該製品の生産に使用された非原産材料の価額が当該製品の工場渡し価額の60%を超えない製品

	the value of non-originating materials used in the production of the product does not exceed 60 per cent of the ex-works price of the product; or
(b)	当該製品の生産に使用されたすべての非原産材料について、当該締約国の関税地域において、統一システムの関税分類の変更であって、4桁番号の水準におけるものが行われた産品
	all non-originating materials used in the production of the product have undergone in the customs territory of the Party, a change in tariff classification at the level of the first four-digit code of the Harmonized System.
2	1の規定にかかわらず、この附属書の付録1に掲げる統一システムの関税分類番号の産品については、同付録1に定める品目別規則を満たす場合には、締約国の原産品とする。
	Notwithstanding paragraph 1, a product of which the tariff classification number of the Harmonized System is listed in Appendix 1 to this Annex shall be considered as an originating product of a Party if it satisfies the product specific rules set out therein.
⑯インドEPA 第27条 原産品 (Article 27 Originating Goods)	
	この協定に別段の定めがある場合を除くほか、次のいずれかの産品は、締約国の原産品とする。
	Except as otherwise provided for in this Agreement, a good shall qualify as an originating good of a Party where:
(b)	当該締約国において完全には得られず、又は生産されない産品であって、第29条に定める要件を満たすもの
	the good is not wholly obtained or produced in the Party, provided that the good satisfies the requirements of Article 29.
⑯インドEPA 第29条 非原産材料を使用して生産される産品 (Article 29 Goods Produced Using Non-Originating Materials)	
1	第27条(b)の規定の適用上、次の(a)及び(b)の条件を満たす産品は、締約国の原産品とする。
	For the purposes of subparagraph (b) of Article 27, a good shall qualify as an originating good of a Party if:
(a)	次条に定める計算式を用いて算定する当該産品の原産資格割合が35%以上であること。
	the good has a qualifying value content, calculated using the formula set out in Article 30, of not less than 35 percent; and
(b)	当該製品の生産に使用された全ての非原産材料について、当該締約国において統一システムの関税分類の変更であって6桁番号の水準におけるもの（すなわち、号の変更）が行われていること。
	all non-originating materials used in the production of the good have undergone in the Party a change in tariff classification at the six-digit level (i.e. a change in tariff subheading) of the Harmonized System.
注釈	この(b)の規定の適用上、「統一システム」とは、附属書2に定める品目別規則において用いられているものをいう。
	Note: For the purposes of this subparagraph, “Harmonized System” is that on which the product specific rules set out in Annex 2 are based.
2	1の規定にかかわらず、品目別規則の対象となる産品は、附属書2に定める適用可能な品目別規則を満たす場合には、締約国の原産品とする。

	Notwithstanding paragraph 1, a good subject to product specific rules shall qualify as an originating good of a Party if it satisfies the applicable product specific rules set out in Annex 2.
⑰ペルーEPA	第39条 原産品 (Article 39 Originating Goods)
	この協定の適用上、次のいずれかの産品であって、この章に規定する他の全ての関連する要件を満たすものは、締約国の原産品とする。
	For the purposes of this Agreement, a good shall qualify as an originating good of a Party where:
(c)	非原産材料を使用して当該締約国において完全に生産される産品であって、附属書3に定める品目別規則（関税分類の変更、原産資格割合又は特定の製造若しくは加工作業に関する要件を満たすことを求める規則）を満たすもの
	the good satisfies the product specific rules (change in tariff classification, qualifying value content or specific manufacturing or processing operation) set out in Annex 3, when the good is produced entirely in the Party using non-originating materials, and meets all other applicable requirements of this Chapter.

表3-52

○EU-韓国FTA	Protocol Article 2 Originating products
	For the purpose of a preferential tariff treatment the following products shall be considered as originating in a Party:
(b)	products obtained in a Party incorporating materials which have not been wholly obtained there, provided that such materials have undergone sufficient working or processing in the Party concerned within the meaning of Article 5; or
Article 5	Sufficiently worked or processed products
1.	For the purposes of Article 2(b), products which are not wholly obtained are considered to be sufficiently worked or processed when the conditions set out in the list in Annex II or Annex II(a) are fulfilled. Those conditions indicate, for all products covered by this Agreement, the working or processing which must be carried out on non-originating materials used in manufacturing and apply only in relation to such materials. It follows that if:
(a)	non-originating materials undergo sufficient working or processing, which results in an originating product, and when that product is used in the subsequent manufacture of another product, no account shall be taken of the nonoriginating material contained therein; and
(b)	non-originating and originating materials undergo processing, which results in a non-originating product, and when that product is used in a subsequent manufacture of another product, account shall be taken only of the nonoriginating materials contained therein.
○US-韓国FTA	ARTICLE 6.1: ORIGINATING GOODS
	Except as otherwise provided in this Chapter, each Party shall provide that a good is originating where it is:
(b)	produced entirely in the territory of one or both of the Parties and

(i)	each of the non-originating materials used in the production of the good undergoes an applicable change in tariff classification specified in Annex 4-A (Specific Rules of Origin for Textile or Apparel Goods) or Annex 6-A, or
(ii)	the good otherwise satisfies any applicable regional value content or other requirements specified in Annex 4-A or Annex 6-A,
	and the good satisfies all other applicable requirements of this Chapter; or
○NAFTA Article 401: Originating Goods	
Except as otherwise provided in this Chapter, a good shall originate in the territory of a Party where:	
b)	each of the non-originating materials used in the production of the good undergoes an applicable change in tariff classification set out in Annex 401 as a result of production occurring entirely in the territory of one or more of the Parties, or the good otherwise satisfies the applicable requirements of that Annex where no change in tariff classification is required, and the good satisfies all other applicable requirements of this Chapter;

は、Annexure - 'C' の Rule 5 (b) において『rule 7又はrule 8を満たすものは特惠待遇の適用対象とする』旨を規定した上で、Rule 7において『付加価値が35% 超であり、かつ、関連する要件を満たすものは特惠待遇の対象となる』旨及び『すべての非原産材料とそれを加工して得られた製品のHS4桁番号が異なることとなる場合には、十分な加工又は作業が行われている』旨が規定されており、類所構造となっていることが見て取れる。

なお、ヨーロッパ諸国が締結しているFTAのルールにおいては、アセアンの3つのFTAの規定と類似した構造を採用している。例えば、ヤウンデ・ルール（1966年7月施行）においては、Article 1において『Article 3に規定する十分な加工又は作業が施されたものは原産品と認められる』旨を規定した上で、Article 3において『十分な加工又は作業とは、①List Aに掲げる加工若しくは作業を除き、結果としてtariff headingが異なることとなるような加工若しくは作業、②List Bに掲げる加工又は作業』と規定している。（以上の各FTAの規定については表3-53参照）

これらを見ると、アセアンの3つのFTAの規定は、ヨーロッパ系のルールの影響を受けていると解することも可能であろう。

表3-53

○アセアン-インド FTA RULE 2 Origin Criteria	
For the purposes of this Annex, products imported by a Party which are consigned directly within the meaning of Rule 8 shall be deemed to be originating and eligible for preferential tariff treatment if they conform to the origin requirements under any one of the following:	
(b)	Products not wholly produced or obtained in the exporting Party provided that the said products are eligible under Rule 4 or 5 or 6.
○アセアン-インド FTA RULE 6 Product Specific Rules	

Notwithstanding the provisions of Rule 4, products which satisfy the Product Specific Rules shall be considered as originating from that Party where working or processing of the product has taken place. The list of Product Specific Rules shall be appended as Appendix B.
○アセアン-中国FTA Rule 2
For the purposes of this Agreement, products imported by a Party shall be deemed to be originating and eligible for preferential concessions if they conform to the origin requirements under any one of the following:
(b) Products not wholly produced or obtained provided that the said products are eligible under Rule 4, Rule 5 or Rule 6. produced entirely in the territory of one or both of the Parties and
○アセアン-中国FTA RULE 6
Products which have undergone sufficient transformation in a Party shall be treated as originating goods of that Party. Products which satisfy the Product Specific Rules provided for in Attachment B shall be considered as goods to which sufficient transformation has been carried out in a Party.
○アセアン-韓国FTA Rule 2 Origin Criteria
1. For the purposes of this Agreement, a good imported into the territory of a Party shall be deemed to be originating and eligible for preferential tariff treatment if it conforms to the origin requirements under any one of the following:
(b) a good not wholly obtained or produced in the territory of the exporting Party, provided that the said good is eligible under Rule 4 or 5 or 6 or 7.
○アセアン-韓国FTA RULE 5 Product Specific Rules
For the purposes of Rule 2, goods which satisfy the Product Specific Rules provided in Appendix 2 shall be considered to be originating in the territory of the Party where working or processing of the goods has taken place.
○インド-スリランカFTA Annexure 'C' RULES OF ORIGIN 5. Originating products
Products covered by the Agreement imported into the territory of a Contracting Party from another Contracting Party which are consigned directly within the meaning of rule 9 hereof, shall be eligible for preferential treatment if they conform to the origin requirement under any one of the following conditions:
b. Products not wholly produced or obtained in the territory of the exporting Contracting Party, provided that the said products are eligible under rule 7 or rule 8.
○インド-スリランカFTA 7. Not wholly produced or obtained
a. Within the meaning of rule 5(b), products worked on or processed as a result of which the total value of the materials, parts or produce originating from countries other than the Contracting Parties or of undetermined origin used does not exceed 65% of the f.o.b. value of the products produced or obtained and the final process of manufacture is performed within the territory of the exporting Contracting Party shall be eligible for preferential treatment, subject to the provisions of clauses(b), (c), (d)and(e)of rule 7 and rule 8.
b. Non-originating materials shall be considered to be sufficiently worked or processed when the product obtained is classified in a heading, at the four digit level, of the Harmonised Commodity Description and Coding System different from those in which all the non-originating materials used in its manufacture are classified.

○ヤウンデ・ルール Article 1	
For the purpose of implementing the provisions of Title I of the Convention of Association of 20 July 1963 between the European Economic Community and the African and Malagasy States associated with that Community, the following products shall be considered as:	
1.	products originating in Member States, provided that they have been transported directly, within the meaning of Article 5, to the importing Associated State:
b)	products obtained in Member States, in the manufacture of which products other than those referred to in paragraph(a)are used, provided that the said products have undergone sufficient working or processing within the meaning of Article 3. This condition shall not, however, apply to products which, within the meaning of this Decision, originate in the Associated State of destination or in other Associated States which enjoy, in the Associated State of destination, the same treatment as is accorded to the Member States of the European Economic Community.
○ヤウンデ・ルール Article 3	
For the purpose of implementing the provisions of paragraphs 1(b)and 2(b)of Article 1 the following shall be considered as sufficient:	
a)	working or processing as a result of which the goods obtained receive a classification under a tariff heading other than that covering each one of the products worked or processed, except, however, working or processing appearing in List A to which the special provisions of that list apply;
b)	working or processing appearing in List B.
“Tariff headings” shall mean the headings in the Brussels Nomenclature for the Classification of Goods in Customs Tariffs.	

6. 他のEPAの条文の解説

○アセアン包括EPA第26条1及び2、ベトナムEPA第26条1及び2、スイスEPA附属書2第4条1及び2並びにインドEPA第29条1及び2について

これらは、第2部第2章第1節(2)において簡単に触れた通り、他のEPAの規定とは構造が異なったものとなっている。これらはほぼ同様の構造になっていることから、それらを代表して以下にアセアン包括EPAの規定について解説を加える。

アセアン包括EPAの品目別規則に関しては、一旦すべての品目に対して策定したところ、「CTH or VA40%」というルールが最も数の多いルールとなり、このルールを「一般ルール」として括り出した上で、(附属書2にではなく)協定本体に書き込んだものとなっている。

(注) アセアン包括EPAにおいて用いられている略号の意味は以下のとおりである。

附属書2（品目別規則）における規定

RVC (Regional Value Content): 域内原産割合

CC (Change of Chapter): 各類、項、号の産品への他の類の材料からの変更

CTH (Change of tariff heading): 各項、号の産品への他の項の材料からの変更

CTSH (Change of tariff subheading): 各号の産品への他の号の材料からの変更

WO (Wholly obtained or produced): いわゆる「完全生産品」が生産されること

協定本文における規定

CTC (Change in tariff classification): 関税分類変更

原産地証明書記入要領における規定

SP (Specific Processes): 特定の加工工程

1	第24条(b)の規定の適用上、次に掲げる產品は、締約国の原產品とする。 For the purposes of paragraph(b)of Article 24, a good shall qualify as an originating good of a Party if:
(a)	次条に定める計算式を用いて算定する当該產品の域内原産割合（以下「RVC」という。）が40%以上の產品であって、生産の最終工程が当該締約国において行われたもの the good has a regional value content (hereinafter referred to as “RVC”), calculated using the formula set out in Article 27, of not less than forty (40) per cent, and the final process of production has been performed in the Party; or
(b)	当該產品の生産に使用されたすべての非原産材料について、当該締約国において統一システムの関税分類の変更（以下「CTC」という。）であって4桁番号の水準におけるもの（すなわち、項の変更）が行われた產品 all non-originating materials used in the production of the good have undergone in the Party a change in tariff classification (hereinafter referred to as “CTC”) at the 4-digit level (i.e. a change in tariff heading) of Harmonized System.
注釈	この(b)の規定の適用上、「統一システム」とは、附属書2に定める品目別規則において用いられているものをいう。產品が当該締約国の原產品であるか否かを決定するに当たり、各締約国は、当該產品の輸出者がこの(a)又は(b)の規定のいずれを用いるかについて決定することを認める。
Note:	For the purposes of this subparagraph, “Harmonized System” is that on which the product specific rules set out in Annex 2 are based. Each Party shall permit the exporter of the good to decide whether to use subparagraph(a)or(b) when determining whether the good qualifies as an originating good of the Party.

① 本規定の趣旨

すべての品目別規則のうち、最も数の多いルールである「項（HS4桁）番号の変更又は付加価値40%以上」というルールを「一般ルール」として、（アセアン包括EPAの）附属書2にではなく、（同EPAの）協定本体に括り出して規定するもの。なお、この「一般ルール」が適用される品目は、全品目のおよそ6割程度である。

なお、この「一般ルール」も、品目ごとに原產品であると認められるための要件を定めた規則の集合体であることから、品目別規則の一部であることに違いはないが、本書においては説明の都合上、附属書2（アセアン包括EPAの場合）に定められた規則を「狭義の品目別規則」として、「一般ルール」＋附属書2に定められた規則を「広義の品目別規則」として、それぞれ扱うこととし、特に記載のない限り、「品目別規則」と記述する場合には、「狭義の品目別規則」＝附属書2に定められた規則を指すものとする。

② 本項において用いられている用語等の意味

「生産の最終工程が当該締約国において行われたもの（and the final process of production has been performed in the Party）」：輸出締約国において産品として仕上げるための最終加工が行われたものでないものまで、当該輸出締約国の原産品と認めるのは適切ではない（注）と考えられることから、輸出締約国で最終工程が行われなければならないという要件を明記したものと解される。

（注）輸出締約国（例えば、タイ）において、最終工程の一段階前まで加工・作業が施され、それを第三国（例えば、バングラデシュ）に送り出し、当該第三国において最終工程が行われて産品として仕上げられた後に、当初の輸出締約国（タイ）に戻され、その後に輸入締約国（例えば、日本）に向けて輸出される場合を考えると、バングラデシュにおける最終工程により、タイの原産品としての資格を喪失する可能性が考えられることによる。

「当該産品の生産に使用されたすべての非原産材料について（all non-originating materials used in the production of the good …）」：関税分類変更基準においては、すべての非原産材料が所定の関税分類の変更を満たしていなければならないという条件があることについて、その明確化が図られた規定。

「各締約国は、当該産品の輸出者がこの(a)又は(b)の規定のいずれを用いるかについて決定することを認める。（Each Party shall permit the exporter of the good to decide whether to use subparagraph (a) or (b) when determining whether the good qualifies as an originating good of the Party.）」：この(a)の規定と(b)の規定とは、「同格ルール」（第4部3.(5) 参照）の関係にあり、どちらか片方を満たしていればよい訳であるが、そのいずれを選択するかは、輸出者の選択に委ねられることを明記したものの。したがって、例えば(a)の規定を満たすが(b)の規定を満たさない産品について、輸出者が(a)の規定を満たしていることを理由として輸出締約国の原産品であると申請した場合、当該申請に対して「(b)の規定を満たしていないから原産品ではない」とするのではなく、必要に応じて(a)の規定を満たしているかいないかを確認することとなる。

2	1の規定にかかわらず、品目別規則の対象となる産品は、附属書2に定める適用可能な品目別規則を満たす場合には、原産品とする。品目別規則がRVCに基づく原産地規則、CTCに基づく原産地規則、特定の製造若しくは加工作業が行われること又はこれらのいずれかのものの組合せを選択することを規定する場合には、産品が締約国の原産品であるか否かを決定するに当たり、各締約国は、当該産品の輸出者がいずれの規則を用いるかについて決定することを認める。
	Notwithstanding paragraph 1, a good subject to product specific rules shall qualify as an originating good if it satisfies the applicable product specific rules set out in Annex 2. Where a product specific rule provides a choice of rules from a RVC-based rule of origin, a CTC-based rule of origin, a specific manufacturing or processing operation, or a combination of any of these, each Party shall permit the exporter of the good to decide which rule to use in determining whether the good qualifies as an originating good of the Party.

① 本規定の趣旨

附属書2に品目別規則が定められている品目については、上記1に規定する「項（HS4桁）番号の変更又は付加価値40%以上」というルールではなく、附属書2に定められている方のルールが適用される。

② 本項において用いられている用語等の意味

「1の規定にかかわらず（Notwithstanding paragraph 1）」：「附属書2に品目別規則が規定されている製品については（1の規定ではなく）その品目別規則が適用される」ことを意味している。

「RVCに基づく原産地規則（a RVC-based rule of origin）」：例えば、「RVC40%」。

「CTCに基づく原産地規則（a CTC-based rule of origin）」：例えば、「CC」、「CTSH」。

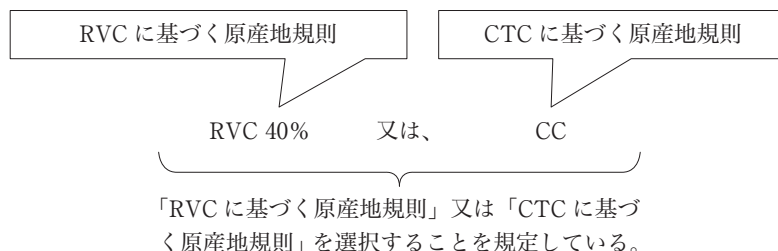
「特定の製造若しくは加工作業が行われること・・・を規定する場合（Where ... provides ... a specific manufacturing or processing operation）」：例えば、「製品が完全に浸染され、若しくはなせんされること及び第60類の非原産材料が一若しくは二以上の締約国において完全にメリヤス編みされ、若しくはクロセ編みされること（CTCを必要としない。）」（第60類）

「これらのいずれかのものの組合せ（a combination of any of these）」：例えば、「RVC40%及びCTH」（第2208.90号のうち、合成清酒又は料理用酒（みりん）に係る規則）

「品目別規則が・・・又は・・・を選択することを規定する場合には（Where a product specific rule provides a choice of rules from ...）」：例えば、第7221.00号（ステンレス鋼の棒）の品目別規則＝「RVC40% 又は、CC」を取り上げてみよう。図3-19にみるとおり、この品目別規則は、「RVCに基づく原産地規則」又は「CTCに基づく原産地規則」を選択することを規定しているものであり、ここに言う要件を満たしたものであることが分かるであろう。なお、1つの品目で、上記に掲げた4つのタイプの品目別規則のすべてを選択肢として含めるような品目別規則を規定した品目は存在しない。

「各締約国は、当該製品の輸出者がいずれの規則を用いるかについて決定することを認める（each Party shall permit the exporter of the good to decide which rule to use ...）」：上記の第7221.00号の品目別規則の事例で言えば、「RVC40%」及び「CC」のいずれを適用するかは、輸出者の選択に委ねられるということとなる。その結果、例えば「RVC40%」を満たしていて、そのことを輸出者が証明できるのであれば、たとえ「CC」を満たしていなかったとしても、「CC」を満たしていないことを以ってして原産品でないとはならないこととなる。

図3-19



第3.4条2

2	1の規定の適用上、使用された材料について関税分類の変更又は特定の製造若しくは加工の作業が行われていることを求める規則は、非原産材料についてのみ適用する。 For the purposes of paragraph 1, the rule requiring that the materials used have undergone a change in tariff classification or a specific manufacturing or processing operation, shall apply only to non-originating materials.
---	--

1. 本規定の趣旨

本規定は、第3.4条1に従って品目別規則を適用する場合において、当該品目別規則が関税分類変更基準又は加工工程基準に基づいている場合には、当該品目別規則に定める要件は、非原産材料についてのみ適用することを定めたものである。

2. 本規定において用いられている用語等の意味

「関税分類の変更又は特定の製造若しくは加工の作業が行われていることを求める規則（the rule requiring that the materials used have undergone a change in tariff classification or a specific manufacturing or processing operation,）」：

「関税分類の変更…が行われていることを求める規則」の例としては、第4801.00号における『CTH』が挙げられる。

「特定の製造若しくは加工の作業が行われていることを求める規則」の例としては、第29.01項における『CR、P、SM又はIS』（注）が挙げられる。

（注）この規則は、同項に対応する品目別規則のうち、第4欄に掲げられているものであり、一方、同項の品目別規則の第3欄には『CTSH』（関税分類変更基準に基づくもの）が規定されている。なお、『CR』、『P』、『SM』及び『IS』については、附属書2第1編6.の(a)、(c)、(e)及び(f)をそれぞれ参照のこと。

「非原産材料（non-originating materials）」：「非原産材料」についての明示的な定義はないものの、第3.1条(h)において、以下のように定義されている。

「原産材料」とは、この章の規定に従って原産品とされる材料をいう。

the term “originating material” means a material that qualifies as originating in accordance with the provisions of this Chapter;

これより、非原産材料とは、「この章の規定に従って原産品とされる材料」以外の材料をいうものと解される。

3. 本規定の解釈

この規定により、関税分類変更基準又は加工工程基準に基づいている品目別規則は、非原産材料についてのみ適用し、原産材料には適用されないこととなる。

一方、付加価値基準に基づいている品目別規則については、付加価値基準は、国内で付加された価値について考慮するものであることより、当然のことながら原産材料にも適用されるも

のであり、この規定の縛りはかからないこととなる。

4. 関連する国内法令等の概要

(1) 関税法等の法律においては、特に関連規定は定められておらず、関税法第3条の規定に基づき、本規定が直接適用されている。

(2) 関税法基本通達68—5—2

『各協定における原産品認定基準及び積送基準の具体的規定については、関税法第3条ただし書の規定により直接適用されるが、業務の参考とするため、当該規定の一覧表を別途事務連絡する。』

上記の通り、本通達においては、本協定の規定が直接適用される旨を確認するにとどまっており、特に補足的な規定を設けることはしていない。

5. 本規定の沿革及び他のEPA等との比較

日本の14本のEPAのうち、本規定に対応する規定が最初に導入されたのは、シンガポールEPAである。当初のシンガポールEPA交渉を行っていた2001年当時に、WTOの場で行われていた非特惠原産地規則調和作業における議論を踏まえる形で日本側より条文案を提示し、交渉の結果それが採用されたものである。

以降のEPAにおいては、これに倣う形で規定が策定されているが、スイスEPAにおいては明示的な規定は見当たらない。

オーストラリアEPA第3.4条2に対応する日本のEPA及びその関連文書における関係条文を表3-54に掲げる。また、EU-韓国FTA、US-韓国FTA及びNAFTAにおける対応条文も表3-55に併せて掲げる。

表3-54

① オーストラリアEPA 第3.4条 非原産材料を使用して生産される産品 (Article 3.4 Goods Produced Using Non-originating Materials)	
2	1の規定の適用上、使用された材料について関税分類の変更又は特定の製造若しくは加工の作業が行われていることを求める規則は、非原産材料についてのみ適用する。 For the purposes of paragraph 1, the rule requiring that the materials used have undergone a change in tariff classification or a specific manufacturing or processing operation, shall apply only to non-originating materials.
② UNCTAD合意文書 (Agreed Conclusions)	
(なし)	
③ 一般特惠原産地規則 (関税暫定措置法施行規則第9条第1項)	
令第26条第1項第2号に規定する財務省令で定める加工又は製造は、法第8条の2第1項又は第3項の規定の適用を受けようとする物品の該当する関税定率法別表の番号の項が当該物品の原料又は材料（令第26条の規定により当該物品を生産した国又は地域が原産地とされる物品（別表において「原産品」という。）以外のもの（以下この条及び別表において「非原産品」という。）に限る。）の該当する同表の番号の項と異なることとなる加工又は製造（別表の中欄に掲げる物品にあつては、それぞれ同表の下欄に掲げる加工又は製造）とする。（以下、省略）	

④旧京都規約 附属書D.1 原産地規則に関する附属書（Annex D.1 Annex concerning rules of origin）	
（なし）	
⑤シンガポールEPA 第23条 原産品（Article 23 Originating Goods）	
3	関税分類の異なる材料の使用を求め又は特定の製造若しくは加工作業を行うことを求める品目別規則の適用上、材料とは非原産材料のみをいう。 Product-specific rules requiring that the materials used undergo a change in tariff classification or a specific manufacturing or processing operation shall apply only to non-originating materials.
⑥メキシコEPA 附属書4 第1節 解釈のための一般的注釈（Annex 4 Section 1 General Interpretative Notes）	
この附属書に定める原産地規則の解釈上、	
For the purposes of interpreting the rules of origin set out in this Annex:	
(b) 関税分類の変更の要件は、非原産材料についてのみ適用する。	
a requirement of a change in tariff classification applies only to non-originating materials;	
⑦マレーシアEPA 第28条 原産品（Article 28 Originating Goods）	
3	1 (c) の規定の適用上、使用される材料について関税分類の変更が行われ、又は特定の製造若しくは加工作業が行われることを求める附属書2に定める品目別規則は、非原産材料についてのみ適用する。 For the purposes of subparagraph 1 (c) of this Article, the product specific rules set out in Annex 2 requiring that the materials used undergo a change in tariff classification or a specific manufacturing or processing operation shall apply only to non-originating materials.
⑧フィリピンEPA 第29条 原産品（Article 29 Originating Goods）	
3	1 (c) の規定の適用上、使用される材料について関税分類の変更が行われ、又は特定の製造若しくは加工作業が行われることを求める附属書2に定める品目別規則は、非原産材料についてのみ適用する。 For the purposes of subparagraph 1 (c) above, the product specific rules set out in Annex 2 requiring that the materials used undergo a change in tariff classification or a specific manufacturing or processing operation shall apply only to non-originating materials.
⑨チリEPA 第29条 原産品（Article 29 Originating Goods）	
3	1 (c) の規定の適用上、使用される材料について関税分類の変更が行われ、又は特定の製造若しくは加工作業が行われることを求める附属書2に定める品目別規則は、非原産材料についてのみ適用する。 For the purposes of subparagraph 1 (c) , the product specific rules set out in Annex 2 requiring that the materials used undergo a change in tariff classification or a specific manufacturing or processing operation shall apply only to non-originating materials.
⑩タイEPA 第28条 原産品（Article 28 Originating Goods）	
3	1 (c) の規定の適用上、使用される材料について関税分類の変更が行われ、又は特定の製造若しくは加工作業が行われることを求める附属書2に定める品目別規則は、非原産材料についてのみ適用する。

	For the purposes of subparagraph 1 (c) above, the product specific rules set out in Annex 2 requiring that the materials used undergo a change in tariff classification or a specific manufacturing or processing operation shall apply only to non-originating materials.
⑪ブルネイEPA 第24条 原産品 (Article 24 Originating Goods)	
3	1 (c) の規定の適用上、使用される材料について関税分類の変更が行われ、又は特定の製造若しくは加工作業が行われることを求める附属書2に定める品目別規則は、非原産材料についてのみ適用する。
	For the purposes of subparagraph 1 (c) , the product specific rules set out in Annex 2 requiring that the materials used undergo a change in tariff classification or a specific manufacturing or processing operation shall apply only to non-originating materials.
⑫インドネシアEPA 第29条 原産品 (Article 29 Originating Goods)	
3	1 (c) の規定の適用上、使用される材料について関税分類の変更が行われ、又は特定の製造若しくは加工作業が行われることを求める附属書2に定める品目別規則は、非原産材料についてのみ適用する。
	For the purposes of subparagraph 1 (c) , the product specific rules set out in Annex 2 requiring that the materials used undergo a change in tariff classification or a specific manufacturing or processing operation shall apply only to non-originating materials.
⑬アセアン包括EPA 第26条 完全には得られず、又は生産されない産品 (Article 26 Goods Not Wholly Obtained or Produced)	
4	1 (b) の規定の適用上、及び附属書2に定める関連する品目別規則の適用上、使用された材料についてCTC又は特定の製造若しくは加工作業が行われたことを求める規則は、非原産材料についてのみ適用する。
	For the purposes of subparagraph 1 (b) and the relevant product specific rules set out in Annex 2, the rules requiring that the materials used have undergone CTC, or a specific manufacturing or processing operation, shall apply only to non-originating materials.
⑭ベトナムEPA 第26条 完全には得られず、又は生産されない産品 (Article 26 Goods Not Wholly Obtained or Produced)	
4	1 (b) の規定の適用上、及び附属書2に定める関連する品目別規則の適用上、使用された材料についてCTC又は特定の製造若しくは加工作業が行われることを求める規則は、非原産材料についてのみ適用する。
	For the purposes of subparagraph 1 (b) and the relevant product specific rules set out in Annex 2, the rules requiring that the materials used have undergone CTC, or a specific manufacturing or processing operation, shall apply only to non-originating materials.
⑯インドEPA 第29条 非原産材料を使用して生産される産品 (Article 29 Goods Produced Using Non-Originating Materials)	
3	1の規定の適用上、(b) 及び附属書2に定める関連する品目別規則の適用上、使用された材料について関税分類の変更又は特定の製造若しくは加工作業が行われることを求める規則は、非原産材料についてのみ適用する。
	For the purposes of subparagraph 1 (b) and the relevant product specific rules set out in Annex 2, the rule requiring that the materials used have undergone a change in tariff classification or a specific manufacturing or processing operation, shall apply only to non-originating materials.

⑰ペルーEPA 附属書3 第1編 一般的注釈 (Annex 3 Part 1 General Notes)	
1	この附属書に定める品目別規則の適用上、 For the purposes of the product specific rules set out in this Annex:
(c)	関税分類の変更及び特定の製造若しくは加工作業の要件は、非原産材料についてのみ適用する。 the requirement of a change in tariff classification and specific manufacturing or processing operation applies only to non-originating materials; and

表3-55

○EU-韓国FTA Protocol Article 5 Sufficiently worked or processed products	
1	For the purposes of Article 2 (b) , products which are not wholly obtained are considered to be sufficiently worked or processed when the conditions set out in the list in Annex II or Annex II (a) are fulfilled. Those conditions indicate, for all products covered by this Agreement, the working or processing which must be carried out on non-originating materials used in manufacturing and apply only in relation to such materials. (以下、省略)
○US-韓国FTA ANNEX 6-A SPECIFIC RULES OF ORIGIN Part I – General Interpretative Notes	
	1. For purposes of interpreting the rules of origin set forth in this Annex:
(b)	the requirement of a change in tariff classification applies only to non-originating materials;
○NAFTA Annex 40I: Specific Rules of Origin Section A - General Interpretative Note	
	For purposes of interpreting the rules of origin set out in this Annex:
(c)	a requirement of a change in tariff classification applies only to non-originating materials;

6. 他のEPAの条文の解説

- (1) アセアン包括EPA第26条4、ベトナムEPA第26条4及びインドEPA第29条3について
これらはほぼ同様の規定となっていることから、それらを代表して以下にアセアン包括EPAの規定について解説を加える。

アセアン包括EPA第26条

4	1(b)の規定の適用上、及び附属書2に定める関連する品目別規則の適用上、使用された材料についてCTC又は特定の製造若しくは加工作業が行われたことを求める規則は、非原産材料についてのみ適用する。 For the purposes of subparagraph 1 (b) and the relevant product specific rules set out in Annex 2, the rules requiring that the materials used have undergone CTC, or a specific manufacturing or processing operation, shall apply only to non-originating materials.
---	--

○本規定において用いられている用語等の意味

- 「1(b)の規定の適用上、及び附属書2に定める関連する品目別規則の適用上 (For the purposes of subparagraph 1 (b) and the relevant product specific rules set out in Annex 2)」:

アセアン包括EPAにおいては、一般ルール（1(b)の規定）及び品目別規則（附属書2）の両方において、非原産材料を使用した場合の品目ごとの規則であって、関税分類変更基準を採用した規則を定めていることから、同EPAにおいて「関税分類変更基準」について言及されている場合、一般ルール（1(b)の規定）及び品目別規則（附属書2）の両者に適用があることを明確化するために、「1(b)の規定の適用上、及び附属書2に定める関連する品目別規則の適用上」と規定したものである。

「材料（materials）」：第3.1条（定義）(g)において、

「材料」とは、他の製品の生産に使用される製品をいう。

the term “material” means a good that is used in the production of another good;
旨が規定されている。

「CTC・・・が行われたことを求める規則（the rules requiring that... have undergone CTC）」：「関税分類変更基準」を定めた一般ルール又は品目別規則。例えば、第2007.91号の產品（かんきつ類の果実のジャム、フルーツゼリー、マーマレード等）に係る品目別規則において『CC（第8類からの変更を除く。）』と定められている。

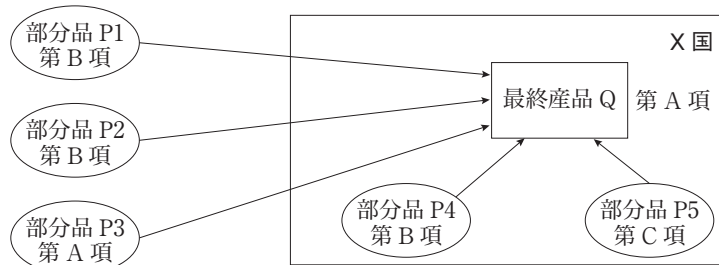
第3.4条3

3	必要な関税分類の変更又は特定の製造若しくは加工の作業が行われない產品については、次のいずれかの場合には、締約国の原產品とみなす。ただし、当該產品が原產品とされるためのこの章に定める他の全ての関連する基準を満たすことを条件とする。
	A good that does not undergo the required change in tariff classification or a specific manufacturing or processing operation shall be considered as an originating good of a Party if:
(a)	(b) に規定する產品以外の產品については、当該產品の生産において使用された非原産材料（必要な関税分類の変更又は特定の製造若しくは加工の作業が行われていないものに限る。）の総額が、当該產品の本船渡しの価額の10% 以下である場合
	in the case of a good other than those specified in subparagraph (b), the total value of non-originating materials used in the production of the good that have not undergone the required change in tariff classification or a specific manufacturing or processing operation does not exceed 10 per cent of the F.O.B.; or
(b)	統一システムの第50類から第63類までの各類に分類される產品については、当該產品の生産に使用された非原産材料（必要な関税分類の変更が行われていないものに限る。）の総重量が当該產品の総重量の10% 以下の場合
	in the case of a good classified under Chapters 50 through 63 of the Harmonized System, the weight of all non-originating materials used in the production of the good that have not undergone the required change in tariff classification does not exceed 10 per cent of the total weight of the good,
	provided that it meets all other applicable criteria set out in this Chapter for qualifying as an originating good.

1. 本規定の趣旨

本規定は、関税分類変更基準又は加工工程基準に基づく品目別規則を満たさない非原産材料

図3-20



であって、一定の割合以下のものについては、産品が原産品であるかないかを判断するに当たって考慮しないとする旨を定めたものである。

この3並びに本条4及び5の規定は、他のEPAにおいて「僅少の非原産材料」（スイスEPAにおいては「許容限度」と呼ばれる規定に対応するものである。

なお、オーストラリアEPAの下において、「僅少の非原産材料」の規定の適用により締約国の原産品であると認められる場合には、本EPAに基づく原産地証明書の第13欄のうち“*De Minimis*”にチェックが付されることとなる。

以下において、この「僅少の非原産材料」の概念について説明を加える。

今ここで図3-20の事例を見てみよう。同図において、非原産材料である部分品P1（第B項）、部分品P2（第B項）及び部分品P3（第A項）並びに原産材料である部分品P4（第B項）及び部分品P5（第C項）を用いてX国において最終産品Q（第A項）を生産するものとし、第A項の品目別規則は「他の項の材料からの変更」とする。

この場合において、非原産材料のうち部分品P3が「他の項の材料からの変更」という基準を満たしていないこととなる。

第2部第2章第2節1. (2) において述べた通り、品目別規則が関税分類変更基準に基づいている場合において、ある産品が原産品であると認められるためには、すべての非原産材料が当該品目別規則を満たすことが必要である。

したがって、最終産品QはX国の原産品とは認められないこととなる。

しかしながら、仮に部分品P3がごく僅かの量（例えば、重量、数量、体積又は金額において）であった場合、当該ごく僅かなものが基準を満たさないことのみを以ってして原産品とは認められないとするのは、あまりにも厳しすぎる（又は不合理である）との考え方に基づき、当該ごく僅かなものについては原産品であるかないかの判断に当たって考慮しない、とすることが、この「僅少の非原産材料」という規定の根本的な考え方である。

では、具体的にどのような条件を満たした場合に考慮しないこととするのであろうか。

一般に、問題となる非原産材料の 価額、重量、容量等 が、最終産品のそれらの 一定割合（多くの場合において、5%～10% 程度） 以下の場合において、当該非原産材料を考慮しないとする規定が多く存在している。

「僅少の非原産材料」の規定においては、上記の に示した値（以下、「^{しきいち}閾値」と呼ぶ。）をどれぐらいにするか、また、閾値を設定する要素（上記の ）を何にするかを、

明確に決めておく必要がある。これらは品目横断的に規定される場合もあれば、品目ごとに個別に規定される場合もある。

以上を踏まえ、改めて図3-20の事例を見てみよう。同事例において、仮に

部分品P3の価額が最終製品Qの価額の5%、

第A項の産品に係る閾値が金額ベースで最終製品の価額の10%

であるとする、原産品であるかないかの決定に当たってP3は考慮されないこととなり、残るP1及びP2はいずれも「他の項の材料からの変更」という基準を満たしており、したがって、最終製品QはX国の原産品であると認められることとなる。（蛇足ながら、P3の価額が仮に最終製品Qの価額の15%となつて上述の閾値を超えてしまえば、やはりX国の原産品としては認められないこととなるので、念のため。）

では、この規定をどのように書き表せば良いだろうか。

種々の表現方法が考えられるが、日本の14本のEPAにおいては、次の2つの表現方法のいずれかが採用されている。

- ①「原産品であるかないかの判断に当たって、金額・重量等が閾値以下の非原産材料は考慮しない」とする方法…シンガポール、マレーシア、フィリピン、チリ、タイ、ブルネイ、インドネシア、インドの各EPAにおいて採用
- ②「(非原産材料の金額・重量等が閾値を超えない等の) 所要の条件を満たす場合には、原産品とみなす」とする方法…メキシコ、アセアン包括、ベトナム、スイス、ペルー、オーストラリアの各EPAにおいて採用

日本のEPAにおいては、シンガポールEPAにおいて①のスタイルを採用し、それ以降のEPAにおいては、順次シンガポールEPAに倣う形で①のスタイルを採用している。（ただし、NAFTAの強い影響を受けたメキシコEPAにおいては、NAFTAに倣って②のスタイルを採用している。）

シンガポールEPAにおいて①のスタイルを採用した理由は、当初のシンガポールEPA交渉を行っていた2001年当時に、WTOの場で行われていた非特惠原産地規則調和作業における議論を踏まえる形で日本側より条文案を提示し、交渉の結果それが採用されたものである。

この「僅少の非原産材料」の規定を定めている場所についても、日本の14本のEPAは、2つのグループに分けられる。

すなわち、表3-56に見るとおり、シンガポールEPAからインドネシアEPAまでの一連のEPA（メキシコEPAを除く。）（以下、第34条の解説において「分割規定グループ」と呼ぶ。）においては、対象品目及び閾値に係る規定を附属書（品目別規則を定めるもの）の一部として規定し、それ以外の概念に係る規定は協定の本体に規定されている。

一方、メキシコEPA及びアセアン包括EPA以降のEPA（以下、第34条の解説において「一括規定グループ」と呼ぶ。）においては、①対象品目及び閾値に係る規定も②それ以外の概念に係る規定も協定本体（スイスEPAにおいては、原産地規則の規定を定めた附属書2）において併せて規定されている。

表3-56

	右記以外の概念に係る規定	対象品目及び閾値に係る規定
シンガポール	第25条	附属書Ⅱ A 第1節3.
メキシコ	第25条1-3	第25条4-5
マレーシア	第31条	附属書2第1節 (e)
フィリピン	第31条	附属書2第1節 (f)
チリ	第32条	附属書2第1節 (f)
タイ	第30条	附属書2第1節 (f)
ブルネイ	第26条	附属書2第1編 (e)
インドネシア	第31条	附属書2第1編 (e)
アセアン包括	第28条1の柱書き及び注釈、同条2	第28条1 サブパラグラフ (a)―(c)
ベトナム	第28条1の柱書き及び注釈、同条2	第28条1 サブパラグラフ (a)―(c)
スイス	附属書2第6条1柱書き、同条2	附属書2第6条1 サブパラグラフ (a)―(c)
インド	第32条の柱書き及び注釈1-3	第32条 サブパラグラフ (a)―(c)
ペルー	第44条1柱書き、同条2	第44条1 サブパラグラフ (a)―(c)
オーストラリア	第3.4条3柱書き、同条5	第3.4条3 サブパラグラフ (a)―(b)、同条4

この違いが生じた理由は、以下の事情による。

まず、「分割規定グループ」について述べると、当初のシンガポールEPAにおいて、対象品目及び閾値に係る規定を附属書Ⅱ A（品目別規則を定めるもの）に定めることを想定して協定本体の第25条を策定し、マレーシア以降のEPAにおいては、このスタイルを踏襲したものである。

なお、当初のシンガポールEPAの附属書Ⅱ Aにおいては、結果的に対象品目及び閾値に係る規定は定められなかったことから、第25条の実際の適用はなかったが、改正シンガポールEPAにおいては、附属書Ⅱ Aの第1節（注釈）3.において対象品目及び閾値に係る規定が定められたことから、条件を満たす場合において第25条は適用されることとなる。

では、なぜ当初のシンガポールEPAにおいて、対象品目及び閾値に係る規定を附属書Ⅱ A（品目別規則）に規定することを想定したかという点、品目別規則や僅少の非原産材料の概念の対象品目及び閾値は、産業構造や貿易構造の変化に応じてダイナミックに変化し得るものであり、そのような変化に対応して機動的な改正が行えるようにしておく必要があると考えられたため、それらの規定は協定本体とは別に附属書としてまとめて規定し、本体と比較して相対的に簡易な方法により修正を可能にすることが適切と考えられたことによる。

一方、「一括規定グループ」に関しては、メキシコEPAがNAFTAの影響を強く受け、NAFTAに倣った形となったものであり、アセアン包括EPA以降のEPAについては、ユーザーにとっての分かり易さを考慮し協定本体に書き表すこととしたものである。

さて、この1. の冒頭において、『関税分類変更基準又は加工工程基準に基づく品目別規則を満たさない非原産材料であって、一定の割合以下のものについては、産品が原産品であるかないかを判断するに当たって考慮しない』と記述したが、これはオーストラリアEPAに関する説明であり、日本の他の13本のEPAにおいては、関税分類変更基準に基づく品目別規則に

表3-57

シンガポール	第25条 …当該産品に係る規則…	附属書II A 第1節3. …非原産材料（関連する関税分類の変更が行われないものに限る。）…
メキシコ	第25条1 …関連する関税分類の変更…	
マレーシア	第31条 …当該産品について適用される規則…	附属書2第1節（e） …非原産材料（関連する関税分類の変更が行われないものに限る。）…
フィリピン	第31条 …当該産品について適用される規則…	附属書2第1節（f） …非原産材料（関連する関税分類の変更が行われないものに限る。）…
チリ	第32条 …関連する関税分類の変更…	附属書2第1節（f） …非原産材料（関連する関税分類の変更が行われないものに限る。）…
タイ	第30条 …当該産品について適用される規則…	附属書2第1節（f） …非原産材料（関連する関税分類の変更が行われないものに限る。）…
ブルネイ	第26条 …当該産品について適用される規則…	附属書2第1編（e） …非原産材料（関連する関税分類の変更が行われないものに限る。）…
インドネシア	第31条 …当該産品について適用される規則…	附属書2第1編（e） …非原産材料（関連する関税分類の変更が行われないものに限る。）…
アセアン包括	第28条1柱書き …CTCに基づく適用可能な原産地規則…	
ベトナム	第28条1柱書き …CTCに基づく適用可能な原産地規則…	
スイス	附属書2第6条1柱書き …必要な関税分類の変更…	
インド	第32条柱書き …当該産品について適用される規則…	
ペルー	第44条1柱書き …関税分類の変更に関する要件…	
オーストラリア	第3.4条3柱書き …必要な関税分類の変更又は特定の製造若しくは加工の作業…	第3.4条3 サブパラグラフ（a） …非原産材料（必要な関税分類の変更又は特定の製造若しくは加工の作業が行われていないものに限る。）… サブパラグラフ（b） …非原産材料（必要な関税分類の変更が行われていないものに限る。）…

ついでのみ適用対象となっていることに留意する必要がある。

なお、規定の仕方は、極めて大まかに言えば「分割規定グループ」と「一括規定グループ」とで分かれている。（一部例外は存在する。）（表3-57参照）

表3-58

シンガポール	第25条 …附属書Ⅱ Aに定める特定の割合（製品の価額、重量又は容積について定める。） …	附属書Ⅱ A第1節3. …の価額の総額又はその総重量に関するもの…
マレーシア	第31条 …価額、重量又は容積による特定の割合…	附属書2第1節（e） …の価額の総額又は総重量に関するもの…
フィリピン	第31条 …価額、重量又は容積による特定の割合…	附属書2第1節（f） …の価額の総額又は総重量に関するもの…
チリ	第32条 …価額、重量又は容積による特定の割合…	附属書2第1節（f） …の価額の総額又は総重量に関するもの…
タイ	第30条 …価額、重量又は容積による特定の割合…	附属書2第1節（f） …の価額の総額又は総重量に関するもの…
ブルネイ	第26条 …価額、重量又は容積による特定の割合…	附属書2第1編（e） …の価額の総額又は総重量に関するもの…
インドネシア	第31条 …価額、重量又は容積による特定の割合…	附属書2第1編（e） …の価額の総額又は総重量に関するもの…

すなわち、

① 「分割規定グループ」においては、

イ. まず協定本体において「製品について適用される規則」と定めた上で、

ロ. 附属書側において「関税分類の変更が行われない非原産材料を適用対象とする」旨が定められ、

これら両者を併せ読むことにより、関税分類変更基準に基づく品目別規則を対象としていることが分かる。ただしチリEPAにおいては、協定本体側において「非原産材料であって、関連する関税分類の変更が行われないもの」と規定しており、附属書において同旨の規定を再度確認的に規定している点が同グループの他のEPAと異なっている。

② 「一括規定グループ」（インドEPA及びオーストラリアEPAを除く。）においては、僅少の非原産材料の概念を定めた条文において、「関税分類変更基準に基づく品目別規則」又は「関税分類変更に関する要件」を満たすものという規定を定めている。ただし、インドEPAにおいては、「当該製品について適用される規則」としか定めておらず、関税分類変更基準であるか加工工程基準であるかについては何ら言及されていない。また、オーストラリアEPAにおいては、上述の通り、第3.4条3の柱書きにおいて「必要な関税分類の変更又は特定の製造若しくは加工の作業」と定めた上で、第50類から第63類までの製品に関しては、「非原産材料であって、関連する関税分類の変更が行われないもの」と規定し、一方、第1類から第49類まで及び第64類から第97類までの製品に関しては、「非原産材料であって、関連する関税分類の変更又は特定の製造若しくは加工の作業が行われていないもの」と規定している。

また、「分割規定グループ」においては、更に以下のような規定がある。

協定本体側においては、閾値を定める要素として『価額、重量及び容積』を上げているが、実際に閾値を定める附属書においては、『価額及び重量』のみを規定しており、『容積』につい

て指定したものはない。（表3-58参照）

これは、協定本体に定める条文の策定交渉は、多くの場合、品目別規則を定める附属書の交渉に先行して進むことから、①閾値をどの項目（すなわち、価額、重量及び容積のいずれにするか）について設定するかを定める附属書の交渉結果がどのような結果になっても構わないように、また、②協定発効後の当該附属書の見直しの可能性にも備える形で、協定本体の条文においては広めに規定（すなわち、価額、重量及び容積の3つを規定）しておき、附属書において品目別規則並びに閾値及びそれを定める項目の交渉を待ったものである。

2. 本規定において用いられている用語等の意味

「ただし、当該産品が原産品とされるためのこの章に定める他の全ての関連する基準を満たすことを条件とする（provided that it meets all other applicable criteria set out in this Chapter for qualifying as an originating good.）」：オーストラリアEPAにおける僅少の非原産材料の規定は、関税分類変更基準又は加工工程基準に基づく品目別規則を満たしていない産品は、ある一定の要件を満たす場合には、原産品であると認めるというものであり、その要件として、

①第3.4条3のサブパラグラフ（a）又はサブパラグラフ（b）のいずれか、及び、

②この章に定める他の全ての関連する基準

の2つを定めている。この部分の規定は上記の②に対応する部分である。

「この章に定める他の全ての関連する基準（all other applicable criteria set out in this Chapter）」：「この章」＝第3章であり、第3章の規定のうち関連するものと解される。具体的には、第3.7条（原産資格を与えることとならない作業）が代表的なものとして考えられるが、その他に第3.4条（非原産材料を使用して生産される産品）、第3.5条（原産資格割合の算定）、第3.6条（累積）、第3.9条（組み立ててないか又は分解してある産品）、第3.10条（代替性のある産品及び材料）、第3.11条（間接材料）、第3.12条（附属品、予備部品及び工具）、第3.13条（こん包材料及びこん包容器）のうち、当該産品の生産に当たり実際に関連のあるものを指す。

「(b) に規定する産品以外の産品（a good other than those specified in subparagraph (b)）」：「(b) に規定する産品」＝HS第50類から第63類までに分類される産品であることから、「(b) に規定する産品以外の産品」＝HS第1類から第49類まで、又は、HS第64類から第97類までに分類される産品となる。ただし、本条4の規定により、HS第1類から第24類までの産品ののうち適用対象から除外されるものがあることに留意する必要がある（下記の第3.4条4の規定に係る解説を参照のこと）。

3. 本規定の解釈

上記1.を参照のこと。

4. 関連する国内法令等の概要

(1) 関税法等の法律においては、特に関連規定は定められておらず、関税法第3条の規定に基

づき、本規定が直接適用されている。

(2) 関税法基本通達68-5-2

『各協定における原産品認定基準及び積送基準の具体的規定については、関税法第3条ただし書の規定により直接適用されるが、業務の参考とするため、当該規定の一覧表を別途事務連絡する。』

上記の通り、本通達においては、本協定の規定が直接適用される旨を確認するにとどまっており、特に補足的な規定を設けることはしていない。

5. 本規定の沿革及び他のEPA等との比較

この「僅少の非原産材料」の概念について過去のFTA等の規定を辿ってみると、

①ヤウンデ・ルール（1966年7月施行）、UNCTAD合意文書（1970年12月作成）及び第1次ロメ協定（1975年3月署名）には規定はないが、

②EEC—スイスFTA（1973年1月発効）の第2条2において

2. For the purpose of implementing paragraph 1 (A) (a) and (B) (a), *the fact that products other than those referred to in that paragraph are used in a proportion not exceeding in total value 5 % of the value of the products obtained* and imported into Switzerland or the Community *does not affect the determination of origin of the latter products*, provided that they would not have caused the products exported from the Community or Switzerland in the first place to lose their status of products originating in the Community or in Switzerland had they been incorporated there. (斜体字及び太字による強調：筆者)

という規定があり、本概念に類似した考え方の表れが見てとれよう。なお、この規定は、当時のEEC非加盟国であった、オーストリア、フィンランド、アイスランド、ポルトガル及びスウェーデンの5カ国の原産品については、一定の要件を満たす場合においては、最終的な製品の価額の5%までは材料として使用したとしても、当該最終的な製品はEEC又はスイスの原産品として認めることを可能とする規定であり、「僅少の非原産材料」の概念そのものとは異なるものであることに留意されたい。

③また、NAFTA（1994年1月発効）の第405条1において

1. Except as provided in paragraphs 3 through 6, *a good shall be considered to be an originating good if* the value of all non-originating materials used in the production of the good that do not undergo an applicable change in tariff classification set out in Annex 401 is not more than seven percent of the transaction value of the good, adjusted to a F.O.B. basis, or, if the transaction value of the good is unacceptable under Article 1 of the Customs Valuation Code, the value of all such non-originating materials is not more than seven percent of the total cost of the good, provided that:

a) if the good is subject to a regional value-content requirement, the value of such non-originating materials shall be taken into account in calculating the regional value content of the good; and

b) the good satisfies all other applicable requirements of this Chapter. (斜体字及び太字による強調：筆者)

と、本概念が明示的に規定されている。なお、この規定は、上記1.において②のスタイルとして掲げた「(非原産材料の金額・重量等が閾値を超える等の) 所要の条件を満たす場合には、原産品とみなす」という形式に対応したものとなっている。

④ EEA (1994年1月発効) の第5条2においては、

2. Notwithstanding paragraph 1, *non-originating materials which, according to the conditions set out in the list, should not be used in the manufacture of a product may nevertheless be used, provided that:*

(a) their total value does not exceed 10 per cent of the ex-works price of the product;

(b) any of the percentages given in the list for the maximum value of non-originating materials are not exceeded through the application of this paragraph.

This paragraph shall not apply to products falling within Chapters 50 to 63 of the Harmonized System. (斜体字及び太字による強調：筆者)

と、上記のNAFTAとは異なるスタイルで「僅少の非原産材料」の概念が規定されている。すなわち、「(本来であれば) 生産に使用されるべきでない非原産材料についても、一定の要件を満たす場合には、使用することができる」という規定となっている。

これは、上記1.において①のスタイルとして掲げた「原産品であるかないかの判断に当たって、金額・重量等が閾値以下の非原産材料は考慮しない」の変形とも言い得るものとなっている。

ただし、歴史的に見れば、EEAの規定の方が先に策定されていることを考慮すると、このEEAの規定がWTO非特恵原産地規則調和作業における議論に影響を及ぼし、それがシンガポールEPAに①のスタイルとして採用されたと解すべきとも考えられよう。

さて、日本のEPAにおいては、シンガポールEPAに関しては、その交渉の過程において、シンガポール側より、NAFTAに倣ったスタイルの条文案が提示されたが、交渉の結果、上記1.において述べた通り、WTO非特恵原産地規則調和作業の影響を受ける形で条文が規定されたものである。

その次のメキシコEPAにおいては、NAFTAの影響を受けた条文が規定されたものの、更にその次のマレーシアEPAからインドネシアEPAまでは、シンガポールEPAの条文に倣った形の規定となっている。

インドネシアEPAの次のアセアン包括EPA (2008年4月署名) においては、NAFTAのスタイルに戻った形となっている。これについては、

⑤ アセアン—韓国FTA (2006年8月署名) の第10規則 (Rule 10) の1において

1. *A good that does not undergo a change in tariff classification shall be considered as originating if:*

(a) for a good, other than that provided for in Chapters 50 through 63 of the Harmonized System, the value of all non-originating materials used in its production that do not un-

dergo the required change in tariff classification does not exceed ten (10) percent of the FOB value of the good;

(b) for a good provided for in Chapters 50 through 63 of the Harmonized System, the weight of all non-originating materials used in its production that do not undergo the required change in tariff classification does not exceed ten (10) percent of the total weight of the good;

and the good specified in sub-paragraph (a) and (b) meets all other applicable criteria set forth in this Annex for qualifying as an originating good. (斜体字及び太字による強調：筆者)

と、規定されているところ、NAFTAの規定が上記FTAの規定に影響を及ぼし、それがアセアン包括EPAの規定に影響したと解することも可能であろう。

アセアン包括EPA以降のEPAにおいては、概ね同EPAのスタイルを採用した規定となっている。

それでは、オーストラリアEPA第3.4条3に対応する日本のEPA及びその関連文書における関係条文を表3-59に掲げる。また、EU-韓国FTA及びUS-韓国FTAにおける対応条文も表3-60に併せて掲げる。

表3-59

①オーストラリアEPA 第3.4条 非原産材料を使用して生産される産品 (Article 3.4 Goods Produced Using Non-originating Materials)
3 必要な関税分類の変更又は特定の製造若しくは加工の作業が行われない産品については、次のいずれかの場合には、締約国の原産品とみなす。ただし、当該産品が原産品とされるためのこの章に定める他の全ての関連する基準を満たすことを条件とする。
A good that does not undergo the required change in tariff classification or a specific manufacturing or processing operation shall be considered as an originating good of a Party if
(a) (b)に規定する産品以外の産品については、当該産品の生産において使用された非原産材料（必要な関税分類の変更又は特定の製造若しくは加工の作業が行われていないものに限る。）の総額が、当該産品の本船渡しの際の価額の10% 以下である場合
in the case of a good other than those specified in subparagraph (b) , the total value of non-originating materials used in the production of the good that have not undergone the required change in tariff classification or a specific manufacturing or processing operation does not exceed 10 per cent of the F.O.B.; or
(b) 統一システムの第50類から第63類までの各類に分類される産品については、当該産品の生産に使用された非原産材料（必要な関税分類の変更が行われていないものに限る。）の総重量が当該産品の総重量の10% 以下の場合
in the case of a good classified under Chapters 50 through 63 of the Harmonized System, the weight of all non-originating materials used in the production of the good that have not undergone the required change in tariff classification does not exceed 10 per cent of the total weight of the good,
provided that it meets all other applicable criteria set out in this Chapter for qualifying as an originating good.

② UNCTAD 合意文書	
—	
③ 一般特惠原産地規則（関税暫定措置法施行規則第9条第2項）	
2	前項の規定の適用上、関税率法別表第50類から第63類までに該当する物品にあつては、当該物品の生産に使用された非原産品からの加工又は製造（同項に定める加工又は製造に該当しないものに限る。）が同項に定める加工又は製造に該当するか否かを決定するに当たり、当該非原産品の総重量が当該物品の総重量の10% 以下の場合には、当該非原産品からの加工又は製造が同項に定める加工又は製造に該当するか否かは考慮しないものとする。
④ 旧京都規約	
—	
⑤ シンガポールEPA 第25条 僅少の非原産材料（Article 25 <i>De Minimis</i> ）	
附属書ⅡAの品目別規則の適用上、いずれかの非原産材料が全体として附属書ⅡAに定める特定の割合（製品の価額、重量又は容積について定める。）を超えない場合には、当該非原産材料が当該産品に係る規則を満たすかどうかを考慮しないものとする。 For the application of the product-specific rules provided for in Annex II A, non-originating materials which do not satisfy the rules shall be disregarded, provided that the totality of such materials does not exceed specific percentages in value, weight or volume of the good, as provided for in Annex II A.	
⑤ シンガポールEPA 附属書ⅡA 第1節 注釈（Annex II A Section I Explanatory Notes）	
3	協定第25条に規定する特定の割合であつて、統一システムの第20類、第21類及び第28類から第97類までの各類に規定する産品の生産に使用される非原産材料（関連する関税分類の変更が行われないものに限る。）の価額の総額又はその総重量に関するものは、次のとおりとする。 Specific percentages referred to in Article 25 in relation to the total value of non-originating materials or the total weight thereof used in the production of a good provided for in Chapters 20, 21, and 28 through 97 of the Harmonized System, that do not undergo an applicable change in tariff classification, are as follows: (a) 統一システムの第20類及び第21類に規定する産品については、当該産品の価額の7% in the case of a good provided for in Chapters 20 and 21 of the Harmonized System, 7 per cent in value of the good; (b) 統一システムの第28類から第49類までの各類及び第64類から第97類までの各類に規定する産品については、当該産品の価額の10% in the case of a good provided for in Chapters 28 through 49 and 64 through 97 of the Harmonized System, 10 per cent in value of the good; and (c) 統一システムの第50類から第63類までの各類に規定する産品については、当該産品の重量の7% in the case of a good provided for in Chapters 50 through 63 of the Harmonized System, 7 per cent by weight of the good. 注釈1「非原産材料の価額」とは、協定第23条の規定に従って決定される非原産資格価額をいう。

Note1: The term “value of non-originating materials” means the non-qualifying value of materials determined in accordance with Article 23.	
注釈2「当該製品の価額」とは、協定第23条5（b）に規定する本船甲板渡し価額をいう。	
Note2: The term “value of the good” means the free-on-board value of the good referred to in sub-paragraph (b) of paragraph 5 of Article 23.	
⑥メキシコEPA 第25条 僅少の非原産材料 (Article 25 <i>De Minimis</i>)	
1	製品の生産に使用する非原産材料であって、附属書4に定める関連する関税分類の変更が行われないすべてのものの価額の総額が当該製品の取引価額（第23条2又は3の規定に従って調整したものをいう。）の10%以下であり、かつ、当該製品がこの章の他のすべての関連する要件を満たす場合には、当該製品は、原産品とする。
	A good shall be considered to be an originating good if the value of all non-originating materials used in the production of the good that do not undergo an applicable change in tariff classification set out in Annex 4 is not more than 10 percent of the transaction value of the good, adjusted to the basis set out in paragraph 2 or 3, as the case may be, of Article 23, and the good satisfies all other applicable requirements of this Chapter.
4	1の規定は、次のものについては、適用しない。
	Paragraph 1 above shall not apply to:
(a)	統一システムの第50類から第63類までの製品
	a good provided for in Chapters 50 through 63 of the Harmonized System; or
(b)	統一システムの第1類から第27類までの製品。ただし、当該製品の生産に使用する非原産材料が、この条の規定に従って原産品とされる製品（統一システムの第1類、第4類から第15類まで又は第17類から第27類までに分類されるものに限る。）と異なる号に掲げられる場合を除く。
	a good provided for in Chapters 1 through 27 of the Harmonized System, except where the nonoriginating material used in the production of the good is provided for in a different subheading to the good classified in Chapter 1, 4 through 15, or 17 through 27 of the Harmonized System for which the origin is being determined under this Article.
5	統一システムの第50類から第63類までの製品であって、その関税分類を決定する材料に含まれる特定の繊維又は糸について附属書4に定める関連する関税分類の変更が行われないことを理由として原産品とされないものについては、当該材料に含まれる当該繊維又は糸の総重量が当該材料の総重量の7%以下である場合には、原産品とする。
	A good provided for in Chapters 50 through 63 of the Harmonized System that does not originate because certain fibers or yarns used in the production of the material that determines the tariff classification of the good do not undergo an applicable change in tariff classification set out in Annex 4, shall nonetheless be considered to originate if the total weight of all such fibers or yarns in that material is not more than 7 percent of the total weight of such material.
⑦マレーシアEPA 第30条 僅少の非原産材料 (Article 30 <i>De Minimis</i>)	
附属書2に定める品目別規則の適用上、品目別規則において特定の製品について、その価額、重量又は容積による特定の割合が定められ、かつ、当該製品の生産に使用される非原産材料が全体として当該割合を超えない場合には、当該非原産材料が当該製品について適用される規則を満たしているか否かを考慮しない。	

For the application of the product specific rules set out in Annex 2, non-originating materials used in the production of a good that do not satisfy an applicable rule for the good shall be disregarded, provided that the totality of such materials does not exceed specific percentages in value, weight or volume of the good and such percentages are set out in the product specific rule for the good.	
⑦マレーシアEPA 附属書2 第1節 一般的注釈 (Annex 2 Section 1 General Notes)	
(e)	第30条に規定する特定の割合であって、統一システムの第28類から第97類までに規定する製品の生産に使用される非原産材料（関連する関税分類の変更が行われないものに限る。）の価額の総額又は総重量に関するものは、次のとおりとする。
	Specific percentages referred to in Article 30, which relate to the total value and the total weight of non-originating materials used in the production of a good provided for in Chapter 28 through 97 of the Harmonized System, that do not undergo an applicable change in tariff classification, are as follows:
(i)	統一システムの第28類から第49類までの各類及び第64類から第97類までの各類に規定する製品については、当該製品の価額の10%
	in the case of a good provided for in Chapter 28 through 49 and 64 through 97 of the Harmonized System, 10 percent in value of the good; and
(ii)	統一システムの第50類から第63類までの各類に規定する製品については、当該製品の重量の7%
	in the case of a good provided for in Chapter 50 through 63 of the Harmonized System, 7 percent by weight of the good;
	注釈1 注釈1「非原産材料の価額」とは、第28条6の規定に従って決定される価額をいう。
	Note1: the term “value of non-originating materials” means the value determined in accordance with paragraph 6 of Article 28.
	注釈2「当該製品の価額」とは、第28条4（b）に規定する本船渡し の価額又は同条5に規定する価額をいう。
	Note2: the term “value of the good” means the free-on-board value of the good referred to in subparagraph 4 (b) of Article 28 or the value set out in paragraph 5 of that Article.
⑧フィリピンEPA 第31条 僅少の非原産材料 (Article 31 De Minimis)	
附属書2に定める品目別規則の適用上、品目別規則において特定の製品について、その価額、重量又は容積による特定の割合が定められ、かつ、当該製品の生産に使用される非原産材料が全体として当該割合を超えない場合には、当該非原産材料が当該製品について適用される規則を満たしているか否かを考慮しない。	
For the application of the product specific rules set out in Annex 2, non-originating materials used in the production of a good that do not satisfy an applicable rule for the good shall be disregarded, provided that the totality of such materials does not exceed specific percentages in value, weight or volume of the good and such percentages are set out in the product specific rule for the good.	
⑧フィリピンEPA 附属書2 第1節 一般的注釈 (Annex 2 Section 1 General Notes)	
(f)	第31条に規定する特定の割合であって、製品の生産に使用される非原産材料（関連する関税分類の変更が行われないものに限る。）の価額の総額又は総重量に関するものは、次のとおりとする。

	Specific percentages referred to in Article 31, which relate to the total value or the total weight of non-originating materials used in the production of a good that do not undergo an applicable change in tariff classification, are as follows:
(i)	統一システムの第28類から第49類までの各類及び第64類から第97類までの各類に規定する製品については、当該製品の価額の10%
	in the case of a good provided for in chapter 28 through 49 and 64 through 97 of the Harmonized System, 10 percent in value of the good; and
(ii)	統一システムの第50類から第63類までの各類に規定する製品については、当該製品の重量の7%
	in the case of a good provided for in chapter 50 through 63 of the Harmonized System, 7 percent by weight of the good;
	注釈1「非原産材料の価額」とは、第29条6の規定に従って決定される価額をいう。
	Note1: The term “value of non-originating materials” means the value determined in accordance with paragraph 6 of Article 29.
	注釈2「当該製品の価額」とは、第29条4（b）に規定する本船渡しの価額又は同条5に規定する価額をいう。
	Note2: The term “value of the good” means the free-on-board value of the good referred to in subparagraph 4（b） of Article 29 or the value set out in paragraph 5 of that Article.
⑨チリEPA 第32条 僅少の非原産材料（Article 32 De Minimis）	
	製品の生産に使用する非原産材料であって、関連する関税分類の変更が行われないものが全体として附属書2に定める価額、重量又は容積による特定の割合を超えない場合には、当該非原産材料については、当該製品が締約国の原産品であるか否かを決定するに当たって考慮しない。
	Non-originating materials used in the production of a good that do not undergo an applicable change in tariff classification shall be disregarded in determining whether the good qualifies as an originating good of a Party, provided that the totality of such materials does not exceed specific percentages in value, weight or volume of the good as set out in Annex 2.
⑨チリEPA 附属書2 第1節 一般的注釈（Annex 2 Section 1 General Notes）	
(f)	第32条に規定する特定の割合であって、製品の生産に使用される非原産材料（関連する関税分類の変更が行われないものに限る。）の価額の総額又は総重量に関するものは、次のとおりとする。
	specific percentages referred to in Article 32, which relate to the total value or the total weight of non-originating materials used in the production of a good that do not undergo an applicable change in tariff classification, are as follows:
(i)	統一システムの第19類、第2001.10号から第2008.91号までの各号、第2008.99号から第2009.90号までの各号及び第21類に規定する製品については、当該製品の価額の7%
	in the case of a good provided for in chapter 19, subheading 2001.10 through 2008.91, 2008.99 through 2009.90 and chapter 21 of the Harmonized System, 7 percent in value of the good;
(ii)	統一システムの第2008.92号、第28類から第49類までの各類及び第64類から第97類までの各類に規定する製品については、当該製品の価額の10%

	in the case of a good provided for in subheading 2008.92, chapter 28 through 49 and 64 through 97 of the Harmonized System, 10 percent in value of the good; and
(iii)	統一システムの第50類から第63類までの各類に規定する製品については、当該製品の重量の7%
	in the case of a good provided for in chapter 50 through 63 of the Harmonized System, 7 percent by weight of the good.
	注釈1「非原産材料の価額」とは、第31条の規定に従って決定される価額をいう。
	Note1: The term “value of non-originating materials” means the value determined in accordance with Article 31.
	注釈2「当該製品の価額」とは、第30条1に規定する製品の取引価額又は同条2に規定する価額をいう。
	Note2: The term “value of the good” means the TV referred to in paragraph 1 of Article 30 or the value set out in paragraph 2 of that Article.
⑩タイEPA 第30条 僅少の非原産材料 (Article 30 <i>De Minimis</i>)	
	附属書2に定める品目別規則の適用上、品目別規則において特定の製品について、その価額、重量又は容積による特定の割合が定められ、かつ、当該製品の生産に使用される非原産材料が全体として当該割合を超えない場合には、当該非原産材料が当該製品について適用される規則を満たしているか否かは考慮しない。
	For the application of the product specific rules set out in Annex 2, non-originating materials used in the production of a good that do not satisfy an applicable rule for the good shall be disregarded, provided that the totality of such materials does not exceed specific percentages in value, weight or volume of the good and such percentages are set out in the product specific rule for the good.
⑩タイEPA 附属書2 第1節 一般的注釈 (Annex 2 Section 1 General Notes)	
(f)	第30条に規定する特定の割合であって、製品の生産に使用される非原産材料（関連する関税分類の変更が行われないものに限る。）の価額の総額又は総重量に関するものは、次のとおりとする。
	specific percentages referred to in Article 30, which relate to the total value or the total weight of non-originating materials used in the production of a good that do not undergo an applicable change in tariff classification, are as follows:
(i)	統一システムの第19類から第24類までの各類に規定する製品については、当該製品の価額の7%
	in the case of a good provided for in chapter 19 through 24 of the Harmonized System, 7 per cent in value of the good;
(ii)	統一システムの第28類から第49類までの各類及び第64類から第97類までの各類に規定する製品については、当該製品の価額の10%
	in the case of a good provided for in chapter 28 through 49 and 64 through 97 of the Harmonized System, 10 per cent in value of the good; and
(iii)	統一システムの第50類から第63類までの各類に規定する製品については、当該製品の重量の10%
	in the case of a good provided for in chapter 50 through 63 of the Harmonized System, 10 per cent by weight of the good;

注釈1「非原産材料の価額」とは、第28条6の規定に従って決定される価額をいう。	
Note1: The term “value of non-originating materials” means the value determined in accordance with paragraph 6 of Article 28.	
注釈2「当該製品の価額」とは、第28条4（b）に規定する本船渡しの価額又は同条5に規定する価額をいう。	
Note2: The term “value of the good” means the free-on-board value of the good referred to in subparagraph 4（b） of Article 28 or the value set out in paragraph 5 of that Article.	
⑪ブルネイ EPA 第26条 僅少の非原産材料（Article 26 <i>De Minimis</i>）	
附属書2に定める品目別規則の適用上、品目別規則において特定の製品について、その価額、重量又は容積による特定の割合が定められ、かつ、当該製品の生産に使用される非原産材料が全体として当該割合を超えない場合には、当該非原産材料が当該製品について適用される規則を満たしているか否かは考慮しない。 For the application of the product specific rules set out in Annex 2, non-originating materials used in the production of a good that do not satisfy an applicable rule for the good, shall be disregarded, provided that the totality of such materials does not exceed specific percentages in value, weight or volume of the good and such percentages are set out in the product specific rule for the good.	
⑪ブルネイ EPA 附属書2 第1編 一般的注釈（Annex 2 Part 1 General Notes）	
(e)	第26条に規定する特定の割合であって、製品の生産に使用される非原産材料（関連する関税分類の変更が行われないものに限る。）の価額の総額又は総重量に関するものは、次のとおりとする。 specific percentages referred to in Article 26, which relate to the total value or the total weight of non-originating materials used in the production of a good that do not undergo an applicable change in tariff classification, are as follows:
(i)	統一システムの第28類から第49類までの各類及び第64類から第97類までの各類に規定する製品については、当該製品の価額の10% in the case of a good provided for in chapter 28 through 49 and 64 through 97 of the Harmonized System, 10 percent in value of the good; and
(ii)	統一システムの第50類から第63類までの各類に規定する製品については、当該製品の重量の7% in the case of a good provided for in chapter 50 through 63 of the Harmonized System, seven percent by weight of the good.
注釈1「非原産材料の価額」とは、第24条6の規定に従って決定される価額をいう。	
Note1: “Value of non-originating materials” means the value determined in accordance with paragraph 6 of Article 24.	
注釈2「当該製品の価額」とは、第24条4（b）に規定する本船渡しの価額又は同条5に規定する価額をいう。	
Note2: “Value of the good” means the free-on-board value of the good referred to in subparagraph 4（b） of Article 24 or the value set out in paragraph 5 of that Article.	

⑫インドネシアEPA 第31条 僅少の非原産材料 (Article 31 <i>De Minimis</i>)	
附属書2に定める品目別規則の適用上、品目別規則において特定の製品について、その価額、重量又は容積による特定の割合が定められ、かつ、当該製品の生産に使用される非原産材料が全体として当該割合を超えない場合には、当該非原産材料が当該製品について適用される規則を満たしているか否かは考慮しない。	
For the application of the product specific rules set out in Annex 2, non-originating materials used in the production of a good that do not satisfy an applicable rule for the good, shall be disregarded, provided that the totality of such materials does not exceed specific percentages in value, weight or volume of the good and such percentages are set out in the product specific rule for the good.	
⑫インドネシアEPA 附属書2 第1編 一般的注釈 (Annex 2 Part 1 General Notes)	
(e)	第31条に規定する特定の割合であって、製品の生産に使用される非原産材料（関連する関税分類の変更が行われないものに限る。）の価額の総額又は総重量に関するものは、次のとおりとする。
	specific percentages referred to in Article 31, which relate to the total value or the total weight of non-originating materials used in the production of a good that do not undergo an applicable change in tariff classification, are as follows:
(i)	統一システムの第28類から第49類までの各類及び第64類から第97類までの各類に規定する製品については、当該製品の価額の10%
	in the case of a good provided for in chapter 28 through 49 and 64 through 97 of the Harmonized System, 10 percent in value of the good; and
(ii)	統一システムの第50類から第63類までの各類に規定する製品については、当該製品の重量の7%
	in the case of a good provided for in chapter 50 through 63 of the Harmonized System, seven percent by weight of the good; and
	注釈1「非原産材料の価額」とは、第29条6の規定に従って決定される価額をいう。
	Note1: The term “value of non-originating materials” means the value determined in accordance with paragraph 6 of Article 29.
	注釈2「当該製品の価額」とは、第29条4 (b) に規定する本船渡しの価額又は同条5に規定する価額をいう。
	Note2: The term “value of the good” means the free-on-board value of the good referred to in subparagraph 4 (b) of Article 29 or the value set out in paragraph 5 of that Article.
⑬アセアン包括EPA 第28条 僅少の非原産材料 (Article 28 <i>De Minimis</i>)	
1	第26条1 (b) に定める要件又は附属書2に定めるCTCに基づく適用可能な原産地規則を満たさない製品については、次の場合には、締約国の原産品とみなす。ただし、当該製品が原産品とされるためのこの章に定める他のすべての関連する基準を満たしている場合に限る。
	A good that does not satisfy the requirements of subparagraph 1 (b) of Article 26 or an applicable CTC-based rule of origin set out in Annex 2 shall be considered as an originating good of a Party if:

第3部 EPA 原産地規則（広義の総則的規定）の逐条解釈

(a)	統一システムの第16類、第19類、第20類、第22類、第23類、第28類から第49類までの各類及び第64類から第97類までの各類に分類される製品については、当該製品の生産に使用された非原産材料（必要なCTCが行われていないものに限る。）の総額が当該製品のFOBの10% 以下の場合
	in the case of a good classified under Chapters 16, 19, 20, 22, 23, 28 through 49, and 64 through 97 of the Harmonized System, the total value of non-originating materials used in the production of the good that have not undergone the required CTC does not exceed ten (10) per cent of the FOB;
(b)	統一システムの第18類及び第21類に分類される特定の製品については、当該製品の生産に使用された非原産材料（必要なCTCが行われていないものに限る。）の総額が、附属書2に定められているとおり、当該製品のFOBの10% 又は7% 以下の場合
	in the case of a particular good classified under Chapters 18 and 21 of the Harmonized System, the total value of non-originating materials used in the production of the good that have not undergone the required CTC does not exceed ten (10) per cent or seven (7) per cent of the FOB, as specified in Annex 2; or
(c)	統一システムの第50類から第63類までの各類に分類される製品については、当該製品の生産に使用された非原産材料（必要なCTCが行われていないものに限る。）の総重量が当該製品の総重量の10% 以下の場合
	in the case of a good classified under Chapters 50 through 63 of the Harmonized System, the weight of all non-originating materials used in the production of the good that have not undergone the required CTC does not exceed ten (10) per cent of the total weight of the good, provided that it meets all other applicable criteria set out in this Chapter for qualifying as an originating good.
注釈 この1の規定の適用上、前条2 (a) の規定を適用する。	
Note: For the purposes of this paragraph, subparagraph 2 (a) of Article 27 shall apply.	
⑬アセアン包括EPA 附属書2 (Annex 2)	
3	第28条1 (b) の規定の適用上、次の規定を適用する。
	For the purposes of subparagraph 1 (b) of Article 28, the following shall apply:
(i)	統一システムの第1803.10号、第1803.20号及び第1805.00号の各号に分類される製品については、当該製品の生産に使用された非原産材料（必要なCTCが行われていないものに限る。）の総額が、当該製品のFOBの10% 以下の場合
	in the case of a good classified under subheadings 1803.10, 1803.20 and 1805.00 of the HS, the total value of non-originating materials used in its production that have not undergone the required CTC does not exceed ten (10) per cent of the FOB; and
(ii)	統一システムの第2103.90号に分類される製品については、当該製品の生産に使用された非原産材料（必要なCTCが行われていないものに限る。）の総額が、当該製品のFOBの7% 以下の場合
	in the case of a good classified under subheading 2103.90 of the HS, the total value of non-originating materials used in its production that have not undergone the required CTC does not exceed seven (7) per cent of the FOB.

⑭ベトナムEPA 第28条 僅少の非原産材料 (Article 28 <i>De Minimis</i>)	
1	第26条1 (b) に定める要件又は附属書2に定めるCTCに基づく適用可能な原産地規則を満たさない製品については、次の場合には、締約国の原産品とみなす。ただし、当該製品が原産品とされるためのこの章に定める他のすべての関連する基準を満たしている場合に限る。 A good that does not satisfy the requirements of subparagraph 1 (b) of Article 26 or an applicable CTC-based rule of origin set out in Annex 2 shall be considered as an originating good of a Party if:
(a)	統一システムの第16類、第19類、第20類、第22類、第23類、第28類から第49類までの各類及び第64類から第97類までの各類に分類される製品については、当該製品の生産に使用された非原産材料（必要なCTCが行われていないものに限る。）の総額が当該製品のFOBの10% 以下の場合 in the case of a good classified under Chapters 16, 19, 20, 22, 23, 28 through 49, and 64 through 97 of the Harmonized System, the total value of non-originating materials used in the production of the good that have not undergone the required CTC does not exceed 10 percent of the FOB;
(b)	統一システムの第9類、第18類及び第21類に分類される特定の製品については、当該製品の生産に使用された非原産材料（必要なCTCが行われていないものに限る。）の総額が、附属書2に定められているとおり、当該製品のFOBの10% 又は7% 以下の場合 in the case of a particular good classified under Chapters 9, 18, and 21 of the Harmonized System, the total value of non-originating materials used in the production of the good that have not undergone the required CTC does not exceed 10 percent or seven percent of the FOB, as specified in Annex 2; or
(c)	統一システムの第50類から第63類までの各類に分類される製品については、当該製品の生産に使用された非原産材料（必要なCTCが行われていないものに限る。）の総重量が当該製品の総重量の10% 以下の場合 in the case of a good classified under Chapters 50 through 63 of the Harmonized System, the weight of all non-originating materials used in the production of the good that have not undergone the required CTC does not exceed 10 percent of the total weight of the good, provided that it meets all other applicable criteria set out in this Chapter for qualifying as an originating good.
注釈 この1の規定の適用上、前条2 (a) の規定を適用する。 Note: For the purposes of this paragraph, subparagraph 2 (a) of Article 27 shall apply.	
⑭ベトナムEPA 附属書2 (Annex 2)	
3	第28条1 (b) の規定の適用上、次の規定を適用する。 For the purposes of subparagraph 1 (b) of Article 28, the following shall apply:
(a)	統一システムの第0901.21号、第0901.22号、第1803.10号、第1803.20号及び第1805.00号の各号に分類される製品については、当該製品の生産に使用された非原産材料（必要なCTCが行われていないものに限る。）の総額が、当該製品のFOBの10% 以下の場合 in the case of a good classified under subheadings 0901.21, 0901.22, 1803.10, 1803.20, and 1805.00 of the HS, the total value of non-originating materials used in its production that have not undergone the required CTC does not exceed 10 percent of the FOB; and

	(b) 統一システムの第2103.90号に分類される製品については、当該製品の生産に使用された非原産材料（必要なCTCが行われていないものに限る。）の総額が、当該製品のFOBの7% 以下の場合
	in the case of a good classified under subheading 2103.90 of the HS, the total value of non-originating materials used in its production that have not undergone the required CTC does not exceed seven percent of the FOB.
	⑮スイスEPA 附属書2第6条 許容限度 (Annex II Article VI Tolerance)
1	この附属書の付録1に別段の定めがある場合を除くほか、必要な関税分類の変更が行われていない非原産材料を使用して得られる製品については、次の場合には、締約国の原産品とみなす。ただし、当該製品が原産品とされるための要件であって、この附属書（次条を含む。）に定める他のすべての関連するものを満たしている場合に限る。
	Except as otherwise provided for in Appendix 1 to this Annex, a product obtained using non-originating materials that have not undergone the required change in tariff classification shall be considered as an originating product of a Party if:
	(a) 統一システムの第1類から第24類までの各類に分類される製品については、その生産に使用されたすべての非原産材料（必要な関税分類の変更が行われていないものに限る。）の価額が製品の工場渡し価額の7% 以下の場合
	for a product classified under chapters 1 to 24 of the Harmonized System, the value of all nonoriginating materials used in its production that have not undergone the required change in tariff classification does not exceed seven per cent of the ex-works price of the product;
	(b) 統一システムの第25類から第49類までの各類及び第64類から第97類までの各類に分類される製品については、その生産に使用されたすべての非原産材料（必要な関税分類の変更が行われていないものに限る。）の価額が製品の工場渡し価額の10% 以下の場合
	for a product classified under chapters 25 to 49 or 64 to 97 of the Harmonized System, the value of all non-originating materials used in its production that have not undergone the required change in tariff classification does not exceed ten per cent of the ex-works price of the product; or
	(c) 統一システムの第50類から第63類までの各類に分類される製品については、その生産に使用された非原産材料（必要な関税分類の変更が行われていないものに限る。）の総重量が当該製品の総重量の7% 以下の場合
	for a product classified under chapters 50 to 63 of the Harmonized System, the weight of all nonoriginating materials used in its production that have not undergone the required change in tariff classification does not exceed seven per cent of the total weight of the product; and
	provided that the product meets all other applicable conditions for qualifying as an originating product set out in this Annex, including Article VII of this Annex.
	⑯インドEPA 第32条 僅少の非原産材料 (Article 32 <i>De Minimis</i>)
	製品の生産に使用される非原産材料が全体として当該製品の価額又は重量による次の特定の割合を超えない場合には、当該非原産材料が当該製品について適用される規則を満たしているか否かは考慮しない。

	Non-originating materials used in the production of a good that do not satisfy an applicable rule for the good shall be disregarded, provided that the totality of such materials does not exceed specific percentages in value or weight of the good. Such percentages shall be:
(a)	統一システムの第15類から第24類までの各類に分類される製品（第1604.20号、第1605.20号、第1605.90号、第2101.11号、第2101.20号、第2106.10号、第2106.90号、第2207.10号及び第2207.20号の各号に分類される製品を除く。）並びに第2501.00号、第2906.11号、第2918.14号、第2918.15号、第2940.00号、第3505.10号、第3505.20号、第3809.10号及び第3824.60号の各号に分類される製品については、当該製品の価額の7%
	in the case of a good classified under Chapters 15 through 24 (except 1604.20, 1605.20, 1605.90, 2101.11, 2101.20, 2106.10, 2106.90, 2207.10 and 2207.20), 2501.00, 2906.11, 2918.14, 2918.15, 2940.00, 3505.10, 3505.20, 3809.10 and 3824.60 of the Harmonized System, 7 percent in value of the good;
(b)	統一システムの第28類から第49類までの各類に分類される製品（第2905.44号、第2906.11号、第2918.14号、第2918.15号、第2940.00号、第3502.11号、第3502.19号、第3505.10号、第3505.20号、第3809.10号、第3824.60号、第4601.29号、第4601.94号及び第4602.19号の各号に分類される製品を除く。）及び第64類から第97類までの各類に分類される製品については、当該製品の価額の10%
	in the case of a good classified under Chapters 28 through 49 (except 2905.44, 2906.11, 2918.14, 2918.15, 2940.00, 3502.11, 3502.19, 3505.10, 3505.20, 3809.10, 3824.60, 4601.29, 4601.94 and 4602.19) and 64 through 97 of the Harmonized System, 10 percent in value of the good; and
(c)	統一システムの第50類から第63類までの各類に分類される製品（第5001.00号及び第5003.00号の各号に分類される製品並びに第51.02項、第51.03項、第52.01項から第52.03項まで、第53.01項及び第53.02項の各項に分類される製品を除く。）については、当該製品の重量の7%
	in the case of a good classified under Chapters 50 through 63 (except 5001.00, 5003.00, heading 51.02, 51.03, 52.01 through 52.03, 53.01 and 53.02) of the Harmonized System, 7 percent in weight of the good.
	注釈1 この条の規定の適用上、「製品の価額」とは、第30条1に規定する当該製品の本船渡し時の価額又は同条2に定める価額をいう。
	Note1: For the purposes of this Article, the term “value of the good” means the free-on-board value of the good referred to in paragraph 1 of Article 30 or the value set out in paragraph 2 of that Article.
	注釈2 この条の規定の適用上、「統一システム」とは、附属書2に定める品目別規則において用いられているものをいう。
	Note2: For the purposes of this Article, “Harmonized System” is that on which the product specific rules set out in Annex 2 are based.
	注釈3 この条の規定は、第30条に定める原産資格割合の算定については、適用しない。
	Note3: This Article shall not be applied in calculating the qualifying value content set out in Article 30.

⑰ペルーEPA 第44条 僅少の非原産材料 (Article 44 <i>De Minimis</i>)	
1	附属書3に定める関税分類の変更に関する要件を満たさない製品については、次の場合には、締約国の原産品とみなす。ただし、当該製品が原産品とされるためのこの章に規定する他の全ての関連する要件を満たすことを条件とする。 A good that does not satisfy a change in tariff classification requirement set out in Annex 3 shall be considered as an originating good of a Party if:
(a)	統一システムの第1類、第4類から第15類まで又は第17類から第24類までの各類に分類される製品については、当該製品の生産において使用された非原産材料（必要な関税分類の変更が行われていないものに限る。）の総額が、第41条の規定に従って決定される当該製品のFOB価額の10%以下であり、かつ、当該製品の生産において使用される非原産材料が、この条の規定に従って原産品とされる製品と異なる号に掲げられる場合 in the case of a good classified under Chapter 1, 4 through 15, or 17 through 24 of the Harmonized System, the total value of non-originating materials used in the production of the good that have not undergone the required change in tariff classification does not exceed 10 percent of the FOB value of the good, determined pursuant to Article 41, and the non-originating material used in the production of the good is provided for in a sub-heading which is different from that of the good for which the origin is being determined under this Article;
(b)	統一システムの第25類から第49類まで又は第64類から第97類までの各類に分類される製品については、当該製品の生産において使用された非原産材料（必要な関税分類の変更が行われていないものに限る。）の総額が、第41条の規定に従って決定される当該製品のFOB価額の10%以下の場合 in the case of a good classified under Chapter 25 through 49, or 64 through 97 of the Harmonized System, the total value of non-originating materials used in the production of the good that have not undergone the required change in tariff classification does not exceed 10 percent of the FOB value of the good, determined pursuant to Article 41; or
(c)	統一システムの第50類から第63類までの各類に分類される製品については、当該製品の生産において使用された非原産材料（必要な関税分類の変更が行われていないものに限る。）の総重量が当該製品の総重量の10%以下の場合 in the case of a good classified under Chapter 50 through 63, of the Harmonized System, the total weight of non-originating materials used in the production of the good that have not undergone the required change in tariff classification does not exceed 10 percent of the total weight of the good, provided that it meets all other applicable requirements set out in this Chapter for qualifying as an originating good.

表3-60

○EU-韓国FTA Protocol Article 5 Sufficiently worked or processed products
2. Notwithstanding paragraph 1, non-originating materials which, according to the conditions set out in the list in Annex II, should not be used in the manufacture of a product may nevertheless be used, provided that: (a) their total value does not exceed 10 percent of the ex-works price of the product; and (b) any of the percentages given in the list in Annex II for the maximum value of non-originating materials are not exceeded through the application of this paragraph. 3. Paragraph 2 shall not apply to products falling within Chapters 50 to 63 of the HS.

○US-韓国FTA ARTICLE 6.6: DE MINIMIS
1. Except as provided in Annex 6-B, each Party shall provide that a good that does not undergo a change in tariff classification pursuant to Annex 6-A is nonetheless originating if the value of all non-originating materials that have been used in the production of the good and do not undergo the applicable change in tariff classification does not exceed ten percent of the adjusted value of the good, provided that the value of such non-originating materials shall be included in the value of non-originating materials for any applicable regional value content requirement and that the good meets all other applicable requirements in this Chapter.
2. With respect to a textile or apparel good, Article 4.2.7 (Rules of Origin and Related Matters) applies in place of paragraph 1.

また、「僅少の非原産材料」の概念がHS品目表のどの類に適用され、どの類には適用されないかという点が、各原産地規則によって少しずつ異なることから、これを比較対照してみると、表3-61のとおりである。

6. 他のEPAの条文の解説

オーストラリアEPA以外のEPAにおける本概念の規定については、以下に代表的なものとして、メキシコEPA、マレーシアEPA、アセアン包括EPA及びスイスEPAを取り上げる。

ペルーEPAについてはメキシコEPAの規定を、シンガポール、フィリピン、チリ、タイ、ブルネイ、インドネシアの各EPAについてはマレーシアEPAの規定を、ベトナムEPAについてはアセアン包括EPAの規定をそれぞれ参照されたい。

なお、インドEPAについては、マレーシアEPA及びメキシコEPAの規定を参照されたい。

(1) メキシコEPA第25条

1	製品の生産に使用する非原産材料であって、附属書4に定める関連する関税分類の変更が行われないすべてのものの価額の総額が当該製品の取引価額（第23条2又は3の規定に従って調整したものをいう。）の10%以下であり、かつ、当該製品がこの章の他のすべての関連する要件を満たす場合には、当該製品は、原産品とする。 A good shall be considered to be an originating good if the value of all non-originating materials used in the production of the good that do not undergo an applicable change in tariff classification set out in Annex 4 is not more than 10 percent of the transaction value of the good, adjusted to the basis set out in paragraph 2 or 3, as the case may be, of Article 23, and the good satisfies all other applicable requirements of this Chapter.
4	1の規定は、次のものについては、適用しない。 Paragraph 1 above shall not apply to: (a) 統一システムの第50類から第63類までの製品 a good provided for in Chapters 50 through 63 of the Harmonized System; or (b) (省略)

第3部 EPA 原産地規則（広義の総則的規定）の逐条解釈

表3-61 HS品目表の

	第1類	第2類、 第3類	第4類 — 第8類	第9類	第10類 — 第14類	第15類	第16類	第17類	第18類
シンガポール EPA	×								
メキシコ EPA	産品の取引 価額の10% 以下(*1)	×	産品の取引価額の10% 以下(*1)				×	産品の取引価額の	
マレーシア・ インドネシ ア・ブルネ イ・フィリ ピン各EPA	×								
チリEPA	×								
タイEPA	×								
アセアン包括 EPA	×						産品のF OB価額の 10% 以下	×	第1803.10、1803.20、 1805.00号：産品のF OB価額の10% 以下 その他：×
スイスEPA	産品の工場渡し								
ベトナム EPA	×		第0901.21、0901.22 号：産品のFOB価 額の10% 以下 その他：×	×		産品のF OB価額の 10% 以下	×	第1803.10、1803.20、 1805.00号：産品のF OB価額の10% 以下 その他：×	
インドEPA	×					産品のFOB価額の			
ペルーEPA	産品のFO B価額の10 % 以下(* 1)	×	産品のFOB価額の10% 以下(*1)			×		産品のFOB価額の	
オーストラリ アEPA	産品のFOB価額の								

×：「僅少の非原産材料」の概念が適用されないことを示す。

*1：産品の生産に使用する非原産材料が、原産品とされる産品と異なる号に掲げられる場合に限り、適用され

*2：産品の関税分類を決定する材料に含まれる特定の繊維又は糸が、所定の関税分類変更を満たしていないこ

*3：第32.04項及び第34.02項に関しては、産品の工場渡し価額の20% 以下。

*4：一部の品目については、例外あり。

類別の適用状況対照表

第19類		第20類	第21類	第22類 — 第23類	第24類 — 第27類	第25類 — 第27類	第28類 — 第49類	第50類—第63類	第64類 — 第97類
		産品のFOB価額の7% 以下		×			産品のF OB 価 額 の 1 0 % 以下	産品の重量の7% 以下	産品のF OB 価 額 の 1 0 % 以下
10% 以下(* 1)							産品の取 引価額の 10% 以下	関税分類を決定する材料 に含まれる特定の繊維又 は糸の総重量が当該材料 の総重量の7% 以下であ る場合(* 2)	産品の取 引価額の 10% 以下
							産品のF OB 価 額 の 1 0 % 以下	産品の重量の7% 以下	産品のF OB 価 額 の 1 0 % 以下
産品のF OB 価 額 の 7 % 以下	第2008.92号：産 品のFOB価額の 10% 以下 第2008.92号 以 外：産品のFOB 価額の7% 以下		産品のFOB 価額 の7% 以下	×			産品のF OB 価 額 の 1 0 % 以下	産品の重量の7% 以下	産品のF OB 価 額 の 1 0 % 以下
産品のFOB 価額の7% 以下					×		産品のF OB 価 額 の 1 0 % 以下	産品の重量の10% 以下	産品のF OB 価 額 の 1 0 % 以下
産 品 のFOB 価 額 の10% 以下			第2103.90号：産 品のFOB 価額の 7% 以下 その他：×	産品のF OB 価 額 の 1 0 % 以下	×		産品のF OB 価 額 の 1 0 % 以下	産品の総重量の10% 以下	産品のF OB 価 額 の 1 0 % 以下
価額の7% 以下					産品の工場渡し 価 額の10% 以下(*3)			産品の総重量の7% 以下	産品の工 場渡し 価 額の10% 以下
産 品 のFOB 価 額 の10% 以下			第2103.90号：産 品のFOB 価額の 7% 以下 その他：×	産品のF OB 価 額 の 1 0 % 以下	×		産品のF OB 価 額 の 1 0 % 以下	産品の総重量の10% 以下	産品のF OB 価 額 の 1 0 % 以下
7% 以下(* 4)					×(* 4)		産品のF OB 価 額 の10% 以 下(*4)	産品の総重量の7% 以下 (* 4)	産品のF OB 価 額 の 1 0 % 以下
10% 以下(* 1)					産 品 のFOB 価 額 の10% 以下			産品の総重量の10% 以下	産品のF OB 価 額 の 1 0 % 以下
10% 以下(* 1)					産 品 のFOB 価 額 の10% 以下			産品の総重量の10% 以下	産品のF OB 価 額 の 1 0 % 以下

る。(メキシコEPA第25条4 (b)、ペルーEPA第44条1 (a)、オーストラリアEPA第3.4条4)とを理由として、当該産品が原産品と認められない場合に限り適用される。

5	統一システムの第50類から第63類までの産品であつて、その関税分類を決定する材料に含まれる特定の繊維又は糸について附属書4に定める関連する関税分類の変更が行われないことを理由として原産品とされないものについては、当該材料に含まれる当該繊維又は糸の総重量が当該材料の総重量の7% 以下である場合には、原産品とする。
	A good provided for in Chapters 50 through 63 of the Harmonized System that does not originate because certain fibers or yarns used in the production of the material that determines the tariff classification of the good do not undergo an applicable change in tariff classification set out in Annex 4, shall nonetheless be considered to originate if the total weight of all such fibers or yarns in that material is not more than 7 percent of the total weight of such material.

① 本規定の趣旨

イ. 第25条1

オーストラリアEPA第3.4条3の柱書き及びサブパラグラフ（a）と同旨である。

ロ. 第25条4

1の規定の適用除外品目を定めるものである。

ハ. 第25条5

4（a）において1の規定の適用除外品目とされた繊維製品（HS第50類～第63類）に適用される規定を定めるものである。

② 本規定において用いられている用語等の意味

「産品の取引価額（transaction value of the good）」：メキシコEPA第38条（s）において、

「産品の取引価額」とは、産品が輸出のために販売されるか否かにかかわらず、産品の生産者が行う取引に関連して産品に対して現実に支払われた又は支払われるべき価格（関税評価協定第1条に規定する原則に基づくものをいう。）であつて、関税評価協定第8条1、3及び4に規定する原則に従つて調整されるものをいう。この定義の適用上、産品の生産者を関税評価協定に規定する売手とする。

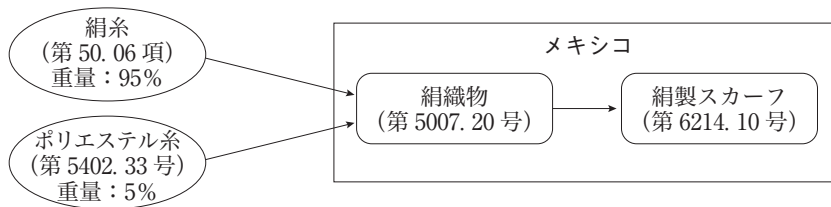
the term “transaction value of a good” means the price actually paid or payable for a good with respect to a transaction of the producer of the good, pursuant to the principles of Article 1 of the Customs Valuation Code, adjusted in accordance with the principles of paragraphs 1, 3 and 4 of Article 8 of the Customs Valuation Code, regardless of whether the good is sold for export. For the purposes of this definition, the seller referred to in the Customs Valuation Code shall be the producer of the good;

旨が規定されている。

「第23条2…の規定に従つて調整したもの（adjusted to the basis set out in paragraph 2... of Article 23）」：本船渡し価額に調整したもの

「第23条…3の規定に従つて調整したもの（adjusted to the basis set out in paragraph... 3... of Article 23）」：生産者が産品を直接輸出しない場合において、当該生産者の所在する締約国の区域において買手が当該生産者から当該産品を受領する地点における価額に調整した

図3-21



もの。

「附属書4に定める関連する関税分類の変更が行われないすべてのものの価額の総額が…であり（the value of all non-originating materials used in the production of the good that do not undergo an applicable change in tariff classification set out in Annex 4 is）」：「価額の総額」とあることから、関税分類変更基準を満たさない非原産材料が複数ある場合には、その価額の合計が定められた割合を超えない場合と解される。

「この章の他のすべての関連する要件（all other applicable requirements of this Chapter）」：「この章」＝第4章であり、よって原産地基準のうち関連するものと解される。具体的には、第34条（原産資格を与えることとならない作業）が代表的な例であるが、その他に第22条（原産品）、第23条（域内原産割合）、第24条（材料の価額）、第26条（中間材料）、第27条（累積）、第28条（代替性のある製品及び材料）、第29条（セット、キット又は複合的な製品）、第30条（間接材料）、第31条（附属品、予備部品及び工具）、第32条（小売用の包装材料及び包装容器）、第33条（船積み用のこん包材料及びこん包容器）のうち、当該製品の生産に当たり実際に関連のあるものを指す。

③ 本規定の解釈

○第25条5

例えば、図3-21に掲げる絹製スカーフ（第6214.10号）を例にとって第25条5の規定を具体的に読み替えてみることにする。

まず、第6214.10号の物産品に係る品目別規則は、

「他の類の材料からの変更（第51.06項から第51.13項まで、第52.04項から第52.12項まで、第53.07項から第53.08項まで、第53.10項から第53.11項まで、第54類、第55.08項から第55.16項まで、第58.01項から第58.02項まで又は第60類の材料からの変更を除く。）」

であり、かつ、第62類の注釈において、

「この類の製品が原産品であるか否かを決定するに当たり、これらの製品について適用される規則は、これらの製品の関税分類を決定する構成部分についてのみ適用されるものとし、当該構成部分は、これらの製品に係る規則に定める関税分類の変更の要件を満たさなければならない。」

と規定されている。

また、ここに規定するとおり、「僅少の非原産材料」の閾値は重量ベースで7%である。

以上より、第25条5の規定は次のように読み替えることが可能である。

(注) 下記の読替え文の読み方は以下のとおり。

・ゴシック体の部分と、その直後のカッコ書きの中のイコールより後の部分とが同等。

統一システムの第50類から第63類までの産品（＝第6214.10号の絹製のスカーフ）であつて、その関税分類を決定する材料（＝第5007.20号の絹織物）に含まれる特定の繊維又は糸（＝ポリエステル糸）について附属書4に定める関連する関税分類の変更（＝「他の類の材料からの変更（…第54類…の材料からの変更を除く。）」）が行われないことを理由として原産品とされないものについては、当該材料（＝絹織物）に含まれる当該繊維又は糸（＝ポリエステル糸）の総重量が当該材料の総重量の7%以下である場合には、原産品とする。

ポリエステル糸は、関税分類変更基準を満たしていないが、重量が全体の5%である（＝「僅少の非原産材料」の閾値である7%を下回っている）ことから、この要件を満たすこととなり、よつて、上記の絹製スカーフはメキシコEPAの下での原産品の資格が付与されることとなる。

(2) マレーシアEPA第30条

附属書2に定める品目別規則の適用上、品目別規則において特定の産品について、その価額、重量又は容積による特定の割合が定められ、かつ、当該産品の生産に使用される非原産材料が全体として当該割合を超えない場合には、当該非原産材料が当該産品について適用される規則を満たしているか否かを考慮しない。

For the application of the product specific rules set out in Annex 2, non-originating materials used in the production of a good that do not satisfy an applicable rule for the good shall be disregarded, provided that the totality of such materials does not exceed specific percentages in value, weight or volume of the good and such percentages are set out in the product specific rule for the good.

○本条において用いられている用語等の意味

「品目別規則において特定の産品について、その価額、重量又は容積による特定の割合が定められ（… specific percentages in value, weight or volume of the good and such percentages are set out in the product specific rule for the good）」：附属書2第1節（一般的注釈）の（e）において具体的に規定されている（下記（3）参照。見て分かるとおり、個々の品目ごとに規定するのではなく、品目別規則の冒頭の注釈においてまとめた形で規定されている）。

「非原産材料（non-originating materials）」：協定において明示的な定義はないが、「締約国の原産材料」（マレーシアEPA第27条（j）参照）と認めることができない材料を指すものと解される。

「当該産品について適用される規則（an applicable rule for the good）」：原産品であるかないかを判断しようとしている産品に対して適用される品目別規則（すなわち、当該産品のHS番号に対応する品目別規則）を指す。

「当該非原産材料が当該製品について適用される規則を満たしているか否かを考慮しない。

(non-originating materials used in the production of a good that do not satisfy an applicable rule for the good shall be disregarded)」：本条の規定だけでは明確ではないが、マレーシアEPA附属書2第1節（e）の規定と併せ読むと、同規定の適用を受ける品目別規則は関税分類変更基準に基づいたものであることが分かる。関税分類変更基準に関しては、すべての非原産材料が同基準を満たしていることが要件とされているが、本条の規定により当該要件を解除し、関税分類変更基準を満たさない非原産材料が特定の割合以下である場合には、原産品であるかないかの判断に当たって当該満たさない非原産材料の存在を考慮しないことができるとするもの。

（3）マレーシアEPA附属書2第1節

(e)	第30条に規定する特定の割合であって、統一システムの第28類から第97類までに規定する製品の生産に使用される非原産材料（関連する関税分類の変更が行われないものに限る。）の価額の総額又は総重量に関するものは、次のとおりとする。
	Specific percentages referred to in Article 30, which relate to the total value and the total weight of non-originating materials used in the production of a good provided for in Chapter 28 through 97 of the Harmonized System, that do not undergo an applicable change in tariff classification, are as follows:
(i)	統一システムの第28類から第49類までの各類及び第64類から第97類までの各類に規定する製品については、当該製品の価額の10%
	in the case of a good provided for in Chapter 28 through 49 and 64 through 97 of the Harmonized System, 10 percent in value of the good; and
(ii)	統一システムの第50類から第63類までの各類に規定する製品については、当該製品の重量の7%
	in the case of a good provided for in Chapter 50 through 63 of the Harmonized System, 7 percent by weight of the good;
注釈1	「非原産材料の価額」とは、第28条6の規定に従って決定される価額をいう。
Note 1:	the term “value of non-originating materials” means the value determined in accordance with paragraph 6 of Article 28.
注釈2	「当該製品の価額」とは、第28条4（b）に規定する本船渡しの価額又は同条5に規定する価額をいう。
Note 2:	the term “value of the good” means the free-on-board value of the good referred to in subparagraph 4（b） of Article 28 or the value set out in paragraph 5 of that Article.

① 本規定において用いられている用語等の意味

「統一システムの第28類から第97類までに規定する（provided for in Chapter 28 through 97 of the Harmonized System）」：統一システム（=HS）の第1類から第27類までの製品に対しては、本概念は適用されないことを明確化したもの。

「（関連する関税分類の変更が行われないものに限る。）（that do not undergo an applicable

第3部 EPA 原産地規則（広義の総則的規定）の逐条解釈

change in tariff classification)」：この部分により、本概念の適用対象となる品目別規則は、関税分類変更基準に基づくものであることが明確にされている。

「…の価額の総額又は総重量に関するもの（which relate to the total value and the total weight）」：協定第30条においては、「その価額、重量又は容積による特定の割合」と規定されているが、本規定において容積による割合を定めることは排除されている。なお、「価額の総額又は総重量」とあることから、関税分類変更基準を満たさない非原産材料が複数ある場合には、その価額又は重量の合計が定められた割合を超えない場合と解される。

（i）の規定

関税分類変更基準を満たさない非原産材料のCIF価格（注釈1参照）の総額が、製品のFOB価格（注釈2参照）の10% 以下である場合には、当該非原産材料を考慮しないことができるというもの。

（ii）の規定

関税分類変更基準を満たさない非原産材料の総重量が、製品の重量の7% 以下である場合には、当該非原産材料を考慮しないことができるというもの。

なお、メキシコEPA第25条5に本規定と同様の規定があるが、メキシコEPAにおいては、「その関税分類を決定する材料に含まれる」という条件が付されている点が、本規定と異なる点である。

注釈1の規定

非原産材料の価額は、

①原則としてCIF価格

→②CIF価格が不明で確認できない場合には確認可能な最初の支払価額とするもの。

注釈2の規定

製品の価額は、

①原則としてFOB価格

→②FOB価格が存在するが、不明で確認できない場合には、製品の買手から製品の生産者への確認可能な最初の支払に係る価額に調整される価額

→③FOB価格が存在しない場合には、関税評価協定第1条から第8条までの規定に従って決定される価額

とするもの。

なお、これら2つの注釈は「価額」の意義について恣意的な解釈がなされないように設けられたものである。

（4）アセアン包括EPA第28条

1	第26条1（b）に定める要件又は附属書2に定めるCTCに基づく適用可能な原産地規則を満たさない製品については、次の場合には、締約国の原産品とみなす。ただし、当該製品が原産品とされるためのこの章に定める他のすべての関連する基準を満たしている場合に限る。
---	---

	A good that does not satisfy the requirements of subparagraph 1 (b) of Article 26 or an applicable CTC-based rule of origin set out in Annex 2 shall be considered as an originating good of a Party if:
(a)	統一システムの第16類、第19類、第20類、第22類、第23類、第28類から第49類までの各類及び第64類から第97類までの各類に分類される製品については、当該製品の生産に使用された非原産材料（必要なCTCが行われていないものに限る。）の総額が当該製品のFOBの10% 以下の場合
	in the case of a good classified under Chapters 16, 19, 20, 22, 23, 28 through 49, and 64 through 97 of the Harmonized System, the total value of non-originating materials used in the production of the good that have not undergone the required CTC does not exceed ten (10) per cent of the FOB;
(b)	統一システムの第18類及び第21類に分類される特定の製品については、当該製品の生産に使用された非原産材料（必要なCTCが行われていないものに限る。）の総額が、附属書2に定められているとおり、当該製品のFOBの10% 又は7% 以下の場合
	in the case of a particular good classified under Chapters 18 and 21 of the Harmonized System, the total value of non-originating materials used in the production of the good that have not undergone the required CTC does not exceed ten (10) per cent or seven (7) per cent of the FOB, as specified in Annex 2; or
(c)	統一システムの第50類から第63類までの各類に分類される製品については、当該製品の生産に使用された非原産材料（必要なCTCが行われていないものに限る。）の総重量が当該製品の総重量の10% 以下の場合
	in the case of a good classified under Chapters 50 through 63 of the Harmonized System, the weight of all non-originating materials used in the production of the good that have not undergone the required CTC does not exceed ten (10) per cent of the total weight of the good,
	provided that it meets all other applicable criteria set out in this Chapter for qualifying as an originating good.
注釈	この1の規定の適用上、前条2（a）の規定を適用する。
Note:	For the purposes of this paragraph, subparagraph 2 (a) of Article 27 shall apply.

① 本規定において用いられている用語等の意味

「CTC（CTC）」：Change in Tariff Classificationの略。HSの下での関税分類の変更のことを意味する（アセアン包括EPA第26条1（b）参照）。

「第26条1（b）に定める要件又は附属書2に定めるCTCに基づく適用可能な原産地規則（the requirements of subparagraph 1 (b) of Article 26 or an applicable CTC-based rule of origin set out in Annex 2）」：関税分類変更基準は附属書2の品目別規則のみならず、第26条1（b）の一般ルールにおいても規定されていることから、そのいずれであっても、本条の規定は適用され得ることを明確化したもの。

「当該製品が原産品とされるためのこの章に定める他のすべての関連する基準を満たしている場合に限る（provided that it meets all other applicable criteria set out in this Chapter

for qualifying as an originating good)」：第28条1の規定は、第26条1（b）の規定又は附属書2の品目別規則を満たさない産品であっても、一定要件を満たす場合には原産品と認めるというものであり、すなわち第24条（b）（+第26条1（b）又は同条2）の例外を定めるものである。

一方、第24条（b）においては、

次のいずれかの産品であつて、この章に規定する他のすべての関連する要件を満たすものは、締約国の原産品とする。（a good shall qualify as an originating good of a Party if it: ... and meets all other applicable requirements of this Chapter.）（下線強調：筆者）

と規定されているところ、本条においても下線部に対応する概念が必要となることから、それを定めたものが本規定となる。

「この章に定める他のすべての関連する基準（all other applicable criteria set out in this Chapter）」：「この章」＝第3章であり、原産地規則のうち関連するものと解される。具体的には、第30条（原産資格を与えることとならない作業）が代表的な例であるが、その他に第24条（原産品）、第26条（完全には得られず、又は生産されない産品）、第27条（域内原産割合の算定）、第29条（累積）、第32条（こん包材料及びこん包容器）、第33条（附属品、予備部品、工具及び解説材料その他の資料）、第34条（間接材料）、第35条（同一の又は交換可能な材料）のうち、当該産品の生産に当たり実際に関連のあるものを指す。

「統一システム（the Harmonized System）」：いわゆるHSのこと。

「FOB（FOB）」：本条の注釈にあるとおり、第27条2（a）に規定するFOBを意味する。

「（必要なCTCが行われていないものに限る。）（that have not undergone the required CTC）」：原産品であるかないかの決定に当たって考慮しなくてよい非原産材料とは、関税分類変更基準を満たしていないものに限られることを明記したもの。

「統一システムの第18類及び第21類に分類される特定の産品については、…附属書2に定められているとおり（in the case of a particular good classified under Chapters 18 and 21 of the Harmonized System）」：HSの第18類及び第21類については、類（HS番号2桁レベル）全体に本条の規定の適用を認めたわけではなく、附属書2においてHS番号6桁レベルで特定される一部産品についてのみ適用を認めており、具体的な産品については附属書2の冒頭の3.において指定されている。附属書2においてHS番号6桁レベルで特定されていない産品については本規定は適用されない。

(5) アセアン包括EPA附属書2

3	第28条1（b）の規定の適用上、次の規定を適用する。
	For the purposes of subparagraph 1（b） of Article 28, the following shall apply:
(i)	統一システムの第1803.10号、第1803.20号及び第1805.00号の各号に分類される産品については、当該産品の生産に使用された非原産材料（必要なCTCが行われていないものに限る。）の総額が、当該産品のFOBの10% 以下の場合

	in the case of a good classified under subheadings 1803.10, 1803.20 and 1805.00 of the HS, the total value of non-originating materials used in its production that have not undergone the required CTC does not exceed ten (10) per cent of the FOB; and
(ii)	統一システムの第2103.90号に分類される製品については、当該製品の生産に使用された非原産材料（必要なCTCが行われていないものに限る。）の総額が、当該製品のFOBの7% 以下の場合
	in the case of a good classified under subheading 2103.90 of the HS, the total value of non-originating materials used in its production that have not undergone the required CTC does not exceed seven (7) per cent of the FOB.

○本規定の趣旨

協定本体の第28条1（b）にいう「統一システムの第18類及び第21類に分類される特定の産品」を明確化したもの。

(6) スイスEPA附属書2第6条

○本条（第6条）の趣旨

他のEPAにおける「僅少の非原産材料」という名称の規定と同等の概念を定めたもの。

1	この附属書の付録1に別段の定めがある場合を除くほか、必要な関税分類の変更が行われていない非原産材料を使用して得られる製品については、次の場合には、締約国の原産品とみなす。ただし、当該製品が原産品とされるための要件であって、この附属書（次条を含む。）に定める他のすべての関連するものを満たしている場合に限る。
	Except as otherwise provided for in Appendix 1 to this Annex, a product obtained using non-originating materials that have not undergone the required change in tariff classification shall be considered as an originating product of a Party if:
(a)	統一システムの第1類から第24類までの各類に分類される製品については、その生産に使用されたすべての非原産材料（必要な関税分類の変更が行われていないものに限る。）の価額が製品の工場渡し価額の7% 以下の場合
	for a product classified under chapters 1 to 24 of the Harmonized System, the value of all nonoriginating materials used in its production that have not undergone the required change in tariff classification does not exceed seven per cent of the ex-works price of the product;
(b)	統一システムの第25類から第49類までの各類及び第64類から第97類までの各類に分類される製品については、その生産に使用されたすべての非原産材料（必要な関税分類の変更が行われていないものに限る。）の価額が製品の工場渡し価額の10% 以下の場合
	for a product classified under chapters 25 to 49 or 64 to 97 of the Harmonized System, the value of all non-originating materials used in its production that have not undergone the required change in tariff classification does not exceed ten per cent of the ex-works price of the product; or

(c)	統一システムの第50類から第63類までの各類に分類される製品については、その生産に使用された非原産材料（必要な関税分類の変更が行われていないものに限る。）の総重量が当該製品の総重量の7% 以下の場合
	for a product classified under chapters 50 to 63 of the Harmonized System, the weight of all nonoriginating materials used in its production that have not undergone the required change in tariff classification does not exceed seven per cent of the total weight of the product; and
	provided that the product meets all other applicable conditions for qualifying as an originating product set out in this Annex, including Article VII of this Annex.

① 本規定（第6条1）において用いられている用語等の意味

「この附属書の付録1に別段の定めがある場合を除くほか（Except as otherwise provided for in Appendix 1 to this Annex）」：第32.04項及び第34.02項の製品に関しては、付録1に例外規定が定められており、それとの優先関係を明確するためにこの表現が挿入されている。ただし、これらの製品に係る規定は、付録1の冒頭部分ではなく、それぞれの項に係る品目別規則を定めた箇所に注釈として規定されている。

「工場渡し価額（ex-works price）」：スイスEPA附属書2第1条（定義）（e）において、

「工場渡し価額」とは、工場渡しの製品について、締約国の関税地域に所在する生産者であって、最後の作業又は加工を行ったものへの支払に係る価額をいう。この場合において、当該価額には、使用されたすべての材料の価額、賃金その他の費用及び利益（ただし、利益については、得られる製品が輸出される際に還付され、又は払い戻された内国税を減じた額とする。）を含む。

“ex-works price” means the price paid for the product ex-works to the producer located in the customs territory of a Party in whose undertaking the last working or processing is carried out, provided that the price includes the value of all the materials used, wage and any other cost, and profit minus any internal taxes returned or repaid when the product obtained is exported;

と定義されている。

② 本規定に関連する付録1の規定

イ. 第32.04項の製品に係る注釈

この規則を適用するに当たり、第32.04項に分類される非原産材料であって生産に使用されたものについては、当該非原産材料の総額が製品の工場渡し価額の20% を超えない場合には、統一システムの関税分類の変更であって4桁番号の水準におけるものを必要としない。

In applying this rule, a change in tariff classification at the fourdigit level of the HS is not required for nonoriginating materials classified under heading 32.04 used in the production, provided that the total value of those nonoriginating materials does not

exceed 20% of the exworks price of the product.

ロ. 第34.02項の産品に係る注釈

この規則を適用するに当たり、第34.02項に分類される非原産材料であって生産に使用されたものについては、当該非原産材料の総額が産品の工場渡し価額の20%を超えない場合には、統一システムの関税分類の変更であって4桁番号の水準におけるものを必要としない。

In applying this rule, a change in tariff classification at the fourdigit level of the HS is not required for nonoriginating materials classified under heading 34.02 used in the production, provided that the total value of those nonoriginating materials does not exceed 20% of the exworks price of the product.

これらから見るとおり閾値は20%となっており、要件が緩和されていることが理解できるであろう。

(7) インドEPA第32条

	産品の生産に使用される非原産材料が全体として当該産品の価額又は重量による次の特定の割合を超えない場合には、当該非原産材料が当該産品について適用される規則を満たしているか否かは考慮しない。
	Non-originating materials used in the production of a good that do not satisfy an applicable rule for the good shall be disregarded, provided that the totality of such materials does not exceed specific percentages in value or weight of the good. Such percentages shall be:
	(省略)
注釈1	この条の規定の適用上、「産品の価額」とは、第30条1に規定する当該産品の本船渡しの価額又は同条2に定める価額をいう。
Note 1:	For the purposes of this Article, the term “value of the good” means the free-on-board value of the good referred to in paragraph 1 of Article 30 or the value set out in paragraph 2 of that Article.
注釈2	この条の規定の適用上、「統一システム」とは、附属書2に定める品目別規則において用いられているものをいう。
Note 2:	For the purposes of this Article, “Harmonized System” is that on which the product specific rules set out in Annex 2 are based.
注釈3	この条の規定は、第30条に定める原産資格割合の算定については、適用しない。
Note 3:	This Article shall not be applied in calculating the qualifying value content set out in Article 30

① 本規定において用いられている用語等の意味

「第30条1に規定する当該産品の本船渡しの価額 (the free-on-board value of the good referred to in paragraph 1 of Article 30)」：第30条1において以下のように規定されている。「FOB」とは、2に規定する場合を除くほか、輸送の方法を問わず、産品の買手から当該産品の売手に支払われる当該産品の本船渡しの価額をいう。ただし、当該産品が輸出され

第3部 EPA 原産地規則（広義の総則的規定）の逐条解釈

る際に軽減され、免除され、又は払い戻された内国税を含まない。

F.O.B. is, except as provided for in paragraph 2, the free-on-board value of a good payable by the buyer of the good to the seller of the good, regardless of the mode of shipment, not including any internal excise taxes reduced, exempted, or repaid when the good is exported;

「同条2に定める価額（the value set out in paragraph 2 of that Article）」：第30条2において以下のように規定されている。

(a) 産品の本船渡しの価額は存在するが、その価額が不明で確認することができない場合には、1に規定するFOBは、当該産品の買手から当該産品の生産者への確認可能な最初の支払に係る価額に調整される価額とする。

(b) 産品の本船渡しの価額が存在しない場合には、1に規定するFOBは、関税評価協定第1条から第8条までの規定に従って決定される価額とする。

F.O.B. referred to in paragraph 1 shall be the value:

(a) adjusted to the first ascertainable price paid for a good from the buyer to the producer of the good, if there is free-on-board value of the good, but it is unknown and cannot be ascertained; or

(b) determined in accordance with Articles 1 through 8 of the Agreement on Customs Valuation, if there is no free-on-board value of a good.

注釈3の規定

僅少の非原産材料の概念は付加価値基準に基づく品目別規則には適用されないということについて明確化を図ったものと解される。

そもそも「僅少の非原産材料」の概念は、ごく僅かな非原産材料が関税分類変更基準を満たさない場合の救済措置として設けられていることを考慮すると、上記の点は自明の理とも言い得るところではあるが、オーストラリアEPA第3.4条5において想定されているようなケースもあり得ることから、確認的に規定されたものと解すべきであろう。

したがって、オーストラリアEPA第3.4条5に実質的に対応する規定と考えられる。

第3.4条4

4	3の規定は、統一システムの第1類から第24類までの各類に掲げる産品については、適用しない。ただし、当該産品の生産に使用する非原産材料が、この条の規定に従って原産品とされる産品と異なる号に掲げられる場合を除く。
	Paragraph 3 shall not apply to a good provided for in Chapters 1 through 24 of the Harmonized System, except where the non-originating material used in the production of the good is provided for in a different subheading than the good for which origin is being determined under this Article.

1. 本規定の趣旨

本規定は、HS第1類から第24類までの産品に対しては一部を除き、第3.4条3の規定は適用されないことを示すものである。

言い換えると第1類から第24類までの産品であっても、本規定の第2文に掲げる条件を満たす場合には、第3.4条3の規定が適用されるということである。

2. 本規定において用いられている用語等の意味

「非原産材料（non-originating materials）」：第3.4条2の解説の2.を参照のこと。

3. 本規定の解釈

本規定の意味を図3-22に掲げる仮想的な事例を用いて考えてみよう。

同図に掲げる生産工程は、オーストラリア原産材料の生鮮のトマト（第7類）及び酢（第22.03項）並びに非原産材料のたまねぎ（第7類）及び塩（第25.01項）を用いてトマトケチャップ（第2103.20号）をオーストラリアにおいて生産するというものである。

オーストラリアEPAの下での第2103.20号の産品に係る品目別規則は、

CC（第7類又は第20類の材料からの変更を除く。）…（*）

というものである。

この条件の下で、今、僅少の非原産材料の概念を考慮しないとした場合、たまねぎが上記に掲げる（*）の品目別規則を満たさないことから、トマトケチャップはオーストラリアの原産品とは認められないこととなる。

しかしながら、ここで第3.4条4を考慮してみると、同規定の第2文は以下のように読み替えることが可能となる。

（注）下記の読替え文の読み方は以下のとおり。

- ・ゴシック体の部分と、その直後のカッコ書きの中のイコールより後の部分とが同等。
- ・下線を付した部分と、その直後のカッコ書きの中のイコールより後の斜字体の部分とが同等。

ただし、当該産品（＝トマトケチャップ）の生産に使用する非原産材料（＝たまねぎ [第0703.10号]）が、この条の規定に従って原産品とされる産品（＝トマトケチャップ [第2103.20号]）と異なる号に掲げられる場合（＝たまねぎの号とトマトケチャップの号とは異なっていることから、ここに規定する条件を満たしている。）を除く。

したがって、図3-22に掲げる事例は、上記第2文の規定により第3.4条3の適用除外品目から除外され、すなわち第3.4条3の適用対象となり得ることとなる。

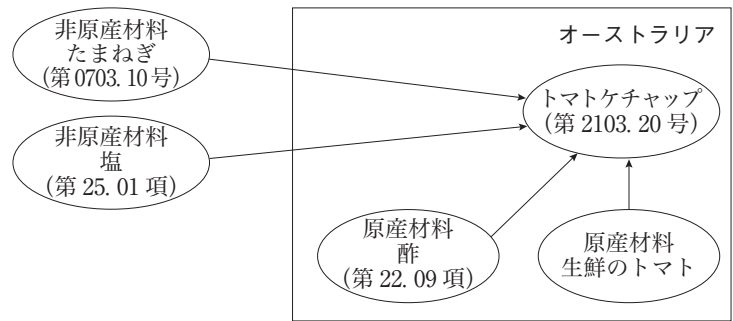
第3.4条3においては、2つあるサブパラグラフのうちサブパラグラフ（a）の適用対象となり得る。

サブパラグラフ（a）においては、

（b）に規定する産品以外の産品については、当該産品の生産において使用された非原産材料（必要な関税分類の変更又は特定の製造若しくは加工の作業が行われていないものに限る。）の総額が、当該産品の本船渡しの価額の10%以下である場合

と規定されていることから、仮に使用されているたまねぎの価額がトマトケチャップの（EPA相手国の輸入時における）本船渡しの価額の5%であったとすれば、第3.4条3に掲げる条件を満たすこととなり、（他の関連する要件をすべて満たす場合には）このトマトケチャップはオーストラリアEPAの下でのオーストラリアの原産品と認められることとなる。

図3-22



4. 関連する国内法令等の概要

- (1) 関税法等の法律においては、特に関連規定は定められておらず、関税法第3条の規定に基づき、本規定が直接適用されている。
- (2) 関税法基本通達68-5-2

『各協定における原産品認定基準及び積送基準の具体的規定については、関税法第3条ただし書の規定により直接適用されるが、業務の参考とするため、当該規定の一覧表を別途事務連絡する。』

上記の通り、本通達においては、本協定の規定が直接適用される旨を確認するにとどまっており、特に補足的な規定を設けることはしていない。

5. 本規定の沿革及び他のEPA等との比較

僅少の非原産材料の概念に係る規定の沿革については、第3.4条3の解説を参照のこと。

本規定に直接対応する形となる他のEPAの規定としては、メキシコEPA及びペルーEPAが存在する。（表3-62）

表3-62

⑥メキシコEPA 第25条 僅少の非原産材料（Article 25 <i>De Minimis</i> ）	
4	1の規定は、次のものについては、適用しない。 Paragraph 1 above shall not apply to:
(a)	(省略)
(b)	統一システムの第1類から第27類までの産品。ただし、当該産品の生産に使用する非原産材料が、この条の規定に従って原産品とされる産品（統一システムの第1類、第4類から第15類まで又は第17類から第27類までに分類されるものに限る。）と異なる号に掲げられる場合を除く。
	a good provided for in Chapters 1 through 27 of the Harmonized System, except where the nonoriginating material used in the production of the good is provided for in a different subheading to the good classified in Chapter 1, 4 through 15, or 17 through 27 of the Harmonized System for which the origin is being determined under this Article.

⑰ペルーEPA 第44条 僅少の非原産材料（Article 44 De Minimis）	
1	附属書3に定める関税分類の変更に関する要件を満たさない製品については、次の場合には、締約国の原産品とみなす。ただし、当該製品が原産品とされるためのこの章に規定する他の全ての関連する要件を満たすことを条件とする。 A good that does not satisfy a change in tariff classification requirement set out in Annex 3 shall be considered as an originating good of a Party if: (a) 統一システムの第1類、第4類から第15類まで又は第17類から第24類までの各類に分類される製品については、当該製品の生産において使用された非原産材料（必要な関税分類の変更が行われていないものに限る。）の総額が、第41条の規定に従って決定される当該製品のFOB価額の10%以下であり、かつ、当該製品の生産において使用される非原産材料が、この条の規定に従って原産品とされる製品と異なる号に掲げられる場合 in the case of a good classified under Chapter 1, 4 through 15, or 17 through 24 of the Harmonized System, the total value of non-originating materials used in the production of the good that have not undergone the required change in tariff classification does not exceed 10 percent of the FOB value of the good, determined pursuant to Article 41, and the non-originating material used in the production of the good is provided for in a subheading which is different from that of the good for which the origin is being determined under this Article; (以下省略)

6. 他のEPAの条文の解説

(1) メキシコEPA第25条

4	1の規定は、次のものについては、適用しない。 Paragraph 1 above shall not apply to: (b) 統一システムの第1類から第27類までの製品。ただし、当該製品の生産に使用する非原産材料が、この条の規定に従って原産品とされる製品（統一システムの第1類、第4類から第15類まで又は第17類から第27類までに分類されるものに限る。）と異なる号に掲げられる場合を除く。 a good provided for in Chapters 1 through 27 of the Harmonized System, except, where the nonoriginating material used in the production of the good is provided for in a different subheading to the good classified in Chapter 1, 4 through 15, or 17 through 27 of the Harmonized System for which the origin is being determined under this Article
---	---

○本規定において用いられている用語等の意味

「ただし、…場合を除く。（except where）」：第1類から第27類の製品には、原則として（メキシコEPA第25条）1の規定を適用しないが、このただし書きに掲げる条件を満たす場合には、適用除外の範囲から除外する（＝1の規定を適用する）というもの

「当該製品の生産に使用する非原産材料が、この条の規定に従って原産品とされる製品（統一システムの第1類、第4類から第15類まで又は第17類から第27類までに分類されるものに限る。）と異なる号に掲げられる場合（where the nonoriginating material used in the

第3部 EPA 原産地規則（広義の総則的規定）の逐条解釈

production of the good is provided for in a different subheading to the good classified in Chapter 1, 4 through 15, or 17 through 27 of the Harmonized System for which the origin is being determined under this Article)」：複雑な規定であるが、ポイントは3つある。

イ、この規定の骨格は、『非原産材料が、…製品と異なる号に掲げられる場合』であることから、非原産材料と製品とが異なる号（HS6桁番号）に属するものであることが条件となる。

ロ、ただし、製品に関しては、第1類、第4類—第15類、第17類—第27類のものであるという条件が付されている。

ハ、『この条の規定に従って原産品とされる製品』という条件も付されていることから、仮にこの僅少の非原産材料の規定を適用した場合において、原産品という資格を得ることが必要となる。（少なくとも関税分類変更基準を満たさない非原産材料が1に定める閾値を超える場合には、この要件を満たさないこととなる。）

以上より、

（i）第1類、第4類—第15類、第17類—第27類の製品に関しては、（製品の生産に使用される）非原産材料と製品とが異なる号に属する場合には、（1の規定を適用した場合において原産品となるのであれば）1の規定の適用対象となるが、

（ii）第2類、第3類又は第16類に属する製品については、1の規定の適用対象とはならないことを定めている。

(2) ペルー EPA 第44条

1	附属書3に定める関税分類の変更に関する要件を満たさない製品については、次の場合には、締約国の原産品とみなす。ただし、当該製品が原産品とされるためのこの章に規定する他の全ての関連する要件を満たすことを条件とする。
	A good that does not satisfy a change in tariff classification requirement set out in Annex 3 shall be considered as an originating good of a Party if:
(a)	統一システムの第1類、第4類から第15類まで又は第17類から第24類までの各類に分類される製品については、当該製品の生産において使用された非原産材料（必要な関税分類の変更が行われていないものに限る。）の総額が、第41条の規定に従って決定される当該製品のFOB価額の10%以下であり、かつ、当該製品の生産において使用される非原産材料が、この条の規定に従って原産品とされる製品と異なる号に掲げられる場合
	in the case of a good classified under Chapter 1, 4 through 15, or 17 through 24 of the Harmonized System, the total value of non-originating materials used in the production of the good that have not undergone the required change in tariff classification does not exceed 10 percent of the FOB value of the good, determined pursuant to Article 41, and the non-originating material used in the production of the good is provided for in a subheading which is different from that of the good for which the origin is being determined under this Article;

○本規定の解釈

僅少の非原産材料の対象となる品目の範囲については、上述のメキシコEPA第25条4とほ

ば同様のものとなっている。

すなわち、第1類、第4類—第15類、第17類—第24類の製品に関しては、（製品の生産に使用される）非原産材料と製品とが異なる号に属する場合であり、かつ、当該非原産材料の価額が当該製品のFOB価額の10%以下である場合には、（第44条の規定を適用した場合において原産品となるのであれば）1の規定の適用対象となる。

第3.4条5

5	もっとも、製品の生産に使用された非原産材料の価額を算定するに当たっては、3に規定する非原産材料の価額を含める。
	The value of non-originating materials referred to in paragraph 3 shall, however, be included in calculating the value of non-originating materials used in the production of the good.

1. 本規定の趣旨

本規定の趣旨は、『品目別規則が付加価値基準に基づくものである場合において、関税分類変更基準を満たさない非原産材料の価額をVNM（第3.5条2参照）に算入しなくてもよい』という誤解が生ずる可能性があるところ、そのような誤解を防ぐことを目的としたものである。

2. 本規定において用いられている用語等の意味

特記事項なし

3. 本規定の解釈

本規定の意味を図3-23に掲げる仮想的な事例を用いて考えてみよう。

同図に掲げる生産工程は、原産材料のR4（第B項）及びR5（第C項）並びに非原産材料のR1（第B項）、R2（第B項）及びR3（第A項）を用いて製品X（第A項）をオーストラリアにおいて生産するというものである。

オーストラリアEPAの下での第A項（第64類から第97類までの間のいずれかの項とする。）の製品に係る品目別規則は、

CTH又はQVC40…（*）

であると仮定する。

また、第A項の製品に関する（僅少の非原産材料の概念に係る）閾値は、第A項が第64類から第97類までの間のいずれかの項であるとの仮定により第3.4条3（a）の適用を受け、金額ベースで10%となる。

更にR3の価額は、製品XのFOB価額の5%であると仮定する。…（#）

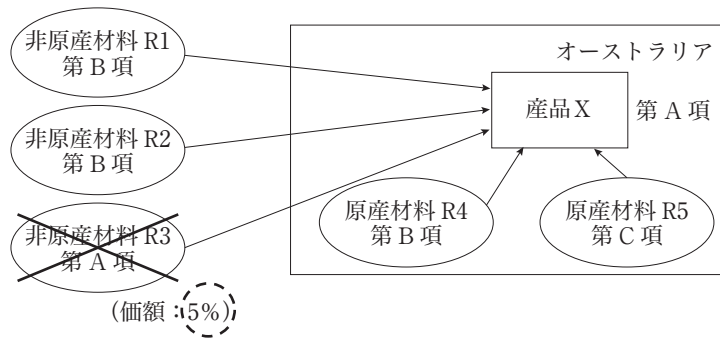
この場合において、上記の（*）の品目別規則が満たされるか否かについて確認してみよう。

まず*の前半のCTHについて考えてみる。

オーストラリアEPA附属書2第1編5（b）において

「CTH」とは、特定の類、項又は号の製品への他の項の材料からの変更を示す。このこ

図3-23



とは、製品の生産に使用された全ての非原産材料について、統一システムの4桁番号の水準におけるCTC（すなわち、項の変更）が行われたことをいう。

“CTH” denotes a change to the chapter, heading or subheading from any other heading. This means that all non-originating materials used in the production of the good have undergone a CTC at the four-digit level (i.e. a change in heading) of the Harmonized System;

と規定されている。

図3-23の例においては、R3のHS番号（第A項）が製品XのHS番号（第A項）と同じであることから、このCTHという条件を満たしていない。

しかしながら、上記の（#）の条件設定より、R3の価額は製品XのFOB価額の5%であることから、第3.4条3が適用され、製品Xの原産性の判断に当たって、R3は考慮されないこととなる。

次に（*）の後半のQVC40について考えてみる。

オーストラリアEPA附属書2第1編5（d）において

「QVC40」とは、第3.5条（原産地規則—原産資格割合の算定）に定める計算式を用いて算定する原産資格割合が40%以上の製品であって、当該製品の生産の最終工程が輸出締約国において行われたものであることをいう。

“QVC 40” means that the good has a qualifying value content, calculated using the formula set out in Article 3.5 (Rules of Origin - Calculation of Qualifying Value Content), of not less than 40 per cent, and the last process of production of the good has been performed in the exporting Party;

と規定されている。

図3-23の例においては、非原産材料の価額を積算して第3.5条に定める計算式の中のVNMを算定する訳であるが、R3は関税分類変更基準に基づく品目別規則が適用されるか否かの検討に当たって考慮されなかったことから、付加価値基準に基づく品目別規則が適用されるか否かの検討においても考慮されないのではないかと誤解が生ずる可能性が考えられる。R3の存在を考慮しないのは、あくまで品目別規則が関税分類変更基準又は加工工程基準に基づくものである場合に限られるのであるが、上述のような誤解も生じ得るところから、本規定によりそ

の点の明確化が図られているところである。

同図の事例においては、非原産材料R1、R2及びR3の価額を積算することによりVNMを算出することとなる。

4. 関連する国内法令等の概要

(1) 関税法等の法律においては、特に関連規定は定められておらず、関税法第3条の規定に基づき、本規定が直接適用されている。

(2) 関税法基本通達68-5-2

『各協定における原産品認定基準及び積送基準の具体的規定については、関税法第3条ただし書の規定により直接適用されるが、業務の参考とするため、当該規定の一覧表を別途事務連絡する。』

上記の通り、本通達においては、本協定の規定が直接適用される旨を確認するにとどまっており、特に補足的な規定を設けることはしていない。

5. 本規定の沿革及び他のEPA等との比較

僅少の非原産材料の概念に係る規定の沿革については、第34条3の解説を参照のこと。

本規定に直接対応する形となる他のEPAの規定としては、メキシコEPA、アセアン包括EPA、ベトナムEPA、スイスEPA及びペルーEPAが存在する。（表3-63）

表3-63

⑥メキシコEPA 第25条 僅少の非原産材料 (Article 25 <i>De Minimis</i>)	
2	1に規定する産品が域内原産割合の要件の対象ともなる場合には、当該産品の域内原産割合を決定するに当たって1に規定する非原産材料の価額の総額を計算に入れるものとし、かつ、当該産品がこの章の他のすべての関連する要件を満たすことを要する。
	Where the good referred to in paragraph 1 above is also subject to a regional value content, the value of such non-originating materials shall be taken into account in determining the regional value of the good and the good shall be required to satisfy all other applicable requirements of this Chapter.
⑬アセアン包括EPA 第28条 僅少の非原産材料 (Article 28 <i>De Minimis</i>)	
2	もっとも、1に規定する非原産材料の価額は、産品に適用可能なRVCに基づく原産地規則においては、非原産材料の価額に含める。
	The value of non-originating materials referred to in paragraph 1 shall, however, be included in the value of non-originating materials for any applicable RVC-based rule of origin for the good.
⑭ベトナムEPA 第28条 僅少の非原産材料 (Article 28 <i>De Minimis</i>)	
2	もっとも、1に規定する非原産材料の価額は、産品に適用可能なLVCに基づく原産地規則においては、非原産材料の価額に含める。
	The value of non-originating materials referred to in paragraph 1 shall, however, be included in the value of non-originating materials for any applicable LVC-based rule of origin for the good.

⑮スイスEPA 附属書2第6条 許容限度 (Annex II Article VI Tolerance)	
2	もつとも、製品の生産に使用された非原産材料の価額を算定するに当たっては、1に規定する非原産材料の価額を考慮する。
	The value of non-originating materials referred to in paragraph 1 shall, however, be taken into account in calculating the value of non-originating materials used in the production of the product.
⑰ペルーEPA 第44条 僅少の非原産材料 (Article 44 De Minimis)	
2	もつとも、1に規定する非原産材料の価額は、產品に適用可能な原産資格割合に関する要件においては、非原産材料の価額に含める。
	The value of non-originating materials referred to in paragraph 1 shall, however, be included in the value of non-originating materials for any applicable qualifying value content requirement for the good.

6. 他のEPAの条文の解説

上記5.に掲げたEPAの規定は、いずれもオーストラリアEPAの規定とほぼ同じであり、上記3.の解説を参照されたい。ただし、メキシコEPAの規定について以下に簡単な補足を加えておく。

すなわち、メキシコEPA第25条2においては、

1に規定する產品が域内原産割合の要件の対象ともなる場合には、

Where the good referred to in paragraph 1 above is also subject to a regional value content, (下線強調：筆者)

と規定されている。

例えば、メキシコEPA附属書4において、第8703.21号（1000cc以下の乗用車）の品目別規則は

第8703.21号から第8703.90号までの各号の產品への他の項の材料からの変更及び域内原産割合が65%以上であること。

A change to subheading 8703.21 through 8703.90 from any other heading, provided there is a regional value content of not less than 65 percent.

と規定されている。

これを見て分かるとおり、関税分類変更基準に基づく規則と付加価値基準に基づく規則の両者を満たす必要があることとなっている。

上記3.で記載したオーストラリアEPAの品目別規則の場合には、関税分類変更基準に基づく規則と付加価値基準に基づく規則は、そのいずれかを満たせば良いというものであるが、ここで述べているメキシコEPAの品目別規則の場合には、関税分類変更基準に基づく規則と付加価値基準に基づく規則の両者を満たす必要がある。

ここで、図3-23の事例を援用とした場合、メキシコEPAの品目別規則中の「他の項の材料からの変更」という規則を満たしていない非原産材料R3の価額については、もう1つの規則である「域内原産割合が65%以上であること」を満たしているかないかの判断に当たって——関税分類変更基準の規則の方ではその存在を考慮していないことから——VNMに算

入しなくても良いのではないかという考え方も出て来得るところではあろう。しかしながら、そうではなく算入するのであるということをこの第25条2において明確化を図っているところである。

◎メキシコEPA第25条3

オーストラリアEPAには、本規定に対応する規定は存在していないが、ここに説明を加える。

3	附属書4の規定に従って域内原産割合の要件の対象となる産品は、すべての非原産材料の価額の総額が当該産品の取引価額（第23条2又は3の規定に従って調整したものをいう。）の10%以下である場合には、当該要件を満たすことを要しない。
	A good that is subject to a regional value content requirement pursuant to Annex 4 shall not be required to satisfy such requirement if the value of all non-originating materials is not more than 10 percent of the transaction value of the good, adjusted to the basis set out in paragraph 2 or 3, as the case may be, of Article 23.

○本規定の趣旨

これは、域内原産割合要件（すなわち、付加価値基準）の対象となる産品については、すべての非原産材料の価額の総額が最終産品の価額の10%以下である場合、当該域内原産割合の要件を満たすまでもなく、締約国の原産品と認められる、ということであり、確認的に規定されたものと解される。

例えば、メキシコ附属書4（品目別規則）において、第9608.50号の産品に対する品目別規則は「域内原産割合が90%以上であること（第9608.50号の産品への関税分類の変更を必要としない。）」とあり、本項と整合的なものとなっている。

オーストラリアEPAについては、上記の3.で述べた通りである。
 それでは、日本のEPA及びその関連文書における関係条文を表32-C10に掲げる。

第3.5条 原産資格割合の算定

(Article 3.5 Calculation of Qualifying Value Content)

1	前条1の規定の適用上、附属書2（品目別規則）に定める品目別規則において付加価値基準を用いる場合には、2の規定に従って算定される産品の原産資格割合が当該産品の品目別規則に定める割合以上であることを要件とする。 For the purposes of paragraph 1 of Article 3.4, the product specific rules set out in Annex 2 (Product Specific Rules) using the value-added method require that the qualifying value content of a good, calculated in accordance with paragraph 2, is not less than the percentage specified by the rule for the good.
2	産品の原産資格割合は、次の計算式により算定する。 For the purposes of calculating the qualifying value content of a good, the following formula shall be applied: $QVC = \frac{FOB - VNM}{FOB} \times 100$ この場合において、 where: 「QVC」とは、百分率で表示される産品の原産資格割合をいう。 Q.V.C. is the qualifying value content of a good, expressed as a percentage; 「FOB」とは、3に規定する場合を除くほか、輸送の方法を問わず、産品の買手から当該産品の売手に支払われる当該産品の本船渡し の価額をいう。ただし、当該産品が輸出される際に軽減され、免除され、又は払い戻された内国税を含まない。 F.O.B. is, except as provided for in paragraph 3, the free-on-board value of a good payable by the buyer of the good to the seller of the good, regardless of the mode of shipment, not including any internal excise taxes reduced, exempted, or repaid when the good is exported; 「VNM」とは、産品の生産において使用される全ての非原産材料の価額をいう。 and V.N.M. is the value of non-originating materials used in the production of a good.
3	(a) 産品の本船渡し の価額は存在するが、その価額が不明で確認することができない場合には、2に規定するFOBは、当該産品の買手から当該産品の生産者への確認可能な最初の支払に係る価額に調整される価額又は関税評価協定第1条から第8条までの規定に従って決定される価額とする。 F.O.B. referred to in paragraph 2 shall be the value: adjusted to the first ascertainable price paid for a good from the buyer to the producer of the good or determined in accordance with Articles 1 through 8 of the Agreement on Customs Valuation, if there is free-on-board value of the good, but it is unknown and cannot be ascertained; or (b) 産品の本船渡し の価額が存在しない場合には、2に規定するFOBは、関税評価協定第1条から第8条までの規定に従って決定される価額とする。 F.O.B. referred to in paragraph 2 shall be the value: determined in accordance with Articles 1 through 8 of the Agreement on Customs Valuation, if there is no free-on-board value of a good.

4	2の規定の適用上、締約国における製品の生産に使用される非原産材料の価額は、次のいずれかの価額とする。
	For the purposes of paragraph 2, the value of a non-originating material used in the production of a good in a Party:
(a)	関税評価協定に従って決定される価額であって、当該製品の生産者が所在する締約国の輸入港に当該非原産材料を輸送するために要する運賃、適当な場合の保険料、こん包費その他の全ての費用を含むもの
	shall be determined in accordance with the Agreement on Customs Valuation, and shall include freight, insurance where appropriate, packing and all the other costs incurred in transporting the material to the importation port in the Party where the producer of the good is located; or
(b)	当該非原産材料の価額が不明で確認することができない場合には、当該非原産材料についての当該締約国における確認可能な最初の支払に係る価額。ただし、当該非原産材料の供給者の倉庫から当該製品の生産者の所在地まで当該非原産材料を輸送するために当該締約国において要する運賃、保険料、こん包費その他の全ての費用及び当該輸送に関して当該締約国において要する他の費用（一般的に認められており、かつ、確認可能なものに限る。）を除外することができる。
	if such value is unknown and cannot be ascertained, shall be the first ascertainable price paid for the material in the Party, but may exclude all the costs incurred in the Party in transporting the material from the warehouse of the supplier of the material to the place where the producer is located such as freight, insurance and packing as well as any other known and ascertainable cost incurred in the Party.
5	2の規定の適用上、製品の非原産材料の価額には、当該製品の生産に当たって使用される当該締約国の原産材料の生産において使用される非原産材料の価額を含めない。
	For the purposes of paragraph 2, the value of non-originating materials of a good shall not include the value of non-originating materials used in the production of originating materials of the Party which are used in the production of the good.
6	2の規定の適用上、いずれかの締約国において生産される非原産材料の価額は、当該非原産材料に含まれる材料であって、いずれの締約国の原産材料ともされないものの価額に限定することができる。
	For the purposes of paragraph 2, the value of non-originating material produced in either Party may be limited to the value of materials contained therein that are not otherwise qualified as originating materials of either Party.
7	5及び6の規定は、5及び6に規定する材料の価額を証明する書面の証拠がある限りにおいて、製品に含まれる材料の価額の算定について適用することができる。
	Paragraphs 5 and 6 may apply in calculating the value of any materials contained in a good as long as the documentary evidence of the value referred to therein is available.
8	3(b)又は4(a)の規定の適用上、製品又は非原産材料の価額を決定するに当たり、関税評価協定は、製品又は非原産材料の国内での取得（国内での商取引の場合を含む。）について準用する。
	For the purposes of subparagraph 3(b) or 4(a), in determining the value of a good or non-originating material, the Agreement on Customs Valuation shall apply <i>mutatis mutandis</i> to domestic acquisition of the good or the nonoriginating material including domestic transactions.

○本条の趣旨

本条は、付加価値基準に基づく品目別規則の適用に当たって必要となるルール（例えば、原産資格割合の計算式、当該計算式において用いられる用語の定義等）について定めるものである。

以下、パラグラフごとに説明を加えるが、付加価値基準そのものについての考え方は第2部第2章第3節1.において、また、一部の条文の解釈については第2部第2章第3節2.において詳細な説明を加えたところ、それらも併せて参照されたい。

第3.5条1

1	前条1の規定の適用上、附属書2（品目別規則）に定める品目別規則において付加価値基準を用いる場合には、2の規定に従って算定される商品の原産資格割合が当該商品の品目別規則に定める割合以上であることを要件とする。
	For the purposes of paragraph 1 of Article 3.4, the product specific rules set out in Annex 2 (Product Specific Rules) using the value-added method require that the qualifying value content of a good, calculated in accordance with paragraph 2, is not less than the percentage specified by the rule for the good.

1. 本規定の趣旨

本規定は、付加価値基準に基づく品目別規則を適用する場合には、商品の原産資格割合が、当該商品に対応する品目別規則に定める割合以上であることが必要である旨を定めるものである。

2. 本規定において用いられている用語等の意味

「原産資格割合（qualifying value content）」：本条2において計算式が定義されている。

3. 本規定の解釈

本規定の趣旨は上記1.において記載したとおりであるが、具体的な品目別規則を見てみよう。

本EPA附属書2（品目別規則）の第2編（品目別規則）のうち、例えば、第4002.91号の産品（ラテックス）に関しては、第3欄に『CTH又はQVC40』と、また、第4欄には『CR』と規定されている。これらのうち、第3.5条1が関係するのは『QVC40』であるが、同附属書の第1編（一般的注釈）の5(d)において以下の通り規定されている。

5 この附属書に定める品目別規則3欄の規定の適用上、

For the purposes of column 3 of the product specific rules set out in this Annex:

(d)「QVC40」とは、第3.5条（原産地規則—原産資格割合の算定）に定める計算式を用いて算定する原産資格割合が40%以上の産品であって、当該産品の生産の最終工程が輸出締約国において行われたものであることをいう。

“QVC 40” means that the good has a qualifying value content, calculated using the formula set out in Article 3.5 (Rules of Origin - Calculation of Qualifying Value Content) , of not less than 40 per cent, and the last process of production of the good has been performed in the exporting Party;

すなわち、上述の第4002.91号の產品に関しては、適用し得る品目別規則の選択肢の1つとして「QVC40」が規定されているところ、仮にこの「QVC40」というルールを適用しようとする場合―これが、第3.5条1の前半の「附属書2（品目別規則）に定める品目別規則において付加価値基準を用いる場合」に相当する―には、第3.5条2に規定する計算式に基づいて算出される原産資格割合が40% 以上であることを満たす必要があることとなる。

第3.5条1と第1編5(d)は一部重複しているようにも見えるが、これはまず第3.5条1において付加価値基準に基づく品目別規則の適用に当たっての原則を定めた上で、個々の品目別規則に関して共通するルールを一般的注釈として第1編に抜き出してまとめたものと解され、重複しているとも見える部分については、分かり易さを確保するとの観点も踏まえ、確認的に定めたものとみるのが妥当と思われる。

4. 関連する国内法令等の概要

(1) 関税法等の法律においては、特に関連規定は定められておらず、関税法第3条の規定に基づき、本規定が直接適用されている。

(2) 関税法基本通達68-5-2

『各協定における原産品認定基準及び積送基準の具体的規定については、関税法第3条ただし書の規定により直接適用されるが、業務の参考とするため、当該規定の一覧表を別途事務連絡する。』

上記の通り、本通達においては、本協定の規定が直接適用される旨を確認するにとどまっており、特に補足的な規定を設けることはしていない。

5. 本規定の沿革及び他のEPA等との比較

日本の14本のEPAにおいて、第3.5条1に対応する規定が最初に設けられたのは、シンガポールEPA第23条4(a)(i)―この条文番号は当初の協定におけるものであり、改正が施された後の現行の条文においては第23条5(a)(i)である―においてである。

シンガポール以降の13本のEPAにおける本規定に関連する規定については、その定め方に種々のパターンが存在するところ、(シンガポールEPAも含めて) 以下及び表3-64において整理してみる。

パターンは、大まかには下記の4つに分けることが可能である。すなわち、

- ①協定本文において、「產品の原産資格割合が当該產品の品目別規則に定める割合以上であることを要件とする」といった原則的な考え方を規定するもの（例：オーストラリアEPA第3.5条1）
- ②協定本文において、「域内原産割合が40% 以上の產品であるもの」といった具体的な規定を定めるもの（例：アセアン包括EPA第26条1(a)）

第3部 EPA 原産地規則（広義の総則的規定）の逐条解釈

表3-64

EPA	①協定本文に原則的な考え方を規定	②協定本文に具体的に規定	③品目別規則を定める附属書の冒頭（の注釈）に規定	④個々の品目別規則に規定	個々の品目別規則には明示的な規定なし
シンガポール	第23条5(a)(i)	—	—	原産資格割合が40%以上であること	—
メキシコ	—	—	—	域内原産割合が50%以上であること	—
マレーシア	第28条4(a)	—	—	原産資格割合が40%以上であること	—
フィリピン	第29条4(a)	—	—	原産資格割合が40%以上であること	—
チリ	—	—	—	原産資格割合が45%以上であること	—
タイ	第28条4(a)	—	—	原産資格割合が40%以上であること	—
ブルネイ	第24条4(a)	—	—	原産資格割合が40%以上であること	—
インドネシア	第29条4(a)	—	—	原産資格割合が40%以上であること	—
アセアン包括	第26条3	第26条1(a)	附属書2 1(a)	—	RVC40%
ベトナム	第26条3	第26条1(a)	附属書2 1(a)	—	LVC40%
スイス	—	附属書2第4条1(a) (*1)	附属書2付録1 1(a)(i) (*2)	—	VNM60%
インド	—	第29条1(a)	—	原産資格割合が35%以上であること	—
ペルー	—	—	—	原産資格割合が40%以上であること	—
オーストラリア	第35条1	—	附属書2第1編5(d)	—	QVC40

*1：この表において、スイスEPAに関しては、附属書2を他のEPAの協定本文と同じレベルにあるものとして扱うこととする。

*2：この表において、スイスEPAに関しては、附属書2付録1を他のEPAの附属書と同じレベルにあるものとして扱うこととする。

③品目別規則を定める附属書の冒頭（の注釈）において、「RVC40%」とは、製品の域内原産割合が40%以上であって・・・ことをいう。」といった規定を定めるもの（例：アセアン包括EPA附属書2の1(a)）

④個々の品目別規則において、「原産資格割合が40%以上であること」といった規定を定めるもの（例：マレーシアEPA附属書2（品目別規則）第2508.70号の製品に対応する品目別規則の一部）

なお、上記のうち③の規定が設けられているEPAに関しては、個々の品目別規則において、例えば「RVC40%」という記号が規定されていることを付言しておく。そして、そのようなEPAに関しては、表3-64において、「個々の品目別規則には明示的な規定なし」という欄に当該記号を記載する。

では、これらの4つのパターンが日本の14本のEPAにおいてどのように採用されているかを表3-64において見てみよう。

なお、同表のうち、

- ・①、②及び③に関しては、関連する規定の条文番号等を、
- ・④に関しては、具体的な規定を簡略化した形で、
- ・「個々の品目別規則には明示的な規定なし」という欄に関しては、（上述の通り）具体的に記載されている記号を、それぞれ記載した。

メキシコEPAにおいては上記①に相当する規定は設けられていないが、これは当該規定を設けていないNAFTA（注）の影響を受けていると解することが可能と思われる。また、チリ及びペルーの各EPAについても同様に上記①に相当する規定は設けられていないが、他の条文においても述べた通り、両EPAはメキシコEPA（及びその背景にあるNAFTA）の影響を受けている箇所が多いと思われることを考慮すると、この点についても、メキシコEPAの影響を受けていると解しても差し支えないものと思われる。

（注）NAFTAでは、協定本文には、オーストラリアEPA第3.5条1のような規定は設けられておらず、品目別規則において「域内原産割合が●%以上であること」と規定するというスタイルが採られている（表3-64で言えば、④のパターン）。具体的な規定としては、例えば第8511.10号-第8511.80号の製品に対応する規則において下線を付した部分が挙げられる

A change to subheading 8511.10 through 8511.80 from any other heading; or

A change to subheading 8511.10 through 8511.80 from subheading 8511.90, whether or not there is also a change from any other heading, provided there is a regional value content of not less than:

(a) 60 percent where the transaction value method is used, or

(b) 50 percent where the net cost method is used.

・・・ただし、域内原産割合が(a)取引価額方式が用いられる場合には60%以上、又は、(b)ネット・コスト方式が用いられる場合には50%以上であることを条件とする。（和文：下線部についての筆者による仮訳）

次に、アセアン包括、ベトナム、スイス及びインドの4本のEPAに関し、協定本文において「域内原産割合が40%以上の製品であるもの」といった具体的な規定を定めている（上記の②）のは、第2部第2章第1節3.において述べた通り、これら4本のEPAにおいては、品目

別規則の中で最も多くあるルールを「一般ルール」として協定本文に括り出して規定していることによる。（当該一般ルールが適用されない品目に関しては、個々に品目別規則を定め、附属書において記載している。）

そして、それら4本のうちインドEPAを除く3本については、上記の「一般ルール」が適用されない品目、すなわち附属書に品目別規則が規定されている品目に関して、当該附属書には（付加価値基準が適用可能な場合には）「RVC40%」、「LVC40%」、「VNM60%」という記号がそれぞれ記され、それら記号の定義が当該附属書の冒頭（の注釈）に規定されている（上記の③）。

しかしながら、インドEPAにおいては、品目別規則を定める附属書においては、「RVC40%」といったような記号を記載するのではなく、「原産資格割合が35%以上であること」といった具体的な規定を記載していることから上記の③ではなく、④のカテゴリーに属することとなる。

ここで、参考までにヨーロッパ諸国が締結しているFTAについて見てみよう。

ヤウンデ・ルールの Decision No. 5/66 of the Association Council on the definition of the concept of “originating products” for the purpose of implementing Title I of the Convention of Association and on the methods of administrative co-operation（1966年7月施行）を見てみると、その本文においては、オーストラリアEPA第3.5条1に対応する規定は定められておらず、その一方で附属書Ⅲ「リストB—関税番号の変更をもたらさないが、産品に対して「原産品」としての資格を付与することとなる作業又は加工工程のリスト」（ANNEX III List of working or processing operations which do not result in a change of tariff heading, but which nevertheless confer the classification of “originating products” on the products undergoing such operations）の「「原産品」としての資格を付与することとなる作業又は加工」（Working or processing conferring the classification of “originating products”）欄において、上記の④に相当するような規定が定められている。例えば「第84.06号の一部」（ex 84.06）（注）である Internal combustion piston engines に対する規則として以下が規定されており、そのうち下線を付した部分が、対応する箇所となる。

Assembling in which components and spare parts to a value not exceeding 40% of the value of the finished product are used

・・・完成した産品の価額の40%以下まで・・・。（和文：下線部についての筆者仮訳）

（注）まず、英文表記の ex 84.06 は ex heading 84.06 を省略した表記である。そして、ex heading 84.06 とは、heading 84.06 の全体ではなく、その一部を指していることを表している。例として取り上げた

ex 84.06	Internal combustion piston engines	Assembling in which components and spare parts to a value not exceeding 40% of the value of the finished product are used
----------	------------------------------------	---

で言うと、

heading 84.06 の（全体ではなくその）一部であるところの Internal combustion piston engines の品目別規則は、Assembling in which components …（省略）であるということを表している。

さて、そのheading 84.06について少し説明を加える。ヤウンデ・ルールが作成された時点におけるヨーロッパ諸国での関税率表は、当然のことながら1988年1月に発効したHSに基づくものではなく、HSの前身であるCCCN（Customs-Co-operation Council Nomenclature、関税協力理事会品目表）に基づいたものであった（正式には、「関税率表における物品の分類のための品目表に関する条約」の附属書であり、その時点においてはCCCNという名称ではなくBTN（Brussels Tariff Nomenclature、ブラッセル関税率表）と呼称されていた。CCCNという名称が使用されることとなったのは1976年1月からである。）。日本は1966年4月よりCCCN（ただし、この時点における呼称はBTN）を関税定率法別表のベースとして採用したところである。そのCCCNの時代（BTNと呼称されていた時代を含む。）において、関税定率法別表においては、例えばheading 84.06には「第84.06号」という訳を充てていた（HSをベースとして採用した時点において、heading 84.06には「第84.06項」という訳を充てることとなった。）。したがって、ここではheading 84.06には「第84.06号」という表記を用いることとする。

ヤウンデ・ルールにおける構成は、EEA（1994年1月発効）においても同様のものとなっている。

すなわち、EEAの「原産地規則に関する議定書4（PROTOCOL 4 ON RULES OF ORIGIN）」の本文においては、オーストラリアEPA第3.5条1に対応する規定は定められておらず、その一方で附属書II「製造された産品が原産資格を獲得するために非原産材料に対して行われるべき作業又は加工のリスト」（Annex II LIST OF WORKING OR PROCESSING REQUIRED TO BE CARRIED OUT ON NON-ORIGINATING MATERIALS IN ORDER THAT THE PRODUCT MANUFACTURED CAN OBTAIN ORIGINATING STATUS）の（3）欄において、上記の④に相当するような規定が定められている。例えば、第41.14項の一部（ex 4114）であるPatent leather and patent laminated leather; metallised leatherに対する規則として以下が規定されており、そのうち下線を付した部分が、対応する箇所となる。

Manufacture from materials of headings 4104 to 4106, 4107, 4112 or 4113, provided that their total value does not exceed 50% of the ex-works price of the product

・・・ただし、それらの価額の合計が、産品の工場渡し価額の50%以下であることを条件とする。（和文：下線部についての筆者による仮訳）

それでは、日本のEPA及びその関連文書における関係条文を表3-65に掲げる。

なお同表において、③一般特惠原産地規則の欄に、関税暫定措置法施行規則別表1の備考2を掲げているが、第3.5条1に関連すると言い得るのは下線を付した部分のみであることを留意されたい。

表3-65

①オーストラリアEPA 第3.5条 原産資格割合の算定（Article 3.5 Calculation of Qualifying Value Content）	
1	前条1の規定の適用上、附属書2（品目別規則）に定める品目別規則において付加価値基準を用いる場合には、2の規定に従って算定される産品の原産資格割合が当該産品の品目別規則に定める割合以上であることを要件とする。

第3部 EPA 原産地規則（広義の総則的規定）の逐条解釈

	For the purposes of paragraph 1 of Article 3.4, the product specific rules set out in Annex 2 (Product Specific Rules) using the value-added method require that the qualifying value content of a good, calculated in accordance with paragraph 2, is not less than the percentage specified by the rule for the good.
① オーストラリアEPA 附属書2 第1編 一般的注釈 (Annex 2 PART 1 GENERAL NOTES)	
5	この附属書に定める品目別規則3欄の規定の適用上、
	For the purposes of column 3 of the product specific rules set out in this Annex:
	(d) 「QVC40」とは、第3.5条（原産地規則—原産資格割合の算定）に定める計算式を用いて算定する原産資格割合が40%以上の産品であつて、当該産品の生産の最終工程が輸出締約国において行われたものであることをいう。
	“QVC 40” means that the good has a qualifying value content, calculated using the formula set out in Article 3.5 (Rules of Origin - Calculation of Qualifying Value Content), of not less than 40 per cent, and the last process of production of the good has been performed in the exporting Party;
② UNCTAD 合意文書	
	—
③ 一般特惠原産地規則（関税暫定措置法施行規則別表 備考2）	
	この表の各項において、同表の下欄において製造につき非原産品割合が一定の率以下となることが必要とされる条件（以下「定率基準」という。）を定める項の中欄に掲げる物品（以下「製品」という。）の原料又は材料として使用された物品（以下「中間生産品」という。）が定率基準を定める他の項の中欄に掲げる物品に該当するときは、当該製品に係る定率基準を定める項の適用については、当該中間生産品の生産に使用された原産品及び非原産品は、製品の生産に直接に使用されたものとみなす。（下線強調：筆者）
④ 旧京都規約	
	—
⑤ シンガポールEPA 第23条 原産品 (Article 23 Originating Goods)	
5	(a) 付加価値基準を用いる品目別規則の適用においては、次の要件が満たされなければならない。
	Product-specific rules using the value-added method require that:
	(i) (b)及び次条の規定に従つて決定される産品の原産資格割合が当該産品について附属書 II A に定める品目別規則に定める割合以上であること。
	the qualifying value content of the good, determined in accordance with sub-paragraph(b)below and Article 24 below, is not less than the percentage specified by the rule for the good in Annex II A; and
	(ii) (i)を満たす生産又は作業が最後に行われた国がいずれかの締約国であること。
	the good has undergone its last production or operation which satisfies the requirement of sub-paragraph(i)above in the territory of either Party.
⑥ メキシコEPA	
	—

⑦マレーシアEPA 第28条 原産品 (Article 28 Originating Goods)	
4 (a)	1(c)の規定の適用上、附属書2に定める品目別規則において付加価値基準を用いる場合には、(b)の規定に従って計算される産品の原産資格割合が当該産品の品目別規則に定める割合以上であることを要件とする。
	For the purposes of subparagraph 1(c) of this Article, the product specific rules set out in Annex 2 using the value-added method require that the qualifying value content of a good, calculated in accordance with subparagraph(b) of this Article, is not less than the percentage specified by the rule for the good.
⑧フィリピンEPA 第29条 原産品 (Article 29 Originating Goods)	
4 (a)	1(c)の規定の適用上、附属書2に定める品目別規則において付加価値基準を用いる場合には、(b)の規定に従って計算される産品の原産資格割合が当該産品の品目別規則に定める割合以上であることを要件とする。
	For the purposes of subparagraph 1(c) above, the product specific rules set out in Annex 2 using the value-added method require that the qualifying value content of a good, calculated in accordance with subparagraph(b) below, is not less than the percentage specified by the rule for the good.
⑨チリEPA	
—	
⑩タイEPA 第28条 原産品 (Article 28 Originating Goods)	
4 (a)	1(c)の規定の適用上、附属書2に定める品目別規則において付加価値基準を用いる場合には、(b)の規定に従って算定される産品の原産資格割合が当該産品の品目別規則に定める割合以上であることを要件とする。
	For the purposes of subparagraph 1(c) above, the product specific rules set out in Annex 2 using the value-added method require that the qualifying value content of a good, calculated in accordance with subparagraph(b) below, is not less than the percentage specified by the rule for the good.
⑪ブルネイEPA 第24条 原産品 (Article 24 Originating Goods)	
4 (a)	1(c)の規定の適用上、附属書2に定める品目別規則において付加価値基準を用いる場合には、(b)の規定に従って算定される産品の原産資格割合が当該産品の品目別規則に定める割合以上であることを要件とする。
	For the purposes of subparagraph 1(c), the product specific rules set out in Annex 2 using the value-added method require that the qualifying value content of a good, calculated in accordance with subparagraph(b), is not less than the percentage specified by the rule for the good.
⑫インドネシアEPA 第29条 原産品 (Article 29 Originating Goods)	
4 (a)	1(c)の規定の適用上、附属書2に定める品目別規則において付加価値基準を用いる場合には、(b)の規定に従って算定される産品の原産資格割合が当該産品の品目別規則に定める割合以上であることを要件とする。
	For the purposes of subparagraph 1(c), the product specific rules set out in Annex 2 using the value-added method require that the qualifying value content of a good, calculated in accordance with subparagraph(b), is not less than the percentage specified by the rule for the good.

⑬ アセアン包括EPA 第26条 完全には得られず、又は生産されない産品 （Article 26 Goods Not Wholly Obtained or Produced）	
1	第24条(b)の規定の適用上、次に掲げる産品は、締約国の原産品とする。 For the purposes of paragraph(b)of Article 24, a good shall qualify as an originating good of a Party if:
(a)	次条に定める計算式を用いて算定する当該産品の域内原産割合（以下「RVC」という。）が40%以上の産品であって、生産の最終工程が当該締約国において行われたもの the good has a regional value content (hereinafter referred to as “RVC”) , calculated using the formula set out in Article 27, of not less than forty (40) per cent, and the final process of production has been performed in the Party; or
3	1(a)の規定の適用上、及び附属書2に定める関連する品目別規則であって、特定のRVCを定めるものの適用上、次条に定める計算式を用いて算定する産品のRVCは、当該産品の規則に定める割合以上であることを要件とする。 For the purposes of subparagraph 1(a)and the relevant product specific rules set out in Annex 2 which specify a certain RVC, it is required that the RVC of a good, calculated using the formula set out in Article 27, is not less than the percentage specified by the rule for the good.
⑬ アセアン包括EPA 附属書2 品目別規則 （Annex 2 Product Specific Rules）	
1	この附属書に定める品目別規則の適用上、 For the purposes of the product specific rules set out in this Annex, the term:
(a)	「RVC40%」とは、第27条に定める計算式を用いて算定する産品の域内原産割合が40%以上であって、生産の最終工程が締約国において行われたことをいう。 “RVC 40%” means that the good has a regional value content, calculated using the formula set out in Article 27, of not less than forty (40) per cent, and the final process of production has been performed in a Party;
⑭ ベトナムEPA 第26条 完全には得られず、又は生産されない産品 （Article 26 Goods Not Wholly Obtained or Produced）	
1	第24条(b)の規定の適用上、次に掲げる産品は、締約国の原産品とする。 For the purposes of paragraph(b)of Article 24, a good shall qualify as an originating good of a Party if:
(a)	次条に定める計算式を用いて算定する当該産品の原産資格割合（以下この協定において「LVC」という。）が40%以上の産品であって、生産の最終工程が当該締約国において行われたもの the good has a local value content (hereinafter referred to in this Agreement as “LVC”), calculated using the formula set out in Article 27, of not less than 40 percent, and the final process of production has been performed in the Party; or
3	1(a)の規定の適用上、及び附属書2に定める関連する品目別規則であって、特定のLVCを定めるものの適用上、次条に定める計算式を用いて算定する産品のLVCは、当該産品の規則に定める割合以上であることを要件とする。 For the purposes of subparagraph 1(a)and the relevant product specific rules set out in Annex 2 which specify a certain LVC, it is required that the LVC of a good, calculated using the formula set out in Article 27, is not less than the percentage specified by the rule for the good.

⑭ベトナムEPA 附属書2 品目別規則 (Annex 2 Product Specific Rules)	
1	この附属書に定める品目別規則及び附属書3の付録の規定の適用上、 For the purposes of the product specific rules set out in this Annex and the Attachment to Annex 3, the term:
(a)	「LVC40%」とは、第27条に定める計算式を用いて算定する商品の原産資格割合が40%以上であって、生産の最終工程が締約国において行われたことをいう。 “LVC 40%” means that the good has a local value content, calculated using the formula set out in Article 27, of not less than 40 percent, and the final process of production has been performed in a Party;
⑮スイスEPA 附属書2第4条 十分に作業又は加工される商品 (Annex II Article IV Sufficiently Worked or Processed Products)	
1	この附属書の第2条(b)の規定の適用上、非原産材料を使用して得られる商品であって、次のいずれかのものは、締約国の原産品とする。 For the purposes of subparagraph(b)of Article II of this Annex, a product obtained using non-originating materials shall be considered as an originating product of a Party, if:
(a)	当該商品の生産に使用された非原産材料の価額が当該商品の工場渡し価額の60%を超えない商品 the value of non-originating materials used in the production of the product does not exceed 60 per cent of the ex-works price of the product; or
⑮スイスEPA 附属書2 付録1 品目別規則 注釈 (Annex II Appendix 1 Product Specific Rules Introductory Notes)	
1	この付録に定める品目別規則の適用上、 For the purposes of the product specific rules set out in this Appendix:
(a) (i)	「VNM」とは、商品の生産に使用された非原産材料の最大の価額を示す。当該最大の価額については、当該非原産材料の価額を当該商品の工場渡し価額により除した割合により、百分率で表されるVNMの直後の数字により示す。例えば、「VNM40%」とは、VNMが商品の工場渡し価額の40%を超えないことを示す。 “VNM” denotes the maximum value, in percentage of the ex-works price of the product as indicated by the figure immediately after it, of non-originating materials used in the production of the product. For example, “VNM 40%” denotes that the VNM does not exceed 40 per cent of the ex-works price of the product.
⑯インドEPA 第29条 非原産材料を使用して生産される商品 (Article 29 Goods Produced Using Non-Originating Materials)	
1	第27条(b)の規定の適用上、次の(a)及び(b)の条件を満たす商品は、締約国の原産品とする。 For the purposes of subparagraph(b)of Article 27, a good shall qualify as an originating good of a Party if:
(a)	次条に定める計算式を用いて算定する当該商品の原産資格割合が35%以上であること。 the good has a qualifying value content, calculated using the formula set out in Article 30, of not less than 35 percent; and
2	1の規定にかかわらず、品目別規則の対象となる商品は、附属書2に定める適用可能な品目別規則を満たす場合には、締約国の原産品とする。

Notwithstanding paragraph 1, a good subject to product specific rules shall qualify as an originating good of a Party if it satisfies the applicable product specific rules set out in Annex 2.
⑰ペルー EPA
—

第3.5条2

2	産品の原産資格割合は、次の計算式により算定する。 For the purposes of calculating the qualifying value content of a good, the following formula shall be applied: $QVC = \frac{FOB - VNM}{FOB} \times 100$ この場合において、 where: 「QVC」とは、百分率で表示される産品の原産資格割合をいう。 Q.V.C. is the qualifying value content of a good, expressed as a percentage; 「FOB」とは、3に規定する場合を除くほか、輸送の方法を問わず、産品の買手から当該産品の売手に支払われる当該産品の本船渡しの価額をいう。ただし、当該産品が輸出される際に軽減され、免除され、又は払い戻された内国税を含まない。 F.O.B. is, except as provided for in paragraph 3, the free-on-board value of a good payable by the buyer of the good to the seller of the good, regardless of the mode of shipment, not including any internal excise taxes reduced, exempted, or repaid when the good is exported; 「VNM」とは、産品の生産において使用される全ての非原産材料の価額をいう。 and V.N.M. is the value of non-originating materials used in the production of a good.
---	---

1. 本規定の趣旨

本規定は、産品の原産資格割合の計算式の定義を定めるものである。

2. 本規定において用いられている用語等の意味

「3に規定する場合を除くほか（except as provided for in paragraph 3）」：3において、①本船渡しの価額は存在するが、その価額が不明で確認することができない場合及び、②産品の本船渡しの価額が存在しない場合のそれぞれにおいて、「FOB」をどのようにして定めるかを規定しているところ、当該場合においては3の規定が優先することを定めるものである。

「本船渡しの（free-on-board）」：本EPAにおいてはこの用語そのものの定義は定められていないが、貿易取引において通常用いられるインコタームズにおけるFOB（Free On Board）と同等と解される。なお、本EPAの条文において用いられている「FOB」は、あくまで第3.5条2（又は3）において定義されているものであって、インコタームズにおけるFOB

と一致する訳ではないことに留意されたい。

3. 本規定の解釈

製品の品目別規則が付加価値基準に基づくもののうち、控除方式（第2部第2章第3節1. (3) ①ロ.参照）により当該製品の原産資格割合を算出するものである場合には、当該原産資格割合をこの2の規定において定義されている計算式に基づいて計算しなければならない。

なお、計算式において使用する非原産材料の価額に関しては、第3.5条3から8までの規定に基づいて算出することとなる。

4. 関連する国内法令等の概要

(1) 関税法等の法律においては、特に関連規定は定められておらず、関税法第3条の規定に基づき、本規定が直接適用されている。

(2) 関税法基本通達68-5-2

『各協定における原産品認定基準及び積送基準の具体的規定については、関税法第3条ただし書の規定により直接適用されるが、業務の参考とするため、当該規定の一覧表を別途事務連絡する。』

上記の通り、本通達においては、本協定の規定が直接適用される旨を確認するにとどまっており、特に補足的な規定を設けることはしていない。

5. 本規定の沿革及び他のEPA等との比較

日本の14本のEPAにおいて、第3.5条2に対応する規定が最初に設けられたのは、シンガポールEPAにおいてである。

以後のEPAにおいては、スイスEPAを除く12本のEPAにおいて控除方式を採用しているところ、それらEPAにおいて、本規定に対応する規定が設けられている。なお、これら12本のEPAのうち、チリ及びインドの両EPAにおいては、控除方式の他に積上げ方式も採用しているところ、後者の方式に基づく計算式も規定されている（第2部第2章第3節1. (3) 表2-22参照）。

スイスEPAにおいては、第2部第2章第3節1. (3) で述べた通り、付加価値の算出はオーストラリアEPA第3.5条等に定める控除方式に拠るのではなく、製品の価額に占める非原産材料の価額の割合に拠ることとされている（注：この規定については、表3-66に掲げる。）。更にその算出において用いられる製品の価額はオーストラリアEPA等に定める「本船渡し価額」ではなく、「工場渡し価額」に基づくこととされており、その定義が以下のように定められている。

「工場渡し価額」とは、工場渡しの製品について、締約国の関税地域に所在する生産者であって、最後の作業又は加工を行ったものへの支払に係る価額をいう。この場合において、当該価額には、使用されたすべての材料の価額、賃金その他の費用及び利益（ただし、利益については、得られる製品が輸出される際に還付され、又は払い戻された内国税を減じた額とする。）を含む。

“ex-works price” means the price paid for the product ex-works to the producer located in the customs territory of a Party in whose undertaking the last working or processing is carried out, provided that the price includes the value of all the materials used, wage and any other cost, and profit minus any internal taxes returned or repaid when the product obtained is exported;

なお、このスイスEPAにおける「工場渡し価額」の定義は、ヨーロッパ諸国が締結しているFTAの流れを汲むものと解される。例えばヤウンデ・ルールを見てみると、Decision No. 5/66 of the Association Council on the definition of the concept of “originating products” for the purpose of implementing Title I of the Convention of Association and on the methods of administrative co-operation（1966年7月施行）の附属書I注釈の注5（ANNEX I EXPLANATORY NOTES Note 5）において、Ex-factory priceについて

“Ex-factory price” shall mean the price paid to the manufacturer in the undertaking where the sufficient working or processing is carried out. When such working or processing is carried out successively in two or more undertakings, the price to be taken into account shall be that paid to the last manufacturer.

と定義されており、その影響を見ることが可能であろう。

それでは、日本のEPA及びその関連文書における関係条文を表3-66に掲げる。なお、スイスEPAに関しては、上述の付加価値の算出に係る規定及び「工場渡し価額」の定義を掲げることとする。

表3-66

① オーストラリアEPA 第3.5条 原産資格割合の算定（Article 3.5 Calculation of Qualifying Value Content）	
2	製品の原産資格割合は、次の計算式により算定する。 For the purposes of calculating the qualifying value content of a good, the following formula shall be applied: $QVC = \frac{FOB - VNM}{FOB} \times 100$ この場合において、 where: 「QVC」とは、百分率で表示される製品の原産資格割合をいう。 Q.V.C. is the qualifying value content of a good, expressed as a percentage; 「FOB」とは、3に規定する場合を除くほか、輸送の方法を問わず、製品の買手から当該製品の売手に支払われる当該製品の本船渡しの価額をいう。ただし、当該製品が輸出される際に軽減され、免除され、又は払い戻された内国税を含まない。 F.O.B. is, except as provided for in paragraph 3, the free-on-board value of a good payable by the buyer of the good to the seller of the good, regardless of the mode of shipment, not including any internal excise taxes reduced, exempted, or repaid when the good is exported; 「VNM」とは、製品の生産において使用される全ての非原産材料の価額をいう。

and V.N.M. is the value of non-originating materials used in the production of a good.	
②UNCTAD合意文書	
—	
③一般特惠原産地規則	
—	
④旧京都規約附属書	
—	
⑤シンガポールEPA 第23条 原産品（Article 23 Originating Goods）	
5	(b) (a)に規定する産品の原産資格割合は、次の計算式により算定する。
	For the purpose of calculating the qualifying value content of a good pursuant to sub-paragraph(a)above, the following formula shall be applied:
	$QVC = \frac{FOB - NQM}{FOB} \times 100$
	この場合において、
	Where:
	「QVC」とは、百分率で表示される産品の原産資格割合をいう。
	Q.V.C. is the qualifying value content of a good, expressed as a percentage;
	「FOB」とは、輸送の方法を問わず、買手から売手に支払われる物品の本船甲板渡し価額をいう。ただし、輸出の際に軽減され、免除され又は払い戻された内国税を含まない。
	F.O.B. is the free-on-board value of a good payable by the buyer to the seller, regardless of the mode of shipment, not including any internal excise taxes reduced, exempted, or repaid when the good is exported; and
	「NQM」とは、産品の生産に当たって生産者により使用されたすべての材料の非原産資格価額であって、(c)の規定に従って計算されるものとする。
	N.Q.M. is the non-qualifying value of materials used by the producer in the production of the good, calculated in accordance with sub-paragraph(c)below.
⑥メキシコEPA 第23条 域内原産割合（Article 23 Regional Value Content）	
1	4及び第26条に規定する場合を除くほか、産品の域内原産割合は、2に規定する取引価額方式により算定する。
	Except as provided for in paragraph 4 below and Article 26, the regional value content of a good shall be calculated on the basis of the transaction value method set out in paragraph 2 below.
2	取引価額方式による産品の域内原産割合は、次の計算式により算定する。
	For the purposes of calculating the regional value content of a good on the basis of the transaction value method, the following formula shall be applied:
	$RVC = \frac{TV - VNM}{TV} \times 100$
	この場合において、
	where:
	「RVC」とは、百分率で表示される域内原産割合をいう。
	RVC: the regional value content, expressed as a percentage;

第3部 EPA 原産地規則（広義の総則的規定）の逐条解釈

「TV」とは、3に規定する場合を除くほか、商品の取引価額であって本船渡しの際に調整されたものをいう。	
TV: transaction value of the good adjusted to a F.O.B. basis, except as provided for in paragraph 3 below; and	
「VNM」とは、商品の生産において生産者が使用したすべての非原産材料の価額であって、次条の規定に従って決定されたものをいう。	
VNM: value of non-originating materials used by the producer in the production of the good determined pursuant to Article 24.	
⑦マレーシアEPA 第28条 原産品 (Article 28 Originating Goods)	
4 (b)	商品の原産資格割合は、次の計算式により算定する。
For the purposes of calculating the qualifying value content of a good, the following formula shall be applied:	
$QVC = \frac{FOB - VNM}{FOB} \times 100$	
この場合において、	
Where:	
「QVC」とは、百分率で表示される商品の原産資格割合をいう。	
Q.V.C. is the qualifying value content of a good, expressed as a percentage;	
「FOB」とは、5に規定する場合を除くほか、輸送の方法を問わず、商品の買手から当該商品の売手に支払われる当該商品の本船渡しの際の価額をいう。ただし、当該商品が輸出される際に軽減され、免除され、又は払い戻された内国税を含まない。	
F.O.B. is, except as provided for in paragraph 5 of this Article, the free-on-board value of a good payable by the buyer of the good to the seller of the good, regardless of the mode of shipment, not including any internal excise taxes reduced, exempted, or repaid when the good is exported; and	
「VNM」とは、商品の生産において使用されるすべての非原産材料の価額をいう。	
V.N.M. is the value of non-originating materials used in the production of a good.	
⑧フィリピンEPA 第29条 原産品 (Article 29 Originating Goods)	
4 (b)	商品の原産資格割合は、次の計算式により算定する。
For the purposes of calculating the qualifying value content of a good, the following formula shall be applied:	
$QVC = \frac{FOB - VNM}{FOB} \times 100$	
この場合において、	
Where:	
「QVC」とは、百分率で表示される商品の原産資格割合をいう。	
Q.V.C. is the qualifying value content of a good, expressed as a percentage;	
「FOB」とは、5に規定する場合を除くほか、輸送の方法を問わず、商品の買手から当該商品の売手に支払われる当該商品の本船渡しの際の価額をいう。ただし、当該商品が輸出される際に軽減され、免除され、又は払い戻された内国税を含まない。	

	F.O.B. is, except as provided for in paragraph 5 below, the free-on-board value of a good payable by the buyer of the good to the seller of the good, regardless of the mode of shipment, not including any internal excise taxes reduced, exempted, or repaid when the good is exported; and
	「VNM」とは、製品の生産において使用されるすべての非原産材料の価額をいう。
	V.N.M. is the value of non-originating materials used in the production of a good.
⑨チリEPA 第30条 原産資格割合 (Article 30 Qualifying Value Content)	
1	前条1 (c) の規定の適用上、製品の原産資格割合は、次のいずれかの計算式により算定する。
	For the purposes of subparagraph 1 (c) of Article 29, the qualifying value content of a good shall be calculated on the basis of one or the other of the following methods:
(a)	非原産材料の価額に基づく計算式（控除方式）
	Method based on value of non-originating materials (“Build-down method”)
	$QVC = \frac{TV - VNM}{TV} \times 100$
(b)	(省略)
	この場合において、
	Where:
	「QVC」とは、百分率で表示される製品の原産資格割合をいう。
	QVC is the qualifying value content of the good, expressed as a percentage;
	「TV」とは、2に規定する場合を除くほか、製品の取引価額であって、本船渡しの価額に調整されたものをいう。
	TV is the transaction value of the good adjusted to F.O.B. basis, except as provided for in paragraph 2;
	「VNM」とは、製品の生産において生産者が使用したすべての非原産材料の価額であって、次条の規定に従って決定されたものをいう。
	VNM is the value of non-originating materials used by the producer in the production of the good determined pursuant to Article 31; and
	(以下省略)
⑩タイEPA 第28条 原産品 (Article 28 Originating Goods)	
4 (b)	製品の原産資格割合は、次の計算式により算定する。
	For the purposes of calculating the qualifying value content of a good, the following formula shall be applied:
	$QVC = \frac{FOB - VNM}{FOB} \times 100$
	この場合において、
	Where:
	「QVC」とは、百分率で表示される製品の原産資格割合をいう。
	Q.V.C. is the qualifying value content of a good, expressed as a percentage;

「FOB」とは、5に規定する場合を除くほか、輸送の方法を問わず、製品の買手から当該製品の売手に支払われる当該製品の本船渡しの価額をいう。ただし、当該製品が輸出される際に軽減され、免除され、又は払い戻された内国税を含まない。	
F.O.B. is, except as provided for in paragraph 5 below, the free-on-board value of a good payable by the buyer of the good to the seller of the good, regardless of the mode of shipment, not including any internal taxes reduced, exempted, or repaid when the good is exported; and	
「VNM」とは、製品の生産において使用されるすべての非原産材料の価額をいう。	
V.N.M. is the value of non-originating materials used in the production of a good.	
⑪ブルネイ EPA 第24条 原産品 (Article 24 Originating Goods)	
4	(b) 製品の原産資格割合は、次の計算式により算定する。
For the purposes of calculating the qualifying value content of a good, the following formula shall be applied:	
$QVC = \frac{FOB - VNM}{FOB} \times 100$	
この場合において、	
Where:	
「QVC」とは、百分率で表示される製品の原産資格割合をいう。	
Q.V.C. is the qualifying value content of a good, expressed as a percentage;	
「FOB」とは、5に規定する場合を除くほか、輸送の方法を問わず、製品の買手から当該製品の売手に支払われる当該製品の本船渡しの価額をいう。ただし、当該製品が輸出される際に軽減され、免除され、又は払い戻された内国税を含まない。	
F.O.B. is, except as provided for in paragraph 5, the free-on-board value of a good payable by the buyer of the good to the seller of the good, regardless of the mode of shipment, not including any internal excise taxes reduced, exempted, or repaid when the good is exported; and	
「VNM」とは、製品の生産において使用されるすべての非原産材料の価額をいう。	
V.N.M. is the value of non-originating materials used in the production of a good.	
⑫インドネシア EPA 第29条 原産品 (Article 29 Originating Goods)	
4	(a) 1(c)の規定の適用上、附属書2に定める品目別規則において付加価値基準を用いる場合には、(b)の規定に従って算定される製品の原産資格割合が当該製品の品目別規則に定める割合以上であることを要件とする。
For the purposes of subparagraph 1(c), the product specific rules set out in Annex 2 using the value-added method require that the qualifying value content of a good, calculated in accordance with subparagraph(b), is not less than the percentage specified by the rule for the good.	
(b)	製品の原産資格割合は、次の計算式により算定する。
For the purposes of calculating the qualifying value content of a good, the following formula shall be applied:	
$QVC = \frac{FOB - VNM}{FOB} \times 100$	
この場合において、	

Where:	
「QVC」とは、百分率で表示される商品の原産資格割合をいう。	
Q.V.C. is the qualifying value content of a good, expressed as a percentage;	
「FOB」とは、5に規定する場合を除くほか、輸送の方法を問わず、商品の買手から当該商品の売手に支払われる当該商品の本船渡しの価額をいう。ただし、当該商品が輸出される際に軽減され、免除され、又は払い戻された内国税を含まない。	
F.O.B. is, except as provided for in paragraph 5, the free-on-board value of a good payable by the buyer of the good to the seller of the good, regardless of the mode of shipment, not including any internal excise taxes reduced, exempted, or repaid when the good is exported; and	
「VNM」とは、商品の生産において使用されるすべての非原産材料の価額をいう。	
V.N.M. is the value of non-originating materials used in the production of a good.	
⑬アセアン包括EPA 第27条 域内原産割合の算定 (Article 27 Calculation of Regional Value Content)	
1	商品のRVCは、次の計算式を用いて算定する。
	For the purposes of calculating the RVC of a good, the following formula shall be used:
	$RVC = \frac{FOB - VNM}{FOB} \times 100\%$
2	この条の規定の適用上、
	For the purposes of this Article:
(a)	「FOB」とは、3に規定する場合を除くほか、商品の本船渡しの価額（生産者から外国に向けた最終的な積込みを行う港又は場所まで輸送するために要する運賃を含む。）をいう。
	“FOB” is, except as provided for in paragraph 3, the free-on-board value of a good, inclusive of the cost of transport from the producer to the port or site of final shipment abroad;
(b)	「RVC」とは、百分率で表示される商品のRVCをいう。
	“RVC” is the RVC of a good, expressed as a percentage; and
(c)	「VNM」とは、商品の生産において使用されるすべての非原産材料の価額をいう。
	“VNM” is the value of non-originating materials used in the production of a good.
⑭ベトナムEPA 第27条 原産資格割合の算定 (Article 27 Calculation of Local Value Content)	
1	商品のLVCは、次の計算式を用いて算定する。
	For the purposes of calculating the LVC of a good, the following formula shall be used:
	$LVC = \frac{FOB - VNM}{FOB} \times 100\%$
2	この条の規定の適用上、
	For the purposes of this Article:
(a)	「FOB」とは、3に規定する場合を除くほか、商品の本船渡しの価額（生産者から外国に向けた最終的な積込みを行う港又は場所まで輸送するために要する運賃を含む。）をいう。

	“FOB” is, except as provided for in paragraph 3, the free-on-board value of a good, inclusive of the cost of transport from the producer to the port or site of final shipment abroad;
(b)	「LVC」とは、百分率で表示される製品のLVCをいう。 “LVC” is the LVC of a good, expressed as a percentage; and
(c)	「VNM」とは、製品の生産において使用されるすべての非原産材料の価額をいう。 “VNM” is the value of non-originating materials used in the production of a good.
⑮スイスEPA 附属書2 付録1 品目別規則 注釈 (Annex II Appendix 1 Product Specific Rules Introductory Notes)	
1	この付録に定める品目別規則の適用上、 For the purposes of the product specific rules set out in this Appendix:
(a)	(i) 「VNM」とは、製品の生産に使用された非原産材料の最大の価額を示す。当該最大の価額については、当該非原産材料の価額を当該製品の工場渡し価額により除した割合により、百分率で表されるVNMの直後の数字により示す。例えば、「VNM40%」とは、VNMが製品の工場渡し価額の40%を超えないことを示す。
⑮スイスEPA 附属書2 第1条 定義 (Annex II Rules of Origin Article I Definitions)	
	この附属書の規定の適用上、 For the purposes of this Annex,
(e)	「工場渡し価額」とは、工場渡しの製品について、締約国の関税地域に所在する生産者であって、最後の作業又は加工を行ったものへの支払に係る価額をいう。この場合において、当該価額には、使用されたすべての材料の価額、賃金その他の費用及び利益（ただし、利益については、得られる製品が輸出される際に還付され、又は払い戻された内国税を減じた額とする。）を含む。 “ex-works price” means the price paid for the product ex-works to the producer located in the customs territory of a Party in whose undertaking the last working or processing is carried out, provided that the price includes the value of all the materials used, wage and any other cost, and profit minus any internal taxes returned or repaid when the product obtained is exported;
⑯インドEPA 第30条 原産資格割合の算定 (Article 30 Calculation of Qualifying Value Content)	
1	製品の原産資格割合は、次のいずれかの計算式により算定する。 For the purposes of calculating the qualifying value content of a good, one or the other of the following formulas shall be applied:
(a)	$QVC = \frac{FOB - VNM}{FOB} \times 100$
	この場合において、 Where:
	「QVC」とは、百分率で表示される製品の原産資格割合をいう。 Q.V.C. is the qualifying value content of a good, expressed as a percentage;
	「FOB」とは、2に規定する場合を除くほか、輸送の方法を問わず、製品の買手から当該製品の売手に支払われる当該製品の本船渡しの価額をいう。ただし、当該製品が輸出される際に軽減され、免除され、又は払い戻された内国税を含まない。

	F.O.B. is, except as provided for in paragraph 2, the free-on-board value of a good payable by the buyer of the good to the seller of the good, regardless of the mode of shipment, not including any internal excise taxes reduced, exempted, or repaid when the good is exported; and
	「VNM」とは、製品の生産において使用される全ての非原産材料の価額をいう。
	V.N.M. is the value of non-originating materials used in the production of a good;
(b)	(省略)
注釈	製品の原産資格割合の算定に当たり、輸出締約国において一般的に認められている会計原則を適用する。
Note:	For the purpose of calculating the qualifying value content of a good, the Generally Accepted Accounting Principles in the exporting Party shall be applied.
⑰ペルーEPA 第41条 原産資格割合 (Article 41 Qualifying Value Content)	
1	製品の原産資格割合は、次の計算式により算定する。
	For the purposes of calculating the qualifying value content (QVC) of a good, the following formula shall be applied:
	$QVC = \frac{FOB - VNM}{FOB} \times 100$
	この場合において、
	where:
	「QVC」とは、百分率で表示される製品の原産資格割合をいう。
	QVC: is the qualifying value content of a good, expressed as a percentage;
	「FOB」とは、2に規定する場合を除くほか、輸送の方法を問わず、製品の買手から当該製品の売手に支払われる当該製品の本船渡しの価額をいう。ただし、当該製品が輸出される際に軽減され、免除され、又は払い戻された内国税を含まない。
	FOB: is, except as provided for in paragraph 2, the free-on-board value of a good payable by the buyer of the good to the seller of the good, regardless of the mode of shipment, not including any internal excise taxes reduced, exempted, or repaid when the good is exported; and
	「VNM」とは、製品の生産において使用される全ての非原産材料の価額をいう。
	VNM: is the value of the non-originating materials used in the production of a good.

第3.5条3

3	(a) 製品の本船渡しの価額は存在するが、その価額が不明で確認することができない場合には、2に規定するFOBは、当該製品の買手から当該製品の生産者への確認可能な最初の支払に係る価額に調整される価額又は関税評価協定第1条から第8条までの規定に従って決定される価額とする。
	F.O.B. referred to in paragraph 2 shall be the value: adjusted to the first ascertainable price paid for a good from the buyer to the producer of the good or determined in accordance with Articles 1 through 8 of the Agreement on Customs Valuation, if there is free-on-board value of the good, but it is unknown and cannot be ascertained; or

- (b) 産品の本船渡しの際額が存在しない場合には、2に規定するFOBは、関税評価協定第1条から第8条までの規定に従って決定される額とする。

F.O.B. referred to in paragraph 2 shall be the value:
determined in accordance with Articles 1 through 8 of the Agreement on Customs Valuation, if there is no free-on-board value of a good.

1. 本規定の趣旨

本規定は、①産品の本船渡しの際額は存在するが、当該額を確認することができない場合又は②産品の本船渡しの際額が存在しない場合において、第3.5条2に定める「FOB」の決定方法を定めるものである。

2. 本規定において用いられている用語等の意味

「関税評価協定」(the Agreement on Customs Valuation)：第1.2条(b)において、以下のよう
に定義されている。

「関税評価協定」とは、世界貿易機関設立協定附属書1A1994年の関税及び貿易に関する
一般協定第7条の実施に関する協定をいう。

the term “Agreement on Customs Valuation” means the Agreement on Implementation
of Article VII of the General Agreement on Tariffs and Trade 1994 in Annex 1A to the
WTO Agreement;

なお、関税評価協定の第1条から第8条までの具体的な条文については、第5部第3章を参照されたい。

3. 本規定の解釈

この3の規定は、2の規定において定められた「FOB」の例外的な場合について定めたものである。すなわち、2においては産品の本船渡しの際額が判明している場合について定めているが、この3においては、産品の本船渡しの際額が何らかの理由で判明していない場合について規定するものである。

具体的には、

- 本船渡しの際額は存在するが、その額が不明で確認することができない場合には、
 - ・産品の買手から当該産品の生産者への確認可能な最初の支払に係る額に調整される額、又は、
 - ・関税評価協定第1条から第8条までの規定に従って決定される額とされている。また、
- 本船渡しの際額そのものが存在しない場合には、
 - ・関税評価協定第1条から第8条までの規定に従って決定される額とされている。

詳細については、第2部第2章第3節1. (4) を参照されたい。

4. 関連する国内法令等の概要

(1) 関税法等の法律においては、特に関連規定は定められておらず、関税法第3条の規定に基づき、本規定が直接適用されている。

(2) 関税法基本通達68-5-2

『各協定における原産品認定基準及び積送基準の具体的規定については、関税法第3条ただし書の規定により直接適用されるが、業務の参考とするため、当該規定の一覧表を別途事務連絡する。』

上記の通り、本通達においては、本協定の規定が直接適用される旨を確認するにとどまっており、特に補足的な規定を設けることはしていない。

5. 本規定の沿革及び他のEPA等との比較

日本の14本のEPAにおいて、第3.5条3に対応する規定が最初に設けられたのは、メキシコEPAにおいてである。

以後のEPAにおいては、スイスEPAを除く12本のEPAにおいて同様の規定が設けられている。

それでは、日本のEPA及びその関連文書における関係条文を表3-67に掲げる。

表3-67

① オーストラリアEPA 第3.5条 原産資格割合の算定 (Article 3.5 Calculation of Qualifying Value Content)	
3 (a)	産品の本船渡し価値は存在するが、その価値が不明で確認することができない場合には、2に規定するFOBは、当該産品の買手から当該産品の生産者への確認可能な最初の支払に係る価値に調整される価値又は関税評価協定第1条から第8条までの規定に従って決定される価値とする。 F.O.B. referred to in paragraph 2 shall be the value: adjusted to the first ascertainable price paid for a good from the buyer to the producer of the good or determined in accordance with Articles 1 through 8 of the Agreement on Customs Valuation, if there is free-on-board value of the good, but it is unknown and cannot be ascertained; or
(b)	産品の本船渡し価値が存在しない場合には、2に規定するFOBは、関税評価協定第1条から第8条までの規定に従って決定される価値とする。 F.O.B. referred to in paragraph 2 shall be the value: determined in accordance with Articles 1 through 8 of the Agreement on Customs Valuation, if there is no free-on-board value of a good.
② UNCTAD 合意文書	
—	
③ 一般特惠原産地規則（関税暫定措置法施行規則別表 備考1）	
(4)	「生産された物品の価格」とは、特惠受益国から輸出される物品の当該国の輸出港における本船甲板渡し価格（輸出の際に軽減、免除又は払戻しを受けるべき国内消費税の額を除く。）又はこれに準ずる価格をいう。

④旧京都規約附属書D1 原産地規則に関する附属書（Annex D.1. Annex concerning rules of origin）	
5.	Recommended Practice
Where the substantial transformation criterion is expressed in terms of the ad valorem percentage rule, the values to be taken into consideration should be:	
- for the goods produced, either the exworks price or the price at exportation, according to the provisions of national legislation.	
⑤シンガポールEPA	
—	
⑥メキシコEPA 第23条 域内原産割合（Article 23 Regional Value Content）	
3	2の規定の適用上、生産者が産品を直接輸出しない場合には、当該産品の取引価額は、当該生産者の所在する締約国の区域において買手が当該生産者から当該産品を受領する地点における価額に調整する。
For the purposes of paragraph 2 above, when the producer of the good does not export it directly, the transaction value of the good shall be adjusted to the point where the buyer receives the good from the producer in the Area of a Party where the producer is located.	
4	産品の取引価額が存在しない場合又は産品の取引価額が関税評価協定第1条の規定により受諾可能なものでない場合には、当該産品の価額は、関税評価協定第2条から第7条までの規定に従って決定する。
In the event that there is no transaction value or the transaction value of the good is unacceptable under Article 1 of the Customs Valuation Code, the value of the good shall be determined in accordance with Articles 2 through 7 of the Customs Valuation Code.	
⑦マレーシアEPA 第28条 原産品（Article 28 Originating Goods）	
5	(a) 産品の本船渡しの価額は存在するが、その価額が不明で確認することができない場合には、4(b)に規定するFOBは、当該産品の買手から当該産品の生産者への確認可能な最初の支払に係る価額に調整される価額とする。
F.O.B. referred to in subparagraph 4(b) of this Article shall be the value: adjusted to the first ascertainable price paid for the good from the buyer to the producer of the good, if there is free-on-board value of a good, but it is unknown and cannot be ascertained; or	
	(b) 産品の本船渡しの価額が存在しない場合には、4(b)に規定するFOBは、関税評価協定第1条から第8条までの規定に従って決定される価額とする。
F.O.B. referred to in subparagraph 4(b) of this Article shall be the value: determined in accordance with Articles 1 through 8 of the Agreement on Customs Valuation, if there is no free-on-board value of the good.	
⑧フィリピンEPA 第29条 原産品（Article 29 Originating Goods）	
5	(a) 産品の本船渡しの価額は存在するが、その価額が不明で確認することができない場合には、4(b)に規定するFOBは、当該産品の買手から当該産品の生産者への確認可能な最初の支払に係る価額に調整される価額とする。

	F.O.B. referred to in subparagraph 4(b)above shall be the value: adjusted to the first ascertainable price paid for the good from the buyer to the producer of the good, if there is free-on-board value of a good, but it is unknown and cannot be ascertained; or
(b)	製品の船舶渡しの際額が存在しない場合には、4(b)に規定するFOBは、関税評価協定第1条から第8条までの規定に従って決定される額とする。
	F.O.B. referred to in subparagraph 4(b)above shall be the value: determined in accordance with Articles 1 through 8 of the Agreement on Customs Valuation, if there is no free-on-board value of the good.
⑨チリEPA 第30条 原産資格割合 (Article 30 Qualifying Value Content)	
2	製品の取引額が存在しない場合又は製品の取引額が関税評価協定第1条の規定により受諾可能なものでない場合には、当該製品の額は、関税評価協定第2条から第7条までの規定に従って決定する。
	In the event that there is no transaction value or the transaction value of the good is unacceptable under Article 1 of the Agreement on Customs Valuation, the value of the good shall be determined in accordance with Articles 2 through 7 of the Agreement on Customs Valuation.
⑩タイEPA 第28条 原産品 (Article 28 Originating Goods)	
5 (a)	製品の船舶渡しの際額は存在するが、その額が不明で確認することができない場合には、4(b)に規定するFOBは、当該製品の買手から当該製品の生産者への確認可能な最初の支払に係る額に調整される額とする。
	F.O.B. referred to in subparagraph 4(b)above shall be the value: adjusted to the first ascertainable price paid for the good from the buyer to the producer of the good, if there is free-on-board value of a good, but it is unknown and cannot be ascertained; or
(b)	製品の船舶渡しの際額が存在しない場合には、4(b)に規定するFOBは、関税評価協定第1条から第8条までの規定に従って決定される額とする。
	F.O.B. referred to in subparagraph 4(b)above shall be the value: determined in accordance with Articles 1 through 8 of the Agreement on Customs Valuation, if there is no free-on-board value of the good.
⑪ブルネイEPA 第24条 原産品 (Article 24 Originating Goods)	
5 (a)	製品の船舶渡しの際額は存在するが、その額が不明で確認することができない場合には、4(b)に規定するFOBは、当該製品の買手から当該製品の生産者への確認可能な最初の支払に係る額に調整される額とする。
	F.O.B. referred to in subparagraph 4(b)shall be the value: adjusted to the first ascertainable price paid for a good from the buyer to the producer of the good, if there is free-on-board value of the good, but it is unknown and cannot be ascertained; or
(b)	製品の船舶渡しの際額が存在しない場合には、4(b)に規定するFOBは、関税評価協定第1条から第8条までの規定に従って決定される額とする。
	F.O.B. referred to in subparagraph 4(b)shall be the value: determined in accordance with Articles 1, 2, 3, 4, 5, 6, 7 and 8 of the Agreement on Customs Valuation, if there is no free-on-board value of a good.

⑫インドネシアEPA 第29条 原産品 (Article 29 Originating Goods)	
5	(a) 産品の本船渡し of 価額は存在するが、その価額が不明で確認することができない場合には、4(b)に規定するFOBは、当該産品の買手から当該産品の生産者への確認可能な最初の支払に係る価額に調整される価額とする。 F.O.B. referred to in subparagraph 4(b) shall be the value: adjusted to the first ascertainable price paid for a good from the buyer to the producer of the good, if there is free-on-board value of the good, but it is unknown and cannot be ascertained; or (b) 産品の本船渡し of 価額が存在しない場合には、4(b)に規定するFOBは、関税評価協定第1条から第8条までの規定に従って決定される価額とする。 F.O.B. referred to in subparagraph 4(b) shall be the value: determined in accordance with Articles 1 through 8 of the Agreement on Customs Valuation, if there is no free-on-board value of a good.
⑬アセアン包括EPA 第27条 域内原産割合の算定 (Article 27 Calculation of Regional Value Content)	
3	(a) 産品の本船渡し of 価額は存在するが、その価額が不明で確認することができない場合には、2(a)に規定するFOBは、当該産品の買手から当該産品の生産者への確認可能な最初の支払に係る価額に調整される価額とする。 FOB referred to in subparagraph 2(a) shall be the value: adjusted to the first ascertainable price paid for a good from the buyer to the producer of the good, if there is free-on-board value of the good, but it is unknown and cannot be ascertained; or (b) 産品の本船渡し of 価額が存在しない場合には、2(a)に規定するFOBは、関税評価協定第1条から第8条までの規定に従って決定される価額とする。 FOB referred to in subparagraph 2(a) shall be the value: determined in accordance with Articles 1 through 8 of the Agreement on Customs Valuation, if there is no free-on-board value of a good.
⑭ベトナムEPA 第27条 原産資格割合の算定 (Article 27 Calculation of Local Value Content)	
3	(a) 産品の本船渡し of 価額は存在するが、その価額が不明で確認することができない場合には、2(a)に規定するFOBは、当該産品の買手から当該産品の生産者への確認可能な最初の支払に係る価額に調整される価額とする。 FOB referred to in subparagraph 2(a) shall be the value: adjusted to the first ascertainable price paid for a good from the buyer to the producer of the good, if there is free-on-board value of the good, but it is unknown and cannot be ascertained; or (b) 産品の本船渡し of 価額が存在しない場合には、2(a)に規定するFOBは、関税評価協定第1条から第8条までの規定に従って決定される価額とする。 FOB referred to in subparagraph 2(a) shall be the value: determined in accordance with Articles 1 through 8 of the Agreement on Customs Valuation, if there is no free-on-board value of a good.
⑮スイスEPA	
—	

⑯インドEPA 第30条 原産資格割合の算定 (Article 30 Calculation of Qualifying Value Content)	
2	(a) 産品の本船渡しにの価額は存在するが、その価額が不明で確認することができない場合には、1に規定するFOBは、当該産品の買手から当該産品の生産者への確認可能な最初の支払に係る価額に調整される価額とする。
	F.O.B. referred to in paragraph 1 shall be the value: adjusted to the first ascertainable price paid for a good from the buyer to the producer of the good, if there is free-on-board value of the good, but it is unknown and cannot be ascertained; or
	(b) 産品の本船渡しにの価額が存在しない場合には、1に規定するFOBは、関税評価協定第1条から第8条までの規定に従って決定される価額とする。
	F.O.B. referred to in paragraph 1 shall be the value: determined in accordance with Articles 1 through 8 of the Agreement on Customs Valuation, if there is no free-on-board value of a good.
⑰ペルーEPA 第41条 原産資格割合 (Article 41 Qualifying Value Content)	
2	(a) 産品の本船渡しにの価額は存在するが、当該価額が不明で確認することができない場合には、1に規定するFOB価額は、当該産品の買手から当該産品の生産者への確認可能な最初の支払に係る価額によって代替される。
	FOB referred to in paragraph 1 shall be: substituted with the first ascertainable price paid for a good from the buyer to the producer of the good, if there is free-on-board value of the good, but it is unknown and cannot be ascertained; or
	(b) 産品の本船渡しにの価額が存在しない場合には、1に規定するFOB価額は、関税評価協定第1条から第8条までの規定に従って決定される価額とする。
	FOB referred to in paragraph 1 shall be: the value determined in accordance with Articles 1 through 8 of the Agreement on Customs Valuation, if there is no free-on-board value of a good.

第3.5条4

4	2の規定の適用上、締約国における産品の生産に使用される非原産材料の価額は、次のいずれかの価額とする。
	For the purposes of paragraph 2, the value of a non-originating material used in the production of a good in a Party:
	(a) 関税評価協定に従って決定される価額であって、当該産品の生産者が所在する締約国の輸入港に当該非原産材料を輸送するために要する運賃、適当な場合の保険料、こん包費その他の全ての費用を含むもの
	shall be determined in accordance with the Agreement on Customs Valuation, and shall include freight, insurance where appropriate, packing and all the other costs incurred in transporting the material to the importation port in the Party where the producer of the good is located; or

- (b) 当該非原産材料の価額が不明で確認することができない場合には、当該非原産材料についての当該締約国における確認可能な最初の支払に係る価額。ただし、当該非原産材料の供給者の倉庫から当該製品の生産者の所在地まで当該非原産材料を輸送するために当該締約国において要する運賃、保険料、こん包費その他の全ての費用及び当該輸送に関して当該締約国において要する他の費用（一般的に認められており、かつ、確認可能なものに限る。）を除外することができる。

if such value is unknown and cannot be ascertained, shall be the first ascertainable price paid for the material in the Party, but may exclude all the costs incurred in the Party in transporting the material from the warehouse of the supplier of the material to the place where the producer is located such as freight, insurance and packing as well as any other known and ascertainable cost incurred in the Party.

1. 本規定の趣旨

本規定は、第3.5条2に定める計算式における非原産材料の価額の決定方法について、①原則、及び、②非原産材料の価額が不明で確認することができない場合の考え方を定めるものである。

2. 本規定において用いられている用語等の意味

特になし。

3. 本規定の解釈

この4の規定は、2の規定において定められた「VNM」に含まれるべき非原産材料の価額の決定方法に関し、

- ①まずサブパラグラフ(a)において、原則となる考え方―すなわち、当該非原産材料が（最終製品の生産国に）輸入される際のCIF価額にこん包費等のその他の費用を加えたものとする旨を定め、次に、
- ②上記①の例外的な場合として、当該非原産材料の価額が不明で確認することができない場合には、（最終製品の生産国において）当該非原産材料に対する確認可能な最初の支払価額とするというものである。

詳細については、第2部第2章第3節1. (5) ②を参照されたい。

4. 関連する国内法令等の概要

- (1) 関税法等の法律においては、特に関連規定は定められておらず、関税法第3条の規定に基づき、本規定が直接適用されている。

- (2) 関税法基本通達68-5-2

『各協定における原産品認定基準及び積送基準の具体的規定については、関税法第3条ただし書の規定により直接適用されるが、業務の参考とするため、当該規定の一覧表を別途事務連絡する。』

上記の通り、本通達においては、本協定の規定が直接適用される旨を確認するにとどまって

おり、特に補足的な規定を設けることはしていない。

5. 本規定の沿革及び他のEPA等との比較

日本の14本のEPAにおいて、第3.5条4に対応する規定が最初に設けられたのは、シンガポールEPA第23条7においてである。同EPAにおける規定の骨子は、

①関税評価協定に基づくこと

②原則としてCIF 価格（この5.の説明においては、保険料及び運賃込みの価格のこととする。）であること

③当該価格が不明で確認することができない場合には、当該材料についての当該締約国における確認可能な最初の支払に係る価格とすること
となっている。（なお、関係規定の内容を記した上記の①から③における記述は、簡略化したものであるところ、正確な内容は各条文を参照されたい。これは下記の④から⑯までについても同様であるので留意されたい。）

次のメキシコEPAにおいては、第23条1及び2がNAFTA第402条9の影響を受ける形で策定されている。

（参考）NAFTA第402条 域内原産割合（Article 402: Regional Value Content）

9. Except as provided in paragraph 11, the value of a material used in the production of a good shall:

a) be the transaction value of the material determined in accordance with Article 1 of the Customs Valuation Code; or

b) in the event that there is no transaction value or the transaction value of the material is unacceptable under Article 1 of the Customs Valuation Code, be determined in accordance with Articles 2 through 7 of the Customs Valuation Code; and

c) where not included under subparagraph (a) or (b), include

(i)freight, insurance, packing and all other costs incurred in transporting the material to the location of the producer,

(ii)duties, taxes and customs brokerage fees on the material paid in the territory of one or more of the Parties, and

(iii)the cost of waste and spoilage resulting from the use of the material in the production of the good, less the value of renewable scrap or byproduct.

メキシコEPA第23条1及び2の骨子は、

④取引価額であること

⑤取引価額が存在しない場合等には関税評価協定第2条から第7条に基づくこと

⑥CIF 価格にこん包費等を加えたものであること

⑦使用から生じた無駄になった部分等の費用を含めることができること
となっている。

そして、メキシコEPA第23条3においては、

⑧（製品の生産国の）国内で非原産材料を取得する場合には、当該非原産材料の供給者の倉庫

第3部 EPA 原産地規則（広義の総則的規定）の逐条解釈

から（産品の）生産者の所在地までの輸送運賃、保険料等を含めないことを定めている。

ここでシンガポールEPAの規定とメキシコEPAの規定とを比較してみると、極めて大雑把な議論をすれば「①及び②」と「④から⑥」は方向性は同じものであるが、⑦は（NAFTAの影響を受けて）メキシコEPAに独自のものということが可能であろう。

そして、メキシコEPAの次のマレーシアEPAにおいては、
原則として、

⑨関税評価協定に基づくこと（＝上記の①）

⑩CIF 価格にこん包費等を加えたものであること（＝上記の⑥）

上記の原則の例外として、非原産材料の価格が不明で確認することができない場合には、

⑪当該材料についての当該締約国における確認可能な最初の支払に係る価格とすること（＝上記の③）、ただし、非原産材料の供給者の倉庫から（産品の）生産者の所在地までの（当該産品の生産国国内における）輸送運賃、保険料等を除外することができること（＝上記の⑧）。

と規定されている。

その後のEPAのうち、フィリピン、タイ、ブルネイ、インドネシア、アセアン包括、ベトナム及びオーストラリアの各EPAにおいては、マレーシアEPAの規定と同等の規定が整備され、チリEPAにおいては、メキシコEPAの規定と同等の規定が整備された。

また、インドEPAにおいては、

⑬CIF 価格にこん包費等を加えたもの（注：インドEPA及びペルーEPAにおいてはこれを「CIF 価額」と表記している。）であること（＝上記の⑥、⑩）、又は、

⑭当該材料についての当該締約国における確認可能な最初の支払に係る価格とすること、ただし、非原産材料の供給者の倉庫から（産品の）生産者の所在地までの（当該産品の生産国国内における）輸送運賃、保険料等を除外することができること（＝上記の⑩）。

と規定されており、マレーシアEPAの規定に類したものとなっている。

更にペルーEPAにおいては、

⑮産品の生産者が直接輸入する材料については、CIF 価格にこん包費等を加えたもの

⑯産品の生産者が（産品の生産国の）国内において取得する材料については、CIF 価格にこん包費等を加えたもの又は取引価額

と定められている。

以上が、日本のEPAにおける規定振りであるが、ではここでヤウンデ・ルールを見てみることにする。

Decision No. 5/66 of the Association Council on the definition of the concept of “originating products” for the purpose of implementing Title I of the Convention of Association and on the methods of administrative co-operation（1966年7月施行）の第4条において

Where Lists A and B, drawn up pursuant to Article 3, provide that goods obtained in a Member State or an Associated State shall only be considered as originating therein if the value of the products worked or processed does not exceed a given percentage

of the value of the goods obtained, the values to be taken into consideration in determining such percentage shall be:

- on the one hand:

as regards products whose importation can be proved: customs value at the time of importation, whether permanent or temporary;

as regards products of undetermined origin: the earliest ascertainable price paid for such products in the territory of the State where manufacture takes place;

- on the other hand:

the ex-factory price of the goods obtained, less internal taxes refunded or refundable on exportation.

第3条に基づき策定されるリストA及びリストBにおいて、作業された又は加工された製品の価額が加盟国又は関係国において得られた物品の価額の所定の割合以下である場合に限り、それらの国の原産品であると規定する場合において、当該割合を決定する際に考慮に入れるべき価額は、

—（作業され又は加工される製品に関し）

- ・輸入されたことが証明される製品については、恒久的であるか一時的であるかを問わず、輸入時の価額
- ・原産地が不明な製品については、当該製品の製造が行われた国における当該製品の確認可能な最も初期の支払に係る価額

—（得られる製品に関し）

得られる製品の工場渡し価額から輸出の際に払い戻された又は払い戻される内国税を減じた価額

（和文：筆者による仮訳）

（注）この第4条においては、productsに何らかの作業又は加工を施すことにより goodsが得られることとなっている。この観点からは、productsは部分品（parts）、材料（materials）といったレベルのものを指しているものと解されるが、ここでは、productsには「製品」、そして goodsには「物品」という訳語をそれぞれ充てることとする。なお本書の他の箇所においては、作業・加工等の工程を経て最終的に得られるものを「製品」と呼んでいることから、意味の違いに留意されたい。

そして、旧京都規約附属書D1（1974年6月に追加）の5.の

Where the substantial transformation criterion is expressed in terms of the ad valorem percentage rule, the values to be taken into consideration should be:

- for the materials imported, the dutiable value at importation or, in the case of materials of undetermined origin, the first ascertainable price paid for them in the territory of the country in which manufacture took place, and

という規定は、この第4条の規定の影響を受けていると言い得るであろう。

さて、ヤウンデ・ルール中の第4条に関し、

—（作業され又は加工される製品に関し）

- ・輸入されたことが証明される製品については、恒久的であるか一時的であるかを問わず、輸入時の価額

- ・原産地が不明な製品については、当該製品の製造が行われた国における当該製品の
確認可能な最も初期の支払に係る価額

という部分は、最終的な製品の生産に使用される材料に係る規定であり（注：第4条にいう「製品」とは、上記の（注）において述べた通り、「材料」のレベルのものを指している。）、したがって、オーストラリアEPA第3.5条4やシンガポールEPA第23条7等に関連していると言うことが可能であろう。

例えばシンガポールEPA第23条7の前段の

『締約国において製品の生産に使用される材料の価額は、…（中略）…CIF 価格（保険料及び運賃込みの価格をいう。）とする。』

という規定は、上記第4条のうち

『輸入されたことが証明される製品については、恒久的であるか一時的であるかを問わず、輸入時の価額』

に対応するものであると言い得よう。

またシンガポールEPA第23条7の後段の

『ただし、当該価格が不明で確認することができない場合には、当該材料についての当該締約国における確認可能な最初の支払に係る価格とする。』

に関しては、上記第4条のうち

『原産地が不明な製品については、当該製品の製造が行われた国における当該製品の確認可能な最も初期の支払に係る価額』

の部分と—「当該価格が不明で確認することができない場合」（シンガポールEPA）と「原産地が不明な製品」（ヤウンデ・ルール）という大きな違いはあるものの—関連性を見て取ることとは可能かもしれない。

さて、ヤウンデ・ルール中の第4条の内の（残りの部分である）

—（得られる製品に関し）

得られる製品の工場渡し価額から輸出の際に払い戻された又は払い戻される内国税を減じた価額

という部分は、最終的に得られる製品に係る規定であり、日本のEPAで言えばスイスEPA附属書2第1条(e)に対応する規定であるということが可能である。（スイスEPAの当該規定については、オーストラリアEPA第3.5条2の解説において言及しているところ、そちらを参照のこと。）

なお、第3.5条2の説明の5.において掲げたヤウンデ・ルールにおけるEx-factory priceの定義は、実は、上記の第4条に現れるex-factory priceの定義を定めたものである。

さて、オーストラリアEPA第3.5条3及び4（並びに他のEPAにてそれらに対応する規定）において、「確認可能な最初の支払に係る価額」（the first ascertainable price paid for）という表現が使用されている。この表現それ自体は、（適用対象は異なるものの）旧京都規約のthe first ascertainable price paid forという規定、更には、ヤウンデ・ルールにおけるthe earliest ascertainable price paid forという規定に遡ることが可能ではないかと考えられる。

ここで更に、2004年時点のAFTAの原産地規則を見てみよう。

RULES OF ORIGIN FOR THE CEPT SCHEME FOR AFTAの第3規則「完全には生産されていない産品」(RULE 3 Not Wholly Produced or Obtained) の(b)において、

(b)The value of the non-originating materials, parts or produce shall be:

(i)The CIF value at the time of importation of the products or importation can be proven; or

(ii)The earliest ascertained price paid for the products of undetermined origin in the territory of the Member State where the working or processing takes place.

と規定されている。

これを見ると、ヤウンデ・ルールを初めとするヨーロッパ諸国が締結しているFTAの影響を見て取ることも可能ではないかと思われる。

それでは、日本のEPA及びその関連文書における関係条文を表3-68に掲げる。

表3-68

①オーストラリアEPA 第3.5条 原産資格割合の算定 (Article 3.5 Calculation of Qualifying Value Content)	
4	2の規定の適用上、締約国における産品の生産に使用される非原産材料の価額は、次のいずれかの価額とする。
	For the purposes of paragraph 2, the value of a non-originating material used in the production of a good in a Party:
(a)	関税評価協定に従って決定される価額であって、当該産品の生産者が所在する締約国の輸入港に当該非原産材料を輸送するために要する運賃、適当な場合の保険料、こん包費その他の全ての費用を含むもの
	shall be determined in accordance with the Agreement on Customs Valuation, and shall include freight, insurance where appropriate, packing and all the other costs incurred in transporting the material to the importation port in the Party where the producer of the good is located; or
(b)	当該非原産材料の価額が不明で確認することができない場合には、当該非原産材料についての当該締約国における確認可能な最初の支払に係る価額。ただし、当該非原産材料の供給者の倉庫から当該産品の生産者の所在地まで当該非原産材料を輸送するために当該締約国において要する運賃、保険料、こん包費その他の全ての費用及び当該輸送に関して当該締約国において要する他の費用（一般的に認められており、かつ、確認可能なものに限る。）を除外することができる。
	if such value is unknown and cannot be ascertained, shall be the first ascertainable price paid for the material in the Party, but may exclude all the costs incurred in the Party in transporting the material from the warehouse of the supplier of the material to the place where the producer is located such as freight, insurance and packing as well as any other known and ascertainable cost incurred in the Party.
②UNCTAD合意文書	
—	
③一般特惠原産地規則（関税暫定措置法施行規則別表 備考1）	

(3) 「非原産品の価格」とは、非原産品の特恵受益国に輸入された際の課税価格（世界貿易機関を設立するマラケシュ協定附属書1Aの1994年の関税及び貿易に関する一般協定第7条の実施に関する協定に基づいて計算される価格（当該非原産品が当該特恵受益国の輸入港に到着するまでの運送に要する運賃、保険料その他当該運送に関連する費用を含む。）又はこれに準ずる価格）をいい、当該課税価格を確認することができない物品については、特恵受益国において対価として支払われたことを確認することができる最初の支払いに係る価格をいう。	
④旧京都規約附属書D1 原産地規則に関する附属書（Annex D.1. Annex concerning rules of origin）	
5.	Recommended Practice
Where the substantial transformation criterion is expressed in terms of the ad valorem percentage rule, the values to be taken into consideration should be:	
- for the materials imported, the dutiable value at importation or, in the case of materials of undetermined origin, the first ascertainable price paid for them in the territory of the country in which manufacture took place, and	
⑤シンガポールEPA 第23条 原産品（Article 23 Originating Goods）	
7	締約国において製品の生産に使用される材料の価額は、関税評価協定（注）に従って決定されるものとし、かつ、CIF 価格（保険料及び運賃込みの価格をいう。）とする。ただし、当該価格が不明で確認することができない場合には、当該材料についての当該締約国における確認可能な最初の支払に係る価格とする。
The value of a material used in the production of a good in a Party shall be the CIF value and shall be determined in accordance with the Agreement on Customs Valuation (Note) , or, if this is not known and cannot be ascertained, the first ascertainable price paid for the material in the Party.	
注	関税評価協定は、国内取引の場合又は当該材料の取引が存在しない場合について準用する。
Note: The Agreement on Customs Valuation shall apply mutatis mutandis to domestic transactions or to the cases where there is no transaction of the material.	
⑥メキシコEPA 第24条 材料の価額（Article 24 Value of Materials）	
1	材料の価額は、
The value of a material:	
(a)	当該材料の取引価額とする。
shall be the transaction value of the material; or	
(b)	当該材料の取引価額が存在しない場合又は当該材料の取引価額が関税評価協定第1条の規定により受諾可能なものでない場合には、関税評価協定第2条から第7条までの規定に従って決定する。
in the event that there is no transaction value or the transaction value of the material is unacceptable under Article 1 of the Customs Valuation Code, shall be determined in accordance with Articles 2 through 7 of the Customs Valuation Code.	
2	材料の価額には、1(a)又は(b)の規定による価額のほか、
Where not included under subparagraph 1(a)or 1(b)above, the value of a material:	
(a)	3に規定する場合を除くほか、製品の生産者の所在する締約国の輸入港に当該材料を輸送するために要する運賃、保険料、こん包費その他のすべての費用を含める。

	shall include freight, insurance, packing and all other costs incurred in transporting the material to the importation port in the Party where the producer of the good is located, except as provided for in paragraph 3 below; and
(b)	製品の生産における当該材料の使用から生じた無駄になった部分及び使い損じた部分の材料の費用（再利用可能なくず又は副産物の価額を差し引いたものをいう。）を含めることができる。 may include the cost of waste and spoilage resulting from the use of the material in the production of the good, less the value of reusable scrap or by-product.
3	生産者が所在する締約国の区域において非原産材料を取得する場合には、当該非原産材料の価額には、当該非原産材料の供給者の倉庫から当該生産者の所在地まで当該非原産材料を輸送するために要する運賃、保険料、こん包費その他のすべての費用及び当該生産者の所在する区域において要する他の費用（一般的に認められており、かつ、確認可能なものに限る。）を含めない。 The value of a non-originating material shall not include, where the producer acquires the material in the Area of the Party where the producer is located, freight, insurance, packing and all other costs incurred in transporting the material from the warehouse of the supplier of the material to the place where the producer is located; as well as any other known and ascertainable cost incurred in the Area of the producer of the good.
⑦マレーシアEPA 第28条 原産品 （Article 28 Originating Goods）	
6	4(b)の規定に従って原産資格割合を算定するに当たり、締約国の領域における製品の生産に使用される非原産材料の価額は、次のいずれかの価額とする。 For the purposes of calculating the qualifying value content of a good under subparagraph 4(b) of this Article, the value of a non-originating material used in the production of the good in the territory of a Country:
(a)	関税評価協定に従って決定される価額であって、当該製品の生産者の所在する締約国の領域における輸入港に当該非原産材料を輸送するために要する運賃、適当な場合の保険料、こん包費その他のすべての費用を含むもの shall be determined in accordance with the Agreement on Customs Valuation, and shall include freight, insurance where appropriate, packing and all the other costs incurred in transporting the material to the importation port in the territory of the Country where the producer of the good is located; or
(b)	当該非原産材料の価額が不明で確認することができない場合には、当該非原産材料についての当該締約国の領域における確認可能な最初の支払に係る価額。ただし、当該非原産材料の供給者の倉庫から当該製品の生産者の所在地まで当該非原産材料を輸送するために当該締約国の領域において要する運賃、保険料、こん包費その他のすべての費用及び当該締約国の領域において要する他の費用（一般的に認められており、かつ、確認可能なものに限る。）を除外することができる。 if such value is unknown and cannot be ascertained, shall be the first ascertainable price paid for the material in the territory of the Country, but may exclude all the costs incurred in the territory of the Country in transporting the material from the warehouse of the supplier of the material to the place where the producer is located such as freight, insurance and packing as well as any other known and ascertainable cost incurred in the territory of the Country.

⑧フィリピンEPA 第29条 原産品（Article 29 Originating Goods）	
6	4(b)の規定に従って原産資格割合を算定するに当たり、締約国における製品の生産に使用される非原産材料の価額は、次のいずれかの価額とする。
	For the purposes of calculating the qualifying value content of a good under subparagraph 4(b)above, the value of a non-originating material used in the production of the good in a Party:
(a)	関税評価協定に従って決定される価額であって、当該製品の生産者の所在する締約国の輸入港に当該非原産材料を輸送するために要する運賃、適当な場合の保険料、こん包費その他のすべての費用を含むもの
	shall be determined in accordance with the Agreement on Customs Valuation, and shall include freight, insurance where appropriate, packing and all the other costs incurred in transporting the material to the importation port in the Party where the producer of the good is located; or
(b)	当該非原産材料の価額が不明で確認することができない場合には、当該非原産材料についての当該締約国における確認可能な最初の支払に係る価額。ただし、当該非原産材料の供給者の倉庫から当該製品の生産者の所在地まで当該非原産材料を輸送するために当該締約国において要する運賃、保険料、こん包費その他のすべての費用及び当該締約国において要する他の費用（一般的に認められており、かつ、確認可能なものに限る。）を除外することができる。
	if such value is unknown and cannot be ascertained, shall be the first ascertainable price paid for the material in the Party, but may exclude all the costs incurred in the Party in transporting the material from the warehouse of the supplier of the material to the place where the producer is located such as freight, insurance and packing as well as any other known and ascertainable cost incurred in the Party.
⑨チリEPA 第31条 材料の価額（Article 31 Value of Materials）	
1	材料の価額は、
	The value of a material:
(a)	当該材料の取引価額とする。
	shall be the transaction value of the material; or
(b)	当該材料の取引価額が存在しない場合又は当該材料の取引価額が関税評価協定第1条の規定により受諾可能なものでない場合には、関税評価協定第2条から第7条までの規定に従って決定する。
	in the event that there is no transaction value or the transaction value of the material is unacceptable under Article 1 of the Agreement on Customs Valuation, shall be determined in accordance with Articles 2 through 7 of the Agreement on Customs Valuation.
2	1に規定する材料の価額には、
	The value of a material referred to in paragraph 1:
(a)	製品の生産者が所在する締約国の輸入港に当該材料を輸送するために要する運賃、保険料、こん包費その他のすべての費用を含める。

	shall include freight, insurance, packing and all other costs incurred in transporting the material to the importation port in the Party where the producer of the good is located; and
(b)	製品の生産における当該材料の使用から生じた無駄になった部分及び使い損じた部分の材料の費用（再利用可能なくず又は副産物の価額を差し引いたものをいう。）を含めることができる。 may include the cost of waste and spoilage resulting from the use of the material in the production of the good, less the value of reusable scrap or by-product.
3	生産者が所在する締約国において非原産材料を取得する場合には、当該非原産材料の価額には、当該非原産材料の供給者の倉庫から当該生産者の所在地まで当該非原産材料を輸送するために要する運賃、保険料、こん包費その他のすべての費用及び当該締約国において要する他の費用（一般的に認められており、かつ、確認可能なものに限る。）を含めない。 The value of a non-originating material shall not include, where the producer acquires the material in the Party where the producer is located, freight, insurance, packing and all other costs incurred in transporting the material from the warehouse of the supplier of the material to the place where the producer is located; as well as any other known and ascertainable cost incurred in the Party.
⑩タイEPA 第28条 原産品 （Article 28 Originating Goods）	
6	4(b)の規定に従って原産資格割合を算定するに当たり、締約国における製品の生産に使用される非原産材料の価額は、次のいずれかの価額とする。 For the purposes of calculating the qualifying value content of a good under subparagraph 4(b)above, the value of a non-originating material used in the production of the good in a Party:
(a)	関税評価協定に従って決定される価額であって、当該製品の生産者の所在する締約国における輸入港に当該非原産材料を輸送するために要する運賃、適当な場合の保険料、こん包費その他のすべての費用を含むもの shall be determined in accordance with the Agreement on Customs Valuation, and shall include freight, insurance where appropriate, packing and all the other costs incurred in transporting the material to the importation port in the Party where the producer of the good is located; or
(b)	当該非原産材料の価額が不明で確認することができない場合には、当該非原産材料についての当該締約国における確認可能な最初の支払に係る価額。ただし、当該非原産材料の供給者の倉庫から当該製品の生産者の所在地まで当該非原産材料を輸送するために当該締約国において要する運賃、保険料、こん包費その他のすべての費用及び当該締約国において要する他の費用（一般的に認められており、かつ、確認可能なものに限る。）を除外することができる。 if such value is unknown and cannot be ascertained, shall be the first ascertainable price paid for the material in the Party, but may exclude all the costs incurred in the Party in transporting the material from the warehouse of the supplier of the material to the place where the producer is located such as freight, insurance and packing as well as any other known and ascertainable cost incurred in the Party.

⑪ブルネイEPA 第24条 原産品（Article 24 Originating Goods）	
6	4(b)の規定に従って原産資格割合を算定するに当たり、締約国における製品の生産に使用される非原産材料の価額は、次のいずれかの価額とする。
	For the purposes of calculating the qualifying value content of a good under subparagraph 4(b), the value of a non-originating material used in the production of the good in a Party:
(a)	関税評価協定に従って決定される価額であって、当該製品の生産者の所在する締約国の輸入港に当該非原産材料を輸送するために要する運賃、適当な場合の保険料、こん包費その他のすべての費用を含むもの
	shall be determined in accordance with the Agreement on Customs Valuation, and shall include freight, insurance where appropriate, packing and all the other costs incurred in transporting the material to the importation port in the Party where the producer of the good is located; or
(b)	当該非原産材料の価額が不明で確認することができない場合には、当該非原産材料についての当該締約国における確認可能な最初の支払に係る価額。ただし、当該非原産材料の供給者の倉庫から当該製品の生産者の所在地まで当該非原産材料を輸送するために当該締約国において要する運賃、保険料、こん包費その他のすべての費用及び当該締約国において要する他の費用（一般的に認められており、かつ、確認可能なものに限る。）を除外することができる。
	if such value is unknown and cannot be ascertained, shall be the first ascertainable price paid for the material in the Party, but may exclude all the costs incurred in the Party in transporting the material from the warehouse of the supplier of the material to the place where the producer is located such as freight, insurance and packing as well as any other known and ascertainable cost incurred in the Party.
⑫インドネシアEPA 第29条 原産品（Article 29 Originating Goods）	
6	4(b)の規定に従って原産資格割合を算定するに当たり、締約国における製品の生産に使用される非原産材料の価額は、次のいずれかの価額とする。
	For the purposes of calculating the qualifying value content of a good under subparagraph 4(b), the value of a non-originating material used in the production of the good in a Party:
(a)	関税評価協定に従って決定される価額であって、当該製品の生産者の所在する締約国の輸入港に当該非原産材料を輸送するために要する運賃、適当な場合の保険料、こん包費その他のすべての費用を含むもの
	shall be determined in accordance with the Agreement on Customs Valuation, and shall include freight, insurance where appropriate, packing and all the other costs incurred in transporting the material to the importation port in the Party where the producer of the good is located; or
(b)	当該非原産材料の価額が不明で確認することができない場合には、当該非原産材料についての当該締約国における確認可能な最初の支払に係る価額。ただし、当該非原産材料の供給者の倉庫から当該製品の生産者の所在地まで当該非原産材料を輸送するために当該締約国において要する運賃、保険料、こん包費その他のすべての費用及び当該締約国において要する他の費用（一般的に認められており、かつ、確認可能なものに限る。）を除外することができる。

	if such value is unknown and cannot be ascertained, shall be the first ascertainable price paid for the material in the Party, but may exclude all the costs incurred in the Party in transporting the material from the warehouse of the supplier of the material to the place where the producer is located such as freight, insurance and packing as well as any other known and ascertainable cost incurred in the Party.
⑬ アセアン包括EPA 第27条 域内原産割合の算定 (Article 27 Calculation of Regional Value Content)	
4	1の規定の適用上、締約国における製品の生産に使用される非原産材料の価額は、次のいずれかの価額とする。
	For the purposes of paragraph 1, the value of nonoriginating materials used in the production of a good in a Party:
(a)	関税評価協定に従って決定される価額であって、当該製品の生産者の所在する締約国の輸入港に当該非原産材料を輸送するために要する運賃、保険料、適当な場合のこん包費その他のすべての費用を含むもの
	shall be determined in accordance with the Agreement on Customs Valuation and shall include freight, insurance, and where appropriate, packing and all other costs incurred in transporting the material to the importation port in the Party where the producer of the good is located; or
(b)	当該非原産材料の価額が不明で確認することができない場合には、当該非原産材料についての当該締約国における確認可能な最初の支払に係る価額。ただし、当該非原産材料の供給者の倉庫から当該製品の生産者の所在地まで当該非原産材料を輸送するために当該締約国において要する運賃、保険料、こん包費その他のすべての費用及び当該締約国において要する他の費用（一般的に認められており、かつ、確認可能なものに限る。）を除外することができる。
	if such value is unknown and cannot be ascertained, shall be the first ascertainable price paid for the material in the Party, but may exclude all the costs incurred in the Party in transporting the material from the warehouse of the supplier of the material to the place where the producer is located such as freight, insurance and packing as well as any other known and ascertainable cost incurred in the Party.
⑭ ベトナムEPA 第27条 原産資格割合の算定 (Article 27 Calculation of Local Value Content)	
4	1の規定の適用上、締約国における製品の生産に使用される非原産材料の価額は、次のいずれかの価額とする。
	For the purposes of paragraph 1, the value of non-originating materials used in the production of a good in a Party:
(a)	関税評価協定に従って決定される価額であって、当該製品の生産者の所在する締約国の輸入港に当該非原産材料を輸送するために要する運賃、保険料、適当な場合のこん包費その他のすべての費用を含むもの
	shall be determined in accordance with the Agreement on Customs Valuation and shall include freight, insurance, and where appropriate, packing and all other costs incurred in transporting the materials to the importation port in the Party where the producer of the good is located; or

(b)	当該非原産材料の価額が不明で確認することができない場合には、当該非原産材料についての当該締約国における確認可能な最初の支払に係る価額。ただし、当該非原産材料の供給者の倉庫から当該製品の生産者の所在地まで当該非原産材料を輸送するために当該締約国において要する運賃、保険料、こん包費その他のすべての費用及び当該締約国において要する他の費用（一般的に認められており、かつ、確認可能なものに限る。）を除外することができる。
	if such value is unknown and cannot be ascertained, shall be the first ascertainable price paid for the materials in the Party, but may exclude all the costs incurred in the Party in transporting the materials from the warehouse of the supplier of the materials to the place where the producer is located such as freight, insurance and packing as well as any other known and ascertainable costs incurred in the Party.
⑮ スイスEPA 附属書2第4条 十分に作業又は加工される産品 (Annex II Article IV Sufficiently Worked or Processed Products)	
4	1及び2の規定の適用上、締約国の関税地域における産品の生産に使用される非原産材料の価額は、次のいずれかの価額とする。
	For the purposes of paragraphs 1 and 2, the value of nonoriginating materials used in the production of the product in the customs territory of a Party:
(a)	関税評価協定に従って決定される価額であって、当該産品の生産者の所在する当該関税地域の輸入港に当該非原産材料を輸送するために要する運賃、保険料及び適当な場合のこん包費その他のすべての費用を含むもの
	shall be determined in accordance with the Agreement on Customs Valuation and shall include freight, insurance and, where appropriate, packing and all other costs incurred in transporting the nonoriginating materials to the importation port in the customs territory of the Party where the producer of the product is located; or
(b)	当該非原産材料の価額が不明で確認することができない場合には、当該非原産材料についての当該関税地域における確認可能な最初の支払に係る価額。ただし、当該非原産材料の供給者の倉庫から当該製品の生産者の所在地まで当該非原産材料を輸送するために当該関税地域において要する運賃、保険料、こん包費その他のすべての費用及び当該関税地域において要する他の費用（一般的に認められており、かつ、確認可能なものに限る。）を除外することができる。
	if such value is unknown and cannot be ascertained, shall be the first ascertainable price paid for the non-originating materials in the customs territory of the Party, but may exclude all costs incurred in that customs territory in transporting the non-originating materials from the warehouse of the supplier of that material to the place where the producer is located such as freight, insurance and packing costs as well as any other known and ascertainable cost incurred in that customs territory.
⑯ インドEPA 第30条 原産資格割合の算定 (Article 30 Calculation of Qualifying Value Content)	
3	1の規定の適用上、締約国における産品の生産に使用される材料の価額は、次のいずれかの価額とする。
	For the purposes of paragraph 1, the value of a material used in a production of a good in a Party:
(a)	CIF 価額

	shall be the CIF value; or
(b)	当該材料についての当該締約国における確認可能な最初の支払に係る価額。ただし、当該材料の供給者の倉庫から当該製品の生産者の所在地まで当該材料を輸送するために当該締約国において要する運賃、保険料、こん包費その他の全ての費用及び当該締約国において要する他の費用（一般的に認められており、かつ、確認可能なものに限る。）を除外することができる。
	shall be the first ascertainable price paid for the material in the Party, but may exclude all the costs incurred in the Party in transporting the material from the warehouse of the supplier of the material to the place where the producer is located such as freight, insurance and packing as well as any other known and ascertainable cost incurred in the Party.
注釈	この3の規定の適用上、「CIF 価額」とは、関税評価協定に従って決定される輸入貨物の課税価額であって、当該製品の生産者が所在する締約国の輸入港に当該材料を輸送するために要する適当な場合の運賃及び保険料、こん包費その他の全ての費用を含むものをいう。
Note:	For the purposes of this paragraph, the term “CIF value” means the customs value of the imported good in accordance with the Agreement on Customs Valuation and includes freight and insurance where appropriate, packing and all other costs incurred in transporting the material to the importation port in the Party where the producer of the good is located.
⑰ペルー EPA 第41条 原産資格割合 （Article 41 Qualifying Value Content）	
3	1の規定の適用上、締約国における製品の生産において使用される非原産材料の価額は、次のいずれかの価額とする。
	For the purposes of paragraph 1, the value of the nonoriginating materials used in the production of a good in a Party shall be:
(a)	製品の生産者が直接輸入する材料については、CIF 価額
	in the case of a material imported directly by the producer of a good: the CIF value; or
(b)	製品の生産者が当該締約国において取得する材料については、次のいずれかの価額
	in the case of a material acquired by the producer in the Party:
(i)	CIF 価額
	the CIF value; or
(ii)	取引価額。ただし、当該非原産材料の供給者の倉庫から当該製品の生産者の所在地まで当該非原産材料を輸送するために当該締約国において要する全ての費用（例えば、運賃、保険料、こん包費）及び当該締約国において輸送の際に要する他の費用（一般的に認められており、かつ、確認可能なものに限る。）を除外することができる。
	the transaction value, but may exclude all the costs incurred in the Party in transporting the material from the warehouse of the supplier of the material to the place where the producer is located such as freight, insurance and packing as well as any other known and ascertainable cost incurred in the Party in such transportation.

注釈1	この3の規定の適用上、「CIF 価額」とは、当該非原産材料について、関税評価協定に従って輸入貨物の課税価額として決定される価額をいい、当該産品の生産者が所在する締約国の輸入港に当該非原産材料を輸送するために要する適当な場合の運賃及び保険料、こん包費並びに他の全ての費用を含む。
Note 1:	For the purposes of this paragraph, the term “CIF value” means the customs value of the imported good in accordance with the Agreement on Customs Valuation and includes freight and insurance where appropriate, packing and all other costs incurred in transporting the material to the importation port in the Party where the producer of the good is located.
注釈2	この3の規定の適用上、「取引価額」とは、当該非原産材料の生産者が行う取引に関連して当該非原産材料に対して現実に支払われた又は支払われるべき価額をいう。
Note 2:	For the purposes of this paragraph, the “transaction value” means the price actually paid or payable for a material with respect to a transaction of the producer of the material.

第3.5条5

5	2の規定の適用上、産品の非原産材料の価額には、当該産品の生産に当たって使用される当該締約国の原産材料の生産において使用される非原産材料の価額を含めない。
	For the purposes of paragraph 2, the value of non-originating materials of a good shall not include the value of non-originating materials used in the production of originating materials of the Party which are used in the production of the good.

1. 本規定の趣旨

本規定は、オーストラリアEPAにおいてはロールアップ方式を採用している旨を定めるものである。

2. 本規定において用いられている用語等の意味

「2の規定の適用上 (For the purposes of paragraph 2)」：第3.5条2に基づき原産資格割合を計算する場合に、この5の規定が適用されることを定めるものである。

「非原産材料 (non-originating materials)」：第3.4条2の解説の2.を参照のこと。

「原産材料 (originating materials)」：第3.1条 (h) に定義が定められているので、そちらを参照のこと。

「含めない (shall not include)」：shall not という規定であることから、含めることを禁止していることとなる。

3. 本規定の解釈

ロールアップ方式については第2部第2章第3節1. (5) ④において、また、本規定の解釈については同第3節2. (3) において、それぞれ詳述したところ、そちらを参照されたい。

4. 関連する国内法令等の概要

(1) 関税法等の法律においては、特に関連規定は定められておらず、関税法第3条の規定に基づき、本規定が直接適用されている。

(2) 関税法基本通達68-5-2

『各協定における原産品認定基準及び積送基準の具体的規定については、関税法第3条ただし書の規定により直接適用されるが、業務の参考とするため、当該規定の一覧表を別途事務連絡する。』

上記の通り、本通達においては、本協定の規定が直接適用される旨を確認するにとどまっており、特に補足的な規定を設けることはしていない。

5. 本規定の沿革及び他のEPA等との比較

日本の14本のEPAにおいて、第3.5条5に対応する規定が最初に設けられたのは、メキシコEPA第24条4(a)においてである。以降のEPA（インドEPAを除く。）においてもいずれもロールアップ方式が採用されている。

なお、シンガポールEPAにおいては、他のEPAにおいて採用されているロールアップ方式そのものを採用している訳ではないが、当該ロールアップ方式と同様の効果をもたらす規定が定められている。また、チリEPAにおいては、ロールアップ方式が採用されていると解されるが、その根拠規定は他のEPAとは異なるものとなっている。シンガポールEPA及びチリEPAにおける関連規定については、第2部第2章第3節2. (5) [シンガポール] 及び同 (6) [チリ] において、それぞれ詳述したところ、そちらを参照されたい。

また、一般特惠原産地規則においては、トレーシング方式が採用されている。トレーシング方式については第2部第2章第3節1. (5) ④において、また、同規則における関連規定の解釈については同第3節2. 【補足2-4】において、それぞれ詳述したところ、そちらを参照されたい。

それでは、日本のEPA及びその関連文書における関係条文を表3-69に掲げる。

表3-69

①オーストラリアEPA 第3.5条 原産資格割合の算定 (Article 3.5 Calculation of Qualifying Value Content)	
5	2の規定の適用上、製品の非原産材料の価額には、当該製品の生産に当たって使用される当該締約国の原産材料の生産において使用される非原産材料の価額を含めない。 For the purposes of paragraph 2, the value of non-originating materials of a good shall not include the value of non-originating materials used in the production of originating materials of the Party which are used in the production of the good.
②UNCTAD合意文書	
—	
③一般特惠原産地規則（関税暫定措置法施行規則別表 備考）	

1	(3) 「非原産品の価格」とは、非原産品の特恵受益国に輸入された際の課税価格（世界貿易機関を設立するマラケシュ協定附属書1Aの1994年の関税及び貿易に関する一般協定第7条の実施に関する協定に基づいて計算される価格（当該非原産品が当該特恵受益国の輸入港に到着するまでの運送に要する運賃、保険料その他当該運送に関連する費用を含む。）又はこれに準ずる価格）をいい、当該課税価格を確認することができない物品については、特恵受益国において対価として支払われたことを確認することができる最初の支払いに係る価格をいう。
	(4) 「生産された物品の価格」とは、特恵受益国から輸出される物品の当該国の輸出港における本船甲板渡し価格（輸出の際に軽減、免除又は払戻しを受けるべき国内消費税の額を除く。）又はこれに準ずる価格をいう。
2	この表の各項において、同表の下欄において製造につき非原産品割合が一定の率以下となることが必要とされる条件（以下「定率基準」という。）を定める項の中欄に掲げる物品（以下「製品」という。）の原料又は材料として使用された物品（以下「中間生産品」という。）が定率基準を定める他の項の中欄に掲げる物品に該当するときは、当該製品に係る定率基準を定める項の適用については、当該中間生産品の生産に使用された原産品及び非原産品は、製品の生産に直接に使用されたものとみなす。
④旧京都規約	
—	
⑤シンガポールEPA 第23条 原産品（Article 23 Originating Goods）	
6	5(c)の規定の適用上、 For the purpose of sub-paragraph(c) of paragraph 5 above:
(a)	各材料の原産資格価額は、 the qualifying value of materials shall be:
(i)	当該材料が(b)の要件を満たす場合には、当該材料の価額に等しい価額とする。 the total value of the material if the material satisfies the requirements of subparagraph(b) below; or
(ii)	当該材料が(b)の要件を満たさない場合には、一方の又は双方の締約国に帰せられる当該材料の原産価額そのものとする。 the value of the material that can be attributed to one or both of the Parties if the material does not satisfy the requirements of subparagraph(b) below; and
(b)	(a)の規定の適用上、各材料が次の要件を満たす場合には、この(b)の要件を満たすものとする。 for the purpose of subparagraph(a) above, a material shall be considered to have satisfied the requirements of this sub-paragraph if:
(i)	一方の又は双方の締約国に帰せられる当該材料の原産割合が当該材料の価額の40%以上であること。 the content of the value of the material that can be attributed to one or both of the Parties is not less than 40 per cent of the total value of the material; and
(ii)	生産又は作業が最後に行われた国がいずれかの締約国であること。 the material has undergone its last production or operation in the territory of either Party.

⑥メキシコEPA 第24条 材料の価額 （Article 24 Value of Materials）	
4	製品の生産において生産者が使用する非原産材料の価額には、次の価額を含めない。 The value of non-originating materials used by the producer in the production of the good shall not include the value of the non-originating materials used by: (a) 製品の生産に当たって生産者が取得し、かつ、使用する原産材料の生産において、当該原産材料の生産者が使用した非原産材料の価額 another producer in the production of an originating material which is acquired and used by the producer of the good in the production of such good; or (b) 第26条の規定に基づき製品の生産者が中間材料として指定する自己生産の原産材料の生産において、当該生産者が使用した非原産材料の価額 the producer of the good in the production of a self-produced originating material, which is designated by the producer as an intermediate material under Article 26.
⑦マレーシアEPA 第28条 原産品 （Article 28 Originating Goods）	
7	製品が締約国の原産品であるか否かを決定するため4(b)の規定に従って原産資格割合を算定するに当たり、当該製品のVNMには、当該製品の生産に当たって使用される当該締約国の原産材料の生産において使用される非原産材料の価額を含めない。 For the purposes of calculating the qualifying value content of a good under subparagraph 4(b) of this Article in determining whether the good qualifies as an originating good of a Country, V.N.M. of the good shall not include the value of non-originating materials used in the production of originating materials of the Country which are used in the production of the good.
⑧フィリピンEPA 第29条 原産品 （Article 29 Originating Goods）	
7	製品が締約国の原産品であるか否かを決定するため4(b)の規定に従って原産資格割合を算定するに当たり、当該製品のVNMには、当該製品の生産に当たって使用される当該締約国の原産材料の生産において使用される非原産材料の価額を含めない。 For the purposes of calculating the qualifying value content of a good under subparagraph 4(b) above in determining whether the good qualifies as an originating good of a Party, V.N.M. of the good shall not include the value of non-originating materials used in the production of originating materials of the Party which are used in the production of the good.
⑨チリEPA 第31条 材料の価額 （Article 31 Value of Materials）	
1	材料の価額は、 The value of a material: (a) 当該材料の取引価額とする。 shall be the transaction value of the material; or (b) 当該材料の取引価額が存在しない場合又は当該材料の取引価額が関税評価協定第1条の規定により受諾可能なものでない場合には、関税評価協定第2条から第7条までの規定に従って決定する。 in the event that there is no transaction value or the transaction value of the material is unacceptable under Article 1 of the Agreement on Customs Valuation, shall be determined in accordance with Articles 2 through 7 of the Agreement on Customs Valuation.

⑨チリEPA 第54条 定義（Article 54 Definitions）	
	この章の規定の適用上、 For the purposes of this Chapter:
(n)	「材料の取引価額」とは、材料が輸出のために販売されるか否かにかかわらず、製品の生産者が行う取引に関連して材料に対して現実に支払われた又は支払われるべき価格（関税評価協定第1条に規定する原則に基づくものをいう。）であって、関税評価協定第8条1、3及び4に規定する原則に従って調整されるものをいう。この定義の適用上、材料の供給者を関税評価協定に規定する売手とし、製品の生産者を関税評価協定に規定する買手とする。 the term “transaction value of a material” means the price actually paid or payable for a material with respect to a transaction of the producer of the good, pursuant to the principles of Article 1 of the Agreement on Customs Valuation, adjusted in accordance with the principles of paragraphs 1, 3 and 4 of Article 8 of the Agreement on Customs Valuation, regardless of whether the material is sold for export. For the purposes of this definition, the seller referred to in the Agreement on Customs Valuation shall be the supplier of the material, and the buyer referred to in the Agreement on Customs Valuation shall be the producer of the good.
⑩タイEPA 第28条 原産品（Article 28 Originating Goods）	
7	製品が締約国の原産品であるか否かを決定するため4(b)の規定に従って原産資格割合を算定するに当たり、当該製品のVNMには、当該製品の生産に当たって使用される当該締約国の原産材料の生産において使用される非原産材料の価額を含めない。 For the purposes of calculating the qualifying value content of a good under subparagraph 4(b)above in determining whether the good qualifies as an originating good of a Party, V.N.M. of the good shall not include the value of non-originating materials used in the production of originating materials of the Party which are used in the production of the good.
⑪ブルネイEPA 第24条 原産品（Article 24 Originating Goods）	
7	製品が締約国の原産品であるか否かを決定するため4(b)の規定に従って原産資格割合を算定するに当たり、当該製品のVNMには、当該製品の生産に当たって使用される当該締約国の原産材料の生産において使用される非原産材料の価額を含めない。 For the purposes of calculating the qualifying value content of a good under subparagraph 4(b)in determining whether the good qualifies as an originating good of a Party, V.N.M. of the good shall not include the value of non-originating materials used in the production of originating materials of the Party which are used in the production of the good.
⑫インドネシアEPA 第29条 原産品（Article 29 Originating Goods）	
7	製品が締約国の原産品であるか否かを決定するため4(b)の規定に従って原産資格割合を算定するに当たり、当該製品のVNMには、当該製品の生産に当たって使用される当該締約国の原産材料の生産において使用される非原産材料の価額を含めない。 For the purposes of calculating the qualifying value content of a good under subparagraph 4(b)in determining whether the good qualifies as an originating good of a Party, V.N.M. of the good shall not include the value of non-originating materials used in the production of originating materials of the Party which are used in the production of the good.

⑬ アセアン包括EPA 第27条 域内原産割合の算定 (Article 27 Calculation of Regional Value Content)	
5	1の規定の適用上、製品のVNMには、当該製品の生産に当たって使用される当該締約国の原産材料の生産において使用される非原産材料の価額を含めない。 For the purposes of paragraph 1, the VNM of a good shall not include the value of non-originating materials used in the production of originating materials of the Party which are used in the production of the good.
⑭ ベトナムEPA 第27条 原産資格割合の算定 (Article 27 Calculation of Local Value Content)	
5	1の規定の適用上、製品のVNMには、当該製品の生産に当たって使用される当該締約国の原産材料の生産において使用される非原産材料の価額を含めない。 For the purposes of paragraph 1, the VNM of a good shall not include the value of non-originating materials used in the production of originating materials of the Party which are used in the production of the good.
⑮ スイスEPA 附属書2第4条 十分に作業又は加工される産品 (Annex II Rules of Origin Article IV Sufficiently Worked or Processed Products)	
6	産品が締約国の原産品であるか否かを決定するため当該産品の生産に使用される非原産材料の価額を算定するに当たり、当該非原産材料の価額には、当該産品の生産に当たって使用される材料であって当該締約国の原産品であるものの生産において使用される非原産材料の価額を含めない。 For the purposes of calculating the value of nonoriginating materials used in the production of a product in determining whether the product qualifies as an originating product of a Party, the value of non-originating materials of the product shall not include the value of non-originating materials used in the production of materials qualified as originating products of the Party which are used in the production of the product.
⑰ ペルーEPA 第41条 原産資格割合 (Article 41 Qualifying Value Content)	
5	この条の規定の適用上、締約国において産品の生産において使用される非原産材料の価額には、当該産品の生産に当たって使用される当該締約国の原産材料の生産において使用される非原産材料の価額を含めない。 For the purposes of this Article, the value of a nonoriginating material used in the production of a good in a Party shall not include the value of non-originating materials used in the production of originating materials of the Party which are used in the production of the good.

第3.5条6

6	2の規定の適用上、いずれかの締約国において生産される非原産材料の価額は、当該非原産材料に含まれる材料であって、いずれの締約国の原産材料ともされないものの価額に限定することができる。 For the purposes of paragraph 2, the value of non-originating material produced in either Party may be limited to the value of materials contained therein that are not otherwise qualified as originating materials of either Party.
---	--

1. 本規定の趣旨

本規定は、締約国で生産される非原産材料の価額の決定においてトレーシング方式とロールダウン方式のいずれかを選択することができる旨を定めるものである。

2. 本規定において用いられている用語等の意味

「2の規定の適用上（For the purposes of paragraph 2）」：第3.5条2に基づき原産資格割合を計算する場合に、この6の規定が適用されることを定めるものである。

「非原産材料（non-originating materials）」：第3.4条2の解説の2.を参照のこと。

「原産材料（originating materials）」：第3.1条（h）に定義が定められているので、そちらを参照のこと。

「限定することができる（may be limited）」：mayを用いていることから、限定しても良いし、限定しなくても良いこととなる。そして当該限定をするかしないかは、製品の原産性を申告する者（輸出者、生産者又は輸入者）の選択に委ねられている。

3. 本規定の解釈

ロールダウン方式については第2部第2章第3節1.（5）④において、また、本規定の解釈については同第3節2.（3）において、それぞれ詳述したところ、そちらを参照されたい。

4. 関連する国内法令等の概要

（1）関税法等の法律においては、特に関連規定は定められておらず、関税法第3条の規定に基づき、本規定が直接適用されている。

（2）関税法基本通達68-5-2

『各協定における原産品認定基準及び積送基準の具体的規定については、関税法第3条ただし書の規定により直接適用されるが、業務の参考とするため、当該規定の一覧表を別途事務連絡する。』

上記の通り、本通達においては、本協定の規定が直接適用される旨を確認するにとどまり、特に補足的な規定を設けることはしていない。

5. 本規定の沿革及び他のEPA等との比較

日本の14本のEPAにおいて、第3.5条6に対応する規定が最初に設けられたのはオーストラリアEPAにおいてであり、他のEPAには該当する規定はない。

第3.5条7

7	5及び6の規定は、5及び6に規定する材料の価額を証明する書面の証拠がある限りにおいて、産品に含まれる材料の価額の算定について適用することができる。
	Paragraphs 5 and 6 may apply in calculating the value of any materials contained in a good as long as the documentary evidence of the value referred to therein is available.

1. 本規定の趣旨

本規定は、関連する書面による証拠がある場合に限り、第3.5条5及び6の規定を適用することができる旨を定めるものである。

2. 本規定において用いられている用語等の意味

特になし。

3. 本規定の解釈

本規定は、関連する書面による証拠がある場合に限り、第3.5条5及び6の規定を適用することができる旨を定めるものである。

4. 関連する国内法令等の概要

(1) 関税法等の法律においては、特に関連規定は定められておらず、関税法第3条の規定に基づき、本規定が直接適用されている。

(2) 関税法基本通達68-5-2

『各協定における原産品認定基準及び積送基準の具体的規定については、関税法第3条ただし書の規定により直接適用されるが、業務の参考とするため、当該規定の一覧表を別途事務連絡する。』

上記の通り、本通達においては、本協定の規定が直接適用される旨を確認するにとどまっており、特に補足的な規定を設けることはしていない。

5. 本規定の沿革及び他のEPA等との比較

日本の14本のEPAにおいて、第3.5条7に対応する規定が最初に設けられたのはオーストラリアEPAにおいてであり、他のEPAには該当する規定はない。

第3.5条8

8	3(b)又は4(a)の規定の適用上、産品又は非原産材料の価額を決定するに当たり、関税評価協定は、産品又は非原産材料の国内での取得（国内での商取引の場合を含む。）について準用する。
	For the purposes of subparagraph 3(b) or 4(a), in determining the value of a good or non-originating material, the Agreement on Customs Valuation shall apply <i>mutatis mutandis</i> to domestic acquisition of the good or the nonoriginating material including domestic transactions.

1. 本規定の趣旨

本規定は、産品又は非原産材料の価額の決定において国内での取得が関わって来る場合に、当該国内取引に対して関税評価協定を準用する旨を定めるものである。

2. 本規定において用いられている用語等の意味

「関税評価協定（the Agreement on Customs Valuation）」：第3.5条3の解説の2.を参照のこと。

3. 本規定の解釈

WTO協定の下に関税評価協定は、輸入取引について適用されるものであるところ、本来であれば国内取引を含む国内での取得には適用されないものである。しかしながら、付加価値の算出に当たっては、国内で取得した非原産材料の価額が関わることも当然考えられるところ、そのような場合におけるルールの明確化を図るとの観点から、国内取引を含む国内での取得に対しても、関税評価協定を準用する旨を定めたものである。

（参考）関税評価協定の適用対象について

「関税評価協定」（the Agreement on Customs Valuation）の正式名称は、「世界貿易機関設立協定附属書1A1994年の関税及び貿易に関する一般協定第7条の実施に関する協定」（Agreement on Implementation of Article VII of the General Agreement on Tariffs and Trade 1994 in Annex 1A to the WTO Agreement）である。この名称からも分かる通り、「1994年の関税及び貿易に関する一般協定」の第7条の実施細則として性格を有する協定であるところ、当該第7条に「関税評価協定」の背景となる基本概念が定められている。ここで同第7条の1の規定を見てみると、

The contracting parties recognize the validity of the general principles of valuation set forth in the following paragraphs of this Article, and they undertake to give effect to such principles, in respect of all products subject to duties or other charges or restrictions on importation and exportation based upon or regulated in any manner by value.（以下、省略）

締約国は、次の諸項に定める関税上の評価の一般原則が妥当であることを認め、かつ、輸入及び輸出に関する関税その他の課徴金又は制限で価額に基くか又はなんらかの方法で価額によって規制されるものを課せられるすべての産品について、それらの原則を実施することを約束する。（以下、省略）（下線強調：筆者）

と規定されており、その内の下線を付した部分を見ると、「輸入に関する関税等であって価額に基づくものが課せられるもの」を対象としており、すなわち輸入取引が対象となっているということが見て取れよう。

なお、上記に記載した「1994年の関税及び貿易に関する一般協定」第7条の和文は、「世界貿易機関（WTO）を設立するマラケシュ協定」（発行：1997年4月1日 第2刷、監修：外務省経済局、発行所：財団法人 日本国際問題研究所）に掲載されている「1947年10月30日付けの「関税及び貿易に関する一般協定」」の第7条の和文の引用である。

こう書くと、なぜ、「1994年の関税及び貿易に関する一般協定」の条文に関して、「1947年10月30日付けの「関税及び貿易に関する一般協定」」の条文を引用するのか疑問に思われるであろう。

図3-24

- 1 1994年の関税及び貿易に関する一般協定（1994年のガット）は、次のものにより構成される。
- (a) 国際連合貿易雇用会議準備委員会第2会期の終了の時に採択された最終議定書（暫定的適用に関する議定書を除く。）に附属する1947年10月30日付けの関税及び貿易に関する一般協定（世界貿易機関協定の効力発生の日前に効力を生じた法的文書により訂正され、改正され又は修正されたもの）
 - (b) 世界貿易機関協定の効力発生の日前に1947年のガットの下で効力を生じた次に掲げる法的文書
 - (i) 関税譲許に関連する議定書及び確認書
 - (ii) 加入議定書（暫定的適用に関する規定（当該加入議定書の日付の日には有効な法令に反しない最大限度において1947年のガット第2部の規定を暫定的に適用する旨定める規定を含む。）及び暫定的適用の撤回に関する規定を除く。）
 - (iii) 義務の免除に関する決定（1947年のガット第25条の規定に基づいて行われたもの）であって、世界貿易機関協定の効力発生の日に効力を有しているもの（注）

注 この規定の対象となる義務の免除については、1993年12月15日の文書（文書番号MTN—FA）の第2部の11ページ及び12ページの脚注7並びに1994年3月21日の文書（文書番号MTN—FA—訂正6）に掲げる。閣僚会議は、その第1回の会合においてこの規定の対象となる義務の免除に関するリストを改定する。その改定されたリストにおいては、1993年12月16日から世界貿易機関協定の効力発生の日前までに1947年のガットに基づいて決定される義務の免除を追加し、かつ、世界貿易機関協定の効力発生の日前に効力を失う義務の免除を削除する。
 - (iv) その他1947年のガットの締約国団が行った決定
 - (c) 次に掲げる了解
 - (i) 1994年の関税及び貿易に関する一般協定第2条1(b)の解釈に関する了解
 - (ii) 1994年の関税及び貿易に関する一般協定第17条の解釈に関する了解
 - (iii) 1994年の関税及び貿易に関する一般協定の国際収支に係る規定に関する了解
 - (iv) 1994年の関税及び貿易に関する一般協定第24条の解釈に関する了解
 - (v) 1994年の関税及び貿易に関する一般協定に基づく義務の免除に関する了解
 - (vi) 1994年の関税及び貿易に関する一般協定第28条の解釈に関する了解
 - (d) 1994年の関税及び貿易に関する一般協定のマラケシュ議定書

では、ここで「1994年の関税及び貿易に関する一般協定」の条文を見てみよう。その1は図3-24に掲げる通りである。なお、同条文は、上記と同様に「世界貿易機関（WTO）を設立するマラケシュ協定」から引用する。

これを見ると、

「1994年の関税及び貿易に関する一般協定」

= 「1947年の10月30日付けの関税及び貿易に関する一般協定」（上記のサブパラグラフ(a))

+ WTOができるまでに「1947年の10月30日付けの関税及び貿易に関する一般協定」の下で策定された諸々の文書（上記のサブパラグラフ(b))

+ 「1947年の10月30日付けの関税及び貿易に関する一般協定」の条文の解釈を定めた文書（上記のサブパラグラフ(c))

+ 『「1994年の関税及び貿易に関する一般協定」のマラケシュ議定書』という文書（上記のサブパラグラフ(d))

という構成になっていることが見て取れる。

すなわち、「1947年の10月30日付けの関税及び貿易に関する一般協定」に関連する諸々の文書が積み重なった集合体が「1994年の関税及び貿易に関する一般協定」ということとなる。

したがって、ここでは、「1994年の関税及び貿易に関する一般協定」の条文として、そのベースとなっている「1947年の10月30日付けの関税及び貿易に関する一般協定」の条文を引用するものである。

4. 関連する国内法令等の概要

- (1) 関税法等の法律においては、特に関連規定は定められておらず、関税法第3条の規定に基づき、本規定が直接適用されている。
- (2) 関税法基本通達68-5-2

『各協定における原産品認定基準及び積送基準の具体的規定については、関税法第3条ただし書の規定により直接適用されるが、業務の参考とするため、当該規定の一覧表を別途事務連絡する。』

上記の通り、本通達においては、本協定の規定が直接適用される旨を確認するにとどまっており、特に補足的な規定を設けることはしていない。

5. 本規定の沿革及び他のEPA等との比較

日本の14本のEPAにおいて、第3.5条8に対応する規定が最初に設けられたのはメキシコEPAの第36条2においてである。当該規定は、NAFTA第413条d)の影響を受けているものと解される。

(参考) NAFTA第413条 解釈及び適用 (Article 413: Interpretation and Application)

For purposes of this Chapter:

d) in applying the Customs Valuation Code under this Chapter,

(i) the principles of the Customs Valuation Code shall apply to domestic transactions, with such modifications as may be required by the circumstances, as would apply to international transactions,

(ii) the provisions of this Chapter shall take precedence over the Customs Valuation Code to the extent of any difference, and

(iii) the definitions in Article 415 shall take precedence over the definitions in the Customs Valuation Code to the extent of any difference; and

この章の規定の適用上、

d) この章の下で関税評価協定を適用するに当たり、

i) 関税評価協定の原則は、状況に応じ必要な変更を加えて国内取引に適用する。

ii) この章の規定は、関税評価協定の規定との間に相違がある場合には、その相違の限りにおいて、関税評価協定の規定に優先する。

iii) 第415条の定義は、関税評価協定の定義との間に相違がある場合には、その相違

の限りにおいて、関税評価協定の定義に優先する。（和文：筆者による仮訳）

その後のマレーシアEPA以降のEPAにおいても、規定に細かな差異はあるものの同様の規定が整備されている。

なお、シンガポールEPA第23条7にも同旨の規定が定められているが、これは当初のEPAにおいては設けられておらず、

それでは、日本のEPA及びその関連文書における関係条文を表3-70に掲げる。

表3-70

①オーストラリアEPA 第3.5条 原産資格割合の算定 (Article 3.5 Calculation of Qualifying Value Content)	
8	3(b)又は4(a)の規定の適用上、産品又は非原産材料の価額を決定するに当たり、関税評価協定は、産品又は非原産材料の国内での取得（国内での商取引の場合を含む。）について準用する。
	For the purposes of subparagraph 3(b) or 4(a), in determining the value of a good or non-originating material, the Agreement on Customs Valuation shall apply <i>mutatis mutandis</i> to domestic acquisition of the good or the nonoriginating material including domestic transactions.
②UNCTAD合意文書	
—	
③一般特惠原産地規則	
—	
⑤シンガポールEPA 第23条 原産品 (Article 23 Originating Goods)	
7 注	関税評価協定は、国内取引の場合又は当該材料の取引が存在しない場合について準用する。
	Note: The Agreement on Customs Valuation shall apply <i>mutatis mutandis</i> to domestic transactions or to the cases where there is no transaction of the material.
⑥メキシコEPA 第36条 適用及び解釈 (Article 36 Application and Interpretation)	
2	この章の規定の適用上、産品又は材料の取引価額を決定するために関税評価協定を適用するに当たり、
	For the purposes of this Chapter, in applying the Customs Valuation Code to determine the transaction value of a good or a material:
(a)	関税評価協定の原則は、状況に応じ必要な変更を加えて国内取引に適用する。
	the principles of the Customs Valuation Code shall apply to domestic transactions, with such modifications as may be required by the circumstances, as would apply to international transactions; and
(b)	この章の規定は、関税評価協定の規定との間に相違がある場合には、その相違の限りにおいて、関税評価協定の規定に優先する。
	the provisions of this Chapter shall prevail over the Customs Valuation Code to the extent of any difference.
⑥メキシコEPA 第38条 定義 (Article 38 Definitions)	
この章の規定の適用上、	

For the purposes of this Chapter:	
(s)	「産品の取引価額」とは、産品が輸出のために販売されるか否かにかかわらず、産品の生産者が行う取引に関連して産品に対して現実に支払われた又は支払われるべき価格（関税評価協定第1条に規定する原則に基づくものをいう。）であって、関税評価協定第8条1、3及び4に規定する原則に従って調整されるものをいう。この定義の適用上、産品の生産者を関税評価協定に規定する売手とする。
	the term “transaction value of a good” means the price actually paid or payable for a good with respect to a transaction of the producer of the good, pursuant to the principles of Article 1 of the Customs Valuation Code, adjusted in accordance with the principles of paragraphs 1, 3 and 4 of Article 8 of the Customs Valuation Code, regardless of whether the good is sold for export. For the purposes of this definition, the seller referred to in the Customs Valuation Code shall be the producer of the good;
(t)	「材料の取引価額」とは、材料が輸出のために販売されるか否かにかかわらず、産品の生産者が行う取引に関連して材料に対して現実に支払われた又は支払われるべき価格（関税評価協定第1条に規定する原則に基づくものをいう。）であって、関税評価協定第8条1、3及び4に規定する原則に従って調整されるものをいう。この定義の適用上、材料の供給者を関税評価協定に規定する売手とし、産品の生産者を関税評価協定に規定する買手とする。
	the term “transaction value of a material” means the price actually paid or payable for a material with respect to a transaction of the producer of the good, pursuant to the principles of Article 1 of the Customs Valuation Code, adjusted in accordance with the principles of paragraphs 1, 3 and 4 of Article 8 of the Customs Valuation Code, regardless of whether the material is sold for export. For the purposes of this definition, the seller referred to in the Customs Valuation Code shall be the supplier of the material, and the buyer referred to in the Customs Valuation Code shall be the producer of the good; and
⑦マレーシアEPA 第28条 原産品（Article 28 Originating Goods）	
8	5(b)又は6(a)の規定の適用において産品又は非原産材料の価額を決定するために関税評価協定を適用するに当たり、関税評価協定は、必要な変更を加えて、国内取引の場合又は当該産品若しくは非原産材料の取引が存在しない場合について適用する。
	For the purposes of subparagraph 5(b) or 6(a) of this Article, in applying the Agreement on Customs Valuation to determine the value of a good or non-originating material, the Agreement on Customs Valuation shall apply mutatis mutandis to domestic transactions or to the cases where there is no transaction of the good or non-originating material.
⑧フィリピンEPA 第29条 原産品（Article 29 Originating Goods）	
8	5(b)又は6(a)の規定の適用において産品又は非原産材料の価額を決定するために関税評価協定を適用するに当たり、関税評価協定は、必要な変更を加えて、国内取引の場合又は当該産品若しくは非原産材料の取引が存在しない場合について適用する。

	For the purposes of subparagraph 5(b) or 6(a) above, in applying the Agreement on Customs Valuation to determine the value of a good or non-originating material, the Agreement on Customs Valuation shall apply <i>mutatis mutandis</i> to domestic transactions or to the cases where there is no transaction of the good or non-originating material.
⑨チリEPA 第54条 原産資格割合 (Article 30 Qualifying Value Content)	
	この章の規定の適用上、
	For the purposes of this Chapter:
(m)	「製品の取引価額」とは、製品が輸出のために販売されるか否かにかかわらず、製品の生産者が行う取引に関連して製品に対して現実に支払われた又は支払われるべき価格（関税評価協定第1条に規定する原則に基づくものをいう。）であって、関税評価協定第8条1、3及び4に規定する原則に従って調整されるものをいう。この定義の適用上、製品の生産者を関税評価協定に規定する売手とする。
	the term “transaction value of a good” means the price actually paid or payable for a good with respect to a transaction of the producer of the good, pursuant to the principles of Article 1 of the Agreement on Customs Valuation, adjusted in accordance with the principles of paragraphs 1, 3 and 4 of Article 8 of the Agreement on Customs Valuation, regardless of whether the good is sold for export. For the purposes of this definition, the seller referred to in the Agreement on Customs Valuation shall be the producer of the good; and
(n)	「材料の取引価額」とは、材料が輸出のために販売されるか否かにかかわらず、製品の生産者が行う取引に関連して材料に対して現実に支払われた又は支払われるべき価格（関税評価協定第1条に規定する原則に基づくものをいう。）であって、関税評価協定第8条1、3及び4に規定する原則に従って調整されるものをいう。この定義の適用上、材料の供給者を関税評価協定に規定する売手とし、製品の生産者を関税評価協定に規定する買手とする。
	the term “transaction value of a material” means the price actually paid or payable for a material with respect to a transaction of the producer of the good, pursuant to the principles of Article 1 of the Agreement on Customs Valuation, adjusted in accordance with the principles of paragraphs 1, 3 and 4 of Article 8 of the Agreement on Customs Valuation, regardless of whether the material is sold for export. For the purposes of this definition, the seller referred to in the Agreement on Customs Valuation shall be the supplier of the material, and the buyer referred to in the Agreement on Customs Valuation shall be the producer of the good.
⑩タイEPA 第28条 原産品 (Article 28 Originating Goods)	
8	5(b)又は6(a)の規定の適用において製品又は非原産材料の価額を決定するために関税評価協定を適用するに当たり、関税評価協定は、必要な変更を加えて、国内取引の場合又は当該製品若しくは非原産材料の取引が存在しない場合について適用する。
	For the purposes of subparagraph 5(b) or 6(a) above, in applying the Agreement on Customs Valuation to determine the value of a good or non-originating material, the Agreement on Customs Valuation shall apply <i>mutatis mutandis</i> to domestic transactions or to the cases where there is no transaction of the good or non-originating material.

⑪ブルネイEPA 第24条 原産品 （Article 24 Originating Goods）	
8	5(b)又は6(a)の規定の適用において産品又は非原産材料の価額を決定するために関税評価協定を適用するに当たり、関税評価協定は、必要な変更を加えて、国内取引の場合又は当該産品若しくは非原産材料の取引が存在しない場合について適用する。
	For the purposes of subparagraph 5(b) or 6(a), in applying the Agreement on Customs Valuation to determine the value of a good or non-originating material, the Agreement on Customs Valuation shall apply <i>mutatis mutandis</i> to domestic transactions or to the cases where there is no transaction of the good or non-originating material.
⑫インドネシアEPA 第29条 原産品 （Article 29 Originating Goods）	
8	5(b)又は6(a)の規定の適用において産品又は非原産材料の価額を決定するために関税評価協定を適用するに当たり、関税評価協定は、必要な変更を加えて、国内取引の場合又は当該産品若しくは非原産材料の取引が存在しない場合について適用する。
	For the purposes of subparagraph 5(b) or 6(a), in applying the Agreement on Customs Valuation to determine the value of a good or non-originating material, the Agreement on Customs Valuation shall apply <i>mutatis mutandis</i> to domestic transactions or to the cases where there is no transaction of the good or non-originating material.
⑬アセアン包括EPA第27条 域内原産割合の算定 （Article 27 Calculation of Regional Value Content）	
6	3(b)又は4(a)の規定の適用において産品又は非原産材料の価額を決定するために関税評価協定を適用するに当たり、関税評価協定は、必要な変更を加えて、国内取引の場合又は当該産品若しくは非原産材料の国内取引が存在しない場合について適用する。
	For the purposes of subparagraph 3(b) or 4(a), in applying the Agreement on Customs Valuation to determine the value of a good or non-originating material, the Agreement on Customs Valuation shall apply, <i>mutatis mutandis</i> , to domestic transactions or to the cases where there is no domestic transaction of the good or non-originating material.
⑭ベトナムEPA 第27条 原産資格割合の算定 （Article 27 Calculation of Local Value Content）	
6	3(b)又は4(a)の規定の適用において産品又は非原産材料の価額を決定するために関税評価協定を適用するに当たり、関税評価協定は、必要な変更を加えて、国内取引の場合又は当該産品若しくは非原産材料の国内取引が存在しない場合について適用する。
	For the purposes of subparagraph 3(b) or 4(a), in applying the Agreement on Customs Valuation to determine the value of a good or non-originating materials, the Agreement on Customs Valuation shall apply, <i>mutatis mutandis</i> , to domestic transactions or to the cases where there is no domestic transaction of the good or non-originating material.
⑮スイスEPA 附属書2第4条 十分に作業又は加工される産品 （Annex II Rules of Origin Article IV Sufficiently Worked or Processed Products）	
5	4(a)の規定の適用において非原産材料の価額を決定するに当たり、関税評価協定は、非原産材料の関税地域内での取得（関税地域内での商取引の場合を含める。）について準用する。

	For the purposes of subparagraph 4(a), in determining the value of non-originating materials, the Agreement on Customs Valuation shall apply <i>mutatis mutandis</i> to domestic acquisition of the non-originating materials including domestic transactions.
⑯インドEPA 第30条 原産資格割合の算定 (Article 30 Calculation of Qualifying Value Content)	
4	2(b)又は3(a)の規定の適用において産品又は非原産材料の価額を決定するために関税評価協定を適用するに当たり、関税評価協定は、必要な変更を加えて、国内取引の場合又は当該産品若しくは非原産材料の国内取引が存在しない場合について適用する。
	For the purposes of subparagraph 2(b) or 3(a), in applying the Agreement on Customs Valuation to determine the value of a good or non-originating material, the Agreement on Customs Valuation shall apply <i>mutatis mutandis</i> to domestic transactions or to the cases where there is no domestic transaction of the good or non-originating material.
⑰ペルーEPA 第41条 原産資格割合 (Article 41 Qualifying Value Content)	
4	2(b)又は3(b)の規定の適用において、産品又は非原産材料の価額を決定するに当たり、関税評価協定は、必要な変更を加えた上で、適用する。
	The Agreement on Customs Valuation shall apply, <i>mutatis mutandis</i> , for the purposes of calculating the value of a good or non-originating material referred to in subparagraphs 2(b) and 3(b).